

和歌山市 歴史的風致維持向上計画



目次

序章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	3
3. 計画の策定体制	3
4. 計画策定の経緯	5
第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景	6
1. 自然的環境	6
1) 位置	6
2) 地形・地質	7
3) 河川	9
4) 気象	12
2. 社会的環境	13
1) 市の変遷	13
2) 土地利用	14
3) 人口動態	15
4) 交通機関	17
5) 産業	19
3. 歴史的環境	27
1) 原始の和歌山	27
2) 古代の和歌山	30
3) 中世の和歌山	32
4) 近世の和歌山	34
5) 近・現代の和歌山	36
6) 和歌山市ゆかりの人物	38
4. 文化財等の分布状況	42
1) 和歌山市内の指定文化財・登録文化財	42
2) 指定文化財・登録文化財以外の主な文化財	60
3) 和歌山市の特産品、工芸品、食等	62
4) 日本遺産の認定	65
第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致	66
1. 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致	66
2. 維持・向上すべき歴史的風致の内容	67
1) 景勝地和歌の浦にみる歴史的風致	67
2) 紀三井寺 <small>きみいでら</small> にみる歴史的風致	88
3) 和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風致	97
4) 城下町和歌山にみる歴史的風致	107

5) 加太春日神社の海老祭 <small>かたかすが えびまつり</small> にみる歴史的風致	122
6) 葛城修験 <small>かつらぎしゅげん</small> にみる歴史的風致	129
7) 熊野古道にみる歴史的風致	138
8) 三社詣 <small>さんしゃまいり</small> にみる歴史的風致	151
9) 木ノ本の獅子舞にみる歴史的風致	160
10) 団七踊 <small>だんしちおどり</small> にみる歴史的風致	165
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	169
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	169
2. 既存計画との関係性	172
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	181
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	183
第4章 重点区域の位置及び区域	184
1. 歴史的風致の分布	184
2. 重点区域の位置	185
3. 重点区域の区域・名称・面積	187
4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果	190
5. 良好な景観の形成に関する施策との連携	190
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	196
1. 市全体に関する事項	196
2. 重点区域に関する事項	200
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	203
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	203
2. 歴史的風致の維持向上に資する事業	206
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	233
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	233
2. 歴史的風致形成建造物の指定要件	233
3. 歴史的風致形成建造物の候補	234
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	240
1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方	240
2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針	240
3. 届出が不要の行為	241
第9章 歴史的風致を生かしたまちづくりの展開	242
1. 歴史的風致の維持向上に向けて	242
2. 市民等との協働による歴史まちづくりに向けて	242
3. 観光施策等とも連携した歴史を生かしたまちづくりに向けて	242
4. 歴史まちづくりの推進体制強化に向けて	243

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

和歌山市は、紀伊半島の北西部に位置する。奈良県の大台ヶ原を源とする紀の川が東から西に流れて和歌山平野を形成し、北に和泉山地、西に紀淡海峡を望み、南は風光明媚な和歌浦湾に面し、温暖な気候と季節感豊かな自然に恵まれた都市である。地理的に大阪湾の海上交通と紀の川の河川交通の結節点に位置しているため、古来より、人・もの・情報が行き交う交流拠点として栄え、明治22年(1889)4月の市制施行以来、和歌山県の県都として発展し、近畿圏南部において文化や経済等様々な面で中心的な役割を担ってきた。

古代には、現在の和歌山県と三重県の一部にまたがった令制国であった紀伊国は、当初は「木国」と表記されていた。それは、大和盆地に発生した古代の政権により、大和盆地の南側に水源を発する紀の川の水運を利用した材木の供給地とされたためだと考えられている。さらに、紀伊国は、天皇の即位を記念して加太の海女が採った鮪を都へ献上する等海産物の供給地であり、都から最も訪れやすい海がある国であった。そして、その紀伊国の憧れの海を見るために、聖武天皇は貴族たちを引き連れて、現在の和歌の浦を訪れたとされている。特に『万葉集』には、山部赤人や柿本人麻呂等が詠んだ若の浦(和歌の浦)に関する和歌が多く残されており、当時から、風光明媚な景勝の地として広く知られ、歌枕(和歌にうたわれた名所)となった。

中世末には、羽柴(後の豊臣)秀吉の命で弟秀長により「和歌山城」が築城され、その後に入国した浅野幸長により拡張整備された。さらに徳川家康の10男頼宣が入城して以来、徳川御三家の紀州藩55万5千石の領地の核となった城下町として繁栄し、江戸時代後期には推計人口で約9万人を擁する全国有数の近世都市として栄えた。また、文化面では、紀州徳川家と表千家とのつながりから茶道が盛行し、文人画の祖・祇園南海、国学の大家である本居宣長をはじめとする近世文化をリードした多くの文化人が活躍した。さらに、当時より城下町周辺では、和歌の聖地で紀州徳川家の聖地でもあった和歌の浦、西国三十三所観音巡礼二番札所の紀三井寺、加太の淡嶋神社等が霊場として整備され、多くの旅人が訪れていた。

とりわけ、和歌の浦においては、浅野幸長が和歌浦天満神社や玉津島神社を再興したのをはじめ、紀州徳川家の時代には頼宣が父家康の慰霊のための紀州東照宮を建立し、妹背山に三断橋を架け母の供養のための海禅院多宝塔等も建立し、さらに妹背山東麓の水際に観海閣を建造した。観海閣は、妹背山に設けられた絶妙なる山水の景を楽しむ水閣として、巡礼者や庶民にも公開されるようになった。また、和歌祭の御成道の一部として不老橋を架け整備した。近世に加わったこれらの建造物は、和歌の浦の風致景観が類い希なるものであったことに加え、海の霊地として重視されるようになったことを示している。その結果、熊野・高野山・西国観音霊場の参詣を通じて紀州に来訪した多くの庶民等も、和歌に詠まれ絵画に描かれた古来の海浜風景に惹かれて和歌の浦を訪れるようになり、『紀伊国名所図会』等の案内記や紀行文を通じて、その魅力溢れる美しい風景・風物が広く紹介されるようになった。

さらに、紀州東照宮の創建の翌年からは、例大祭として和歌祭が始まった。当時から、多くの

民衆が参加し藩主らと楽しみを共有する祭であり、特に渡御行列は、紀州徳川家を中心とした神事に直接関わる渡り物と城下の町人が出した山車や踊り等の芸技集団で構成されていた。和歌山県を代表する祭として発展し、その後、戦争による休止等様々な障害を乗り越え、紀州伝統の芸能として、現在まで約400年にも渡り当時の祭礼の形式を引き継ぎながら、伝統の芸技が受け継がれてきた。

現在の和歌の浦は、干潟のうつろいや松林に彩られた砂浜・岩崖等を背景として、近世にかけて建造された寺社等が残る名所及び霊地とよぶに相応しい風致景観となっている。その観賞上の価値は高く、平成22年（2010）8月に国の名勝に指定された。

本市では、このような徳川御三家ゆかりの城下町や名勝和歌の浦等の和歌山市固有の歴史的・文化的遺産は、文化財保護法による保護のほか、都市計画法や屋外広告物法あるいは景観法等に基づく各種指定や規制・誘導措置等により保全・継承に取り組まれてきている。

しかし、歴史的建造物等は、経年劣化や自然災害等による損傷の危険にさらされ、また維持管理や修理修復の人的・技術的・金銭的困難さ等により、保全・継承に支障をきたす等の問題を抱えている。また、こうした歴史的建造物等を舞台に、地域においてこれまで継承されてきている祭事等伝統を有する活動についても、次世代の担い手の不足等により、安定的な活動継承が不安視されている側面もある。

こうした状況に対して、これまでも県・市をあげて様々な施策を打ち出してきたが、その効果は限定的であり、江戸時代から続く徳川家ゆかりの「まちなみ」や「いとなみ」の風化に歯止めをかけ、万葉の時代から語り継がれている景勝の地の保全をより着実に進めていくことが重要な課題となっている。これら問題状況の背景には、人口減少や少子高齢化の進展、市民意識や生活様式の変化等の社会背景に伴い、農村・漁村地域における産業の衰退、集落や市街地の空洞化等の地域活力の低下等、まちづくりとしての課題が影を落としている。

その一方で、例えば和歌の浦周辺では、名勝指定を機に地域住民等による保全団体の発足や情報発信等の様々な活動が盛り上がりを見せはじめており、地域による地道な取り組みへの支援が急務となっているものの、今後に向けた明るい材料となっている。

こうした状況を踏まえ、本市では、市民・事業者・行政等が力を合わせて、古くから受け継がれてきた豊かな歴史的景観や地域に息づく歴史文化遺産を守り、育て、継承し、さらに個性豊かな地域づくりへとつなげていく「歴史まちづくり」を目指し、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、『歴史まちづくり法』という。）に基づき、「和歌山市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

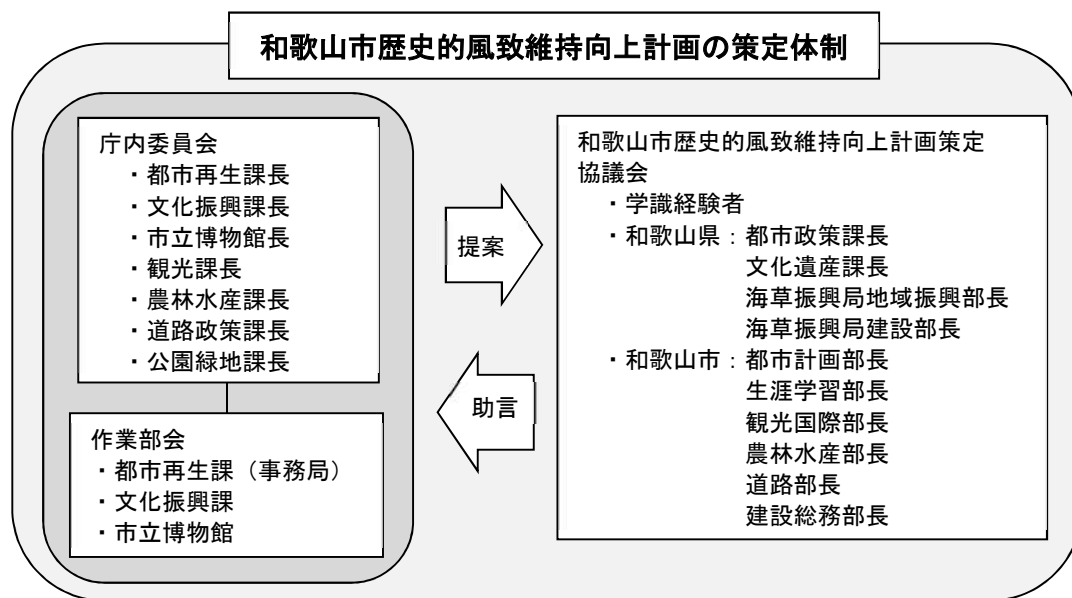
2. 計画期間

本計画の期間は、平成30年（2018）度から令和9年（2027）度までの10ヶ年とする。

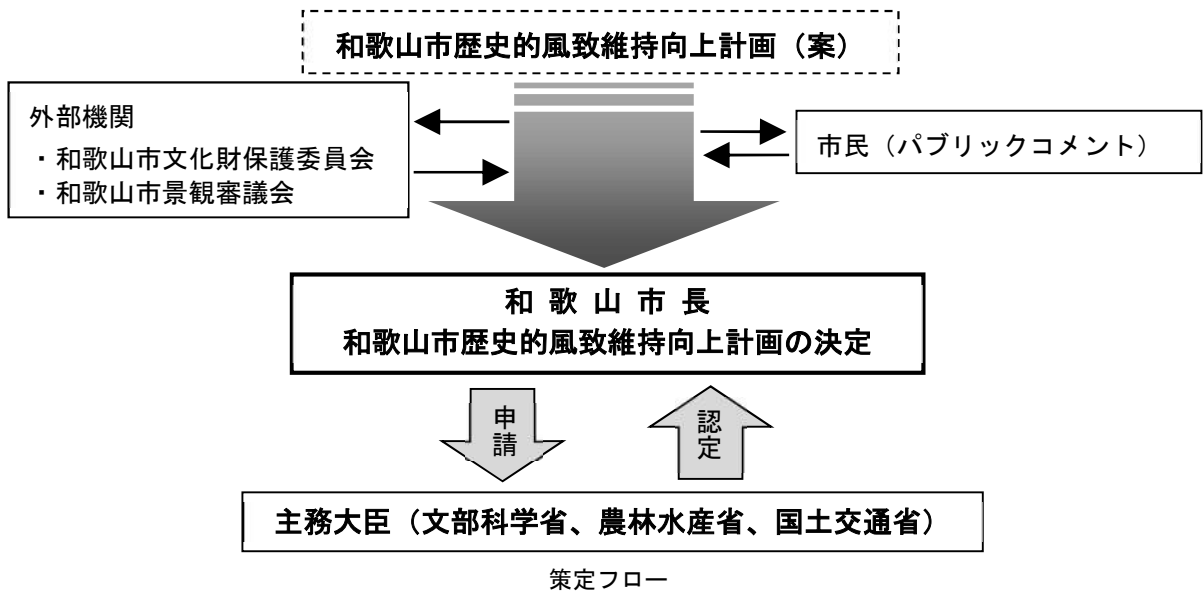
3. 計画の策定体制

本計画策定においては、文化財担当課及びまちづくり担当課で組織する作業部会において作成した素案を基に、関係課の課長等で組織した和歌山市歴史的風致維持向上計画策定庁内委員会（以下、庁内委員会という。）において検討を行い、学識経験者、和歌山県、和歌山市の関係部長で組織する和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会（歴史まちづくり法第11条の法定協議会）において専門的な見地から意見をもらい、計画案の作成を行った。作成した計画案は、市民へ意見募集を行い、本市の文化財に関する附属機関である「和歌山市文化財保護委員会」への意見聴取や本市の景観に関する附属機関である「和歌山市景観審議会」への報告、協力を得ながら、作業部会、庁内委員会、和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会においてさらに検討を進め、計画の取りまとめを行った。

なお、検討にあたっては、歴史まちづくり法の関係行政機関である文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省並びに和歌山県と協議等をしながら進めた。



和歌山市歴史的風致維持向上計画の策定体制



和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会名簿

種別	役職	氏名	備考
学識経験者	和歌山大学名誉教授	藤本 清二郎	文化財（近世史全般） 和歌山市文化財保護委員 史跡和歌山城保存整備委員
	和歌山大学紀州経済史文化史研究所特任准教授	吉村 旭輝	文化財（日本史・民俗学）
	和歌山大学観光学部准教授	永瀬 節治	まちづくり（都市計画・歴史的環境） 和歌山市都市計画審議会委員
	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授	下村 泰彦	和歌山市景観審議会委員（環境）
	一般社団法人和歌山県建築士会副会長	中西 重裕	和歌山市景観審議会委員（建築）
和歌山県	都市政策課長		
	文化遺産課長		
	海草振興局地域振興部長		
	海草振興局参事		
	建設部長事務取扱		
和歌山市	生涯学習部長		
	道路部長		
	建設総務部長		
	観光国際部長		
	農林水産部長		
	都市計画部長		
国	国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長		オブザーバー

4. 計画策定の経緯

計画策定の経緯		
開催日	会議名等	主な検討の内容
平成 28 年 12 月 22 日	第 9 回和歌山市景観審議会	歴史まちづくり制度、計画策定について
平成 29 年 2 月 24 日	第 1 回庁内委員会	歴史まちづくり制度、計画策定スケジュールについて
平成 29 年 3 月 23 日	第 2 回庁内委員会	歴史まちづくり事業について
平成 29 年 3 月 28 日	和歌山市文化財保護委員会	歴史まちづくり制度、計画策定について
平成 29 年 6 月 2 日	第 3 回庁内委員会	歴史的風致、歴史まちづくり事業について
平成 29 年 7 月 5 日	第 1 回和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会	計画策定体制、計画策定スケジュール、歴史的風致について
平成 29 年 7 月 12 日	第 4 回庁内委員会	計画作成の進捗状況、歴史まちづくり事業について
平成 29 年 8 月 16 日	第 5 回庁内委員会	計画作成の進捗状況、歴史まちづくり事業について
平成 29 年 8 月 30 日	第 2 回和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会	計画（骨子）について
平成 29 年 9 月 28 日	第 6 回庁内委員会	計画（素案）について
平成 29 年 10 月 11 日	第 3 回和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会	計画（素案）について
平成 29 年 11 月 8 日	第 7 回庁内委員会	計画（案）について
平成 29 年 11 月 13 日	第 4 回和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会	計画（案）について
平成 29 年 11 月 20 日 ～平成 29 年 12 月 19 日	意見募集 (パブリックコメント)	計画（案）について
平成 29 年 12 月 6 日～ 平成 29 年 12 月 15 日	和歌山市文化財保護委員会への 意見聴取	計画（案）について
平成 30 年 1 月 12 日	第 5 回和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会	計画（案）について、パブリックコメント結果
平成 30 年 2 月 22 日	和歌山市歴史的風致維持向上計画認定申請	
平成 30 年 3 月 26 日	和歌山市歴史的風致維持向上計画認定	

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

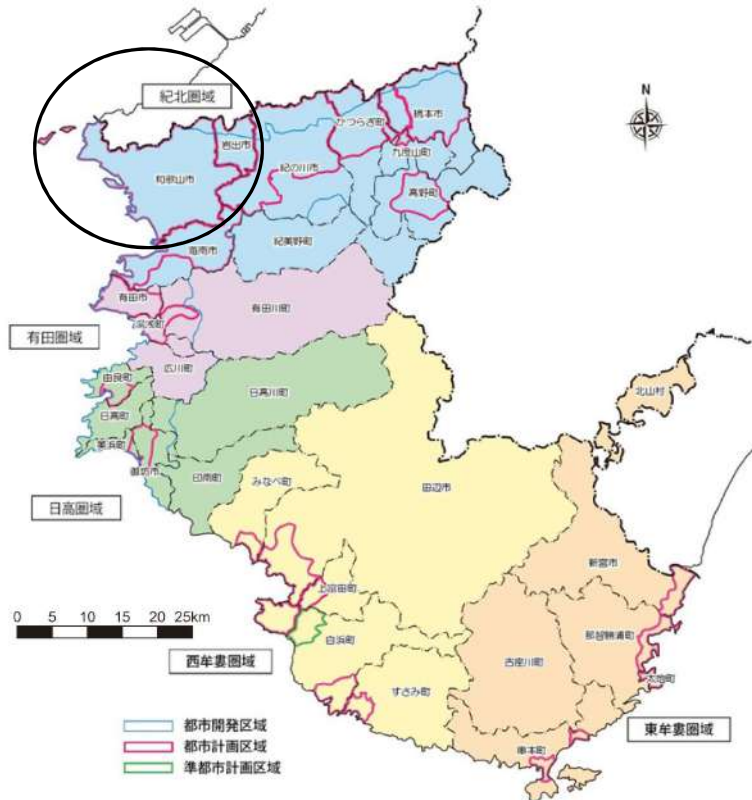
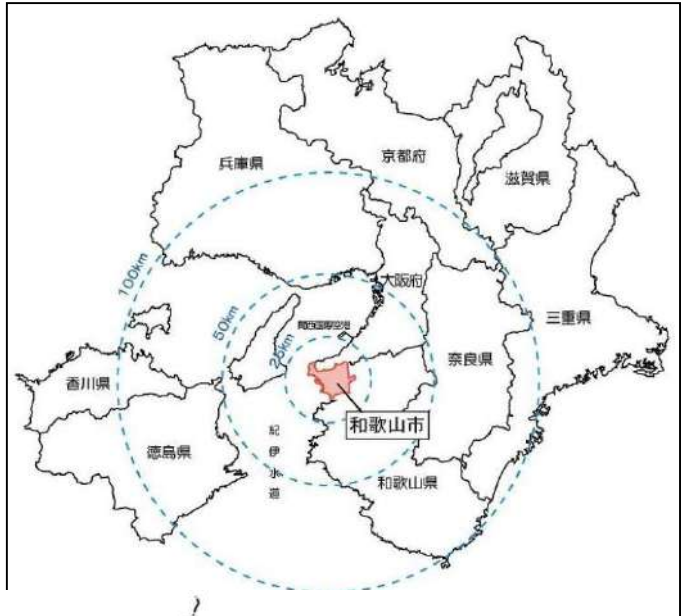
1. 自然的環境

1) 位置

本市は、和歌山県の最北西部、紀の川の最下流に位置し、市域は 208.84k m²、東西に約 29.0 km、南北に約 17.5 km の広さを有している。

北は大阪府、南は海南市、東は岩出市・紀の川市に接し、西は紀淡海峡を隔てて兵庫県(淡路島)・徳島県に相對している。また、関西国際空港から 25km 圏であり、空港から最も近い県庁所在地である。

市庁舎(和歌山市七番丁)は、北緯 34 度 14 分、東経 135 度 10 分に位置する。



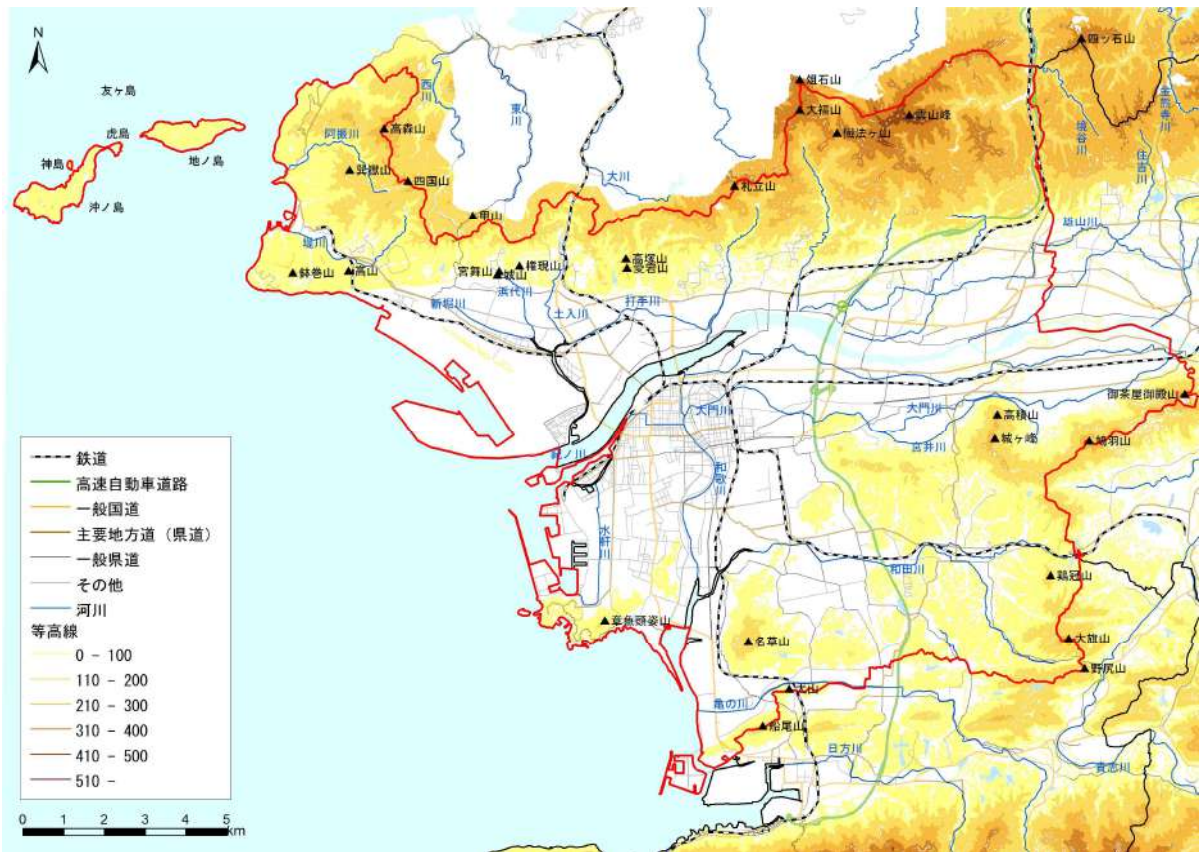
和歌山県の市町村

[出典：和歌山県都市計画マスタープラン・都市計画区域マスタープラン(紀北圏域)]

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

2) 地形・地質

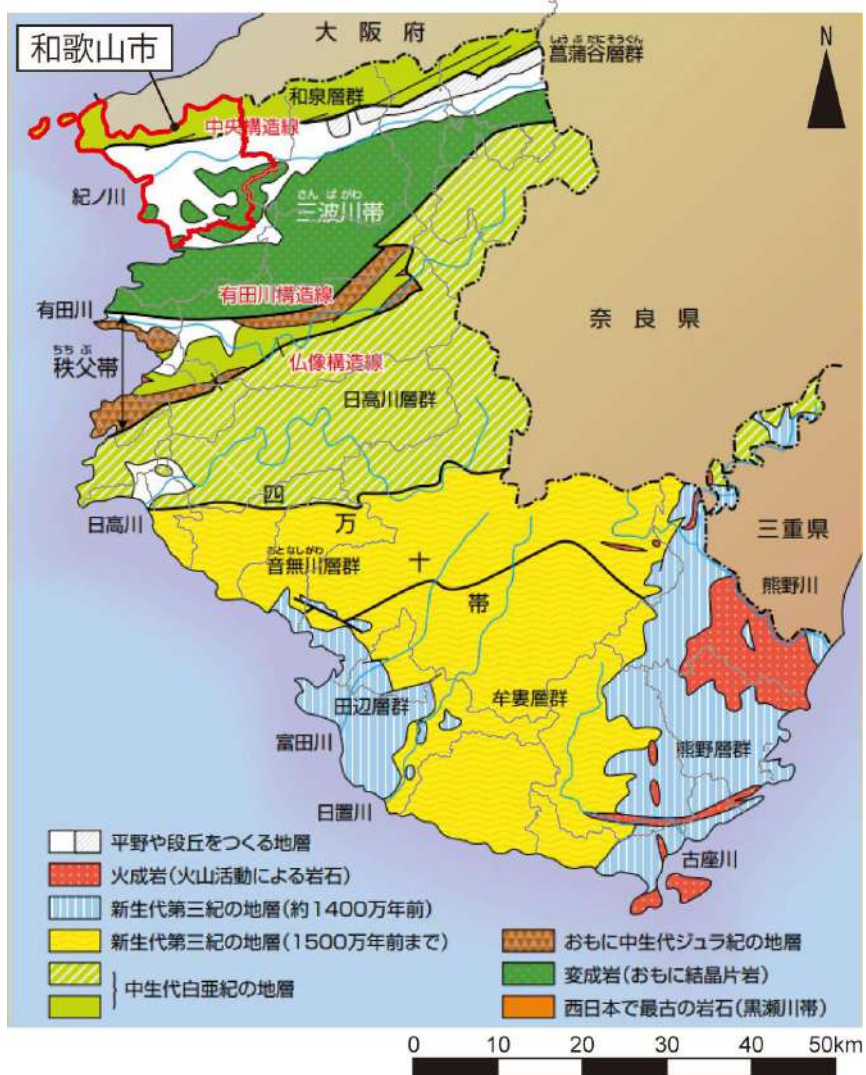
北側には隣接する大阪府阪南市や岬町との間に和泉山脈が連なり、西側は瀬戸内海国立公園に属している紀伊水道に面した海岸線を有し、東部から南部にかけては丘陵地が広がり、紀の川河口の沖積地に市街地が形成されている。また、西の紀淡海峡に浮かぶ地ノ島、神島、沖ノ島、虎島の4島の無人島があり、総称して「友ヶ島」とよばれている。



和歌山市の地形

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

本市の地質は、紀の川の右岸部分は和泉層群、紀の川部分の沖積層を挟んで、左岸側は三波川帯となつている。特に三波川帯を構成している結晶片岩の緑色片岩は、その色から「青石」とよばれており、古くから庭石や石垣等に使用されてきた。



和歌山県の岩石分布図



紀州特産の青石



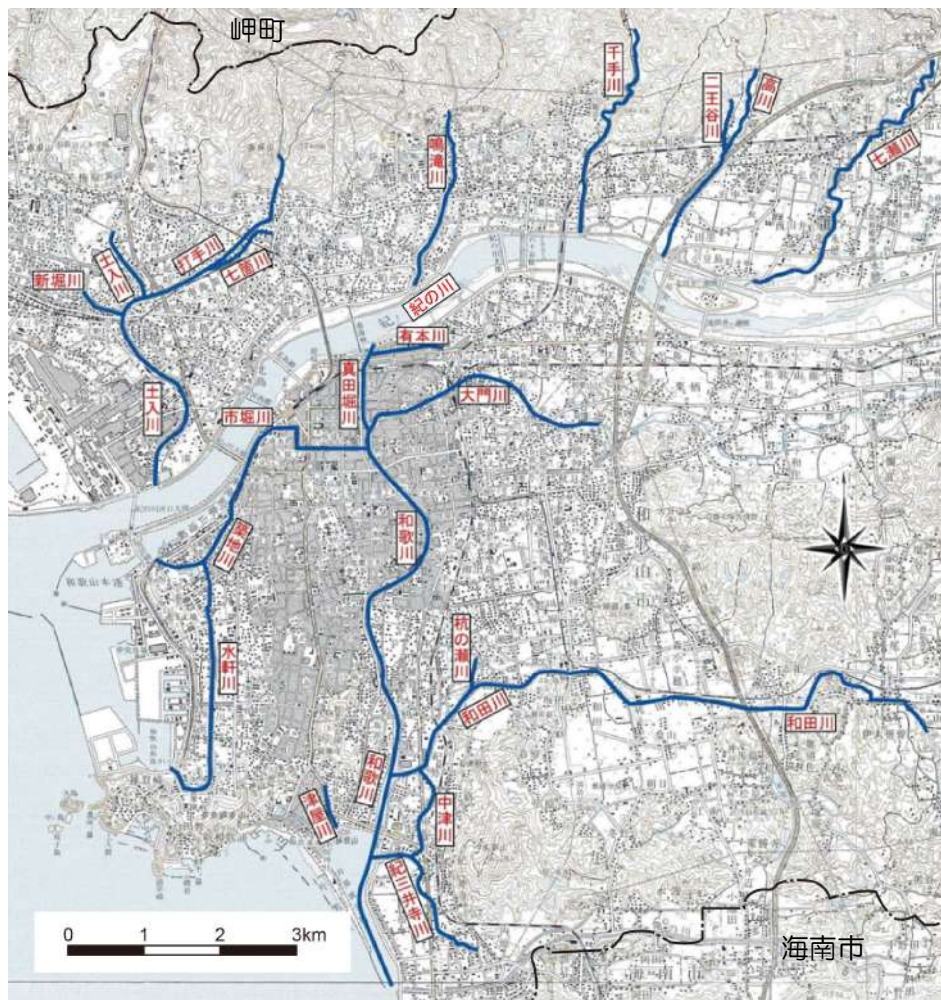
青石を使用した和歌山城の石垣

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

3) 河川

本市には、奈良県から和歌山県を流れる、全長 136km、流域面積 1,750 km²の一级河川、紀の川が通っており、紀の川水系の支川（一级河川）が 21 河川流れている。そのうち、紀の川の左岸側に位置する河川は中心部を流れる都市河川であり、流域のほとんどが平野部となっており、河床勾配は非常に緩やかである。また、和歌川およびその支派川（市堀川¹・大門川・真田堀川・有本川）は「内川」とよばれ、昭和の初期頃まで水運等に利用されていた。一方、紀の川右岸側の支川は、大阪府との境界に位置する和泉山脈を源流とし、紀の川に注いでおり、河床勾配は比較的急である。

紀の川は、奈良県に遡ると吉野川とよばれており、奈良県と三重県との県境にある日本有数の多雨地帯である大台ヶ原を源流とし、中央構造線に沿って西流し和歌山市で紀伊水道に注いでいる。上流部は約 70km を標高差 1,000m という急勾配で流れ、中下流部はほぼ同じ距離を標高差 100m の比較的緩やかな勾配で流れているため、古くから梅雨時期や台風の際には度々氾濫を繰り返し、河道がその都度変化する状況であった。



和歌山市の河川

[出典：紀の川水系和歌山市域河川整備計画（平成 23 年（2011）8 月 和歌山県）]

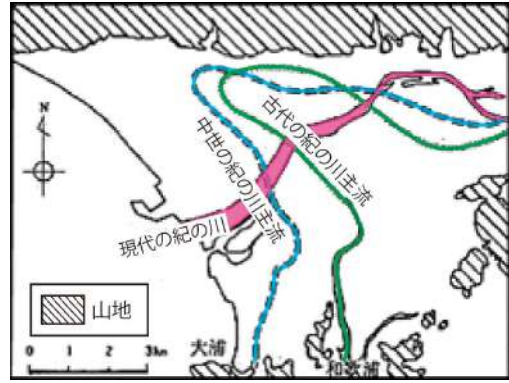
¹市堀川：「しほりかわ」や市場があった堀川という意味で「いちほりかわ」や「いちぼりがわ」という名称も使われている。



紀の川流域概要図

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

古代には、現在の和歌川部分を通り和歌浦湾に流れ込んでいたようで、中世に入り主流を現在の水軒川すいげんがわに変えて大浦へ注ぐようになり、15世紀末の明応4年（1495）の地震・津波によって、現在の流路の位置になったとされている。その後、17世紀初頭以降、和歌山城下町建設に伴い、紀の川沿いに連続堤防が築かれた。さらには近代的な河川改修によって、河道は一本化・直線化と拡幅がなされ、堤防もさらに強化された。



紀の川の流路の変遷

〔出典：和歌山わいわいサイト（和歌山河川国道事務所HP）〕

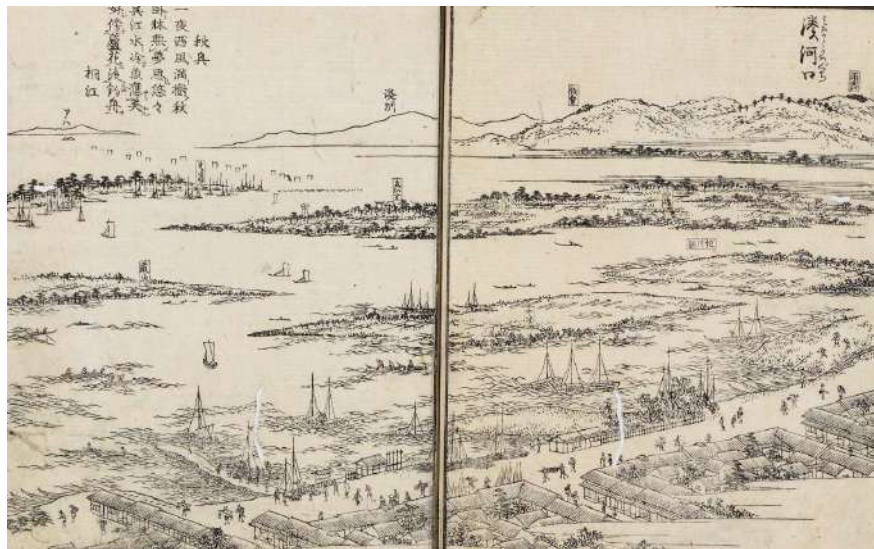
また、古代から水量が豊富な川であったため、灌漑用水や水運、漁業等に利用され、流域の発展に大きく寄与してきた。水運は鉄道の開通や自動車の普及によって衰退していったが、発電用水や灌漑用水かんがい、都市用水、和歌川の浄化用水等、現在も流域社会と重要な関わりを持っており、和歌山にとっての母なる川とよぶにふさわしい河川といえる。

【紀伊水道を望む紀の川の河港】

下の絵は、和歌山市久保丁付近から西の紀伊水道を眺めた約200年前の風景である。背景には、和泉山脈から淡路国（現＝兵庫県）、鳴門海峡を挟んで四国の阿波国（現＝徳島県）まで描かれている。

和歌山市湊本町付近は、河港となっていて、通称湊西河岸みなとにしがしといった。城山（久保丁4丁目の河岸公園付近）の西側には、帆をおろした船が何隻も停泊し、突堤では積荷が下ろされていた。

また、紀の川北岸の外浜には、湊の目あてとなった燈籠堂とうろうがみえる。鼠島（現＝築港）ねずみしまの向こう側には、葉種畑やくしゅばたけから青岸へ続く砂丘上に松林があり、その手前（東側）は風除けになって船が停泊する天然の良港となっていた。沖には、湊を目指して紀伊水道を航行してくる船の帆がいくつもみえ、当時、海上交通が活発であったことがわかる。

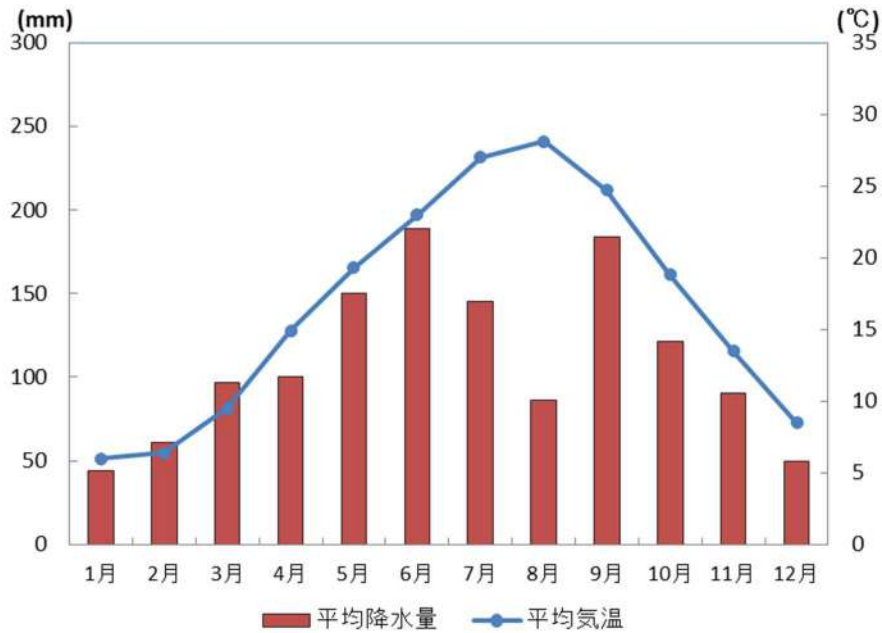


『紀伊国名所図会』 湊河口

4) 気象

本市は瀬戸内海式気候に属しており、年間をとおして比較的温暖で雨量も少ないのが特徴である。昭和56年(1981)から平成22年(2010)までの期間において、平均気温は1月が最も低く、8月が最も高くなっている。平均降水量は6月や9月が多くなっている。

また、平成29年(2017)の平均気温は16.8℃、月別では1月の平均気温が最も低く、8月が最も高くなっている。降水量は年間1,341.5mmであり、7月に最も多くなっている。

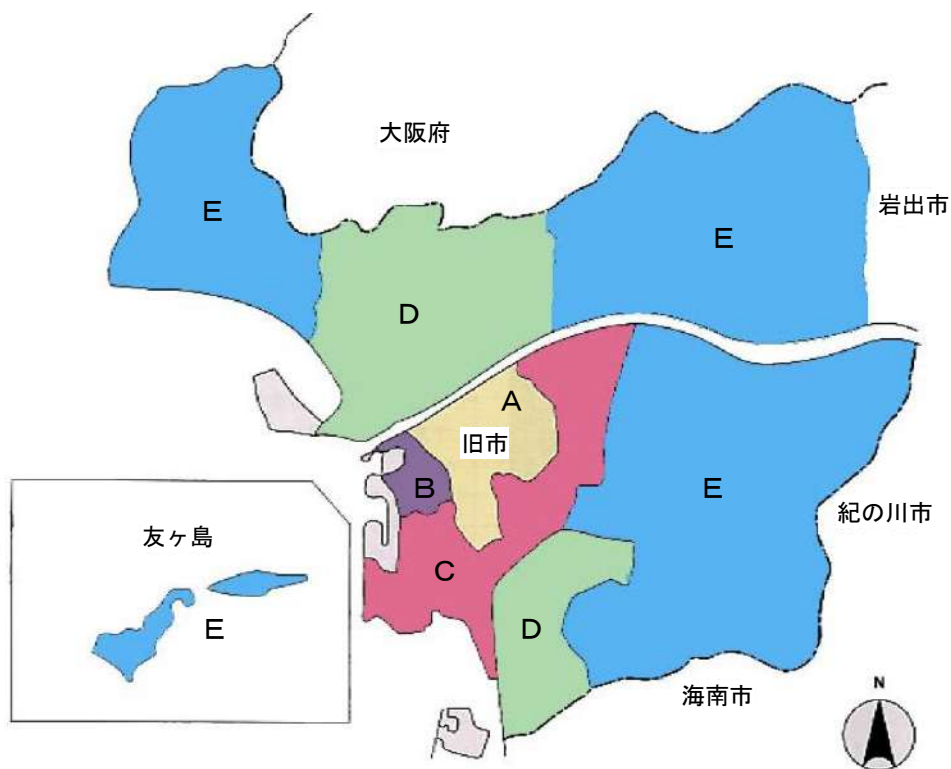


和歌山市の年間の平均降水量と平均気温
 (昭和56年(1981)～平成22年(2010)までの平均値)
 [資料：気象庁]

2. 社会的環境

1) 市の変遷

明治22年(1889)には市制町村制が実施され、旧城下町を継承する形で和歌山市が発足した。以後県庁所在地として発展を遂げ、近接町村を合併編入していった。そして、昭和34年(1959)に海草郡山口村、紀伊村が合併編入され、現在の市域が形成された。

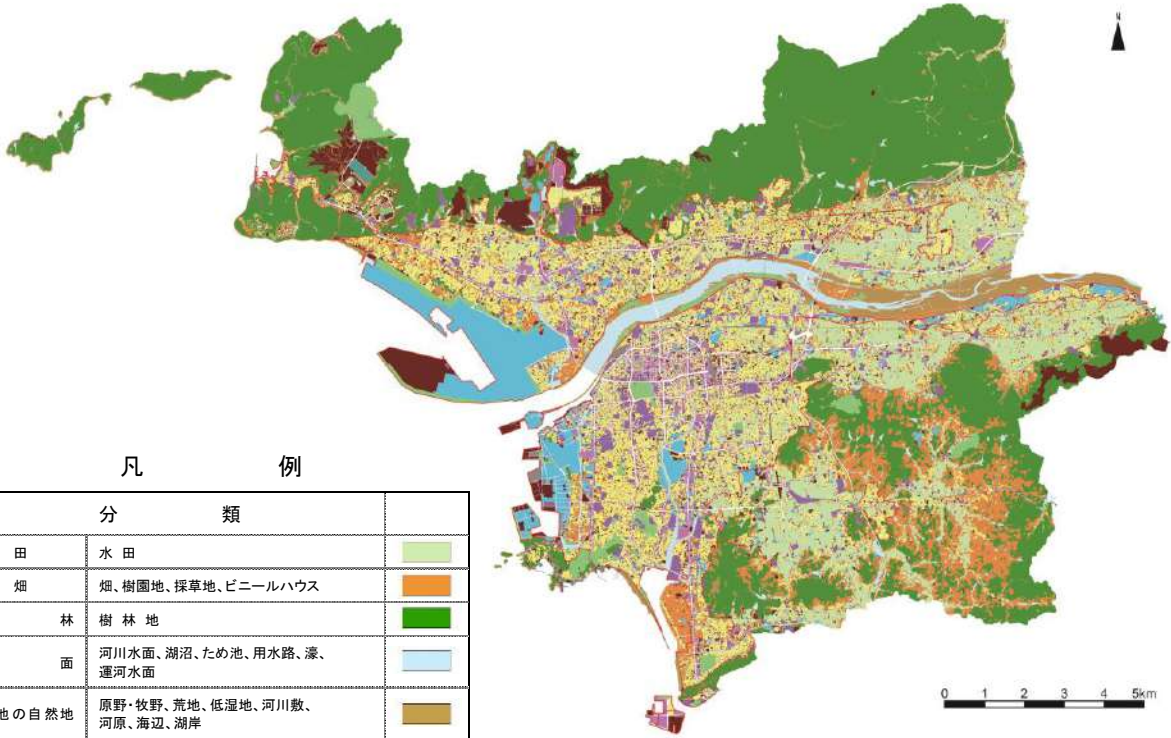


編入年月日	編入町村名	上図と範囲
明治 22. 4. 1	市制施行	A
大正 10. 11. 1	海草郡湊村の一部	B
昭和 2. 4. 1	海草郡雑賀村	C
2. 11. 1	海草郡宮村	
8. 6. 1	海草郡鳴神村・四箇郷村・中之島村・岡町村・雑賀崎村・和歌浦町・宮前村	
昭和 15. 4. 1	海草郡湊村・野崎村・三田村・紀三井寺町	D
17. 7. 1	海草郡松江村・木本村・貴志村・楠見村	
昭和 30. 1. 1	海草郡西和佐村・岡崎村	E
31. 9. 1	海草郡西脇町・安原村・和佐村・東山東村・西山東村	
33. 4. 1	海草郡有功村・直川村・川永村、那賀郡小倉村	
33. 7. 1	海草郡加太町	
34. 1. 1	海草郡山口村	
34. 4. 1	海草郡紀伊村	

市域の変遷

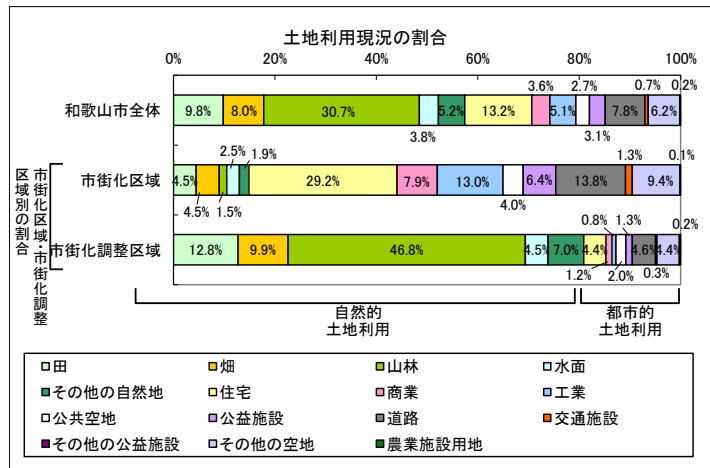
2) 土地利用

本市の土地利用は、商業・経済機能の集積した中心市街地、住宅及び商業の混在する周辺市街地、臨海部の工業地、郊外の住宅地、これら既成市街地の外縁部に広がる農地と山地で形成されている。



凡 例

分 類		
田	水田	
畑	畑、樹園地、採草地、ビニールハウス	
山 林	樹林地	
水 面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、漆、運河水面	
その他の自然地	原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷、河原、海辺、湖岸	
住 宅 用 地	住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、作業所併用共同住宅	
商 業 用 地	業務施設、商業施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設、商業系複合施設	
工 業 用 地	運輸倉庫施設、重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設、危険物貯蔵・処理施設	
公的施設用地	官公庁施設、文教厚生施設、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所	
道 路 用 地	道路、駅前広場	
交 通 施 設 用 地	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾	
公 共 空 地	公園・緑地、広場、運動場、墓苑	
農 業 用 施 設 用 地	農業用倉庫、温室、船小屋、農林漁業作業場	
その 他 の 空 地	改変工事中の土地、未利用地、平面駐車場、ゴルフ場	
市 街 化 区 域 界		

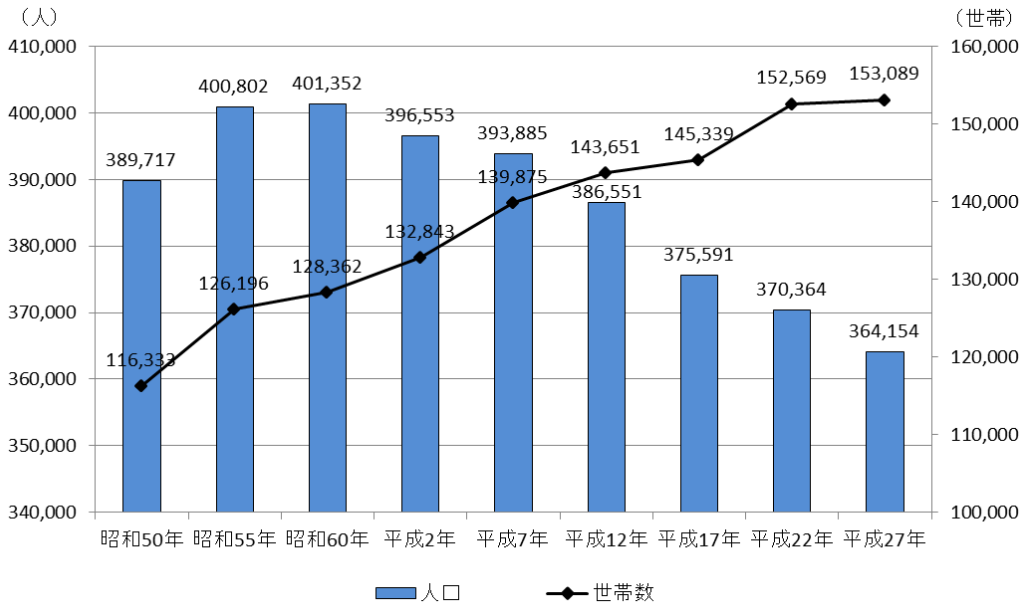


土地利用現況図

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

3) 人口動態

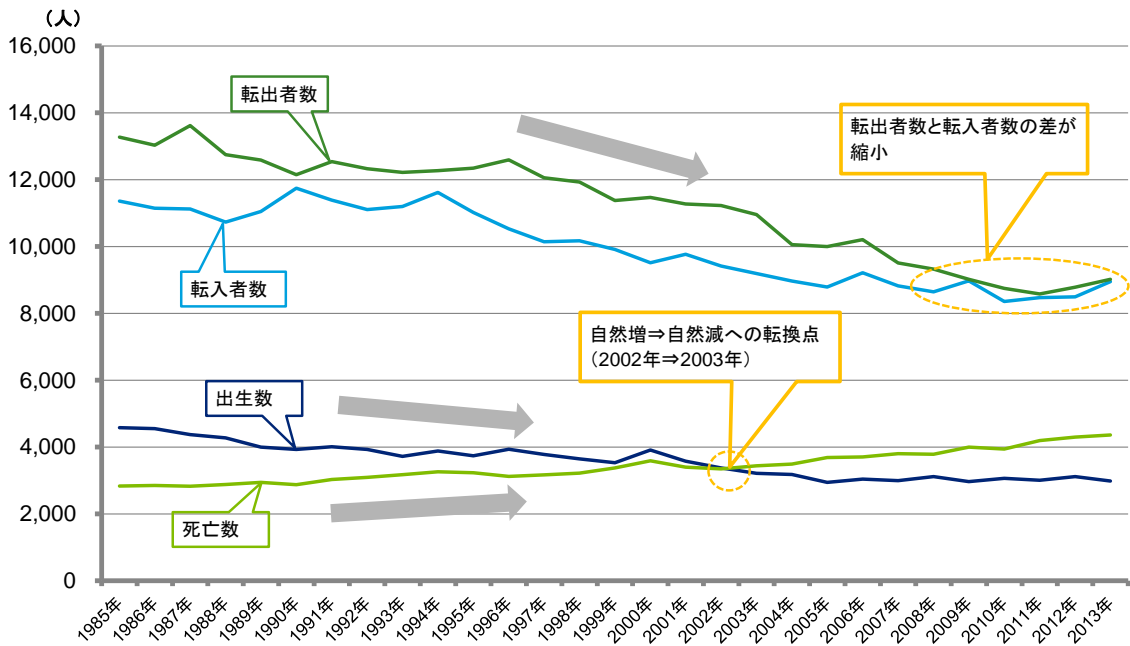
国勢調査の結果によると、本市の人口は、昭和60年（1985）に401,352人とピークを迎えたが、それ以降減少に転じ、平成27年（2015）には364,154人となっている。



人口及び世帯数の推移

[資料：国勢調査]

出生数から死亡数を引いた自然増減は、平成15年（2003）に自然減に転じて以降、減少幅が拡大傾向にある。一方で、転入から転出を引いた社会増減は、社会減の状態が続いているものの、平成21年（2009）以降、減少幅が縮小傾向にある。



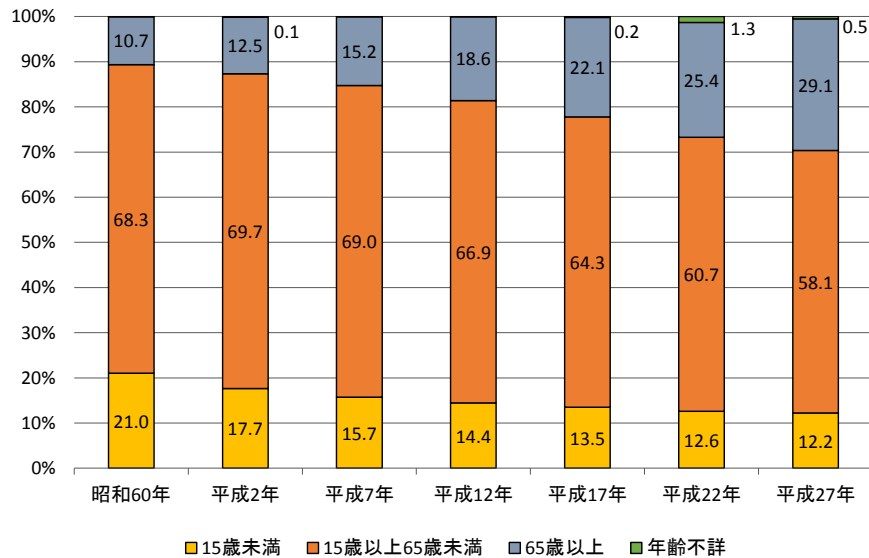
出生数、死亡数、転入者数、転出者数の推移

[資料：和歌山市統計書]

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

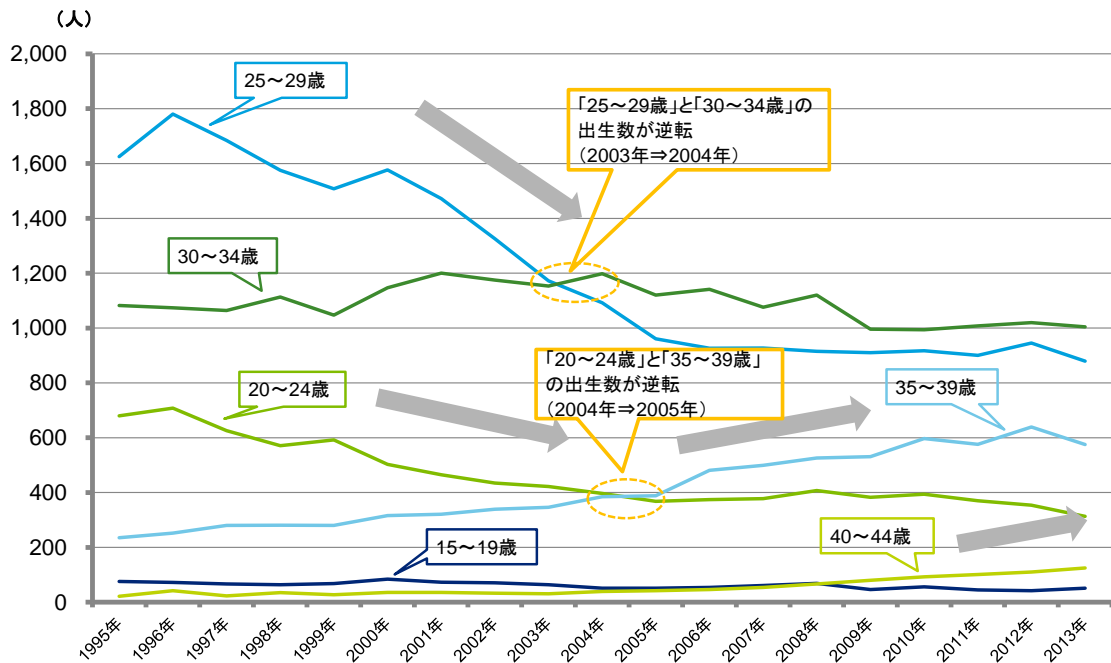
国勢調査の結果によると、年齢区分別では、昭和60年（1985）と比べ、平成27年（2015）は年少人口が半分近くまで減少している一方、老年人口は3倍近い増加となっており、人口減少とともに少子高齢化が進んでいる。また、生産年齢人口は平成2年（1990）をピークに年々減少を続けており、人口に占める割合も約6割まで低下している。

年齢別出生数は、平成7年（1995）以降、30代後半と40代前半において増加傾向にある一方、20代では減少傾向にあり、年々高齢化が進んでいる。



年齢別人口構成の推移

[資料：国勢調査]



年齢別出生数の推移

[資料：人口動態調査]

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

4) 交通機関

本市の道路網については、大阪、紀北方面、紀南方面を結ぶ主要幹線道路として、高速道路の阪和自動車道（近畿自動車道）及び3本の国道（国道24号・国道26号・国道42号）があり、平成28年（2016）度に京奈和自動車道（紀北西道路）と第二阪和国道（平井ランプ～淡輪ランプ）が開通し、京阪神へのアクセスが向上している。

また、市内を東西方向に走る南港山東線、西脇山口線、市駅和佐線、和歌山港鳴神山口線、南北方向に走る有本中島線、松島本渡線、貴志琴ノ浦線、本町和歌浦線、環状に走る新和歌浦中之島紀三井寺線等により、市街地を中心に都市計画道路が位置づけられており、その整備率は約67%（平成28年（2016）3月、概成済区間含む）となっている。



道路網現況図

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

本市の公共交通については、鉄道は、JR和歌山駅を中心にJR阪和線、JR紀勢本線、JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線が連絡し、南海電鐵和歌山市駅を中心に南海本線、南海加太線、南海和歌山港線、JR紀勢本線が連絡しており、他圏域及び市内を連絡している。また、バス網は、JR和歌山駅と南海和歌山市駅を主要ターミナルとして、路線バスが市域及び周辺市と連絡し、関西空港へリムジンバス、みなべ・田辺・白浜方面へ昼間高速バス、横浜・東京上野・東京ディズニーランド方面等へ夜間高速バスが運行している。さらに海上交通として、和歌山港と徳島港を結ぶ南海四国ライン（南海フェリー）が運航している。



公共交通網図

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

5) 産業

本市は、戦前から南海の工都として伝統的な地場産業（繊維、^{なっせん}捺染、皮革、化学、木工等）が発展するとともに、「ぶらくり丁」に代表される地域の商店街が市民の消費を支えてきた。また、戦後は、鉄鋼、化学等の重化学工業が飛躍的な発展を先導してきた。

産業構造の特徴としては、鉄鋼、化学等の重化学工業と、中小企業を中心とする繊維、木工、皮革や機械金属等の二極構造になっており、それぞれ恵まれた自然条件と卓越した生産技術により進展を続けてきた。しかしながら、近年、グローバル化等の状況変化の中、鉄鋼、化学等の基礎素材型産業は、産業構造や企業活動等の変革を迫られている状況にある。

また、繊維や皮革、木工等に代表される地場産業分野は、江戸時代に興った産業の流れを汲むもので、明治期にこれらの関連産業が多く派生した。戦後の経済成長とともに大きく発展したが、最近では、長期にわたる景気の低迷により経営環境はますます厳しくなっており、最盛期と比べると生産は縮小している状況である。また、これらの地場産業は、従業員30人未満の小規模事業所が多く、全般的に強い経営基盤を持っているとは言い難い状況である。



ぶらくり丁の商店街

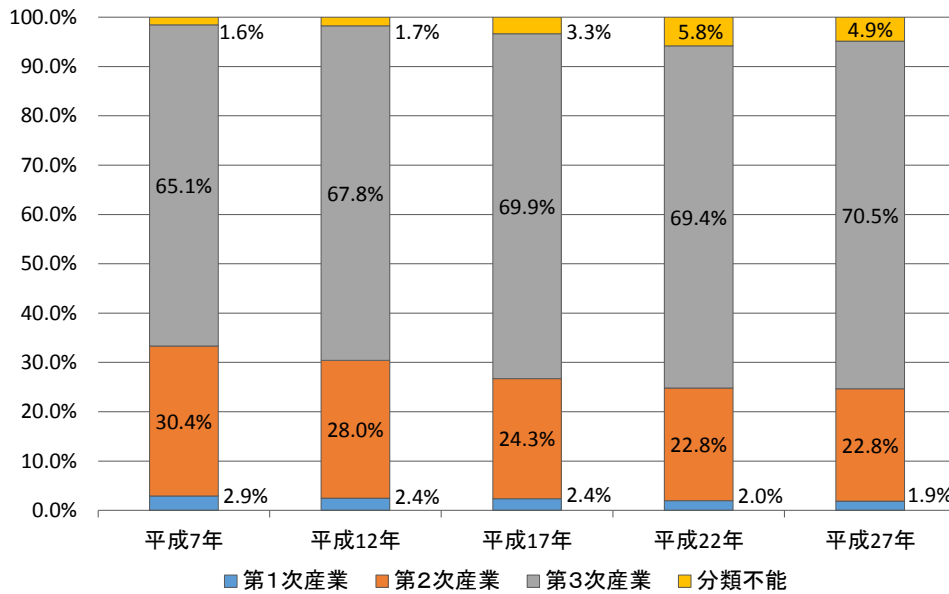


河北の鉄鋼業地帯

ア) 産業の特性

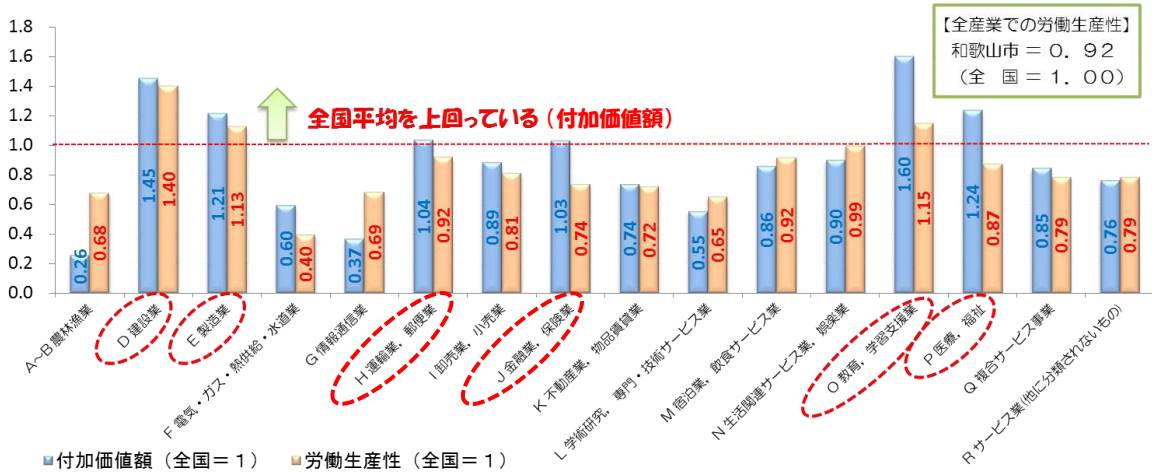
国勢調査の結果によると、本市の産業分類別就業者割合は第3次産業が最も高く、平成7年(1995)以降その割合は増加傾向にある。一方、第1次産業と第2次産業は減少傾向にある。

労働量に対する生産量を表す労働生産性は、本市の場合は0.92(全国=1)となっている。また、企業等の年あたりの利益をあらわす付加価値額は、「建設業」、「製造業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」等が全国の水準(=1)を上回っており、これら産業の集積度合いが高いことが分かる。さらに、労働生産性については、「建設業」、「製造業」、「教育、学習支援業」で全国の水準(=1)を上回っているが、これら以外のすべての産業で全国の水準を下回っている。



産業分類別就業者割合の推移

[資料：国勢調査]



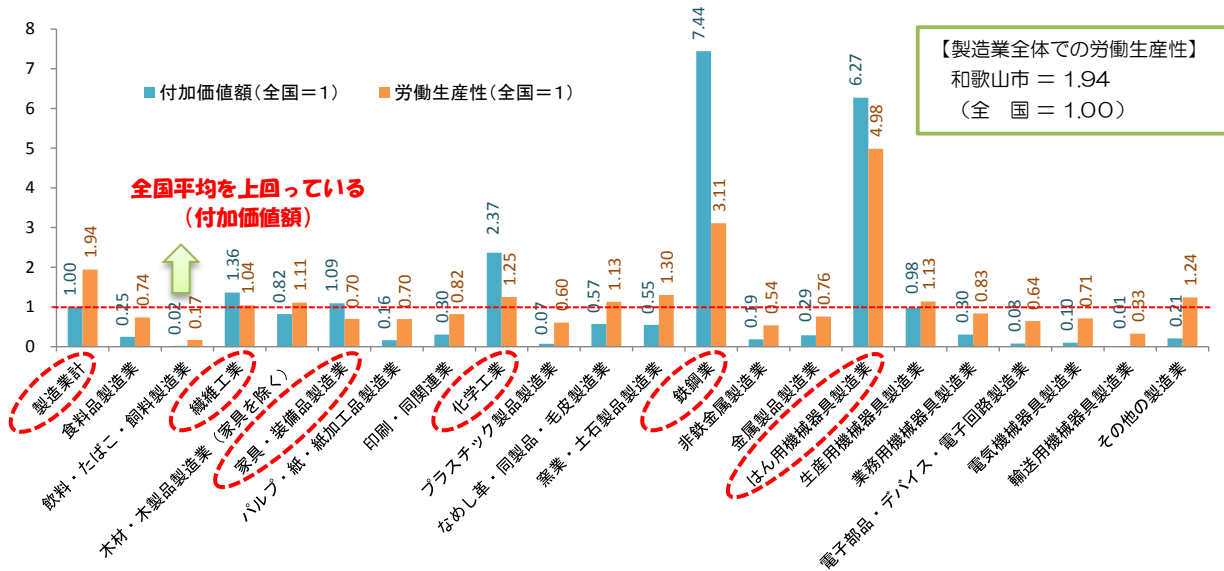
和歌山市の産業特性(付加価値額と労働生産性)

[資料：経済センサス活動調査(平成24年)]

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

イ) 製造業

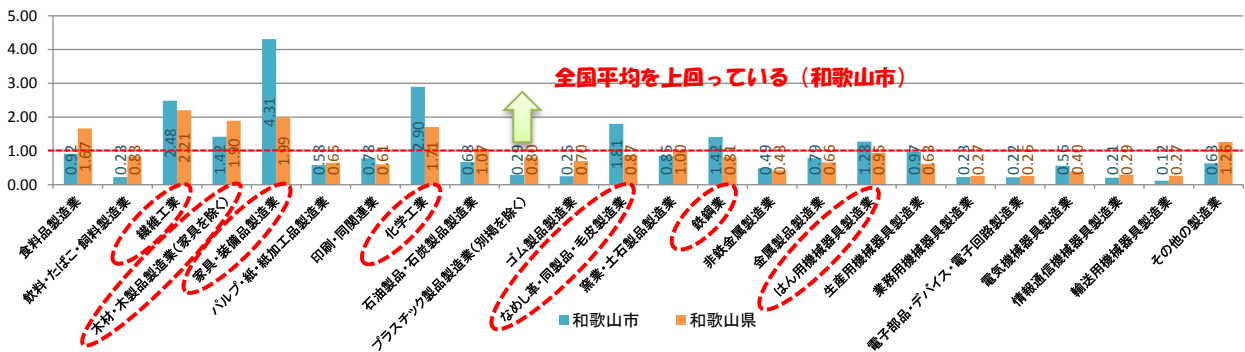
本市の製造業は、付加価値額においては製造業全体で全国水準 (=1) を上回っており、特に「化学工業」、「鉄鋼業」、「はん用機械器具製造業」は、全国水準よりも集積が進んでおり、規模が大きいことが分かる。また、労働生産性についても、全体で1.94と、全国水準 (=1) を大きく上回っている。



和歌山市の製造業の特性 (付加価値額と労働生産性)

[資料：工業統計調査 (平成 26 年)]

さらに、事業所数は、「繊維工業」、「木材・木製品製造業」、「家具・装備品製造業」、「なめし革・同製品・毛皮製造業」等、地場産業として長い歴史のある産業が全国水準 (=1) を上回っており、これらの伝統産業も本市に集積していることが分かる。



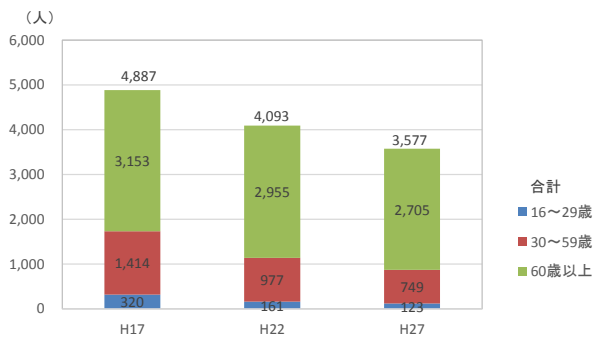
和歌山市の製造業の事業所数の特化係数 (全国=1)

[資料：工業統計調査 (平成 26 年)]

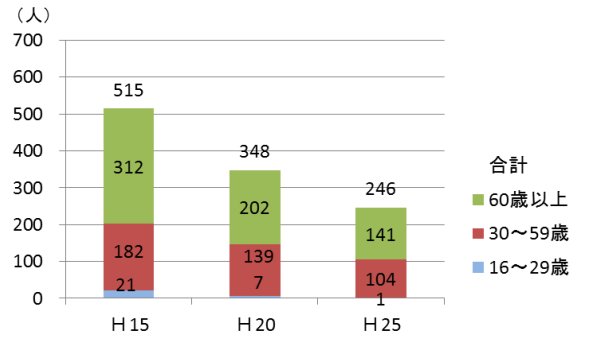
ウ) 農林水産業

本市の農業は、水稻を中心に野菜や果樹を取り入れた複合経営が多く、沿岸部の砂地を利用した大根やしょうがをはじめ、平野部でのキャベツ、はくさい等の裏作野菜の栽培が盛んである。ただし、農業就業人口が減少している中で、農業就業者のうち60歳以上の割合が増加しており、高齢化が進んでいる。

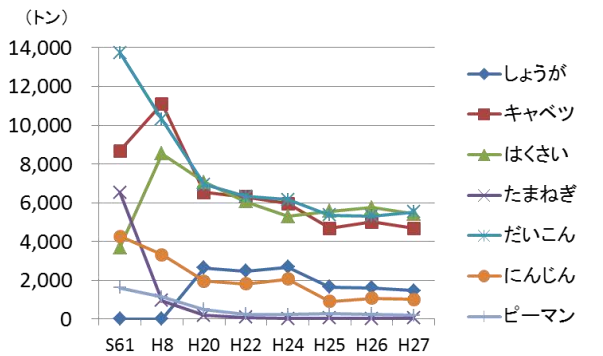
本市の漁業についても、同様に就業人口が減少しており、特産物にはしらす、アジアカエビ、真鯛等があるものの、しらすは近年で漁獲高が大きく減少している。



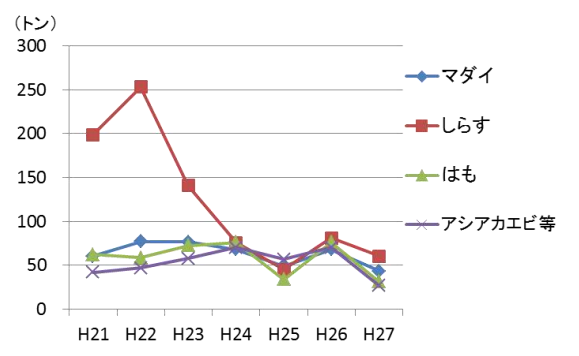
和歌山市の農業就業人口の推移
[資料：農林業センサス]



和歌山市の漁業就業人口の推移
[資料：漁業センサス]



和歌山市の主な農産物出荷量
[和歌山市農林水産課資料]



和歌山市の主な水産物漁獲高
[和歌山市農林水産課資料]



しょうが



アジアカエビ



しらす



大根



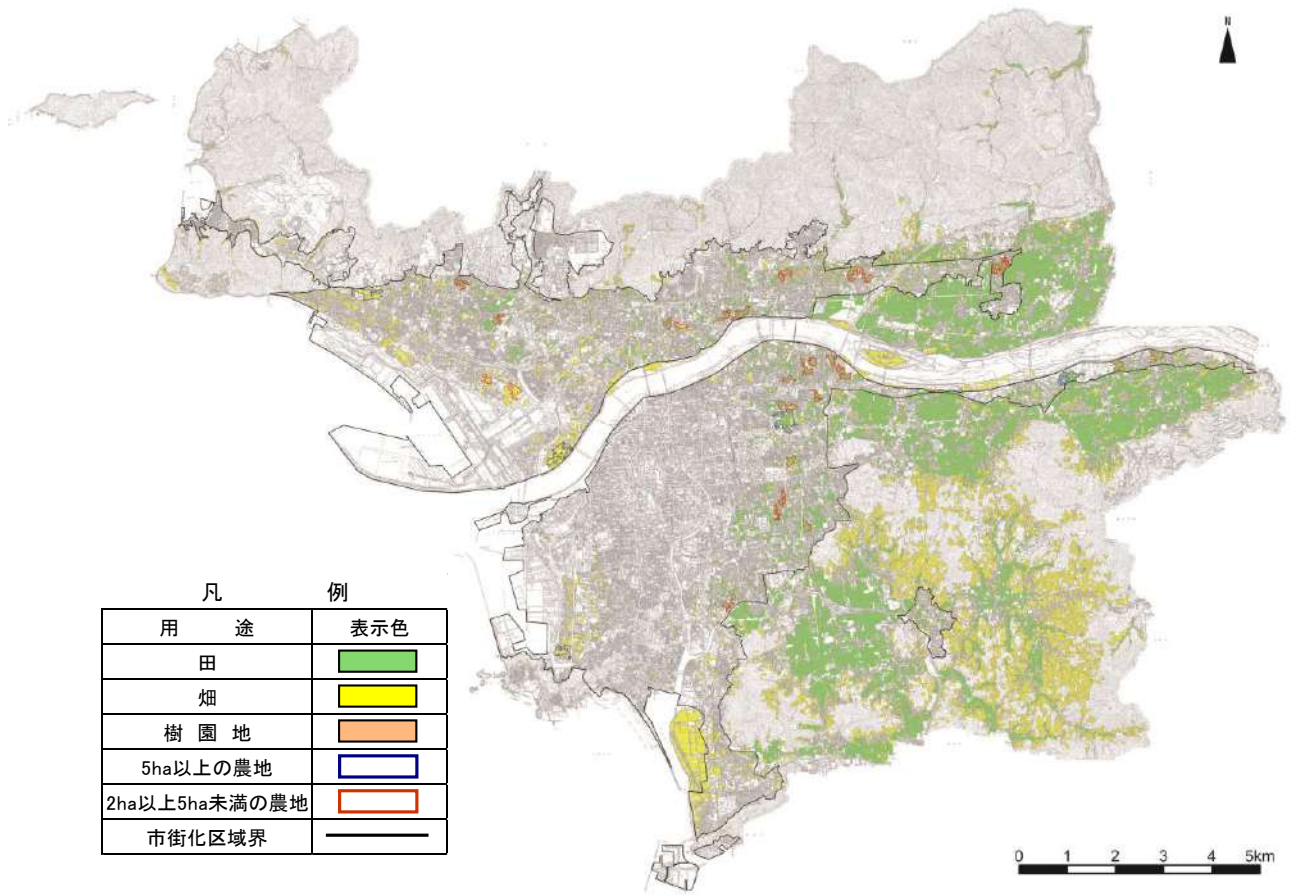
はも



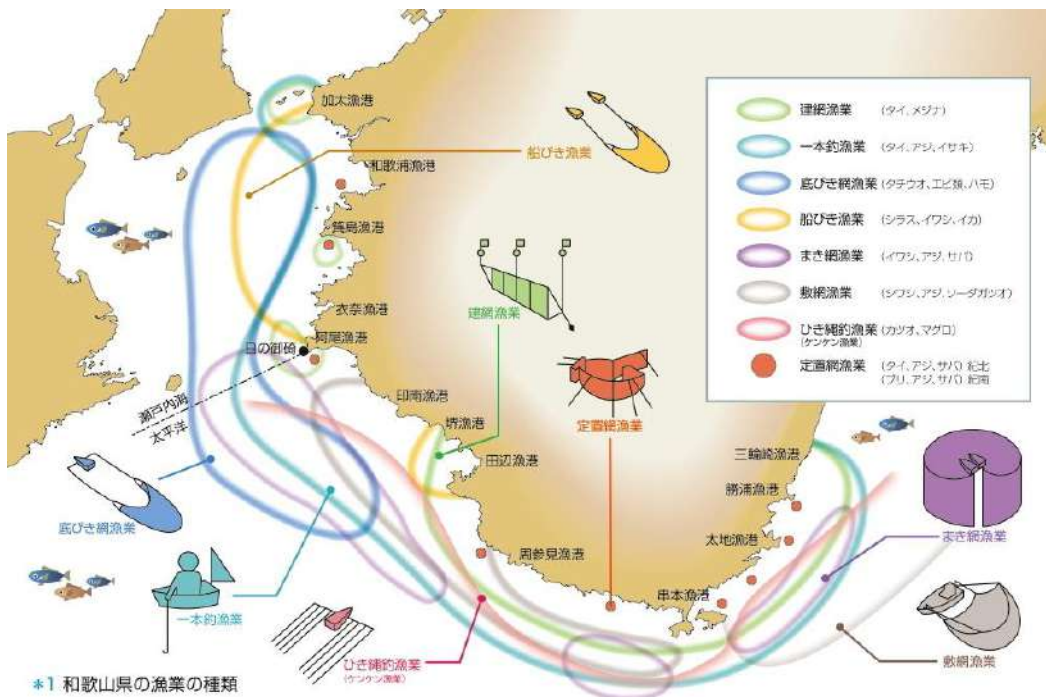
真鯛

和歌山市の農産物と水産物

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



農地状況図

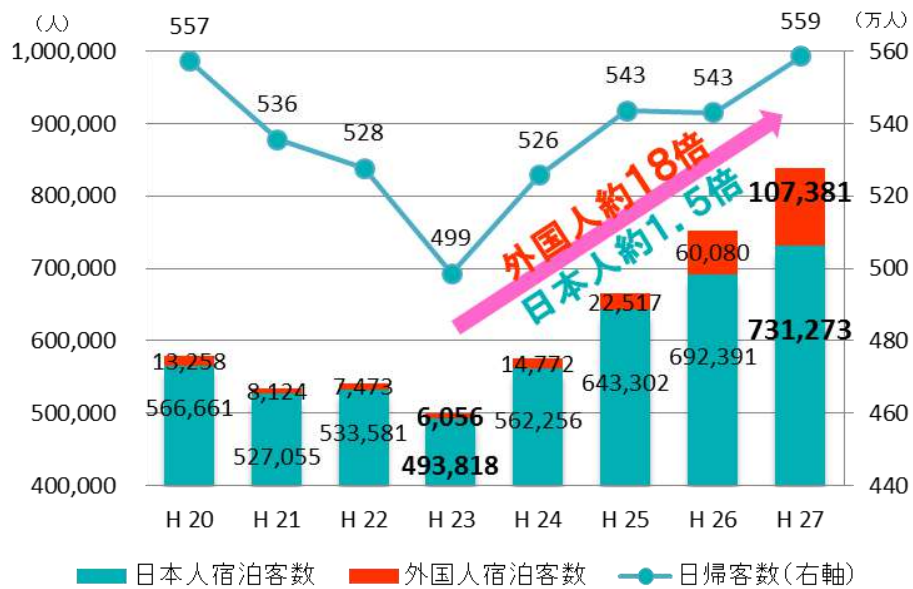


和歌山県漁業図

エ) 観光業

本市は、史跡和歌山城、名勝和歌の浦、漁業集落の雑賀崎・加太、砲台跡の残る友ヶ島、紀の川等、歴史・文化遺産や豊かな自然に恵まれ、本市を訪れる観光客にとっても魅力的なものとなっている。そのほか、主な観光場所として、紀三井寺、和歌山マリーナシティや5つの海水浴場（片男波・磯の浦・加太・浪早・浜の宮）、たまⅡ世駅長¹が人気の和歌山電鐵貴志川線等を有し、良質な温泉も湧き出ている。

近年の観光入込客数は、日帰客数、宿泊客数とも、平成23年（2011）以降増加傾向が続いている。また、本市において、宿泊客数の増加を支えているのが外国人観光客の急増であり、平成27年（2015）中の外国人宿泊客数は約11万人と、前年比で約1.8倍、平成23年（2011）比では約18倍にのぼる。



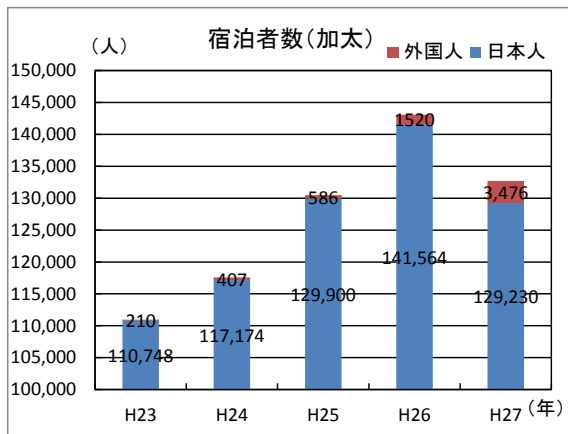
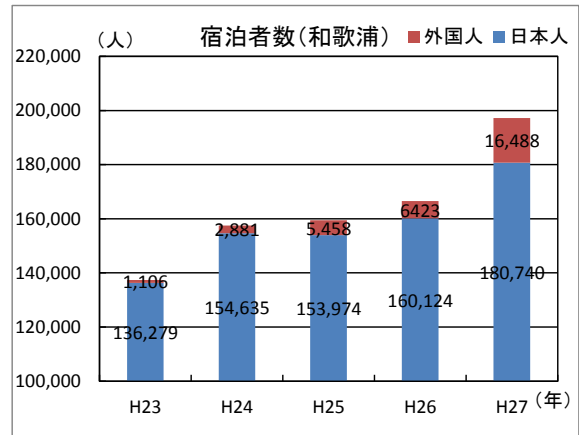
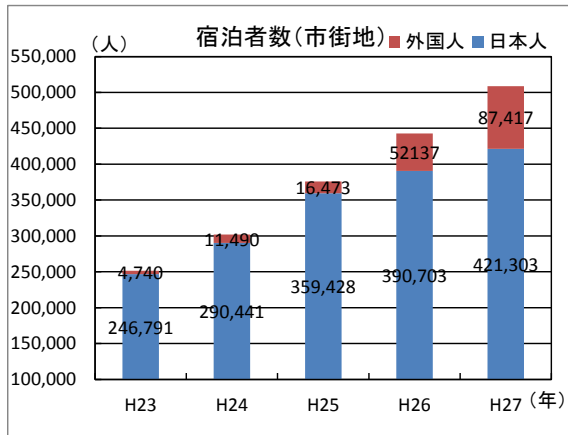
観光入込客数の推移（全市）

[資料：日本政府観光局（JNTO）資料、和歌山市観光課資料]

¹ たまⅡ世駅長：和歌山電鐵貴志川線貴志駅において駅長を務める三毛猫。たま駅長が代替わりし、現在はたまⅡ世駅長となっている。

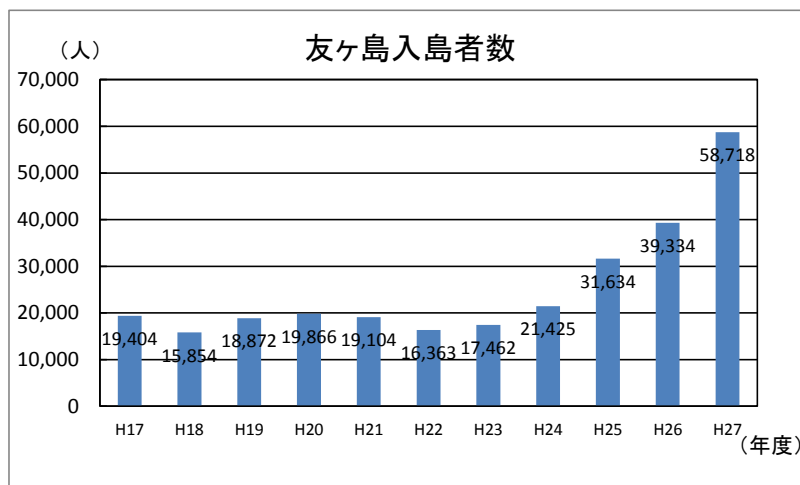
第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

市街地、和歌浦、加太の地域別に宿泊者数をみると、市街地、和歌浦で増加しており、特に和歌浦においては平成26年（2014）から平成27年（2015）にかけての増加が著しい。加太においては平成23年（2011）年以降大幅な増加を続け、平成26年（2014）から平成27年（2015）にかけては減少したが、外国人宿泊客は増加を続けている。また、友ヶ島の入島者数は、平成23年以降増加を続けている。



宿泊者数の推移（地域別）

[資料：和歌山市観光課資料]



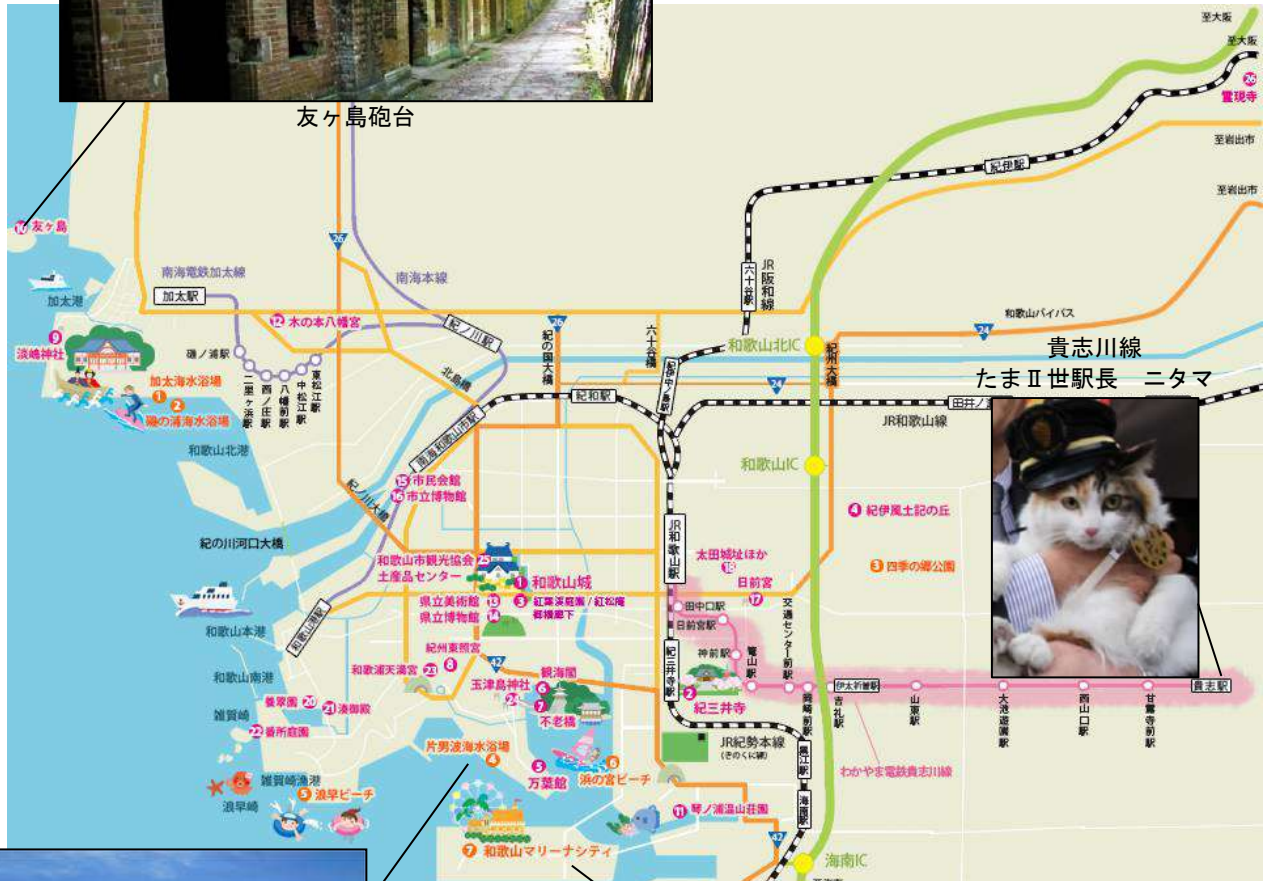
友ヶ島入島者数の推移

[資料：和歌山市観光課資料]

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



友ヶ島砲台



片男波海水浴場



和歌山マリーナシティ

和歌山市観光 MAP

3. 歴史的環境

1) 原始の和歌山

【旧石器時代】

市域における最も古い人々の生活の痕跡は、およそ3~4万年前から15,000年前の後期旧石器時代のナイフ形石器である。紀の川北岸の西庄Ⅱ遺跡や園部遺跡、鳴滝遺跡等と和泉山脈の山間部や山麓部で点々と出土しているほか、市城南東部の東山東地区の大池遺跡では50点近いナイフ形石器に加え、各種の石器が採集されている。

【縄文時代】

縄文時代は約15,000年前頃から約2,800年前頃まで続き、海岸線が内陸部に後退していた前期~後期頃(約7,000年前~約3,300年前)には丘陵の裾部が生活の場となり、食べた貝殻や動物骨を捨てた貝塚が作られ、中期から後期にかけて徐々に陸地化し、晩期(約3,300~2,800年前)には、その結果広がった平野部にも進出した。

紀の川南岸、花山の南西麓にある鳴神貝塚は、発掘調査により猿の撓骨製の耳飾をつけ、上顎の犬歯2本を抜歯した女性人骨が発見された。禰宜貝塚・吉礼貝塚・岡崎縄文遺跡では、遺構は不明確だが前期以降の土器・石器が多数出土している。紀の川北岸の川辺遺跡では、晩期を中心とする竪穴建物とともに多数の土器棺が発掘され、東北地方に起源をもつ亀ヶ岡系土器や遮光器土偶の一部が出土した。



大池遺跡



なるかみ
鳴神貝塚

【弥生時代】

弥生時代は、約2,800年前頃から稲作が九州北部から列島各地に広がり3世紀中頃(1,750年前)まで続いた。市域でも平地を開拓し水路を引いて水田を作り、住居を築いた集落の跡が発見された。

紀の川北岸では段丘上の六十谷遺跡、府中IV遺跡、山地上の橋谷I~IV遺跡、平野部の西田井遺跡、宇田森遺跡、川辺遺跡、山口遺跡、吉田遺跡があり、南岸では平野部の太田・黒田遺跡や神前遺跡、井辺遺跡、山地上の滝ヶ峯遺跡、段丘上の奥山田遺跡等がある。和歌山県を代表する弥生遺跡である太田・黒田遺跡では前期末に大溝に囲まれた集落が出現し、中期には多数の竪穴建物からなる居住域、土器棺を中心とする墓域、水田域が形成され、集落規模が拡大する。また太田・黒田遺跡のほか、橋谷銅鐸出土地、宇田森遺跡、有本銅鐸出土地、砂山銅鐸(紀ノ川銅鐸)出土地、吉里銅鐸出土地から集落の祭祀に使用された銅鐸が出土している。



太田・黒田遺跡出土
銅鐸

【古墳時代】

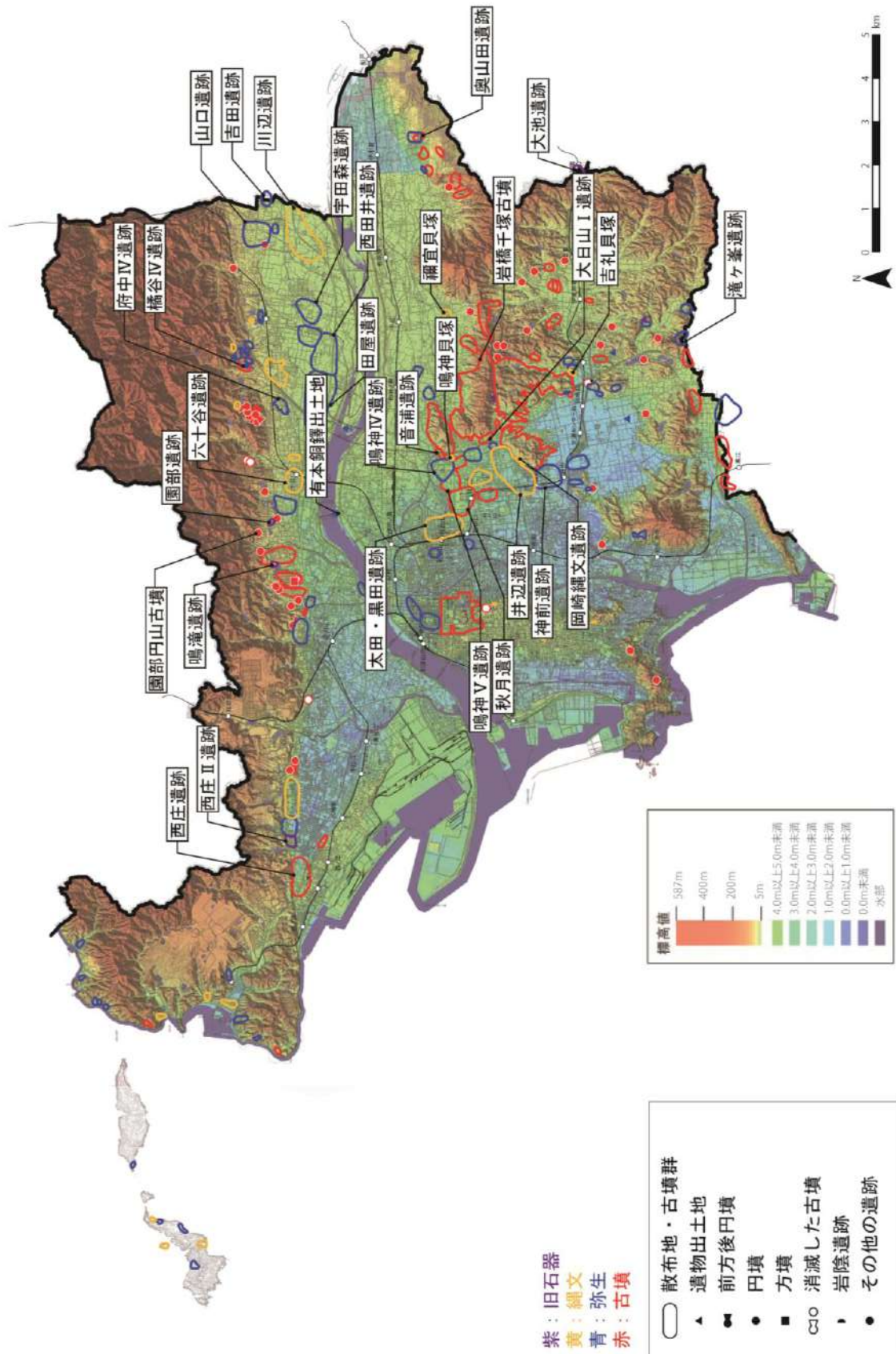
3世紀中頃から7世紀中頃にかけての古墳時代には、有力な豪族により古墳が多数築かれた。紀の川北岸には、国内唯一の金製勾玉が出土した車駕之古址古墳、馬冑や馬甲が出土した大谷古墳等、渡来系の出土品をもつ5世紀代の有力古墳が築かれ、河川や海を介して遠方の地域と密接なつながりをもっていた勢力の存在をうかがい知ることができる。紀の川南岸には全国的にみても屈指の規模を誇る岩橋千塚古墳群が形成され、特色のある横穴式石室が多く築かれ、紀の川河口の平野部を支配した紀氏集団の墓と考えられている。岩橋千塚古墳群中で最も大きい大日山35号墳からは、翼を広げた鳥形埴輪、両面人物埴輪、胡籙(矢を入れて携帯する武具)形埴輪等全国的にも類をみない特徴的な埴輪が出土している。



大谷古墳出土馬冑

集落跡には、紀の川北岸に西庄遺跡、田屋遺跡、西田井遺跡があり、紀の川南岸に鳴神IV・V遺跡、音浦遺跡、大日山I遺跡、秋月遺跡等がある。西庄遺跡は竪穴建物とともに多数の石敷製塩炉が検出され、古墳時代中期から後期の大規模製塩遺跡として著名である。田屋遺跡では5世紀中頃の朝鮮半島に由来する陶質土器や初期の形式のカマドをもつ竪穴建物が発見され、集落内に渡来系の人々が存在したと考えられる。鳴神IV・V遺跡や音浦遺跡では竪穴建物や掘立柱建物が検出され、岩橋千塚古墳群の西部に位置することから、紀氏集団の居住域の可能性が指摘されている。

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



原始の遺跡の分布
 (国土地理院ウェブサイト(デジタル標高地形図)上に『和歌山市埋蔵文化財包蔵地所在地図』の埋蔵文化財の分布を示している)

2) 古代の和歌山

【飛鳥・奈良時代（7世紀後半～8世紀末）・平安時代（8世紀末～12世紀末）】

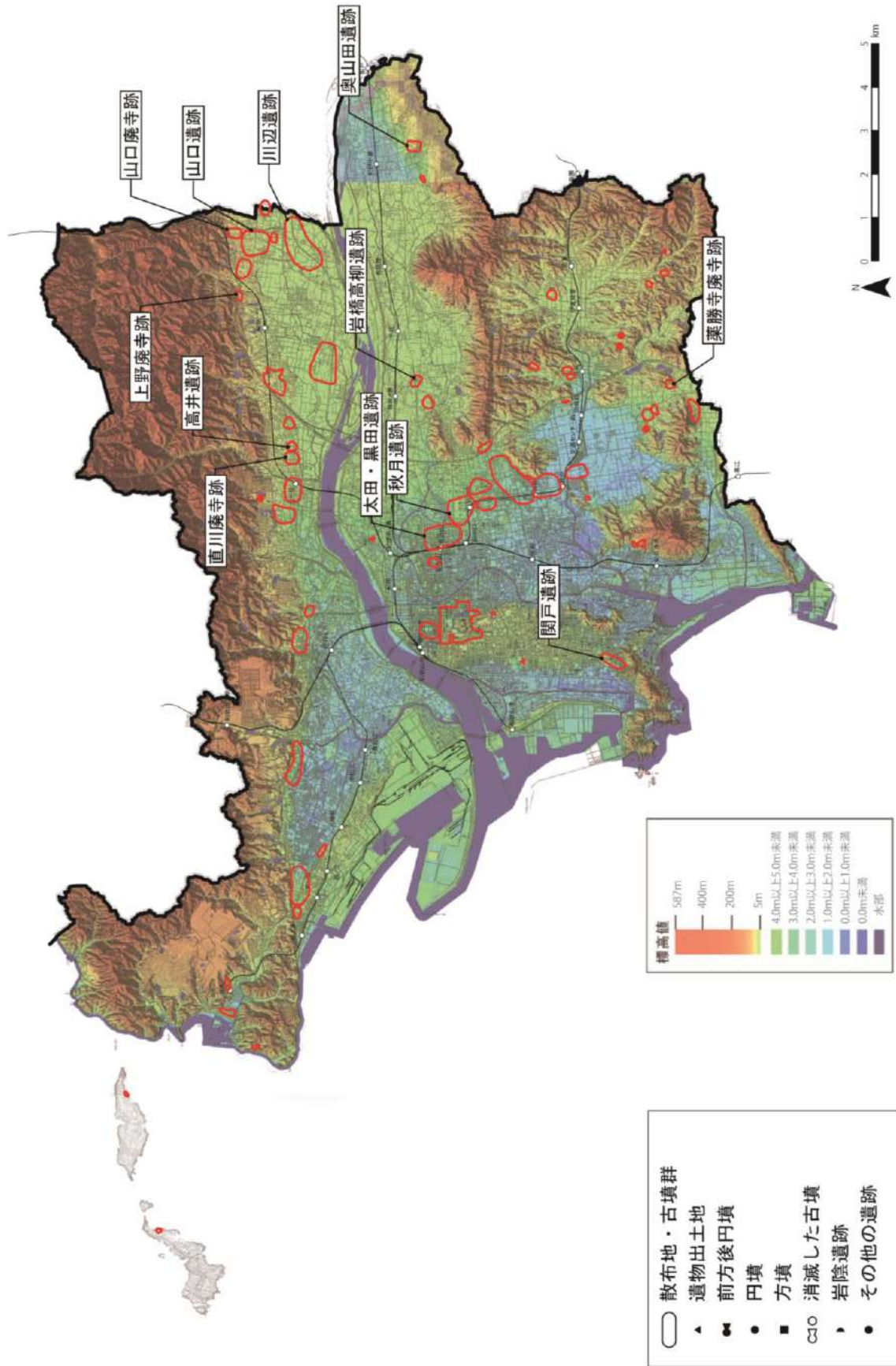
古代、律令制に基づいて設けられた地方行政区分として紀伊国が設けられ、元は「木国」と表記された。それは、古代国家に材木を供給する地域だったためといわれる。また、古代の都である平城京や平安京には海がなかったため、都に近い海がある紀伊国は、海産物の供給地であった。天皇が即位した後の最初の^{にいなめさい}新嘗祭を^{だいじょうさい}大嘗祭というが、その際に^{かだ}加太の海女が採った^{あわび}鮫が献上された。そして海を見るために代々の天皇は多くの貴族を引き連れて、紀伊国を訪れた。

飛鳥から奈良時代の古代寺院跡には上野廃寺跡、山口廃寺跡、薬勝寺廃寺跡、^{のうがわ}直川廃寺跡がある。その他、古代瓦出土地に秋月遺跡、太田・黒田遺跡、^{せきど}関戸遺跡等がある。上野廃寺跡は、発掘調査で薬師寺式の^{がらん}伽藍配置をもつことが確認され、出土した^{すみ き ぶたがわら}隅木蓋瓦はパルメット文様を施した優品である。山口廃寺跡は、^{がらん}緑色片岩製塔心礎が残されているが、^{がらん}伽藍配置等は不明である。ほかに律令期の遺構が確認された遺跡には、高井遺跡、川辺遺跡、山口遺跡、秋月遺跡、岩橋高柳遺跡、奥山田遺跡等がある。太田・黒田遺跡や^{なるかみ}鳴神遺跡群からは^{わ どうかいちん}和同開珎・^{まんねんつうほう}万年通宝等の古代銭貨や^{とうけん}陶硯・^{どぼ}土馬といった^{かんが}官衙等を想定できる遺物が多く出土している。また府中遺跡は、8～9世紀の多量の^{すえき}須恵器とともに^{すずり}軒丸瓦、須恵器硯等が採集されており、文献史学の成果もあわせて紀伊国府の可能性が指摘されている。



太田・黒田遺跡出土 ^{わ どうかいちん}和同開珎

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



古代の遺跡・古代寺院跡
 (国土地理院ウェブサイト(デジタル標高地形図)上に『和歌山市埋蔵文化財包蔵地所在地図』の埋蔵文化財の分布を示している)

3) 中世の和歌山

【鎌倉時代(12世紀末～14世紀前半)・室町時代(14世紀前半～16世紀後半)】

武家政権が成立すると、紀伊国にも守護がおかれ、また寺社や貴族等の勢力が強まり、賀太荘や雑賀荘、和佐荘等多くの荘園が形成された。南北町時代には紀伊国では一時南朝の勢力が強まったが、守護となった山名氏により一掃され、後に大内氏が紀伊・和泉守護となり、14世紀末以後は紀伊・河内守護は畠山氏の世襲となった。しかし、半世紀に及ぶ内紛を経て16世紀には新興土豪層が台頭し、各地に自治組織を発達させた。混乱の時代に人々は新しい宗教に救いを求め、紀州では浄土宗や浄土真宗の高僧の来訪が相次ぎ、その教えは人々の間に浸透していった。

戦国末期になると、紀の川下流域の土豪や有力農民らが「雑賀惣国」として地縁組織に基礎を置く共和的な連合体を形成する。大坂本願寺と織田信長の合戦では、雑賀門徒は本願寺を支える有力な軍事力となり、精強な鉄砲隊は信長を苦しめたが、天正5年(1577)雑賀に侵攻した信長に降伏した。本願寺も天正8年(1580)に信長に降伏し、大坂を退去して「雑賀御坊」と称されていた鷲森御坊(現・鷲森別院)に移った。天正11年(1583)に貝塚に移転するまで「鷲森本願寺」とよばれた。そして天正13年(1585)、羽柴(後の豊臣)秀吉の紀州平定により紀州の中世は終わりを告げ、新たな時代に入っていった。

中世の遺跡としては、紀の川北岸に鎌倉時代の館跡が検出された西庄Ⅱ遺跡、寺院に伴う工房跡が発見された木ノ本Ⅲ遺跡、平安時代から室町時代の集落が確認された西田井遺跡があり、南岸では鎌倉時代から室町時代の多数の遺構・遺物が確認された太田・黒田遺跡や秋月遺跡、鎌倉時代の建物遺構が検出された奥山田遺跡、国産陶器・中国産陶磁器等が出土し紀の川河口の外港的性格をもつ関戸遺跡等がある。

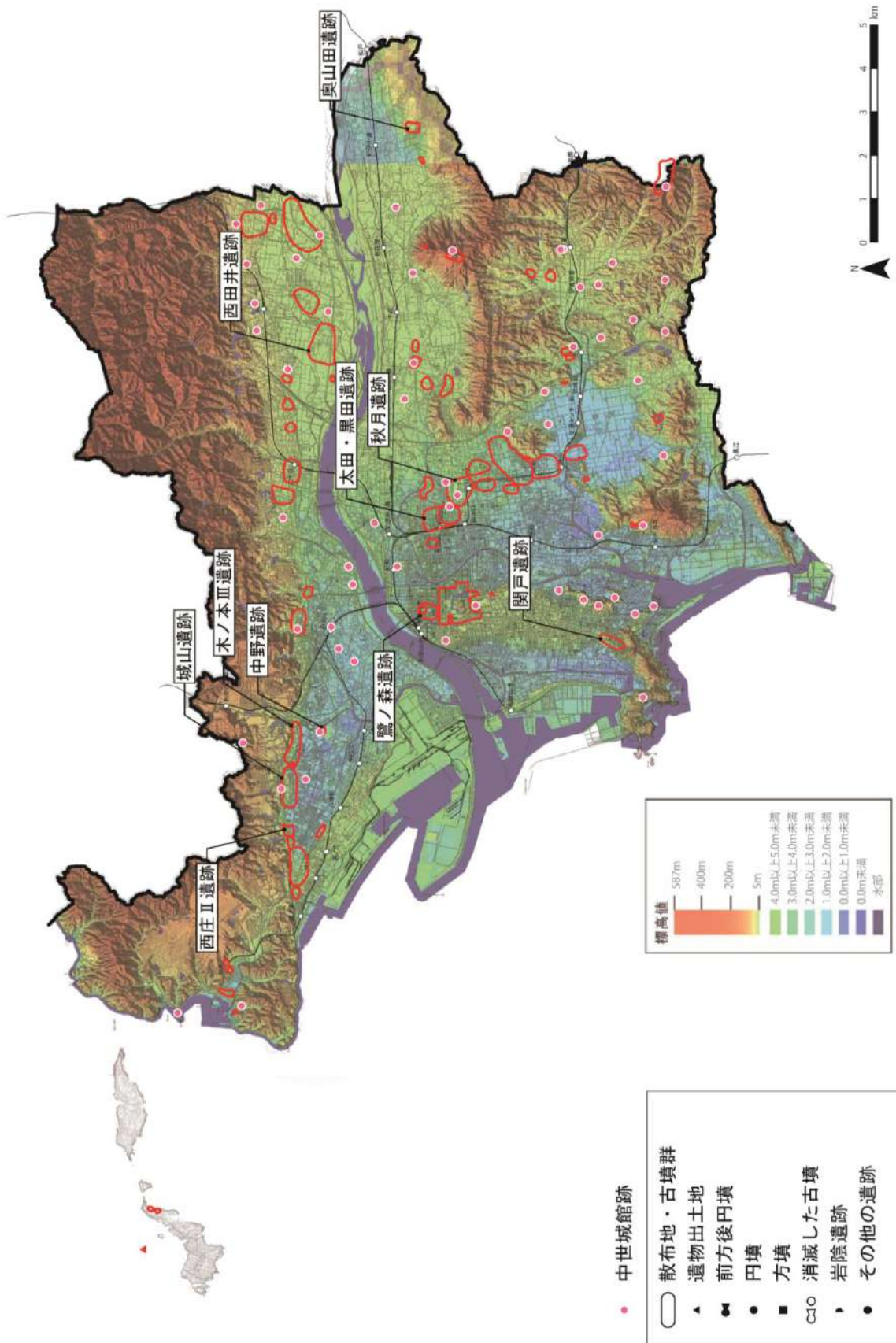
天正5年(1577)の信長の紀州攻めに関係する遺跡と考えられているのが城山遺跡・中野遺跡で、城山遺跡は陣城跡、中野遺跡は『信長公記』に記載のある中野城跡と推定されている。天正13年(1585)秀吉が水攻めした太田城は、太田・黒田遺跡内の南半部に存在した中世の環濠集落と推定され、出水に太田城水攻めに関係する堤の残存部分が存在する。

鷲森御坊に関する遺跡として鷲森遺跡があり、第2次世界大戦後に縮小される前の御坊境内の南側から、戦国期に掘られた最大幅17m・深さ2mの堀跡が検出されている。本願寺の鷲森移転に関するものと見られる。



総光寺由来 井 太田城水責図

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



中世の遺跡・城館跡分布図

(国土地理院ウェブサイト(デジタル標高地形図)上に『和歌山市埋蔵文化財包蔵地所在地図』の埋蔵文化財及び『和歌山県中世城館跡詳細分布調査報告書』の中世城館跡の分布を示している)

4) 近世の和歌山

【江戸時代（17世紀初め～1868年）】

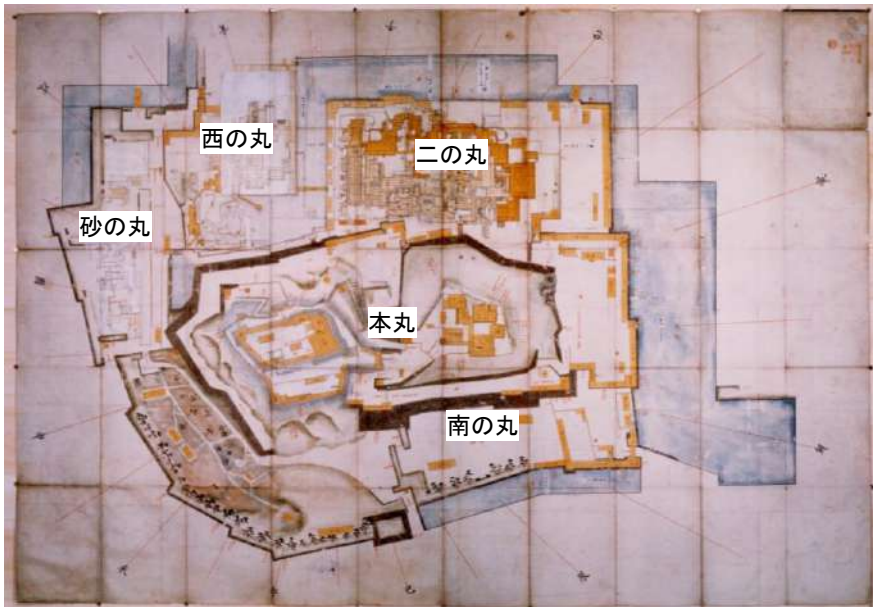
天正13年（1585）に羽柴（豊臣）秀吉の命で弟秀長により和歌山城が築城された。慶長5年（1600）、関ヶ原の戦い後に浅野幸長よしながが入国し、城の大手を東から北に変更し、本町を大手通りとする城下町の都市計画を実施した。元和5年（1619）、徳川家康の10男頼宣よりのぶが55万5千石を領して入国した。頼宣は、御三家にふさわしい居城とするため、城と城下町の整備・拡張を行っ



和歌山城復元模型

た。紀州徳川家からは5代藩主・吉宗、13代藩主・慶福よしとみ いえもち（家茂）がそれぞれ8代、14代将軍となった。

城下町和歌山は、江戸時代後期には人口規模では全国有数の近世都市にまで発展する。文化面では、表千家代々の家元が紀州徳川家の茶頭をつとめ、茶道文化が盛行した。学芸では本居宣長もとおりりながを招聘して国学の一大中心地となり、日本絵画史に光彩を放つ文人画家の祇園南海ぎおんなんかい、野呂介石のろかいせきらが活躍した。城下町周辺には万葉の地で有名な和歌の浦、西国三十三所観音巡礼二番札所の紀三井寺きみいでら、加太の淡嶋神社等、名所や霊場があり諸国から多くの旅人が訪れた。



わかやまおじょうないほうおんえず
和歌山御城内惣御絵図

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



安政2年（1855）和歌山城下町絵図

国史跡である和歌山城では、徳川時代の二の丸跡で建物、排水施設、坪庭にあった漆喰池、石垣構造等が確認される等、当時の状況が解明されつつある。堀内ではかつて二の丸と西の丸を繋いでいた御橋廊下の基礎構造を発掘調査で解明し、文献・絵図資料との検討により、御橋廊下の復元工事が実施された。また、家臣等の屋敷地であった三の丸跡や、本願寺鷺森別院を中心とした鷺ノ森遺跡で城下町の発掘調査が行われ、武家屋敷地、町家の様相が一部判明している。

5) 近・現代の和歌山

【明治（1868年～1912年）・大正（1912年～1926年）・昭和（1926年～1989年）】

和歌山藩は、明治4年(1871)7月の廃藩置県により和歌山県となり、同年11月、田辺県・新宮県となっていた旧安藤氏・水野氏領も統合された。県庁は翌年に西^{にし}汀^{みぎわちよう}丁に移るまで和歌山城砂の丸に設けられた。

明治9年(1876)の道路取調べで旧藩制下の大坂街道が国道に指定され、その後、大和街道・熊野街道も国道として整備され、それぞれ現在の国道26号、24号、42号となった。明治32年(1899)に紀和鉄道(現在のJR和歌山線)、4年後には南海鉄道の難波～和歌山市駅間が開通した。そして加太^{かた}軽便鉄道(現在の南海加太^{かた}線)、山東^{さんとう}軽便^{てつどう}鐵道(現在の和歌山^{でんてつ}電鐵^{しがわ}貴志川線)、阪和電鉄(現在のJR阪和線)が順次開通し、沿線の近代化も進化した。

明治～昭和初期までは、近代的な街づくりを進めながらも江戸時代の城下町の町並みや建物が残っていたが、第2次世界大戦末期の昭和20年(1945)年7月9日に、米軍による大空襲を受け、和歌山城天守閣をはじめとする市街地が焼失し、城下町の風情の多くが失われてしまった。しかし、戦後の昭和33年(1958)、市民からの強い要望により和歌山城の天守閣が復元され、戦後の復興のシンボルとなった。

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

明治 19 年 (1886)



江戸時代には和歌山城周辺は広大な武家屋敷となっていたため、明治時代以降に官公庁等に利用された。その北側は江戸時代から町民地であったため、明治以降も商家・町家が集中しており、この地割は現在まで残っている。

昭和 22 年 (1947)



昭和 20 年 (1945) 7 月、和歌山大空襲により、和歌山市街の北部を中心に広範囲が焼失した。その 2 年後の測量地図では、まだ市街地の復興が進んでおらず、空白となっている。

昭和 42 年 (1967)



昭和 30~40 年代の高度経済成長期には、市街地が南と東にも拡大し、沿岸の埋め立ても進んだ。特に昭和 42 年 (1967) の黒潮国体の前には、市電の廃止、国体道路の敷設等、大規模な開発が行われた。

平成 14 年 (2002)



平成 6 年 (1994)、大阪湾に関西国際空港が開港し、海南市境沿岸の人工島和歌山マリーナシティで「世界リゾート博」が行われ、また翌平成 7 年 (1995) にはNHK大河ドラマ「八代将軍吉宗」が放映され、観光開発が進んだ。

市街地の変遷



和歌山大空襲後の航空写真



和歌山大空襲後の市街地

6) 和歌山市ゆかりの人物

和歌山市には、城下町や和歌の浦の発展に深く関わる徳川家等のほか、和歌山市名誉市民¹や和歌山市の偉人・先人²として顕彰している人物がいる。

○：和歌山市名誉市民
■：和歌山市の偉人・先人

【鈴木孫一】^{まごいち} 生没年未詳

戦国時代の末期、現在の和歌山市を拠点として活躍した土豪で、雑賀一向一揆の有力な指導者の一人。大坂本願寺方として織田信長の軍勢と戦い、天正5年(1577)には雑賀に攻め込んだ織田信長軍と戦った。雑賀^{さいか}荘^{しょう}宇治^{うじ}で制作されたという独特な形の兜^{かぶと}が伝わっている。



かなさびじ まい か ぼらかぶと
鉄鑄地雑賀鉢兜

【徳川頼宣】^{よりのぶ} 慶長7年(1602)～寛文11年(1671)

徳川家康の10男で紀州藩初代藩主。元和5年(1619)、紀州と伊勢の一部を含めて55万5千石を拝領して和歌山城に入城以降、紀州藩の発展に努めた。和歌の浦を干拓して水田にする計画を、万葉集にも詠まれる名勝をなくすことに反対して頼宣が差し止めたという逸話が伝わる。



よりのぶ
徳川頼宣

【徳川吉宗】^{よしむね} 貞享元年(1684)～寛延4年(1751)

紀州藩2代藩主徳川光貞の4男として和歌山城下で生まれた。宝永2年(1705)に5代藩主になり、傾いていた藩財政を見事に建て直した。正徳6年(1716)には7代将軍家継が急逝したため、血縁関係の親疎や年令、人柄等から、吉宗が8代将軍に選ばれた。彼は将軍となって享保改革を断行し、幕府を建て直した。



よしむね
徳川吉宗

【徳川治宝】^{はるとみ} 明和8年(1771)～嘉永5年(1853)

紀州藩10代藩主。紀州の文化・学術の興隆に力を入れ、藩校・学習館の規模を拡張し、さらに医術・本草学を学ぶ医学館を設置した。また、紀州藩の地誌『紀伊続風土記』^{きいぞくふどき}の編纂を命じている。治宝は茶の湯にも造詣が深く、偕楽園焼等の御庭焼をはじめとする陶磁器の生産を奨励した。



はるとみ
徳川治宝

【川合小梅】^{かわいこうめ} 文化元年(1804)～明治22年(1889) ■

和歌山城下で紀州藩士の娘として生まれる。紀州藩御絵師・野際白雪^{のぎわはくせつ}に師事して画家として活動した。嘉永2年(1849)から明治15年(1882)まで書き継いだ「小梅日記」は、幕末から明治維新にかけての激動期の事件や世相が細かく記録されており、史料的に高く評価されている。



かわい こうめ
川合小梅

¹ 和歌山市名誉市民：和歌山市では、社会の進歩、文化の興隆に功績のあった市民または市に縁故の深い者で、郷土の誇りとなるものに対し、和歌山市名誉市民の称号を贈ってその荣誉を表彰している。

² 和歌山市の偉人・先人：和歌山市では、「和歌山市の偉人・先人」顕彰事業として、和歌山市出身者又は和歌山市にゆかりの深い者のうち、近代史及び現代史上、教育、学術、芸術、スポーツ、産業その他の分野において文化の発展に貢献し、和歌山市の名を高めるうえで顕著な功績があった個人を顕彰するとともに、その功績を紹介することにより、市民のふるさと意識の高揚に資することを目的としている。

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

【^{むつむねみつ}陸奥宗光】 天保15年(1844)～明治30年(1897) ■

明治時代の政治家・外交官。紀州藩重臣・伊達宗広^{だてむねひろ}の6男として城下町和歌山に生まれる。明治21年(1888)、日本最初の平等条約をメキシコとの間に締結した。その後、各国との不平等条約改正に貢献し、治外法権を撤廃した。また、明治27年(1894)の日清戦争後の対応にも手腕を發揮した。



陸奥宗光

【^{やまはとらくす}山葉寅楠】 嘉永4年(1851)～大正5年(1916) ■

ヤマハ株式会社^{ヤマハ株式会社}の創業者。紀州藩士の3男として紀伊国和歌山城下に生まれる。もとは医療器械の修理に従事したが、明治20年(1887)にオルガンの修理を依頼されたことをきっかけに、オルガン製作を始める。翌明治21年(1888)、廉価な国産オルガンの生産に成功し、海外に輸出するまでに成長した。



山葉寅楠

【^{いさぶろう}山田猪三郎】 文久3年(1863)～大正2年(1913) ■

紀州藩士の子として和歌山城下に生まれる。日本における航空技術の先覚者であり、明治33年(1900)には係留気球^{けいりゅうききゅう}を考案し「山田式風式気球」と名づけた。同44年(1911)には自らが制作した飛行船を東京上空で巡航させ、その飛行距離は約20kmに及んだ。



山田猪三郎

【^{みなかたくまぐす}南方熊楠】 慶応3年(1867)～昭和16年(1941) ■

和歌山城下・橋丁に生まれる。博物学者・植物学者・民俗学者として世界的に知られる。また、鎮守の森における自然生態系の保護と神社の地域社会における多面的な役割を主張して、神社合祀政策^{ごうし}に反対したように、自然環境保護運動の先駆者でもある。



南方熊楠

【^{そじんかん}杉村楚人冠】 明治5年(1872)～昭和20年(1945) ■

現在の和歌山市谷町に生まれる。東京朝日新聞に勤めたジャーナリスト。ヨーロッパの新聞制度を採り入れ、調査部の創設、縮刷版の発行等に取り組んだ。また、記者としては、南方熊楠^{みなかたくまぐす}が取り組んだ神社合祀反対運動を取り上げて、熊楠の活動を広く世に知らせた。



杉村楚人冠

【^{しもむらかんざん}下村観山】 明治6年(1873)～昭和5年(1930) ■

和歌山市中ノ店南ノ丁に生まれる。狩野芳崖^{かのうほうがい}・岡倉天心^{おかくらてんしん}に師事し日本画を学ぶ。主な作品に平家物語に題材を取った「大原御幸」等がある。狩野派だけでなく、長谷川等伯^{はせがわとうはく}・尾形光琳^{おがたこうりん}らの技法も学び、洋画の技法さえも取り入れる等、近代日本画壇の刷新に努めた。



下村観山

【^{きちさぶろう}野村吉三郎】 明治10年(1877)～昭和39年(1964) ■

現在の和歌山市西釘貫丁に旧紀州藩士増田喜三郎の3男として生まれる。明治31年(1898)海軍兵学校を卒業後、海軍に入隊し、海軍大將まで昇進した。第2次世界大戦勃発により悪化した日米関係改善のため、特命全権大使としてアメリカに赴任して戦争回避のための交渉を最後まで続けた。



野村吉三郎

【由良浅次郎】 明治11年(1878)～昭和39年(1964) ■

和歌山市本町9丁目に紀州ネル染色を行う「日高屋」の5男として生まれる。大正3年(1914年)、染料の主原料である「アニリン」を、国内ではじめて製品化に成功させた。ほかにも、当時医療界で欠乏していた石炭酸(フェノール)の製造も実現させ、和歌山の化学工業の発展に寄与した。和歌浦東にはその別荘「由良山荘」が残る。



由良浅次郎

【古武彌四郎】 明治12年(1879)～昭和43年(1968) ○

医学博士。大阪帝国大学教授等を務め、生化学の研究に従事した。昭和20年(1945)に和歌山県に医学専門学校が創設されるに当たり、その初代校長として迎えらる。医学専門学校から和歌山県立医科大学への昇格や学校整備の拡張に務めた。



古武彌四郎

【川端龍子】 明治18年(1885)～昭和41年(1966) ○

日本画家。和歌山市本町3丁目に生まれる。明治37年(1904)、読売新聞社が募集した「明治30年画史」に入選する。昭和4年(1929)には会場芸術主義・大作主義を掲げた青龍社を創立し、洋画の手法を日本画に生かした画風で新風を吹き込んだ。



川端龍子

【國部ヤスエ】 明治23年(1890)～昭和54年(1979) ■

現在の海南市に生まれる。日本赤十字和歌山病院看護婦長等を務める。昭和20年(1945)の和歌山大空襲に際して、同病院が全焼するなか1,200人近い患者・職員を無事避難させた。その指導力は高く評価され、国際赤十字委員会からフローレンス・ナイチンゲール記章を受章した。



國部ヤスエ

【高橋克己】 明治25年(1892)～大正14年(1925) ■

現在の和歌山市木ノ本に生まれる。東京帝国大学農科大学農芸化学科に入学以降、油脂成分の研究に取り組み、世界ではじめてビタミンAをタラの肝油から分離抽出することに成功した。これをもとにした栄養剤は、当時の日本人の栄養状態を劇的に改善するものであった。木ノ本にはその生家が残る。



高橋克己

【松下幸之助】 明治27年(1894)～平成元年(1989) ○

企業家。今の和歌山市禰宜に生まれる。学歴も資力もないところから独力で、自らの家電メーカーを世界的企業にまで成長させ、「経営の神様」とよばれた。和歌山城の再建や市立松下体育館、紅松庵こうしょうあんの建設等、和歌山市のために物心両面に多大な援助を行った。



松下幸之助

【高垣善一】 明治31年(1898)～昭和41年(1966) ○

昭和22年(1947)初代公選和歌山市長に選ばれる。大空襲で多大な被害を被った和歌山市の戦災復興に尽力し、被災した和歌山城の復元は戦災復興に終止符を打つものとして、市民の精神生活の糧として、市発展の希望塔として意義深いものであった。



高垣善一

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

【ヘンリー杉本】 明治33年(1900)～平成2年(1990) ■

現在の和歌山市湊みなとに生まれる。大正8年(1919)、両親が住む米国に移住し、画家として活躍した。1941年(昭和16年)、日米開戦により日系人収容所に強制収容された。収容所の日々の生活を描いた一連の絵画は第2次世界大戦後、日系人強制収容所の歴史的記録として注目を浴びている。



ヘンリー杉本

【石桁眞禮生】 大正4年(1915)～平成8年(1996年) ■

和歌山市に生まれる。長年、東京芸術大学音楽学部にて後進を指導し、多くの作曲家を輩出した。自己の作品もオペラ「傘塔婆小町」等百数十曲に及び、戦後日本の音楽界をけん引した。



石桁眞禮生

【宇治田省三】 大正6年(1917)～平成元年(1989) ○

昭和41年(1966年)和歌山市長に就任し、5期20年にわたり市政の発展に尽力し、上下水道等都市環境の整備を推進した。また、都市化の進行につれて失われがちな市民の連帯感や郷土愛を育成するため、紀州おどり「ぶんだら節」を創始した。



宇治田省三

【嶋清一】 大正9年(1920)～昭和20年(1945) ■

和歌山市小野町に生まれる。昭和14年(1939)の第25回全国中等学校優勝野球大会(現全国高校野球選手権大会)では、全5試合完封、準決勝・決勝ではノーヒットノーランを達成し、海草中学校(現和歌山県立向陽高等学校)を全国優勝に導いた。高校野球界の伝説的名投手である。



嶋清一

【西本幸雄】 大正9年(1920)～平成23年(2011) ■

現在の和歌山市吉田に生まれる。和歌山中学校(現和歌山県立桐蔭高等学校)時代に野球を始める。昭和24年(1949)プロ球団・毎日オリオンズに入団。現役引退後はオリオンズのほか、阪急ブレーブス・近鉄バファローズの監督となり、リーグ優勝8回を果たした。



西本幸雄

【有吉佐和子】 昭和6年(1931)～昭和59年(1984) ■

和歌山市真砂丁(現:吹上1丁目)に生まれる。主要な作品に『紀ノ川』・『華岡青洲の妻』等があり、ふるさと和歌山を題材とした小説を発表した。紀州人らしい人々が、たおやかな紀州弁を話すこれらの物語は、戦後小説において新しい価値観を与えたものとして評価されている。



有吉佐和子

4. 文化財等の分布状況

1) 和歌山市内の指定文化財・登録文化財

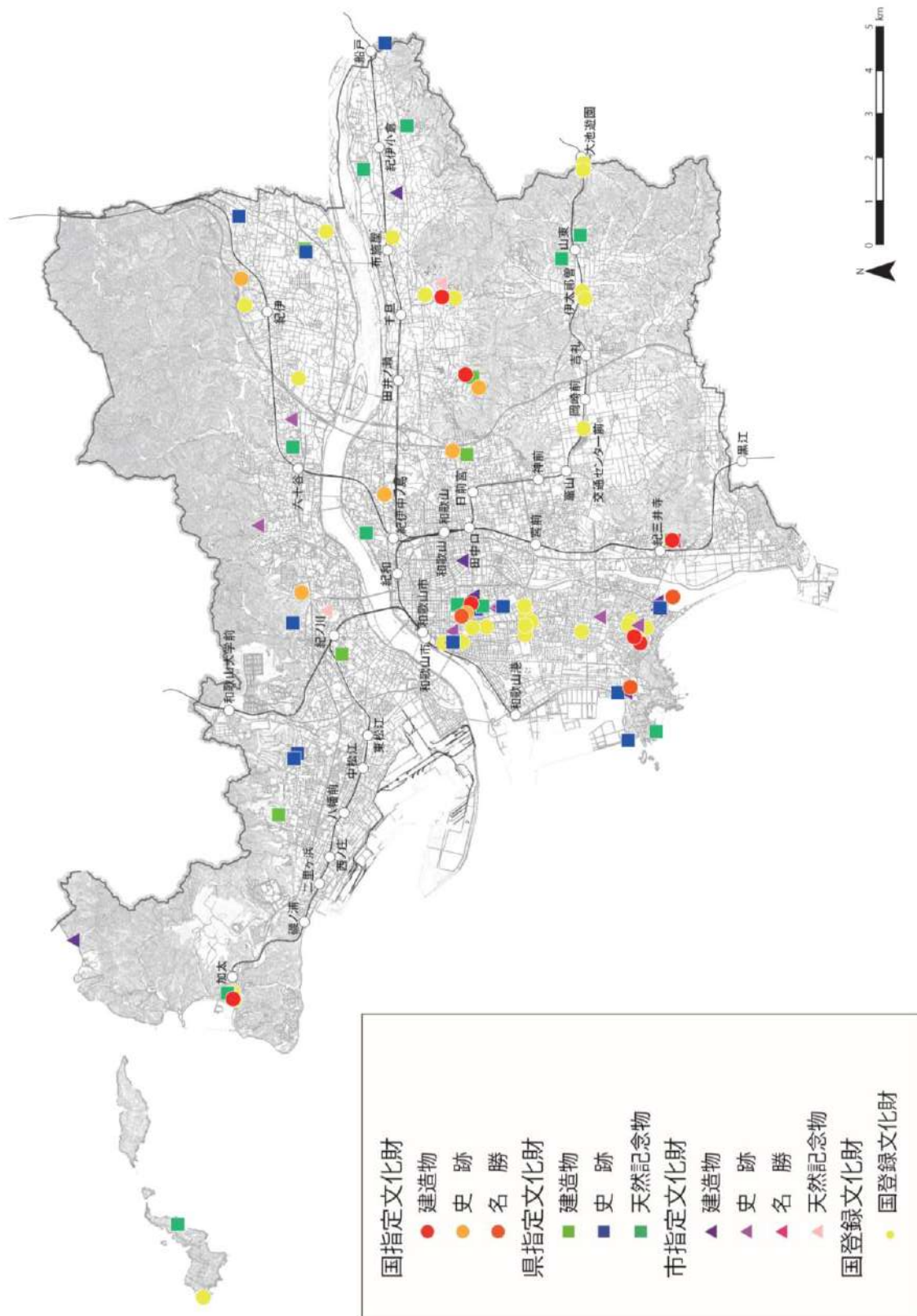
和歌山市内には、平成29年(2017)5月時点で合計177件(国指定50件、県指定66件、市指定61件)の文化財が指定されている。また82件が国登録有形文化財として登録されている。

このうち美術工芸品等を除いた主な分布状況は、まず市域中央部に和歌山城をはじめ城下町に関する文化財があり、南部には和歌の浦を中心として重要文化財建造物が集中する。東部の山地には岩橋千塚古墳群^{いわせせんづか}があり、熊野古道沿いに旧中筋家住宅等の民家建造物がある。河西部には市域西端の加太^{かた}に文化財が集中するほか寺社や古墳が点在し、河北部には古代寺院跡や民家建造物が点在する。

文化財の種別指定等の状況(平成29年(2017)5月時点)

指定の別		件数	
国指定	有形文化財	建造物	12
		絵画	3
		彫刻	5
		工芸	19
		書跡	1
		考古	1
	史跡名勝天然記念物	史跡	6
		名勝	3
	小計		50
	県指定	有形文化財	建造物
絵画			3
彫刻			1
工芸			17
書跡			3
考古			5
無形文化財		1	
民俗文化財		有形民俗文化財	2
		無形民俗文化財	3
史跡名勝天然記念物		史跡	12
		天然記念物	11
小計		66	
市指定		有形文化財	建造物
	絵画		12
	彫刻		7
	工芸		6
	書跡		4
	考古		2
	歴史資料		6
	史跡名勝天然記念物	史跡	8
		名勝	1
		天然記念物	4
	小計		61
国登録有形文化財		82	
合計		259	

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



文化財の分布状況図

★：2章に詳細記載

ア) 中央部

(本町・^{じょうほく}城北・^{おのみなと}広瀬・^{だいしん}雄湊・^{しんなん}大新・^{ふきあげ}新南・^{あしはら}吹上・砂山・今福・高松・芦原・中之島・宮前・宮北)

①国指定文化財

【和歌山城岡口門】(建造物) ★

岡口門は、元和7年(1621)徳川家が建造した門である。昭和20年(1945)の和歌山大空襲で焼失を免れた、数少ない江戸時代の建造物として貴重である。



和歌山城岡口門

【和歌山城】(史跡) ★

天正13年(1585)、紀州を平定した羽柴(豊臣)秀吉は、弟の秀長に命じて和歌山城を築かせた。慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いの後、浅野幸長が和歌山城主となり後に転封し、元和5年(1619)、徳川家康の10男頼宣が入国し55万5千石の紀州藩が成立した。天守は昭和20年(1945)の和歌山大空襲で焼失した後、昭和33年(1958)に再建された。



和歌山城

【西之丸庭園】(名勝) ★

和歌山城内で江戸時代初期に藩主が^{ふうが}風雅を楽しむ空間であった西之丸に築かれた池泉回遊式の庭園である。虎伏山の急峻な斜面を利用し、立石を多く据え、豪快に作庭している。



西之丸庭園

②県指定文化財

【岩倉流泳法】(民俗文化財)

和歌山に江戸時代から伝わる古式泳法。紀州徳川家は代々、水泳に熱心で臣下の諸士に奨励し、岩倉家は江戸時代中期の流祖から代々、水芸指南役をつとめた。基本的な泳ぎ方は「立泳」、「拔手」で、水上術・跳飛術・浮身術・飛込術・水中術等の様々な技術がある。



岩倉流泳法

【時鐘堂】(史跡) ★

正徳2年(1712)紀州藩5代藩主徳川吉宗により建造され、2階に釣られた^{ぼんしょう}梵鐘を鳴らし、藩士や町民に刻限や非常時を知らせた。



時鐘堂

③市指定文化財

【旧大村家長屋門】(建造物)

江戸時代後期、東坂ノ上丁に建築された紀州藩士大村家の長屋門で、明治時代に堀止東に移築された。平成29年(2017)に和歌山城下に残る貴重な武家屋敷の建物として岡公園に移築保存された。



旧大村家長屋門

【大立寺の山門】(建造物)

大立寺は、橋向丁にある浄土宗の寺院で、^{ぶんろく}文禄年間(1593~1596)創建とされる。紀州藩5代藩主で後の8代将軍徳川吉宗の祖母冷香院

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

の墓がある。山門は、天正13年(1585)秀吉の紀州平定で水攻めされた際の太田城の大門であるという言い伝えがある。この大門は戦後に大立寺に移築された。

【西岸寺の板碑】(史跡)

西岸寺の墓地のほぼ中央にある板碑は、碑文によると元和元年(1615)の大坂夏の陣で戦死した安藤彦四郎重能の供養のため弟の彦兵衛が建立した。安藤彦四郎は紀州藩家老である田辺城藩主安藤帯刀の嫡子で、大阪の長福寺(大阪市平野区)に葬られ、後に三河国へ改葬された。寺伝によると、板碑はもと大阪の一心寺(大阪市天王寺区)にあり安藤彦四郎の孫である4代田辺城藩主安藤直清により和歌山に移転されたという。

【瑤林院の墓】(史跡)

慶長14年(1609)頃に要行院日忠が建立した要行寺の後に、寛文9年(1669)、紀州藩初代藩主徳川頼宣の正室瑤林院の追福のために、日順上人が報恩寺として開山した。以来、報恩寺は紀州徳川家の正室の菩提所として崇敬を受けた。境内奥には徳川家御廟が佇み、瑤林院をはじめ、光貞正室の天真院、紀州藩5代藩主徳川吉宗の正室寛徳院らの墓がある。

④国登録有形文化財

【郭家住宅】

代々紀州藩の御典医であった郭家の住宅で、主屋、洋館、離れなどからなる。洋館は、明治10年(1877)建てた木造2階建、瓦葺の擬洋風建築で、1階は薬局や待合室等に使われ、右側に応接室が付属する。明治初期の神戸・横浜等の開港地に見られた、2階にバルコニーを設けたコロニアルスタイルで、和歌山の文明開化を象徴する建築となっている。

【旧松井家別邸(がんこ六三園)】

大正から昭和にかけて活躍した株の相場師松井伊助の別邸で、大正9年(1920)に建てられた。2,000坪の敷地内に回遊式庭園があり、木造平屋建、一部2階建ての瓦葺(一部銅板葺)の主屋、門、茶室等10棟があり、料理店として活用されている。

【三尾家住宅】

和歌山城と和歌浦を結ぶ和歌道(国道42号線)の近傍に建つ町家で、天保12年(1841)建築の木造2階建、瓦葺建物である。1階に格子窓を配し、2階正面には虫籠窓を左右対称に備えた端正なつくりで、市内に残る数少ない江戸時代の町家建築である。

【島村家住宅】



大立寺の山門



西岸寺の板碑



瑤林院の墓



郭家住宅



旧松井家別邸



三尾家住宅

大正期、洋風建築の普及に大きな役割を果たした「あめりか屋」による上質な和洋折衷住宅である。大正15年(1926)建築の木造2階建、瓦葺建物で、北面に玄関ポーチ、南面にパーゴラ付きテラスを設け、窓にはステンドグラスがはめられている。外観は洋風意匠を基本とするが、南面から東面にかけての1階を和風意匠としている。

【木綿家住宅】

昭和15年(1940)につくられた木造平屋建、瓦葺の建物で、宅地に南面して建ち、東端に玄関を構え、玄関脇の洋風応接間はスパニッシュ瓦葺で2連アーチ窓を設けている。西半は庭に面して和室を配し縁を廻らせており、和洋両室とも意匠に優れた上質な住宅である。

【和歌山県庁舎】

昭和13年(1938)につくられた鉄筋(一部鉄骨鉄筋)コンクリート造の4階建の建物で、県都を象徴する近代建築である。淡黄色のタイル張の外壁に2連アーチ窓を並べ、頂部や正面をテラコッタの装飾で飾る。正面階段室や4階正庁の内部意匠も竣工当初の姿をよく残す。

【加田家住宅】

和歌山城がある^{とらふすやま}虎伏山・岡山から南北にのびる^{ふきあげ}吹上の砂丘上にたつ昭和4年(1929)建築の木造平屋建、瓦葺建物で、中心部の残る数少ない戦前の建築である。主屋竣工の2年後に京都の数寄屋大工によって^{ふろうあん}不老庵、^{ぎょうげつてい}暁月亭の茶室が竣工した。紀州の青石を使用した外塀に囲まれ、建物内外に意匠を凝らした邸宅である。

【御前家住宅】

昭和10年～13年(1935～1938)頃建築の木造平屋建て、瓦葺の住宅で、和歌山城周辺で戦禍を免れた数少ない戦前期の建築である。外壁は屋久杉の皮で葺かれ、内部も良材を用いた^{すきやづくり}数寄屋造の意匠で、洋風応接間等この時代の邸宅の特徴を備える。

【旧西本組本社ビル】

慶応年間から続いた土木建設業の西本組本社事務所として、昭和2年(1927)に建設された。鉄筋コンクリート造の3階建て、ルネサンス様式の玄関廻りの意匠が特徴である。県内における近代建築活用の先駆例である。

【正住寺の離れ座敷】

元は大正9年(1920)に橋本市の池永家の離れ座敷として建てられ、市の来賓をもてなす場として使われた。区画整理事業で取り壊しの危機をむかえ、平成25年(2013)に正住寺に移築された。木造平屋建て、^{よせむねづくりさんがわらぶき}寄棟造棧瓦葺屋根で、桁行6間・梁間3間半の良質な部材を使用した座敷である。



島村家住宅



木綿家住宅



和歌山県庁舎



加田家住宅



御前家住宅

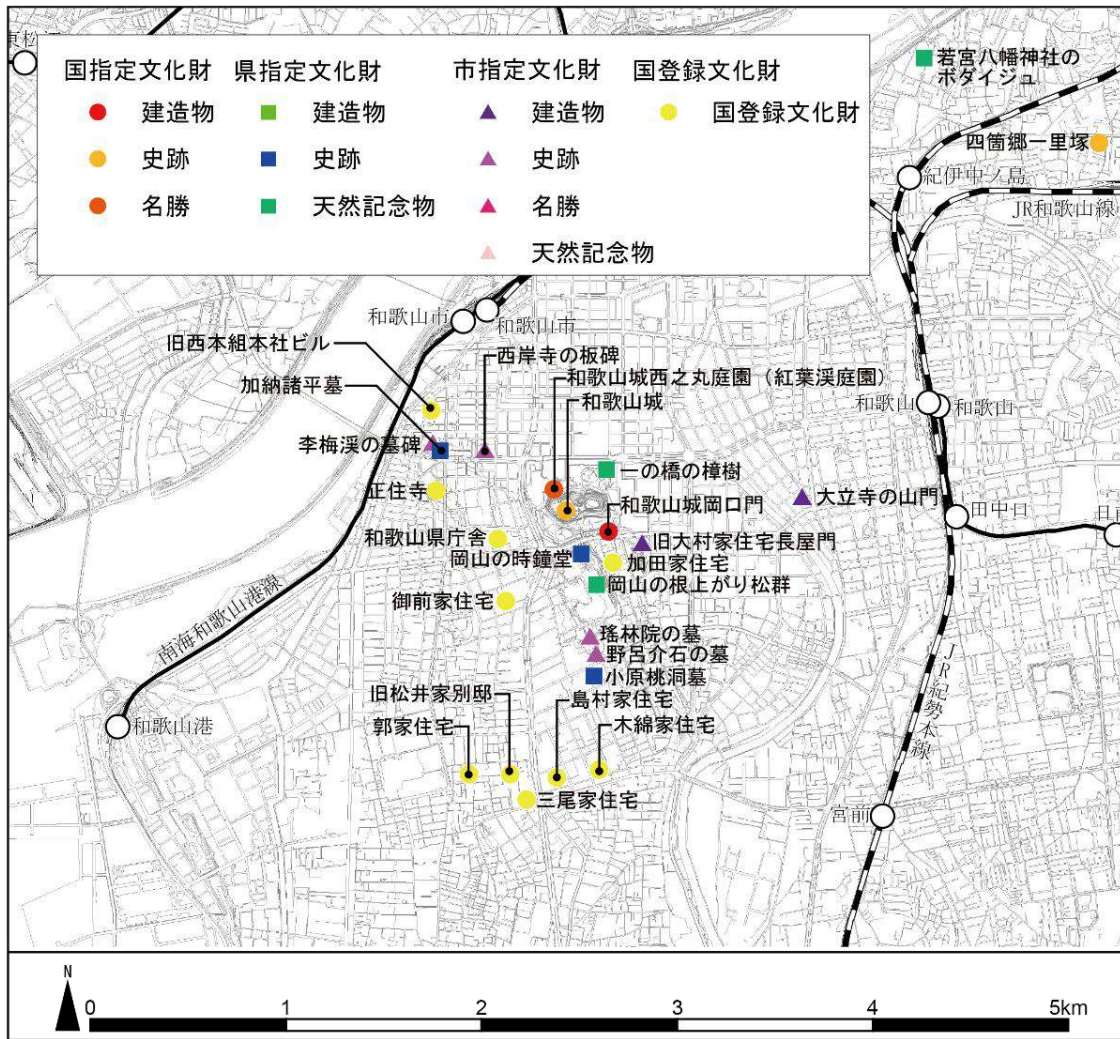


旧西本組本社ビル



正住寺の離れ座敷

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



中央部の文化財

イ) 南部(雑賀・雑賀崎・田野・和歌浦・名草)

①国指定文化財

【天満神社】(建造物) ★

和歌浦天満神社は天神山の中腹にあり、和歌浦一帯の氏神となっている。菅原道真が、延喜元年(901)に大宰府に流されるとき、風波を避けて和歌浦に立ち寄ったと言われ、康保年間(964年頃)に橋直幹が大宰府から帰る時、創建したと伝わる。現在の社殿は、関ヶ原の戦後に入国した浅野幸長によって慶長11年(1606)に再建された。装飾が華麗で、安土桃山時代の特徴をよく表す。



和歌浦天満神社

【東照宮】(建造物) ★

紀州東照宮は、紀州藩初代藩主徳川頼宣により元和7年(1621)に、父家康を祀り景勝地の和歌浦の権現山に創建された。本殿と拝殿の中間に一段低い石の間を置く、権現造とよばれる構造で、豪華絢爛に装飾されている。



紀州東照宮

【護国院】(建造物) ★

西国観音霊場三十三所の第二番の札所の紀三井寺として有名な金剛宝寺護国院は、寺伝によれば、宝亀元年(770)に唐の僧為光上人が創建し、自作の十一面観音像を本尊としたという。多宝塔・鐘楼・楼門が重要文化財である。



護国院多宝塔

【和歌の浦】(名勝) ★

名勝和歌の浦は、和歌川河口に展開する干潟・砂洲および周辺の丘陵地等からなる歴史的景勝地である。奈良時代の聖武天皇の行幸により歌枕の地となり、以来、文人墨客のあこがれの地となった。江戸時代には紀州東照宮や三断橋、観海閣等の建造物の整備によって、和歌山を代表する名所となった。



和歌の浦

【養翠園】(名勝)

養翠園は紀州藩10代藩主徳川治宝が、水軒御用地に文政元年(1818)から8年かけて造営した回遊式庭園である。海浜の立地を生かした汐入りの池をもつ大名庭園は、徳川将軍家の別邸浜御殿を前身とする浜離宮恩賜公園とこの養翠園だけである。



養翠園

②県指定文化財

【護国院】(建造物) ★

本堂と、開山堂・六角堂・大師道・三社権現・書院が県指定の建造物である。本堂は、棟札によれば宝暦9年(1759)に建立されたもので、江戸時代後期の紀北の代表的な大建築物といえる。



護国院本堂

【和歌の浦】(史跡) ★

和歌の浦は、和歌川河口に展開する干潟・砂洲および周辺の丘陵地

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

等からなる歴史的景勝地である。干潟や御手洗池などの自然景観と玉津島神社、東照宮、天満宮、不老橋、三断橋などの歴史的建造物から構成される。その歴史的な重層性から県の史跡に指定され、観賞上の価値から国の名勝にも指定された。

【水軒堤防】(史跡)

西浜に築かれた南北約1kmに及ぶ江戸時代の堤防である。江戸時代初期に紀州藩初代藩主徳川頼宣の命を受け、朝比奈段右衛門が築造したとの伝承があったが、発掘調査により江戸時代後期(18世紀後半)の築造であったことがわかった。海側に石堤、陸側に土堤を併せもつ非常に強固な構造である。堤防の東部が古代以来の名勝である和歌の浦と藩主が別邸を築いた西浜であるため、防潮とともに景観を守る目的とも考えられている。

【雑賀崎台場】(史跡)

江戸時代末期、外国船への防備のために、紀伊半島の沿岸部に藩により番所砲台・土塁・石垣等の海防施設が築かれた。雑賀崎台場は、紀伊水道に突出した「トンガの鼻」とよばれる岬の先端部に築かれた台場跡で、発掘調査により周囲には土塁がめぐり、土塁の下には石垣が構築されていることがわかった。

【鷹の巣】(天然記念物)

雑賀崎の西南で、海に突き出た岬の断崖が「鷹の巣」とよばれる。結晶片岩が海岸に露出して豪壮な景観を形成し、鷹がこのような絶壁の岩穴に巣をつくることから名付けられた。この下に「上人窟」とよばれる洞窟があり、天正8年(1580)、織田信長との合戦に敗れ、大坂の石山本願寺から逃れた教如がひそんで難を避けたと伝わる。

③市指定文化財

【玉津島神社】(建造物) ★

奈良時代に聖武天皇が行幸した景勝地和歌の浦で、古代から中世にかけて玉津島神社に和歌の神が祀られて和歌の聖地となった。関ヶ原の戦い後に紀州に入国した浅野幸長により再興され、紀州藩初代藩主徳川頼宣により社殿が本格的に整備された。本殿は、建物全体に極彩色を施す豪華な装飾があり、江戸時代に建造され修築を重ねている。

【湊御殿】(建造物)

湊御殿は、現在の湊1丁目にあった紀州藩主の別邸で、2代藩主徳川光貞が元禄11年(1698)に造営し、その後幾度も火災で焼失した。天保5年(1834)に11代藩主斉順により、江戸城本丸御殿や紀州藩の江戸屋敷を模して広壮で豪華な建物が再建された。明治時代には多くの建物が取り壊されたが、そのうちの1棟が平成18年(2006)に養翠園



和歌の浦



水軒堤防



雑賀崎台場



鷹の巣



玉津島神社



湊御殿

の隣地に移築された。

④国登録有形文化財

【小西家住宅】

昭和14年(1939)建築の主屋は、木造2階建、瓦葺の和風建築であるが、玄関脇の応接間だけは外観内部とも洋風で、この時代の邸宅建築の特徴を備えている。敷地北側の土蔵や門、板塀も質が高く年月を経た古色が味わい深いものとなっている。



小西家住宅

【多田家住宅】 ★

多田家住宅は、明治初期建築の町家である。北棟を切妻造、南棟を入母屋造とした本瓦葺の平屋建であり、つし2階に虫籠窓^{むしこまど}を設け、1階には出格子を設けている。



多田家住宅

【和田家住宅】 ★

和田家住宅は、明治36年(1903)建築の木造2階建、瓦葺、入母屋造の町家である。1階は出格子を連ね、2階は黒漆喰塗りの壁に額縁付きの格子窓を供え、重厚かつ風格のある外観をよく残している。



和田家住宅

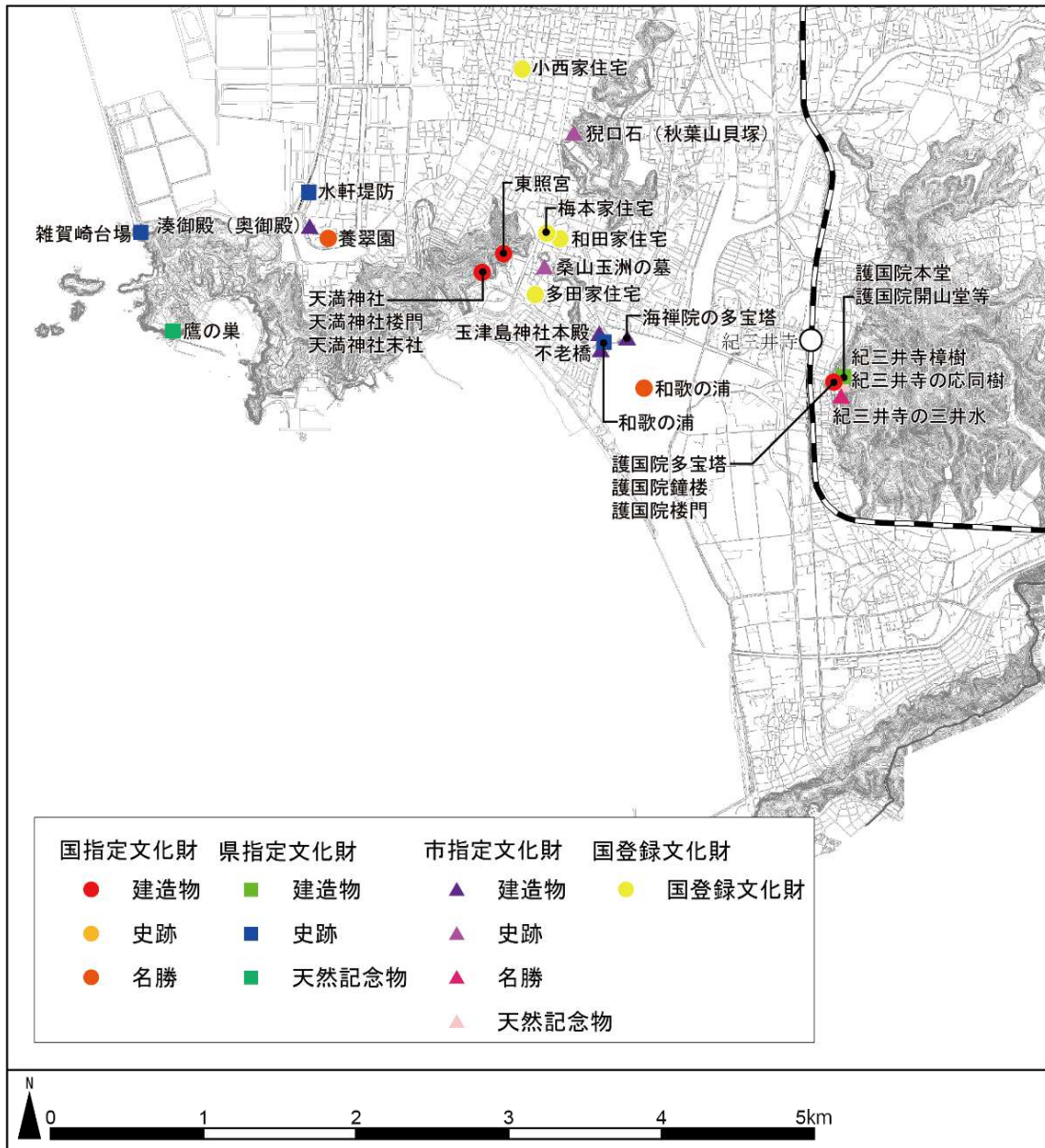
【梅本家住宅】 ★

梅本家住宅は、大正2年(1913)建築の木造2階建、瓦葺、入母屋造の町家である。隣接する和田家住宅と同様に、1階は出格子を連ね、2階は黒漆喰塗りの壁に額縁付きの格子窓を供え、伝統的な町並み景観に大きく寄与している。



梅本家住宅

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



南部の文化財

ウ) 東部 (四箇郷・宮・西和佐・和佐・小倉)

東南部 (岡崎・三田・安原・西山東・東山東)

①国指定文化財

【旧中筋家住宅】(建造物) ★

和佐地区に所在する江戸時代の大庄屋の屋敷で、敷地は約 2,200 m² で周囲を土堀で囲まれ、敷地東側は、熊野参詣道に面している。主屋は嘉永 5 年 (1852) の建築で、三階建の取り合い部を挟んで西側に土間と台所、北側に 20 畳の大広間、東側に座敷部が配置されている。



旧中筋家住宅

【岩橋千塚古墳群】(特別史跡)

岩橋千塚古墳群は、岩橋山地の前山・花山・大谷山・大日山・寺内・井辺・井辺前山の各地区全体に広く分布する古墳群で、古墳の総数は 700 基を越える。国内最大規模の群集墳で、結晶片岩の石梁や石柵を備えた横穴式石室が特徴的であり、昭和 27 年 (1952) に前山地区を中心に国の特別史跡に指定された。古代豪族紀氏の墓所と推定されている。



大日山35号墳
横穴式石室

【鳴神貝塚】(史跡)

鳴神貝塚は花山西麓に位置し、明治 28 年 (1895) に近畿地方で初めて発見された貝塚として、昭和 6 年 (1931) に国の史跡に指定された。貝層の範囲は東西 110m、南北 100m におよび、県内最大級の規模を誇る。発掘調査では、人骨の埋葬された土坑や縄文時代早期～前期末の貝層を発見し、縄文時代早期から晩期にかけて断続的な時期の土器が出土した。



鳴神貝塚

【四箇郷一里塚】(史跡)

元和 5 年 (1619 年) 紀州藩初代藩主徳川頼宣が入国し、主な街道として大和街道(奈良方面)と上方街道(大阪方面)を整備し、1 里(約 3.9km)ごとに塚をつくり木や標識を建てた。和歌山城下の京橋を起点に、嘉家作を通り八軒家の先で分かれる。嘉家作から八軒家の間には松並木が植えられ、四箇郷に一里塚がつけられた。



四箇郷一里塚

②県指定文化財

【阿弥陀寺】(建造物)

阿弥陀寺の創建は不明だが江戸時代前期に中興開山され、現在の本堂はもと吹上にあつた大智寺が明治維新になり廃寺となつたため、その御霊屋を明治 4 年 (1871) に移築したものである。大智寺は、寛永 9 年 (1632) に紀州藩初代藩主徳川頼宣が兄である 2 代将軍徳川秀忠の霊をまつるために創建した寺で、近世初期の霊廟建築の一つとして重要である。



阿弥陀寺

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

【^{だんしちおどり}団七踊】（民俗文化財） ★

岡崎地区一円に江戸時代から伝わる盆踊り。寛永年間(1624～1645)、^{おうしゅうしろいしくんさかとむら}奥州白石郡坂戸村で悪代官志賀団七に殺された与太郎の娘が仇討ちを遂げた事件が江戸歌舞伎となり、紀州藩主に随行して江戸に上った岡崎の郷土がこれを観劇し、^{うたい}謡と踊りに仕組んで、郷土芸能となった。

【船戸山古墳群】（史跡）

市域東端の岩出市境に位置し、山地上に7基の古墳が集中する。このうち1・2・3・6号墳には横穴式石室が確認された。特に2・3号墳は、^{いわせせんづか}岩橋千塚古墳群と同様に結晶片岩製で石棚をもつという紀の川下流域南岸に特有の特徴をもつ。



^{だんしちおどり}
団七踊



船戸山古墳群

③市指定文化財

【^{くわんおん}光恩寺庫裏】（建造物）

光恩寺は天正19年(1591)に創建され火災で焼失したため、明治13年(1880)に和歌山城本丸御台所の払い下げを受け^{くわんおん}庫裏とし、本丸建物を移し本堂とした。本堂は暴風雨により倒壊し、現在は^{くわんおん}庫裏のみが残っている。江戸時代の和歌山城を知るうえで貴重な建物である。



^{くわんおん}
光恩寺庫裏

④国登録有形文化財

【^{なかつな}中筋家住宅】 ★

^{なかつな}和佐の大庄屋中筋家から文政10年(1827)に分家した家で、主屋は明治20年(1887)建築の大規模な木造平屋建、^{さんかわらぶき}棧瓦葺の建物である。高さの高い差鴨居、桜材の座敷縁等ふんだんに良材を用いて高度な技能で造られた建物である。



中筋家住宅

【^{うすだ}宇藤家住宅】 ★

熊野街道近くの農家建築で、敷地中央に南面して建てられている。明治前期の建築で、大正前期に増築、平成12年(2000)に改修されている。変化に富む外観をもつ近代の農家建築である。



宇藤家住宅

【^{ながた}長多家住宅】 ★

熊野街道近くに建つ明治前期の農家建築で、敷地中央に南面して建てられている。伝統的な形態を受け継ぎ、優れた農村景観を形成している。



長多家住宅

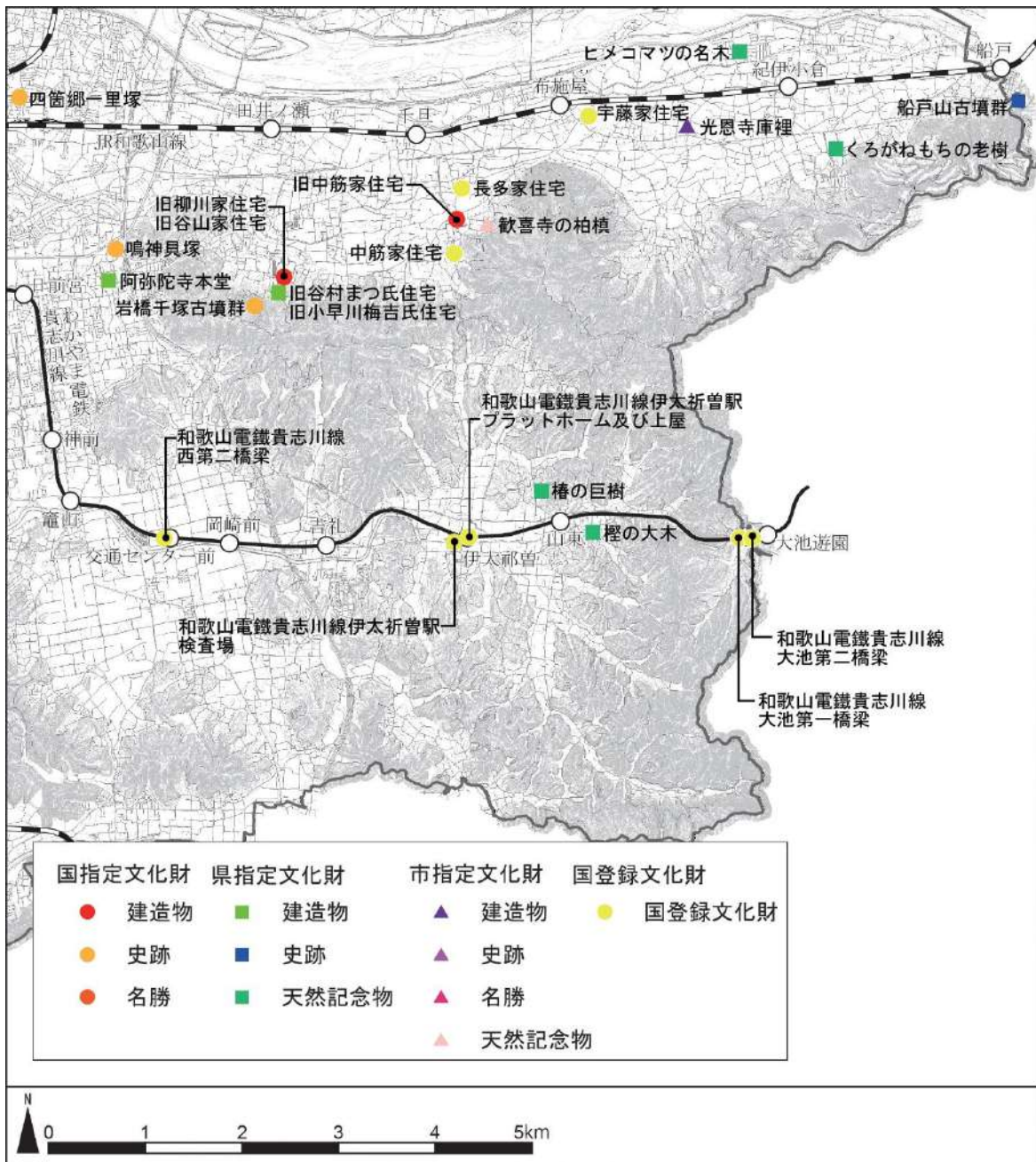
【和歌山電鐵貴志川線】 ★

伊太祁曽駅検査場は、大正5年(1916)、山東軽便鐵道として大橋～山東間が開通した当時から使われている車両の検査場である。伊太祁曽駅の石積プラットホームや古レールを転用した上屋、大池第一第二橋梁や交通センター前駅に隣接する西第二橋梁も登録されている。

三社詣の参拝客や農産物の輸送等の沿線の発展に大きな役割を果たした近代化遺産である。



和歌山電鐵貴志川線
伊太祁曽駅検査場



東部・東南部の文化財

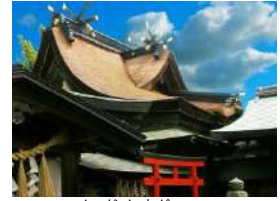
第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

エ) 河西部（野崎・湊・松江・楠見・貴志・木ノ本・西脇・加太）

①国指定文化財

【加太春日神社】（建造物） ★

創建は明らかではないが、江戸時代後期の『紀伊続風土記』によれば、嘉元年間(1303～1317)に日野左衛門藤原光福が藤原氏の祖神である春日三社を合祀し、春日神社となったという。現在の社殿は、慶長元年(1596)に桑山修理亮正榮によって建立され、臺股・欄間・脇障子等に豪華な彫刻が施されており、恵比寿・貝・海老等の海に関わる題材がみられる。



加太春日神社

【大谷古墳】（史跡）

大谷古墳は、和泉山脈の南麓の尾根上に造られた前方後円墳である。石室を設けずに石棺を直接埋納する形式で、5世紀末から6世紀初頭頃に造営されたと考えられている。朝鮮半島南部の影響の強い馬冑・馬甲をはじめとした多くの副葬品が出土した。



大谷古墳

②県指定文化財

【木本八幡宮本殿】（建造物） ★

社伝では応神天皇が筑紫からの帰途、南海を通った際の紀水門の頓宮の跡に建てたという。中世には木本荘の鎮守であったが、天正13年(1585)秀吉の紀州攻めの兵火で焼失し、元和4年(1618)に再建したのが現在の本殿である。



木本八幡宮

【総持寺】（建造物）

宝徳2年(1450)に明秀光雲により創建され、16世紀中頃に後奈良天皇・正親町天皇の勅願寺になった。天正13年(1585)秀吉の紀州攻めの際に焼失、弟秀長により再建された。寛文年間(1661～1672)には、西山派総本山禅林寺・光明寺の末となって、紀伊・和泉八十八ヶ寺の末寺を有した。江戸時代建立の本堂総門・鐘楼が県指定文化財である。



総持寺本堂

【関口新心流柔術・居合術・剣術】（無形文化財）

関口流は、江戸時代初めに開かれた古武道の一つで、柔術・剣術・居合術を含む総合武術。関口家は流祖から代々紀州藩の武芸指南役をつとめ、和歌山の関口新心流から全国に伝播したという。柔術・居合術・剣術あわせて89本の型が、現在も関口新心館道場に継承されている。



関口新心流柔術

【木ノ本の獅子舞】（無形民俗文化財） ★

木本八幡宮の祭礼に奉納される獅子舞で、祭礼は500年の伝統があると伝わる。青年2人が雄獅子の胴衣に入って演ずる勇壮活発な獅子舞で、地上5mに渡した2本の青竹の上を舞うダンジリ上で、獅子が谷



木ノ本の獅子舞

底に蹴落とした我が子の這い上がってくる姿を待ちながら、谷底をのぞく様子を演出している。

【^{しゃかのこし}車駕之古址古墳・^{かまやま}竈山古墳】(史跡)

^{しゃかのこし}車駕之古址古墳は、紀の川の北岸の和泉山脈の南麓にある5世紀後半頃の前方後円墳である。濠や外堤まで含めた全長は110～120mと県内最大規模で、県内では珍しく周濠・造り出し・^{ふきいし}段築・^{ふきいし}葺石等本格的な施設をもつ。出土遺物には国内でも類例のない、朝鮮半島からもたらされた可能性の高い金製勾玉がある。



^{しゃかのこし}車駕之古址古墳

③市指定文化財

【総持寺】(建造物)

宝徳2年(1450)に明秀光雲により創建され、16世紀中頃に後奈良天皇・正親町天皇の勅願寺になった。県指定文化財の本堂・^{しょうろう}総門・^{しょうろう}鐘楼のほか、開山堂・玄関・釈迦堂が市指定文化財となっている。



総持寺玄関

【^{かえい}嘉永橋】(建造物)

^{かえい}嘉永橋は大阪府境と接する清水川河口に架設されている。19枚の橋板でゆるやかなアーチ形を作り、狭間飾りをもつ欄干が6枚取り付けられている。銘文から^{かえい}嘉永7年(1854)に大川浦の回船問屋石野氏により建立されたことが分かり、直後の^{かえい}嘉永7年(1854)11月5日に発生した安政南海地震の大津波に見舞われるものの、今日までその姿をとどめている。



^{かえい}嘉永橋

④国登録有形文化財

【^{しょうねんじ}稱念寺】 ★

^{かだ}加太の中心部で^{かだかすが}加太春日神社に隣接して建つ西山浄土宗の寺院である。本堂は、元は和歌山城下の新中通にあった真光寺の本堂を明治40年(1907)に移築したもので、当初の建築年代は寛政7年(1795)と伝わる。木造平屋建、^{いりもやづくり}入母屋造、本瓦葺で、桁行7間の大きな建物であり、内陣には華麗な装飾がある。



^{しょうねんじ}稱念寺

【^{みやまけ}宮崎家住宅】 ★

大正7年(1918)に、^{かだあわしま}加太の淡島街道に面して^{めんぶ}綿布製造業の町家として建てられた。木造2階建、^{いりもやづくり}入母屋造、^{さんかわらぶき}棧瓦葺で、1階壁は腰板張り、上半は黒漆喰塗りの重厚なつくりで、2階窓の銅板張りの折戸が特徴的である。



宮崎家住宅

【^{かだ}旧加太警察署(中村家住宅)】 ★

大正10年(1921)頃、警察署として建築された木造2階建、瓦葺の建物で、当時は、敷地に本館をはじめ取調室等の警察署として必要なものが整備されていた。



^{かだ}旧加太警察署

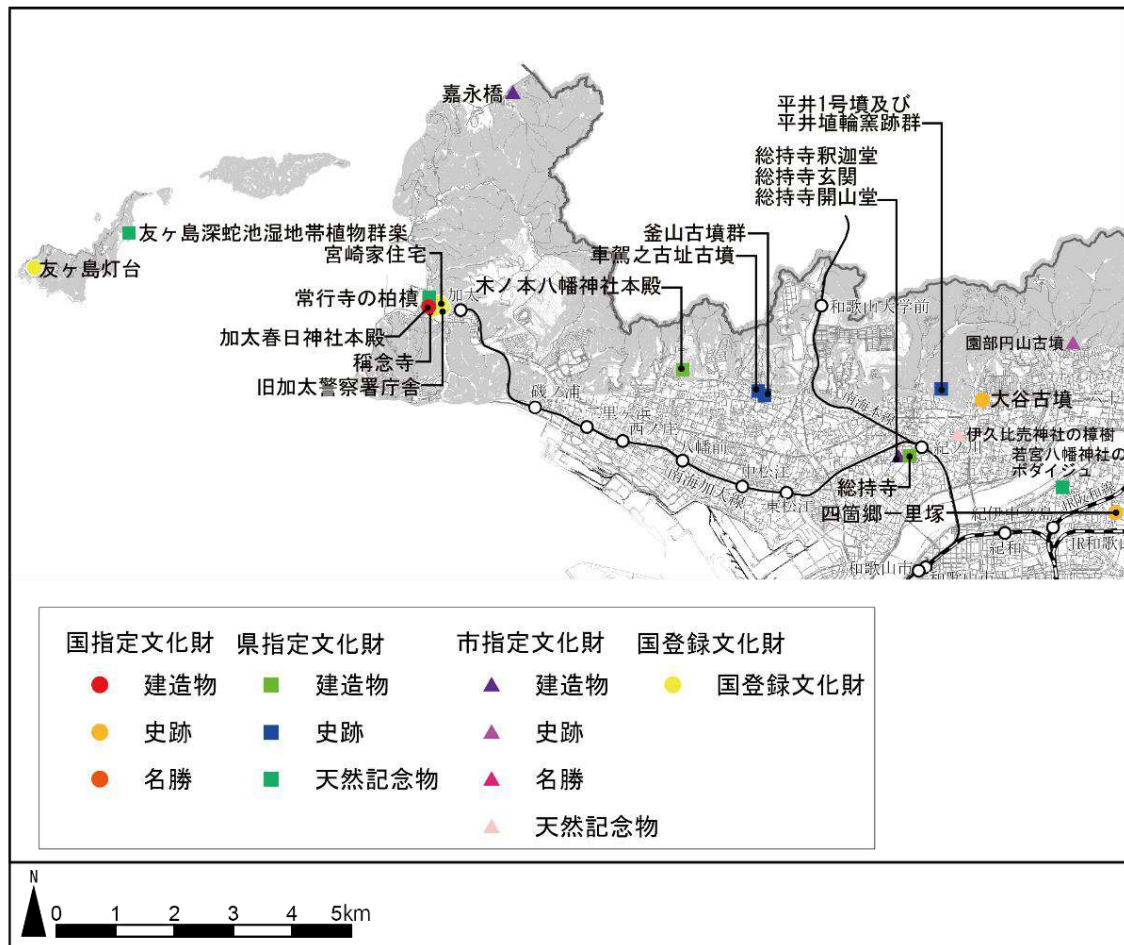
第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

【友ヶ島灯台】

英国人技師リチャード・ヘンリー・ブラントンの設計により、明治5年(1872)、洋式灯台としては日本で8番目に完成した。明治23年(1890)、由良要塞の友ヶ島第1砲台建設に伴い20m程移動した。高さ12.2mの石造の塔の1階部分には、外側を取り巻くように半円形の部屋が設けられている。



友ヶ島灯台



河西部の文化財

オ) 河北（有功・直川・紀伊・川永・山口）

①国指定文化財

【上野廃寺跡】（史跡）

上野廃寺は紀の川北岸の段丘上に立地する古代寺院跡で、昭和 42 年（1967）と昭和 59 年（1984）に行われた発掘調査で、東西両塔をもつ薬師寺式の伽藍配置とわかった。金銅製風鐸や堂塔の隅木の先端を覆う箱形の隅木蓋瓦が出土した。



上野廃寺軒丸瓦・軒平瓦

②県指定文化財

【力侍神社】（建造物） ★

社伝によると力侍神社は、元は神波に創建されたが、上野の八王子社の社地に遷座し、寛永 3 年（1626）に両社とも熊野古道の川辺王子の跡地といわれる現在地に移されたという。力侍神社は寛永 11 年（1634）、八王子神社は寛永元年（1624）建立の一間社流造柿葺の建物で、江戸時代初期の重要な作例である。



力侍神社

【山口廃寺跡】（史跡）

山口廃寺跡は紀の川北岸の段丘上に立地する古代寺院跡で、近世の大坂街道（雄ノ山越）と淡路街道との交点付近に位置する。片岩製の大礎石はすでに破壊されているが、大塔の心柱を受けた痕跡がある。周辺には「堂垣内」、「門口」等の寺院に関係する地名が残っている。



山口廃寺軒丸瓦

③市指定文化財

【園部円山古墳】（史跡）

園部円山古墳は、和泉山脈の南麓の尾根の先端に位置する円墳で、6 世紀中頃に築かれた。紀の川南岸の岩橋千塚古墳群等の石室が扁平な結晶片岩を用いるのに対し、北岸の園部円山古墳の石室は砂岩の巨石を用いている。金銅装の圭頭太刀、馬具等の豪華な副葬品が出土した。



園部円山古墳
金銅装の圭頭太刀

【浄永寺の板碑】（史跡）

板碑は浄永寺（浄土真宗本願寺派）の境内に建てられており、碑文によると元龜 2 年（1570）2 月、当地の門徒が出征する際に死を覚悟して逆修講を結んだものであるという。寺伝では大坂本願寺と信長の合戦に出陣した戦死者の供養碑とされている。



浄永寺の板碑

④国登録有形文化財

【井上家住宅】 ★

元は和歌山市永穂にあった農家を昭和 16 年（1941）に移築したものである。江戸時代末期に建築された木造平屋建で、1 階は四間取形式で西側に土間を設けている。屋根は入母屋造本瓦葺で、正面に 2 間の



井上家住宅

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

玄関を設ける豪壮な建物である。和歌山市北部の庄屋宅を代表する住宅である。

【坂部家住宅】 ★

主屋は有田市箕島みのしまに建っていたのを文久2年（1862）に現在地まで水運で運び移築したものである。費用は当時「銀貳拾貳貫目かんめ（現代の金額で2,500万円前後）」を要したと記載されている。江戸時代後期の木造平屋建の瓦葺の建築で、特に鶴を描いた襖ふすま絵が立てこまれた「鶴の間」と称する座敷が華やかである。



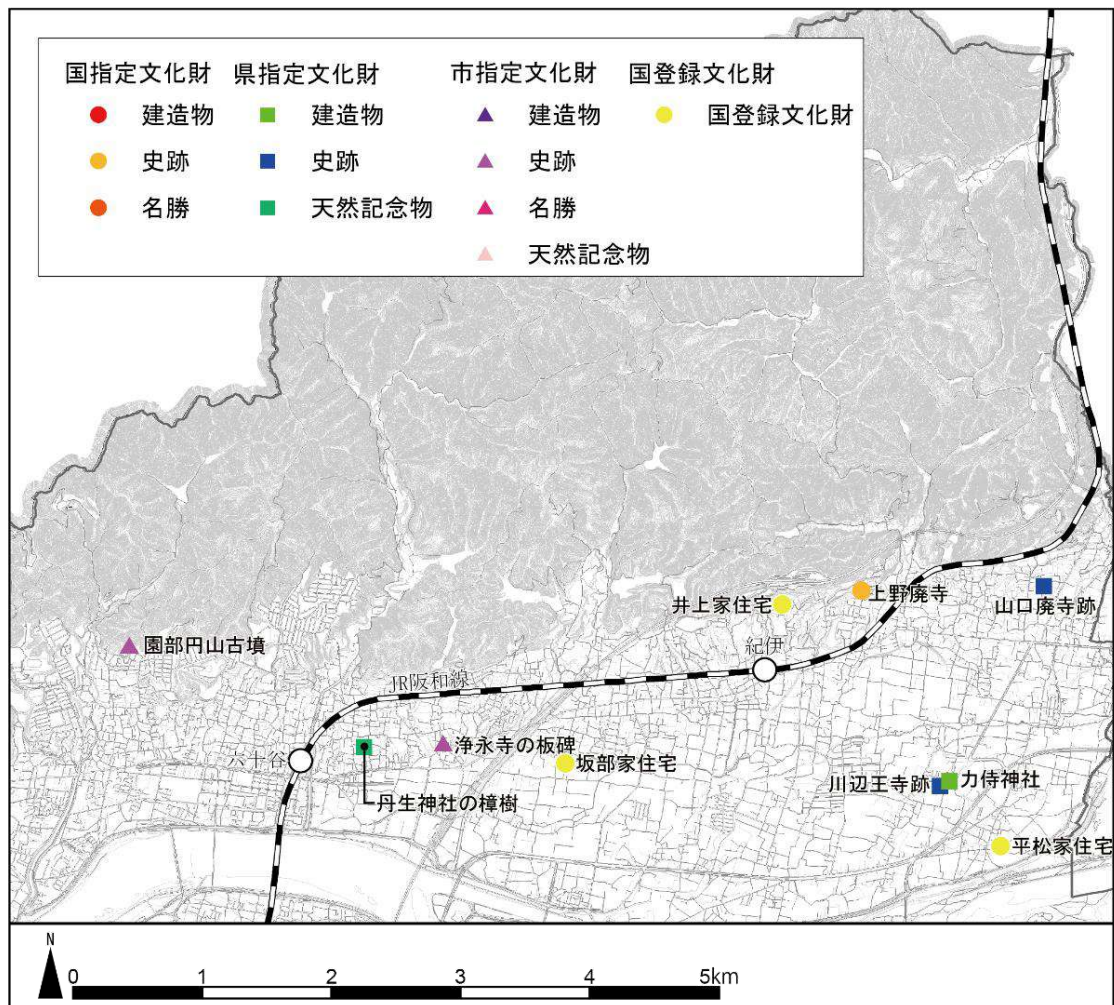
坂部家住宅

【平松家住宅】 ★

安政3年（1856）に上方街道に面して建てられた大規模な農家建築である。正面中央に入母屋屋根の式台玄関があり、北西には仏間と茶室を設け、茶室は北側水路に迫り出しており、主屋、門等を含めた住宅が優れた農村景観を形成している。重厚な長屋門は和歌山城下から移築したと伝わる。



平松家住宅



河北部の文化財

2) 指定文化財・登録文化財以外の主な文化財

指定文化財・登録文化財以外で、これまでの文化財調査で歴史的価値が認められ報告されたものを概説する。

【近世社寺建築】

近世社寺建築として江戸時代の建築を残すものは、市域中心部（和歌山城周辺）では、感応寺（かんおうじ たかじょう ぜんぎょうじ鷹匠町）、善行寺（ぜんぎょうじ汐見町）、真光寺（打越町）がある。市域南部では、光明寺（塩屋）、法福寺（和歌浦）、瀧本院本堂（たきもとん きみいでら紀三井寺）がある。東部では、本願寺岡崎支坊（岡崎）、高積神社上ノ宮・下ノ宮（たかつみ和佐）、高橋神社（いわせ岩橋）がある。河北部では、本慧寺（ほんえいじ直川）、大屋都姫神社（おおやつひめ宇田森）がある。河西部では、報恩講寺（大川）がある。



報恩講寺

【祭・行事】

報恩講寺、本慧寺、高積神社では、近世かそれ以前に さかのぼ遡るとみられる特徴的な行事が受け継がれている。

報恩講寺（大川）の11月22日から3日間の法然上人（ほうねんしやうにん円光大師）ゆかりの会式では、野菜・果物・餅・菓子・花等を器に盛りつけた百味御膳が供えられる。



本慧寺の大餅投げ

本慧寺（ほんえいじ直川）は、のうがわ直川観音ともよばれ、春の観音会式では大餅投げが行われる。

高積神社（たかつみ和佐）では、春祭は上の宮で神事が行われ、太鼓の演奏や巫女の舞が奉納される。秋祭では、下の宮から御旅所まで神輿（みこし）が巡行し、獅子舞が氏子の家々を訪問する。冬祭は鎮火祭とよばれ、下の宮で薪を焚き火勢が弱まってから宮司が素足で踏み歩く。

【近代和風建築】

明治時代以降に、古来の伝統をふまえて西洋の新しい技術を取り入れて建てられた近代和風建築のうち、住宅建築は、和歌山城下の南から和歌浦にかけて集中している。宗教建築では、かまやま籠山神社（坂田）、伊太祁曾神社（いたきそ山東）がある。公共建築では、岡公園に移築された武徳殿がある。

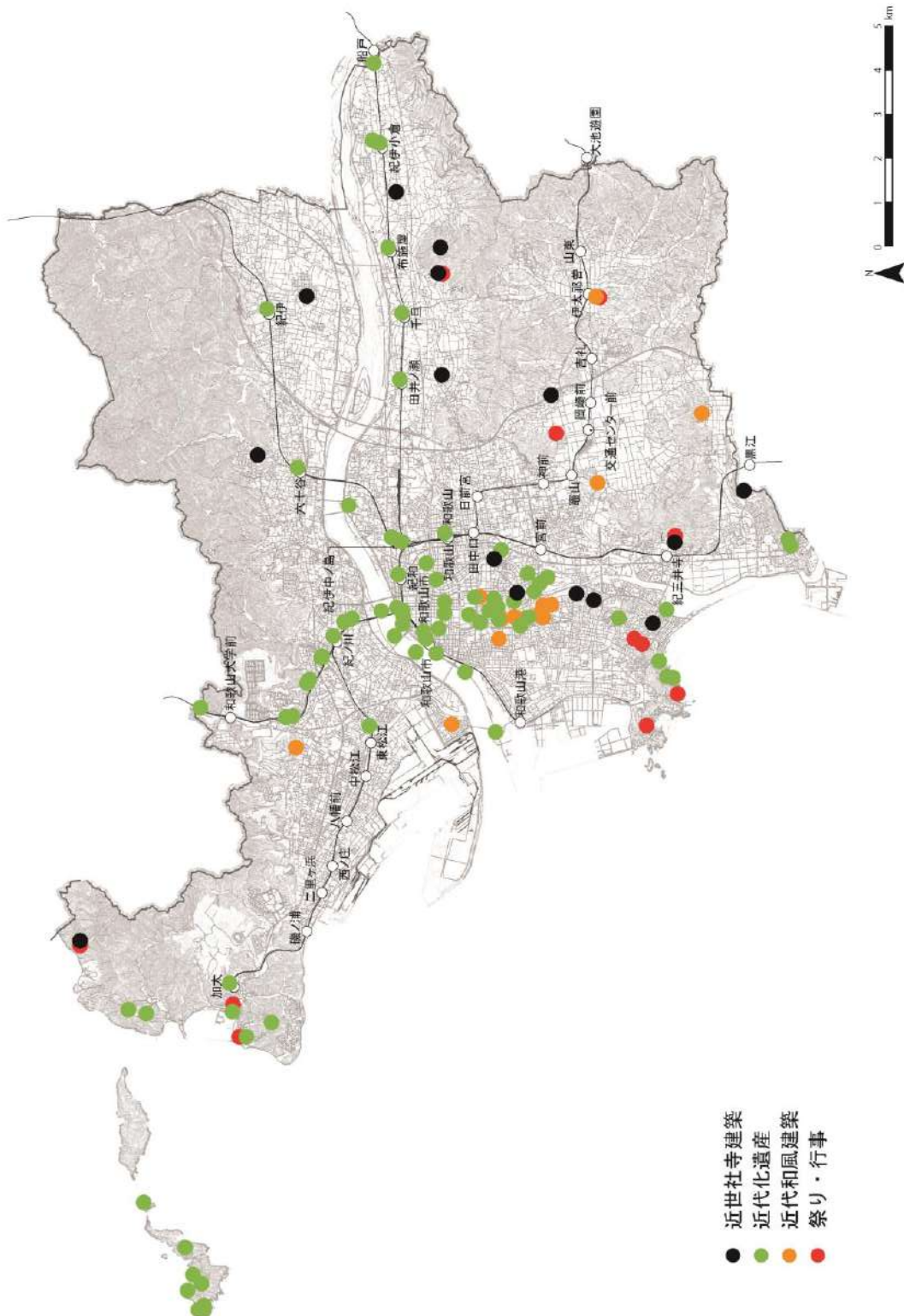
【近代化遺産】

明治時代以降に急激な西洋化や社会の発展のなかで建造された近代化遺産は、市内にも多数残っている。産業関係では繊維産業関係で、旧和歌山紡織紀ノ川工場（五筋目）、岡部染工（西釘貫丁）、旧市川捺染（なっせん にしぬの西布経丁）のレンガ造の建物が残っている。交通関係では旧紀和鉄道（JR和歌山線）、旧南海鉄道（南海電鉄）、旧阪和鉄道（JR阪和線）、旧加太軽便鉄道（南海電鉄加太線）がある。また橋梁では、北島橋、京橋、寄合橋があり、ずいどう隧道（トンネル）では、毛見隧道、新和歌浦第1・2隧道がある。発電施設では、旧和歌山水力電気手平火力発電所があり、水道施設では、本丸跡給水場・有本水源池・まさご真砂浄水場がある。国防施設では、由良要塞（友ヶ島砲台・加太砲台・深山砲台）がある。



友ヶ島第3砲台

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景



指定文化財・登録文化財以外の主な文化財
 (『和歌山県の近代社寺建築』、『和歌山県の近代化遺産』、『和歌山県の近代和風建築』、『和歌山県の祭り・行事』、
 『和歌山市民俗歳時記』に記載の建造物、祭等を示している)

3) 和歌山市の特産品、工芸品、食等

【紀州手まり】

紀州徳川家の姫君の遊ぶ玩具として、世話係である女中たちが美しさを競うように作ったのが紀州手まりの始まりといわれ、手でそっと転がして色模様の変化を楽しむ雅なものだったという。現在、紀州手まりの製造は城下の砂山南に「青木」がある。



紀州手まり

【綿ネル・ニット製品】

本市の繊維工業の代表である綿ネル・ニット産業の起源は、江戸時代の紋羽織生産に遡る。その技術を受け継いで、明治時代に綿ネル肌着の生産が盛行した。大正時代には、家内工業から大規模な企業形態に整えられ飛躍的に発展した。昭和に入るとジャージ（化合繊維系を使用した丸編生地）が全世界に輸出されるとともに、昭和35年（1960）東京オリンピックの日本選手に着用され名声を博した。



『紀伊国名所図会』紋羽織屋

現在、丸編ニット生産では全国第1位のシェアを誇る。

【皮革製品】

皮革産業の源流は、和歌山に城下町が形成された頃に遡るという。化学薬品を用いて効率的に生産する近代的皮革産業は、明治3年（1870）の軍政改革で「和歌山商會所西洋沓仕立て並鞣革製法伝習所」を本市に開設し、陸奥宗光がドイツの技術者を招いたことから始まった。廃藩置県後、伝習所は民間会社として独立し、日清・日露戦争、第1次世界大戦と続くなかで皮革の需要は増大した。第2次世界大戦に入ると「昭和皮革」と「和歌山皮革」の2社に企業統合されたが、昭和20年（1945）7月の戦災により工場の多くが焼失した。戦後は製品開発が積極的に行われ、特にエナメル革は全国の生産高の約70%を占めるほど発展し、大生産地である姫路（兵庫県）、浅草（東京都）に次ぐほどに成長した。

【紀州筆筒】

紀州筆筒の起源は定かでないが、天保～宝永年間には武家の婚礼調度品として筆筒が和歌山城下で製造されていたという。また弘化3年（1846）、落雷で和歌山城天守閣が炎上し、嘉永3年（1850）天守閣の再建時には多くの建具や箱物家具が製作され直された。明治から大正にかけて、大阪圏を満たす地廻り産地として発展を続けた。



筆筒の製造

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

上品な木肌と美しい木目模様を生かした桐箆^{たんす}は、軽く耐湿性に優れている等、衣服の収納には最高の箆^{たんす}とされ、今も根強い人気を誇る。現在、紀州箆^{たんす}製造組合には3業者があり、城下の楠右衛門小路^{くすねもんしょうじ}に「森本木工」、紀の川の北の延時^{のぶとき}に「シガ木工」、和歌川の東の北出島に「家具のあづま」がある。

【加太の真鯛】

加太^{かた}が面している紀淡海峡^{きたん}は、真鯛の主要な産卵場であり越冬場であるため、絶好の漁場となっている。春は太平洋から瀬戸内へ来る「桜鯛」、秋は太平洋へ下る「紅葉鯛」とよばれ、刺身、鍋、一夜干し等幅広く料理される。



かた
加太の真鯛

【アジアカエビ】

車エビの仲間で体長は15~20cmである。やや赤みを帯びた褐色で、紅白の横縞模様がある。主な漁期は10月下旬から5月で、旬は11月から2月であり、際立つ甘みが特徴である。

小型底引き網漁法で捕られ、和歌浦湾が主な産地である。調理法は刺身、塩焼き、天ぷら等幅広い。



アジアカエビ

【わかしらす】

和歌浦湾で捕れるしらすは、新鮮さと鮮やかな白さが特徴である。そのまま食べたり、釜揚げで食べたりする。旬は3月から5月頃と9月から10月頃である。

和歌浦湾のわかしらす協議会では、和歌浦湾で取れたしらすを「わかしらす」と名付けてブランド化している。



わかしらす

【和歌山ラーメン】

市内では「中華」もしくは「中華そば」とよばれているが、平成以降にご当地ラーメンがブームとなるなかで、その風味と独自性が認められ、「和歌山ラーメン」とよばれるようになった。その起源は、市電の車庫前から発生したとされ、その周辺に明治末に設立された歩兵第61連隊の兵士が駐屯先であった中国東北部の麺文化を持ち込んだ、との説がある。第2次世界大戦前までは、醤油味のスープが基本であったが、戦後に食料事情が良くなり、豚骨出汁が追加されたという。後に車庫前から市内各所に拡散し、サイドメニューの早なれ寿司とともに市民のソウルフードとなっており、現在では名物となったこの味を求めて遠方からも観光客が訪れる。



和歌山ラーメン

【茶道】

表千家^{おもてせんけ}4代江岑宗左^{こうしんそうさ}が茶の湯に造詣^{ぞうけい}の深かった紀州藩初代藩主徳川頼宣^{よりのぶ}の招きで紀州徳川家に仕え、以降代々の家元は紀州徳川家の茶頭として格式を誇り、和歌山城下の三木町堀詰橋南側に屋敷を構えた。文雅を好んだ紀州藩10代藩主徳川治宝^{はるとみ}は表千家の皆伝を受けるほど茶道に通じ、和歌山城下では藩主から庶民にまで茶道が広がり、現在でも盛んである。



市民茶会の様子

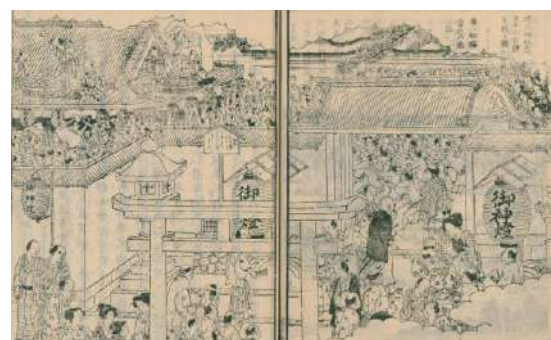
和歌山城下には、茶道文化の伝統を受け継ぎ、茶販売の老舗が数多くある。「諏訪園^{すおえん}」は、文久2年(1862)、東ぶらくり丁に創業した茶販売店である。「玉林園^{ぎょくりんえん}」は元文元年(1736)創業で、現在の梶取付近で茶の製造と輸出を行い、城下の東鍛冶屋町で「河内屋」の屋号で煙草の輸入及び製造、塩干物の販売を営んだ。現在は抹茶・煎茶・茶葉の販売から、軽食等も提供し、和歌山市民の郷愁の味として親しまれている。

【和菓子】

和菓子の老舗「駿河屋^{するがや}」は、寛正2年(1461)、山城国伏見に饅頭処「鶴屋」として始まり、天正17年(1589)に煉羊羹^{ねりようかん}を初めて作って豊臣秀吉に献上し、聚楽第で開かれた大茶会で引き出物として配られ賞賛を受けたという。紀州徳川家の祖・頼宣^{よりのぶ}が「鶴屋」の菓子を大変好み、頼宣^{よりのぶ}が駿河、紀伊へと転封されると付き従い、元和5年(1619)に和歌山城下の駿河町に店舗を開いた。貞享2年(1685)、紀州徳川家に5代将軍徳川綱吉の娘・鶴姫が輿入れしたため、その名に倣^{なま}り「駿河屋^{するがや}」に屋号を変更した。紀州藩主が京への上洛の際の道中に食として供されたという本ノ字饅頭^{ほんのじまんじゅう}は、現在まで作り続けられている。また、紀州藩10代藩主徳川治宝^{はるとみ}が盛んにつくらせた落雁^{らくがん}(砂糖菓子)の木型から、復元した菓子も作られている。和歌浦の風景や文芸作品をモチーフとした「駿河屋^{するがや}」の落雁^{らくがん}は、美を尽くした豪華なものであった。



「駿河屋」の落雁「和歌浦」の復元



『紀伊国名所図会』牛の舌餅投げ

近代以降、「駿河屋^{するがや}」で修行した職人たちが独立して店舗を構えていき、茶道文化の民衆への広がりとともに発展した。

上生菓子を中心とする菓子司とは別に、餅菓子を売る餅屋も和歌山市には数多くある。江戸時代後期の『紀伊国名所図会』には水門吹上神社の「牛の舌餅投げ」が描かれているが、江戸時代から寺社の祭礼等、事あるごとに餅投げが盛んに行われ、現在もその伝統が続き全国有数の餅投げ文化の盛行地となっている。

第1章 和歌山市の歴史的風致形成の背景

4) 日本遺産の認定

『絶景の宝庫 和歌の浦』

万葉の歌聖・山部赤人^{やまべのあかひと}に「若の浦に 潮満ち来れば 瀉^{かた}をなみ 葦^{あし}辺をさして 鶴鳴きわたる」とうたわれた和歌の聖地、和歌の浦。後の時代に天下人や藩主も魅了され、数多くの文化芸術が育まれてきた。この1300年の歴史・文化が織り成す景観が、平成29年（2017）4月28日「日本遺産」として認定された。

潮が引けば干瀉が現れ、刻一刻と輝きながら変化し、潮が満ちれば一面の海となり、陽光をうけて古い石橋が影を落とす。入り江を取り巻く山の桜が寺社を彩り、潮入りの庭園を新緑が包み、紅葉の峠越しにみる入り江は碧く、風景にとけこんだ町並みに色鮮やかな祭礼行列が練り歩く。ここ和歌の浦の情景は一時として同じではない。このまま持ち帰りたいと万葉歌人は和歌にうたい、和歌の神がこの地に祀られた。そして数多くの文化芸術を育んできた歴史の厚みを湛え、和歌の浦は今も人々を魅了している。



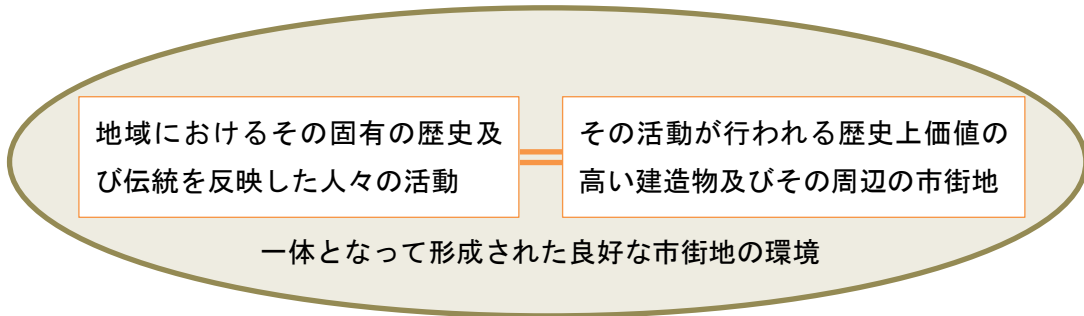
和歌の浦の干瀉

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

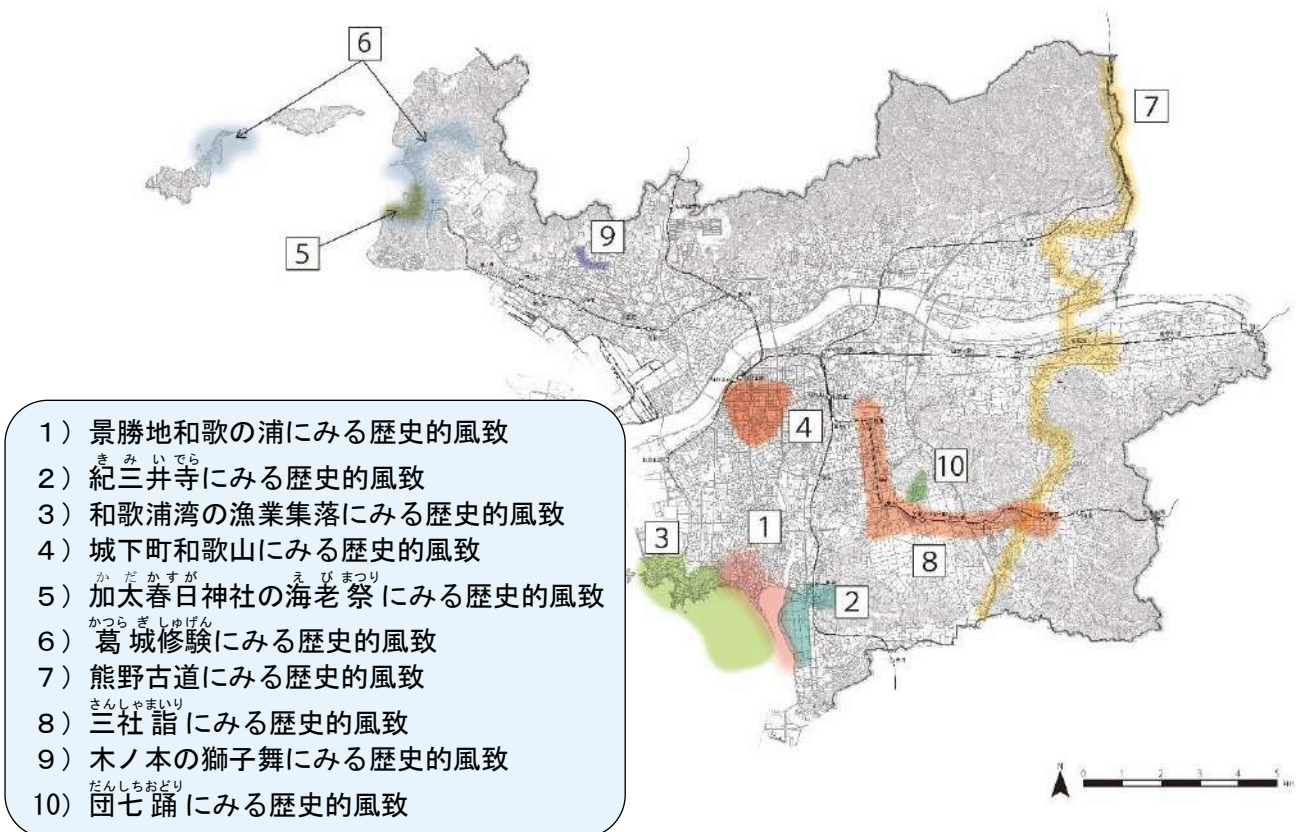
1. 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

歴史的風致



和歌山市における維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。



和歌山市歴史的風致位置図

2. 維持・向上すべき歴史的風致の内容

1) 景勝地和歌の浦にみる歴史的風致

1 はじめに

市域南部、和歌川の河口に広がる和歌の浦（名勝を和歌の浦、付近一帯の地名を和歌浦という。）は、万葉の時代以来、時の天皇、関白、大臣を初めとして多くの文人墨客が訪れ、和歌の浦の干潟を中心とした景観を讃え、景勝の地として知られた。また、江戸時代になると、紀州徳川家による庭園的整備がなされ、文化の香り豊かな土地として親しまれてきた。

和歌の神をまつる玉津島神社、和歌浦の鎮守で天神を祀る和歌浦天満神社、東照大権現（徳川家康）と紀州徳川家の祖・頼宣をまつる紀州東照宮という和歌浦三社を中心として、東には西国巡礼の霊場紀三井寺、北には紀州徳川家ゆかりの円珠院や五百羅漢寺、北西には中世雑賀荘の産土神である矢の宮神社等、多種多様な神社仏閣が海辺の景勝を取り巻くように存在する。文化9年(1812)から嘉永4年(1851)にかけて出版された『紀伊国名所図会』や、文化3年(1806)から天保10年(1839)にかけて編纂された『紀伊続風土記』では、江戸時代後期の和歌山の国中の様子が描かれているが、なかでも和歌の浦は和歌山を代表する名所の一つとして多くの頁が割り振られている。江戸時代後期には、『和歌浦名所記』や『紀州和歌浦真景名艸山登臨図』といった観光案内がつくられた。



『和歌浦名所記』に掲載された和歌浦の名所



『紀州和歌浦真景名艸山登臨図』

近代以降には開発の波にさらされ、和歌浦南の宅地化が進む等の変化があったが、干潟をはじめ主要な文化財を取り巻く景観は、人々の活動によって守られてきた。また、近代に発展した明光通りの町並みや市町川沿いの別荘群等の景観は現在にも受け継がれており、古代・中世、近世、近代と続く景勝地としての歴史の重層性を現している。

2 建造物

2-1 玉津島神社と鹽竈神社

【玉津島神社】

古代日本の正史である「六国史」の一つ、『続日本紀』(延暦16年(797)成立)によると、奈良時代の神亀元年(724)、聖武天皇は即位の年に紀伊国に行幸し、玉津島からの眺望に感動してこの景観を守るよう詔を発した。現存する日本最古の和歌集である『万葉集』(7~8世紀編纂)には、この時同行した万葉歌人・山部赤人が和歌の浦の風光を讃えた「若の浦に潮満ち来ればかた潟をなみ葦辺をさして鶴鳴きわたる(若の浦に潮が満ちて干潟が見えなくなり、葦のはえる岸边へと鶴が鳴きながら飛んでいく)」という躍動感あふれる歌が掲載されている。



玉津島神社

古代から中世にかけて、玉津島は和歌の聖地として崇敬を集め、参詣された。『紀伊続風土記』によると、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦後に入国した浅野幸長により社殿が再興され、紀州藩初代藩主徳川頼宣により本格的な整備がなされた。

祭神は稚日女尊、息長足姫尊(神功皇后)、衣通姫尊である。衣通姫は美しさが衣を通して輝いたという上代の絶世の美女で後世に和歌の名人とされ、住吉明神、天満天神(一説では柿本人麻呂)と並び和歌三神の一柱とされた。

現存する本殿は、一間社隅木入春日造、檜皮葺で、木材全体に漆塗りや極彩色を施す豪華な装飾がある。明治29年(1896)の『宝物目録』には、和歌浦天満神社と同年の慶長11年(1606)の棟札の写が記載されているが、建築様式からみて少なくとも江戸時代後期頃に修復されている。脇障子には波に兎の彫刻があり、本殿前にも一対の兎の木像が並ぶ等、祭神である息長足姫尊に由来する意匠がみられる。

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

【鹽竈神社】

『紀伊国名所図会』によると、加羅岩（結晶片岩）の奇岩の岩山に、海によって浸食された洞窟がある。平安時代から室町時代、紀の川上流部の丹生都比売神社から、紀の川河口部の玉津島神社に、神輿が渡る浜降り神事があり、この洞窟に神輿が奉置されたため、輿の窟とよばれた。

岩屋に対する信仰は古くからあり、祭神は塩槌翁尊で、山幸彦と豊玉姫の縁を結び子どもを授けられたことから、安産の守護神として信仰された。鹽竈神社として現在の社殿は大正6年（1917）に建築された。



鹽竈神社

2-2 和歌浦天満神社と御手洗池

【和歌浦天満神社】

寛文4年（1664）に当時の天満宮神職の安田氏がまとめた『関南天満宮伝記』には、康保年間（964～968）に橘直幹が太宰府から帰京の途中で和歌浦に立ち寄り、菅原道真が大宰府に配流される際に嵐を避け和歌浦に停泊したという伝承から、菅原道真を追慕しこの地に神殿を建立し、その神霊を勧請しまつたのが創建とされる。江戸幕府の儒学者・林羅山が、太宰府天満宮・北野天満宮と並ぶ歴史があると認めたことから合わせて三菅廟とよばれる。

天正13年（1585）の羽柴（豊臣）秀吉の紀州攻めの後、城代の桑山重晴が整備し、その後、関が原の戦い後に入国した浅野幸長が慶長9年（1604）から同11年（1606）にかけて本殿を再興した。

本殿は檜皮葺、桁行5間・梁間2間の入母屋造で、装飾性の豊かな桃山建築である。正面の楼門は1間1戸門としては最大級で、禅宗様を取り入れている。本殿、楼門等の建築や彫刻には、後に江戸幕府御大工棟梁となった平内政信が関わったという。

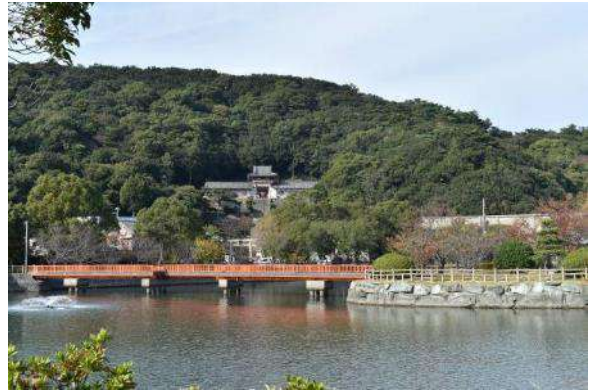
祭神である菅原道真は、太宰府配流の途中で和歌浦に停泊した際、敷物がなく、漁師が船の罾を敷物（円座）にして迎えたことから、網敷天神ともいわれる。そのため学問の神とともに海運の神としても信仰される。



和歌浦天満神社 楼門と本殿

【御手洗池】

和歌浦天満神社が鎮座する天神山の麓は、元は入り江が深く入り込んでいた。安土桃山時代から江戸時代前期の名所絵の一つに『和歌浦図屏風』(万治3年(1660)～寛文11年(1671))があり、そこには、安芸の厳島神社のように入り江の海中に鳥居が立ち、その背後の天神山に石垣と社殿が描かれている。入江の西岸は江戸時代後期に塩田とされ、近代以降は宅地となった。その入り江の地形の名残として残っているのが御手洗池である。



御手洗池と和歌浦天満神社



『和歌浦図屏風』

2-3 紀州徳川家ゆかりの建造物

【紀州東照宮】

『紀伊続風土記』によると、元和5年(1619)紀伊に入国した徳川頼宣は、父家康をまつる紀州東照宮の造営に着手し、古来の聖地である和歌の浦を見下ろす権現山の中腹で、和歌浦一円の地主神であった和歌浦天満神社の隣に、元和7年(1621)に竣工した。

社殿は、日光東照宮や久能山東照宮と同様に、本殿と拝殿を石の間でつなぐ権現造である。木鼻・囊股・欄間等の各所に故事に因んだ吉祥の意匠が彫刻・彩色された豪華な装飾がある。本殿・拝殿・石の間・唐門・瑞垣・楼門・回廊が重要文化財となっている。

また、家康所用の南蛮胴具足等、数多くの徳川家所縁の奉納品が伝わり、同じく重要文化財となっている。



紀州東照宮 拝殿

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

【不老橋】

紀州藩の歴史書である『南紀徳川史』（明治34年（1901）完成）によると、紀州東照宮旧御旅所が海浸を受けたので、紀州藩10代藩主徳川治宝は、嘉永4年（1851）に元の地より東（現在の和歌浦南3丁目8の辺り）に新たに御旅所を造営した。同時に和歌祭の際に藩主が通行する「御裏道」（御成道）として鏡山の麓から新御旅所東側に向けて、天神山麓からつづく入江の口を閉じる形の一本道（堤）を築造し、その一部として、不老橋を架け、中国西湖の景観を模して入江干潟を整備した。



不老橋

和泉砂岩製のアーチ形の石橋で、アーチ部分には肥後の石工が関わったという。肥後以外で当時の石橋が残る例は珍しい。勾欄部分には、湯浅の石工が彫ったという雲形の模様のレリーフがある。

【妹背山海禪院多宝塔・観海閣・三断橋・あしべ屋妹背別荘】

『紀伊国名所図会』によると、徳川家康の側室で、紀州藩初代藩主頼宣の実母・養珠院（お万の方）は、慶安元年（1648）家康三十三回忌を期に、天下泰平を祈って15万個余の経石を、妹背山に埋納した。この浄業には後水尾上皇から庶民にいたるまで身分をこえて多くの人々が参加した。

この後の慶安4年（1651）、頼宣は経石が埋納された上に多宝塔を建てて整備し、また、妹背山の西側には三断橋を架け、東には海辺に張り出した観海閣を建造し、民衆が自由に和歌の浦の眺望を楽しむことができる場とした。現在の観海閣の建物は、昭和36年（1961）に台風で倒壊した後、翌年にコンクリート造で復元したものである。



妹背山 海禪院多宝塔



三断橋



観海閣

『南紀徳川史』によると、慶安年間(1648～1651)に徳川頼宣の命により三断橋の西側にあしべ(芦部)屋と朝日屋という2軒の茶屋が設けられた。時期は、妹背山が整備された慶安4年(1651)頃と考えられる。その後、あしべ屋は旅館を営むようになり、明治初期には本店として木造2階建を構え、多くの文化人が宿泊した。あしべ屋妹背別荘は、その時代に設けられた別荘の一つである。大正末期のあしべ屋の廃業により、本店や他の別荘が失われたなかで、あしべ屋妹背別荘は、唯一残っている建造物である。あしべ屋の廃業とともに、西本家へ譲渡された。



あしべ屋妹背別荘

2-4 名勝和歌の浦を取り巻く町並み

明光通りは、和歌山城下と和歌浦を結ぶ和歌道の南端として、紀州東照宮の鳥居前に和歌浦の廻船問屋等が軒を連ね、明治期に発展してきた。聖武天皇が紀伊行幸の際に明光浦とよんだ故事にちなみ名付けられた。伝統的な町家建築が残り、懐かしい町並みが残る。和歌祭の祭礼の前日に行われる門付(門前で芸を披露する)や天神祭の神輿巡行は、この明光通りを通りながら行われる。



明光通りの町並み

明光通りにある多田家住宅・和田家住宅・梅本家住宅は国の登録有形文化財である。

多田家住宅は、明治初期建築の町家である。北棟を切妻造、南棟を入母屋造とした本瓦葺の平屋建で、つし2階に虫籠窓を設け、1階には出格子を設ける。明光通りの南の入口に位置し、明光通り発展の歴史を物語っている。



多田家住宅

和田家住宅は、明治36年(1903)建築の木造2階建、瓦葺、入母屋造の町家である。1階は出格子を連ね、2階は黒漆喰塗りの壁に額縁付きの格子窓を供え、重厚かつ風格のある外観をよく残している。和田家当主は、平成2年(1990)に発足した和歌祭保存会の前会長を務めた。



和田家住宅

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

梅本家住宅は、大正2年（1913）建築の木造2階建、瓦葺、入母屋造の町家である。隣接する和田家住宅と同様に、1階は出格子を連ね、2階は黒漆喰塗りの壁に額縁付きの格子窓を供え、伝統的な町並み景観に大きく寄与している。

また明光通りの北の入口には、昭和3年（1928）竣工の旧中原嘉吉邸（朝間邸）がある。緑泥片岩の玉石を貼り並べた塀に囲まれた広い敷地に、入母屋造平屋の主屋、洋館、土蔵が立ち並ぶ。2階建の洋館は、三角破風の上げ下げ窓や、柱形のヤモリの装飾が特徴的である。朝間家当主は近年まで和歌祭の御船歌に参加していた。市町川沿いには、鹽竈神社・玉津島神社から北に向かって、和歌山県の公館、明治時代に農林大臣を務めた岡崎邦輔の別邸等が並び、また和歌浦名産のあしべ焼蒲鉾本舗丸濱がある。その町並みは松並木とともに和歌の浦の風景の一部となっている。あしべ通りは和歌祭の渡御行列の巡行路となっており、松並木と歴史的建造物の町並みを背景としながら行列が練り歩く。



梅本家住宅



市町川沿いの町並み

3 活動

3-1 紀州東照宮例大祭「和歌祭」

【和歌祭の歴史】

和歌祭は、紀州藩初代藩主徳川頼宣が父である徳川家康の霊を慰めるために、紀州東照宮造営の翌年、元和8年（1622）に始めた祭礼であり、江戸時代の芸能風俗を今に伝える時代絵巻である『東照宮縁起絵巻』（正保3年（1646）完成）には、江戸時代前期の和歌祭の様子が描かれている。陸上では紀州の武勇を示すものや紀州人の心意気を表現した渡御行列が神輿に従い、海上では御関船を浮かべた。



和歌祭 渡御行列

江戸時代に使用された祭礼所用具や面掛行列の仮面群は現在まで伝わり、県指定文化財となっている。

祭礼行列は、神社の神事に関わる渡り物と、様々な装束で芸能を披露する練り物とで構成される。江戸時代には城下町の町民が練り物の中心となって参加し、祭礼を大いに盛り上げた。

明治時代に紀州藩としての組織が解体したため、祭礼の存続が危ぶまれたが、和歌浦の地域住民によって受け継がれ、練り物は株組織として保持された。明治30年（1897）代には、この練り物の芸能を見るために県内外から大勢の観衆が詰め掛け、和歌山県を代表する祭になっていた。しかし大正時代には、実施体制が確立せず毎年の開催が困難となり、第2次世界大戦の激化に

ともない昭和12年(1937)を最後に休止した。

そして戦後の昭和23年(1948)、戦災からの復興の機運とともに和歌山城周辺で再開された。しかし、市中パレードとなっていく中で本来の東照宮の祭礼行列としての性格が弱まり、また高度経済成長期以降の社会変化で、観衆の減少、費用捻出の限界、芸能の継承者の不足等、様々な困難が発生し、昭和59年(1984)を最後に再度休止となった。この時祭礼行列は休止となったが、昭和60年(1985)には和歌祭保存会が設立され、芸能が継承された。

そして平成元年(1988)頃から、和歌山マリーナシティでのリゾート博(平成6年(1994))に向けた観光開発により和歌の浦の景観が危機にさらされ、景勝地としての再生が議論になる中で、その象徴として和歌祭再開の機運が盛り上がり、ついに平成2年(1990)和歌の浦で再開し、続けて和歌山城周辺で行われるようになった。その後、保存会青年部を中心として懸命な再興が図られ、平成14年(2002)以降は毎年、本来の開催地である和歌の浦で開催されている。

また、和歌祭の保存には、和歌浦の地域において歴史ある家系の和田家や梅本家、朝間家等も保存会の活動や株の所有、祭礼の参加等で関わっており、建造物の保存とともに祭礼の保存活動により和歌の浦の歴史を守っている。



『東照宮縁起絵巻』(部分1:名草山～玉津島神社・片男波砂州付近)



『東照宮縁起絵巻』(部分2:市町～紀州東照宮・片男波御旅所付近)



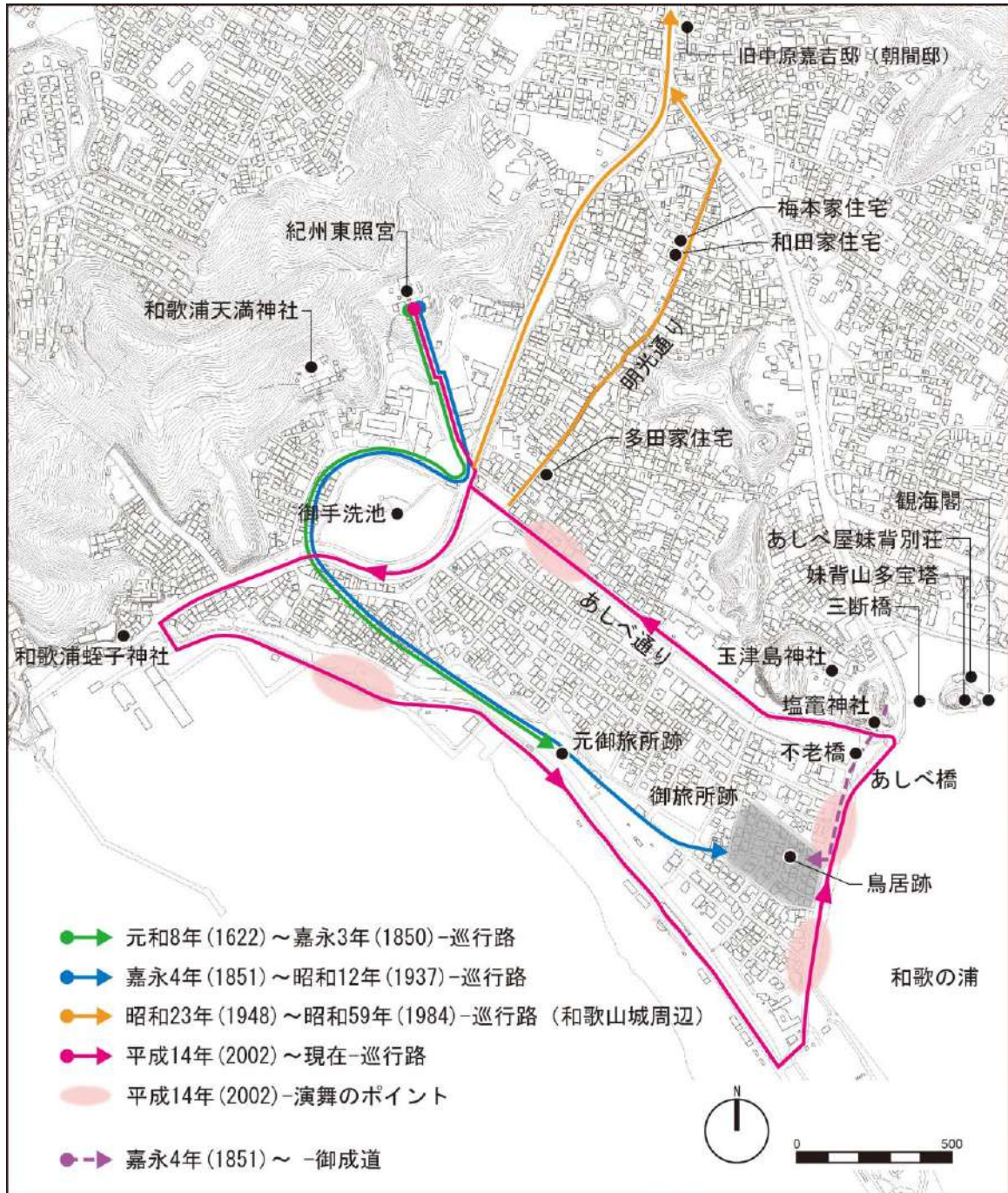
『東照宮縁起絵巻』(部分3:紀州東照宮～和歌浦天満神社付近)

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

【巡行の経路】

和歌祭^{わかまつり}が開始された元和8年(1622)から嘉永3年(1850)までは、渡御行列は、紀州東照宮^{とぎよ}を出発して、片男波の砂州(現在の和歌浦南2丁目8の字公園の辺り)に設けられた御旅所^{みよ}までいき、神事を奉納し、紀州東照宮に戻るという経路であった。

嘉永4年(1851)に不老橋^{ふろうばし}が完成し、御旅所が現在の和歌浦南3丁目8の辺りに移転し、巡行路も延長された。現在は、片男波砂浜を御旅所の代わりとして神事を奉納し、道中の何箇所かで演舞を披露して、和歌浦の町中を一周する経路となっている。



和歌祭^{わかまつり}の巡行路

【祭礼の行程】

現在、和歌祭は、5月第2日曜日に開催されている。当日は、紀州東照宮本殿での神事が行われ、その後、渡御する神輿を紀州東照宮石段からおろす「神輿おろし」が行われる。約100人もの担ぎ手が神輿を左右に大きく揺らし、威勢のいい掛け声を響かせながら108段もの石段を下る。この勇壮な神輿おろしを見物しようと、例年参道は多くの人々で溢れかえる。

紀州東照宮会館前には、これから出発する渡御行列が待機しており、神輿が合流した後、出発式が行われ、行列が出発する。その内容は、年により変化があるが、1行列奉行から始まり、2打鉦、3神旗、4鉦旗、5総奉行、6腰元、7伶人、8巫女、9左大臣・右大臣、10御幣・神官、11御唐櫃・御榎、12摺鉦・太鼓と続き、ご神体をのせた13神輿、14官司となる。後半は15相撲、16連尺、17団扇太鼓、餅搗踊（18餅花踊、19臼曳台、20餅手合、21杵踊、22囃子方、23餅花傘）、24舞姫、25献花台、雑賀踊（26傘鉦、27忠棒、28大太鼓、29法螺吹、30拍子鉦、31笛吹、32請棒、33笹羅踊）、34雑賀一族会、35鎧武者、36薙刀振、37甲兵、38母衣、39面被、40唐船・御船歌、41唐人、42殿武者という順番を基本としている。唐人は、平成29年（2017）の和歌祭において、和歌山大学の留学生等との連携により再開した。この唐人とは、外国人を模した衣装をまとった練り物であり、352年ぶりに再開した。このような新たな祭礼の参加者もあり、和歌祭は守られ、新たな展開を見せている。

行列には、万葉の山部赤人の和歌にちなみ、鶴が干潟を鳴いて渡る様子を表現した、和歌の浦の景観を象徴する意匠が施された傘鉦や、雑賀衆に由来すると言い伝えられる雑賀踊等、和歌山由来の事物を数多く盛り込んだ練り物が、神輿とともに練り歩く。また、御船歌は、元和8年（1622）の和歌祭の創始から出されていた練り物であり、一時休止していた時期があったものの、関係者の尽力により平成22年（2010）に再開した。再開した御船歌には「長唄」「端唄」「せり唄」「やれ節」があり、歌詞の中には和歌の浦の名勝が歌い込まれている。和歌祭は、和歌の浦の景勝の豊かさを誇り、表す祭礼であることを見てとることができる。祭礼の前日にかけて、明光通りの商店等と和歌祭の関係者宅では門付（門前で芸を披露する）が行われる。

行列は片男波や歴史的な町並みの残るあしべ通り等に沿って、和歌浦の地域を練り歩き、紀州東照宮へと戻る。道中では演舞が披露され、御旅所側の海岸では神事が行われ、神主により玉串奉奠、撒饅が行われる。多種多様な練り物とこれらによる演舞を見ようと、例年道中には多くの見物客が集まり、賑わっている。



神輿を清める



関係者のお祓い

関係者が紀州東照宮本殿にてお祓いを受ける

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



神輿のお祓い
神輿おろしの前にお祓いを受ける



神輿おろし
紀州東照宮本殿前の石段から、神輿が担ぎおろされる



出発式
紀州東照宮会館前にこれから出発する行列が待機し、
出発式が行われる



出発
行列が紀州東照宮を出発する。和歌の浦を象徴する
鶴を頂いた傘鉾が雑賀踊を先導する



渡御行列の巡行
海岸通りを行列が練り歩く



神事の奉納
神輿が蛭子神社に行き、神事を奉納する



演舞の披露
和歌浦漁港にて、演舞が披露される(写真は忠棒)



演舞の披露
(写真は母衣)



神事の奉納
御旅所側の和歌浦湾沿岸にて神事を奉納する



渡御行列の巡行
あしべ橋を行列が練り歩く



演舞の披露
あしべ通りにて演舞が披露される(写真は唐船・御船歌)



到着
行列が紀州東照宮に戻る

3-2 天神祭

天神祭は、天満宮の祭神である菅原道真の命日にちなんだ25日前後の縁日である。和歌浦天満神社では毎年7月24日・25日の両日に行われ、旧暦6月末に無病息災を願い邪気をはらう夏越の祓も合わせて行われる。また、前日の7月23日には蛭子神社の潮祭も行われ、一連の夏の風物詩として和歌浦一円で親しまれている。

『関南天満宮伝記』には、神社の祭礼として、毎年6月晦日に荒和の祓を御手洗川原（現在の御手洗池）で行うことが記されており、現在の天神祭・夏越の祓の源流が江戸時代に遡ることを示す。また、『和歌山市今昔写真帖』に掲載された昭和50年（1975）代の写真では、現在と同様に御手洗池周辺に夜店が立ち並んで賑わう様子がわかる。

現在の天神祭は、24日の日中には神輿巡行がある。担ぎ手は子どもたちであり、和歌浦一円を練り歩く。担ぎ手が子どもであることから、3つの短い距離の経路を時間を空けて巡行する。最初は和歌浦天満神社を出発して、蛭子神社を通る経路であり、その次が明光通りを通る経路、最後に御手洗池から出発し、和歌浦南のまちなかを通る経路という順である。明光通りは経路の一部であり、歴史的な町並みを背景としながら神輿を担いだ子どもたちが練り歩く。かつては天満神社の神輿と、蛭子神社の神輿の双方ともに巡行したが、近年は担ぎ手の減少により、片方の神輿が隔年ごとに入れ替わりで巡行している。

天神祭の神事は25日の日中に行われる。道楽を演奏する楽人（和歌山雅楽会）を先頭に、神職、氏子総代等が境内に参列し、まず筆塚に参拝し、後に本殿に参拝する。献饌、巫女の舞奉納、

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

参列者による^{さかき}榊奉納、^{のりと そうじょう てつせん}祝詞奏上、^{てつせん}撤饌の順に行われる。

^{なごし はらえ}夏越の祓は25日の夕刻から行われ、神事は次のように進行する。

- 一、^{こうしんのぎ}降神ノ儀…^{ち わ}茅の輪の前で、^{ひもろぎ さかき}神籬（^{さかき}榊を立て御幣を飾ったもの）に神を招く。
- 二、^{けんせん}献饌…神前に供物を献上する。
- 三、^{のりと そうじょう}祝詞奏上
- 四、^{きりぬさ}切麻・^{ひとがた}人形配布…^{きりぬさ}切麻（^{はら}麻と^{はら}奉書紙を小さく切った祓えの具）と^{はら}人形を参列者に配る。
- 五、^{ときなわ}解縄…^{きりぬさ}神職2名で、一人は^{きりぬさ}麻縄を解き、もう一人は^{はら}あらかじめ切れ目を入れておいた^{はら}羽二重の布を裂く。8回ずつ交互に行く。
- 六、^{じぼらい}自祓…^{きりぬさ}参列者は^{きりぬさ}切麻を自身にふりかけて清め、^{はら}人形に自分の名前を書き入れ、^{はら}人形で自身の体をなでて息をふきかける。^{じぼらい}自祓の後、^{からびつ}人形を^{からびつ}唐櫃に入れる。
- 七、^{てつせん}撤饌…^{しやうじん}神前の供物を下げる。
- 八、^{きりぬさ}昇神ノ儀

神事が終了した後、^{がくじん}楽人を先頭に、^{ひとがた}人形を入れた^{からびつ}唐櫃を担う^{ちがや}巫女、^{きりぬさ}神職、^{からびつ}参列者の順に、^{ちがや}茅を束ねて大きな輪とした^{ち わ}茅の輪を左回り・右回り・左回りに3回くぐる。^{からびつ}唐櫃を本殿に納め、^{さかき}参列者は本殿に^{さかき}榊を奉納する。後に^{ひとがた}人形を^{けが}焚き上げ、^{けが}穢れを清める。

24日・25日の両日とも、夕刻から境内では居合道演舞、日本舞踊、詩吟、民謡等の芸能奉納が行われ、^{みたらいけ}鳥居前から^{みたらいけ}御手洗池を囲むように^{おほら}夜店が立ち並んで賑わう。家々の軒先には、^{おほら}天満神社の^{おほら}梅鉢紋の^{おほら}献灯がつるされ、人々が^{おほら}御祓えの^{おほら}団扇を片手に、^{おほら}浴衣姿でそぞろ歩く。



^{みこし}子ども神輿巡行



^{てんじんまつり}天神祭の神事



^{なごし はらえ}夏越の祓



^{ち わ}茅の輪くぐり

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



みたらいいけ
御手洗池を囲む夜店



献灯がつるされた家々



てんじんまつり
天神祭の巡行路

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

3-3 和歌の浦の景観に親しむ人々の活動

和歌の浦は古来の景勝地として知られ、和歌の聖地としての玉津島神社、和歌浦一円の地主神である天満神社に加え、紀州藩初代藩主徳川頼宣の時代から東照宮や妹背山などが整備され名所となるとともに、その景観が保全され、多くの人々に親しまれてきた。

頼宣は妹背山に多宝塔を建て、その東側に海辺に張り出した観海閣を建造し、西側には妹背山に渡るための三断橋を架け、人々が自由に和歌の浦の干潟を楽しむことができる名所として整備した。妹背山の多宝塔、観海閣、三断橋は、和歌の浦の景観の一部になるとともに、干潟の景観を眺める場所として広く知られていった。対岸の紀三井寺や熊野街道には、西国巡礼や熊野参詣の旅人が多く訪れており、その人々が干潟を船で渡って、和歌の浦の地も訪れた。江戸時代の『紀伊国名所図会』にも、妹背山の観海閣や、対岸の紀三井寺から干潟の景観を愛でる人々が描かれている。干潟の景観や、妹背山をはじめとした玉津島の岩山とそこに玉津島神社が鎮座する景観、権現山と天神山に東照宮と天満神社が並び立つ景観は、和歌の浦の代表的なイメージとなってきた。

さらに、和歌の浦の干潟には多様な生物が生息し、人々は景観に親しむとともに、古来よりその自然の恵みを生かしてきた。『紀伊国名所図会』には、和歌川河口での漁の様子が描かれている。江戸時代末の『小梅日記』等には、和歌川干潟の海苔を贈答品としていたことが記され、『紀伊国名所図会』には和歌川干潟で海苔を取る人々が描かれている。また、『紀伊国名所図会』には、水軒浜で人々が潮干狩りを行う様子も描かれており、和歌の浦でも同様に潮干狩りに親しんでいたと推測できる。

宝暦5年(1755)には、家臣から和歌の浦の入り江を塩田化することが願い出されたが、頼宣はこれを許さず、景観を守るよう命じた。

江戸時代後期、10代藩主治宝は、干潟景観を一望できる奠供山の拝所の整備や、和歌祭の御旅所の移



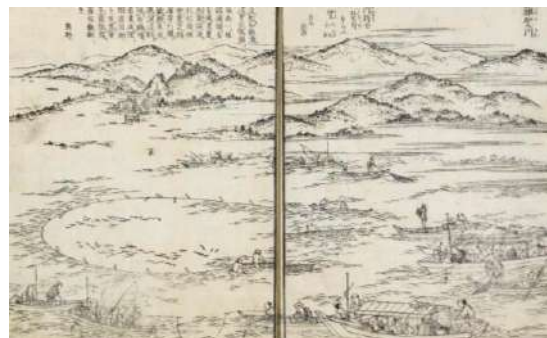
多宝塔と観海閣 (明治時代)



『紀伊国名所図会』 観海閣



観海閣からの景観を楽しむ人々



『紀伊国名所図会』 雑賀川
(現在の和歌川河口の漁)

転、不老橋の整備等を行い、さらなる整備を行った。

明治時代以降には、和歌浦一紀三井寺間に朝日屋により旭橋が架けられたことにより、両者をつなぐ渡し舟としての役割は旭橋に移り、より多くの人々の行き来が可能となった。現在も干潟を渡るための水路の案内として瀟標が^{みおつくし}残されており、釣舟等が干潟を航行している。紀州徳川家の時代より守られてきた和歌の浦は、幕末から近代にかけては、藩の崩壊で保護体制が失われたことにより、新たな体制が必要とされ、地域住民による保護活動が行われるようになった。

幕末の慶応2年(1866)に^{かんかいかく}観海閣が倒壊した際は、幕末の混乱で藩の財政が^{ひっばく}逼迫していたことから、再建を城下町中の住民の寄付により行った。さらに、明治25年(1892)にも^{かんかいかく}観海閣修復の取り組みがなされるが、その際、今後^{かんかいかく}観海閣の保護を和歌村の予算措置として明確化できるように村有のものとすることを主張している。

こうした住民を中心とした活動は、^{かんかいかく}観海閣を中心として^{さんだんきょう}三断橋や^{たほうとう}多宝塔が和歌の浦の干潟景観を眺める場所として重要であるという意識から始まり、藩に変わって和歌の浦を保護しようと取り組まれたものである。しかし、十分な保護ができず、明治18年(1885)に和歌村から和歌山県令宛に景観の保護を求め、「県立公園設置請願書」が出され、明治27年(1894)に和歌公園が設置された。これにより、^{たまつしま}玉津島神社、^{てんぐやま}奠供山、^{いもせやま}妹背山、^{うんかいさん}雲蓋山、^{ごんげんやま}権現山、天神山、片男波等が公園地となった。請願書では、江戸時代以来、干潟の景観を守るため、水路の^{しゅんせつ}浚渫や堤防や護岸の設置等の手入れが行われてきたことが記されている。

この景観保全に対する住民の意識は、大正14年(1925)の県の名勝指定、昭和16年(1941)の市の風致地区指定を経て、平成22年(2010)の国の名勝指定にまでつながっている。昭和10年(1935)代には、学生が勤労奉仕として和歌浦天満神社の清掃活動を行っている様子が写真に写されている。清掃活動は地域住民によって続けられ、平成22年(2010)



『紀伊国名所図会』妹背海苔取図



『紀伊国名所図会』吹上の浜(潮干狩り)



和歌村
和歌公園
(当時の図面がないため概略)

明治時代の和歌村と和歌公園

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

の名勝指定以降は、「名勝和歌の浦クリーンアップ隊」として組織的に行われている。こうして保全されてきた和歌の浦の歴史ある景観は、現在も地域住民の尽力により保たれている。



風致地区・名勝・都市公園



昭和10年(1935)代の和歌浦天満神社での勤労奉仕(清掃活動)の様子



住民による清掃活動

また、干潟の自然環境も生活様式の変化等の影響を受け変わってきた。海苔の養殖は、明治から昭和期に特に盛んに行われていたが、生活排水の流入による水質の悪化とともに衰退し、平成7年(1995)頃に行われなくなった。江戸時代から続く潮干狩りは、平成14年(2002)頃をピークに和歌の浦の風物詩となっていたが、平成22年(2010)を最後に、干潟環境の変化に伴うアサリの減少により休止した。しかし、多様な生物が生息する干潟環境を保全しようと、和歌浦漁業協同組合や地域住民の団体等が協力し、エイ等の天敵から保護するため網を張ったり、食害を駆除したりすることで、アサリが育ちやすい環境をつくった。長い伝統をもつ和歌川漁業協同組合は、平成26年(2014)に解散したが、漁業権は和歌浦漁業協同組合に引き継がれ、平成29年(2017)から試験的に潮干狩りを再開し、子ども向けの干潟観察会等環境教育にも力を入れながら、干潟に親しむ環境の維持に取り組んでいる。

こうした活動により、和歌の浦の景観、干潟環境は守られ、江戸時代以降、^{かんかいかく}観海閣のある^{いもせ}妹背山^{やま}を中心として干潟の景観を眺め親しむ人々の活動が息づいている。



和歌川干潟 海苔の養殖作業
(明治時代)



和歌川干潟 海苔の養殖風景
(明治時代)



潮干狩りにぎわう干潟の様子
(朝日新聞和歌山版の記事
(昭和37年(1962)))



潮干狩りの再開



干潟に網を張っている様子

4 まとめ

和歌の浦は、^{しやうむ}聖武天皇の^{たまつしまぎやうこう}玉津島行幸以来、和歌に海浜・干潟、砂州、^{とうしょ}島嶼等の変化に富んだ自然景観が詠まれた景勝地である。

この地で行われる紀州東照宮の例大祭「^{わかまつり}和歌祭」は、創建以来約400年受け継がれてきた伝統行事であり、風流を尽くした練り物が和歌浦湾を背景としながら地域一帯を練り歩く。和歌の浦の景勝をあらわす要素が随所に盛り込まれ、^{わかまつり}和歌祭は古来からの景勝地である和歌の浦ならではの祭礼であるといえる。

そして紀州東照宮の^{わかまつり}和歌祭がかつて藩をあげての祭礼であったのに対し、和歌浦天満神社の^{てんじんまつり}天神祭は、和歌浦一円の地主神の祭礼として崇敬され、地域に密着し風物詩として人々に親しまれてきた。

さらに、和歌の浦は、自然環境含め地域全体が保全すべき対象とされ、時代ごとに保全のための活動が行われてきた。そうして守られてきた景観や自然の恵みは、人々の生活の一部となっている。

和歌の浦は、自然環境と歴史的重層性を示す建造物が一体となった特有の景勝地であることが誇りとされ、保全活動や祭礼が根付き、歴史的風致を形成している。

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



歴史的風致のエリア

コラム

○和歌浦十景の景観

江戸時代、各地の名所で中国の瀟湘八景になぞらえ当地の八景とされた景色があった。和歌山でも江戸時代の初め頃から、広く加太から和歌浦、海南市の藤白までを吹上八景としていた。それに加え、江戸時代中頃に和歌浦の廻船問屋に生まれた絵師・桑山玉洲は、古来、和歌の聖地となった和歌の浦の歴史を重視し、和歌の浦の名所十景とその由来の和歌を明確にし、実際の風景と万葉集や新古今和歌集でうたわれた情景を見事に融合させて描いた。その和歌浦十景は、和歌の浦を象徴するものとして、文芸・美術工芸の題材となり、現在にいたるまでその景観の要素は大切に守り継がれてきた。

【玉津春暁】…妹背山

春霞の中、片男波から干潟越しに河口方面を望み、妹背山を始めとした玉津島の島山が並ぶ様は和歌にうたわれ、和歌浦十景の一つとなった。

【吹上淡月】…吹上～西浜（水軒堤防）

吹上の砂丘は、現在では市街地の下に埋もれてしまったが、江戸時代後期に築かれた海浜の石造堤防である水軒堤防が南北に延びる様子に、かつての海岸砂丘の面影を見ることができる。

【琴浦戯鷗】（※海南市）鷗が戯れるとうたわれた琴ノ浦には大正時代から昭和初期にかけて名園・温山荘が築かれた。

【松間釣艇】…天神山（和歌浦天満神社）

和歌浦天満神社が鎮座する天神山から、干潟を見下ろし松林の間に釣船が見え隠れする様は、和歌浦十景に数えられた。

【蘆洲鳴鶴】…和歌の浦の干潟

万葉歌人・山部赤人の和歌にちなみ、干潟の芦辺に鶴が飛ぶ様は、和歌の浦のイメージで重要な要素となっている。現在は残念ながら鶴はなく、芦辺はほとんど見られないが、干潟の景観は維持されており、生息する生物の多様性は、国内有数のものである。

【興窟浪華】…鏡山（鹽竈神社）

玉津島山の一つ鏡山に、加羅岩とよばれた結晶片岩の岩山に海によって浸食された洞窟があり、そこに波が打ち寄せる様が、和歌浦十景の一つに数えられた。

【財賀漁火】…雑賀崎

雑賀崎の断崖は、鷹が巣を作るような絶壁であるため「鷹の巣」とよばれ、結晶片岩が露頭する絶景となっている。雑賀崎の断崖と海の景色は和歌浦十景に数えられる。

【名艸晩潮】…名草山（紀三井寺）

和歌浦湾の東にそびえる名草山が、満潮時に夕陽に映える様は、和歌にうたわれ和歌浦十景の一つとなった。

【藤白落葉】（※海南市）晩秋の藤白坂から、紅葉の山並み越しに見る和歌の浦の景色

【松汀積雪】…片男波の砂州

和歌の浦の干潟を外海と隔てる砂州は、山部赤人の和歌にちなみ、片男波とよばれる。片男波の砂州の松林に雪が積もる様は、和歌浦十景の一つとなった。現在は「快水浴場百選」のうち特選に選ばれた美しい砂浜となっている。

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



和歌浦十景 地図

2) 紀三井寺にみる歴史的風致

1 はじめに

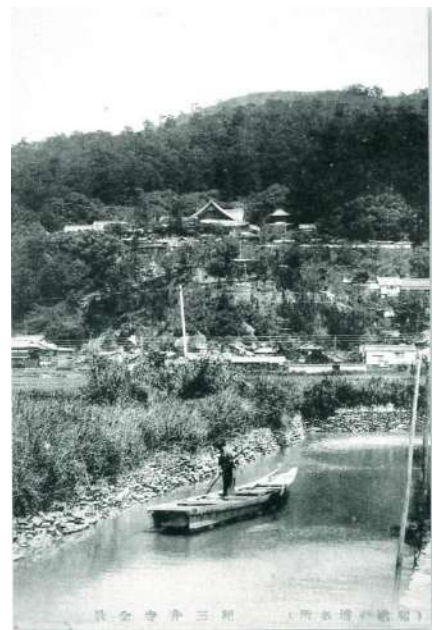
紀三井山金剛宝寺護国院は、西国三十三所巡礼の第二番札所であり、広く紀三井寺の名で知られる。西国三十三所観音霊場は、養老2年(718)、大和国長谷寺の開山徳道上人が閻魔大王からお告げを受け、起請文と宝印を授かり、各地の観音菩薩の霊場に宝印を配ったことが起源という。室町時代以降、熊野参詣とともに西国巡礼も盛んとなり、御朱印帳をもち西国三十三所をめぐる旅人は、現在も変わらず紀三井寺の門前を賑わしている。特に春には、山門から境内まで見事に咲きそろそろ桜を目当ての花見客が、名草山から対岸の和歌の浦の春の景色を楽しむ様子がみられる。

紀三井寺は、その名の由来ともなった「清浄水」、「楊柳水」、「吉祥水」の三井水のある寺としてもよく知られ、これらは地域住民を中心に利用、保全されてきた。また、紀三井寺には様々な年中行事があり、その開催には十一人衆という地域住民の世話役の尽力があって成り立っている。

さらに、名草山から麓に広がる布引の畑地では、江戸時代から砂地を生かした農産物が名物となっており、現在まで引き継がれている。



『紀伊国名所図会』絵馬楼和歌浦眺望(紀三井寺境内からの眺め)



紀三井寺全景
(明治時代、紀三井寺前の掘割溝)

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

2 建造物

2-1 紀三井寺護国院

『紀伊国名所図会』によると、宝亀元年(770)、唐僧の為光が行脚していた時、名草山から一筋の光が発せられ、そこで金色の千手観音を感得した。為光は自ら十一面観音像を彫刻し、胎内仏としてその金色千手観音像を奉納し、草堂を造って安置したのが紀三井寺の始まりであると寺伝にいう。

以降中世にかけて西国巡礼の盛行とともに栄えたが、『紀伊続風土記』によると、天正13年(1585)、羽柴(豊臣)秀吉の紀州攻めの際、寺領49町を没収され、一時往時の勢力は失われた。その後、関ヶ原の戦後に入国した浅野幸長により13石が寄進され、紀州藩初代藩主徳川頼宣により8石と燈明料が寄進され、境内の地子が免除された。

室町時代建立の多宝塔・楼門、安土桃山時代建立の鐘楼は、重要文化財となっている。江戸時代中期建立の本堂は、県指定文化財である。また、開祖の由来がある樟樹・応同樹は市指定文化財である。

さらに、所蔵の木造千手観音立像・木造十一面観音立像・木造梵天帝釈二天王立像は重要文化財であり、穀屋寺紙本著色紀三井寺縁起絵図は市指定文化財である。

境内の入口の石段の前には、土産物屋が並ぶ門前町があり、江戸時代の熊野街道と交差する。江戸時代には、熊野街道を行く旅人が、紀三井寺から和歌川干潟を舟で渡り、和歌の浦へ訪れた。明治時代の初めまでは、門前通りの中ほどまで掘割溝が残り、紀三井寺川(江戸時代以前は亀の川河口)を通じて和歌川干潟へと舟で出ることができた。



紀三井寺護国院 楼門



紀三井寺護国院 多宝塔



明治期の紀三井寺門前



紀三井寺門前

2-2 三井水

紀三井寺護国院の境内で、名草山の中腹に沿って「清浄水」「楊柳水」「吉祥水」の3つの清泉があり、「三井水」として古くから尊ばれてきた。室町～桃山時代に作成された『紀三井寺参詣曼荼羅』には、三井水は紀三井寺の寺領にあり、一体のものとして描かれている。

『紀伊国名所図会』には「三瀑泉」とあり、『紀伊続風土記』には「境内三の清泉あり」と記され、紀三井寺を象徴するものとして広く知られていたことがわかる。また、『紀伊続風土記』によると、慶安3年(1650)には、紀州藩初代藩主徳川頼宣によって修復された。昭和25年(1950)発行の『紀三井寺略誌』には、紀三井寺という名称は紀の国の3つの井戸のある寺という意味であり、寺伝に清浄水は罪垢を洗除し、楊柳水は身上の障難を除き、吉祥水は五穀豊穰万民安穩のためであるという。三井水は市指定文化財であるとともに、昭和60年(1985)には、環境庁の名水百選に選ばれている。



紀三井寺参詣曼荼羅

【清浄水】

紀三井寺の山門をくぐって石段を昇ると、石段の中間の右手に小滝がある。寺伝によると、紀三井寺を開山した為光上人の前に、竜宮の乙姫が説法を求めて現れ、後に清浄水に没したという。この清浄水を囲んで、江戸時代の松尾芭蕉を始めとして、紀三井寺を訪れた俳人たちの句碑が建てられている。

大正11年(1922)、昭和天皇が訪れた時、紀三井寺の清浄水が非常に良いということで、和歌浦の宿舎までこの水を運んで調理その他の用水に供されたことは、人々の誇りとして今も語り継がれている。



清浄水

【楊柳水】

清浄水から南へ約100mの山腹にある。人々を病から救うというありがたい水として喜ばれてきた。近代には荒廃が進んだが、昭和60年(1985)代に企業家により整備され、復興をとげた。



楊柳水

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

【吉祥水】

吉祥水は三井水のうち北にあり、境内北端の裏坂の山門から旧熊野街道を北へ100mにある祠から、さらに60m登ると滝口がある。石製の水槽に、徳川頼宣よりのぶによる復興の年である慶安3年けいあん（1650）の銘がある。第2次世界大戦後、土砂崩落により一時埋没したが、地元の人々を始め有志により、「瀧のぼりの清水」として親しまれてきた吉祥水を後世に残そうと保存会が設立され、復興された。



吉祥水の祠



吉祥水の滝口

2-3 布引の農地

紀三井寺きみいでらの南西の布引ぬのひきには、旧亀の川（現在の紀三井寺川）が運んだ土砂によって低地が形成され、江戸時代から現在にいたるまで、水はけのよい砂地を生かした農産物が特産となっている。

『紀伊続風土記』によると、宝永7年（1707）に紀州藩の普請方であった井沢弥惣兵衛が、かつて亀の川の河口が北に曲流し現在の紀三井寺川の流路となっていたものを、治水工事で一直線に付け替え、新川（現在の亀の川）と名付けたという。これにより、亀の川河口域の布引は安定した農地となり生産力があがった。干潟に接する沿岸部分に、元の亀の川によって形成された砂洲の高まりが南北にのび、それに直行して短冊状に区分けされた耕地が並ぶという景観は、現在まで引き継がれている。昭和22年（1947）の航空写真にも、短冊型の地割が写されており、現在もその地割はほとんど変わっていないことがわかる。

紀三井寺から、対岸の和歌の浦を眺めると、眼下に広がる布引の広大な畑地は、その向こうに広がる和歌川干潟とともに、和歌の浦の景観の要素の一つとなって親しまれてきた。



布引の農地の地割と亀の川
（昭和22年（1947）航空写真）



現在の布引の農地

3 活動

3-1 三井水の利用と保全活動

三井水は、古くから現在にいたるまで、紀三井寺の参詣者や地元の三葛・名草・布引・紀三井寺・和歌浦地区の住民により広く飲用等に利用され、また地域住民や寺院が中心となって保全活動が行われてきた。『紀三井寺参詣曼荼羅』により三井水は紀三井寺の一部として描かれており、一体のものとして利用、保全されてきたと推測される。吉祥水は境内より少し離れているが、清浄水、楊柳水、吉祥水の3つで三井水として地域住民を中心に親しまれている。

三井水は『紀三井寺参詣曼荼羅』に描かれていることから、少なくとも中世後期から利用、保全が続けられていると考えられる。江戸時代初期に現在の形に整備されて以降も利用・保全され続けてきた。その後大きな契機となったのは、紀州藩初代藩主徳川頼宣による復興である。その後、江戸時代後期の『紀伊国名所図会』等に名所として描かれており、江戸時代を通じて、寺院活動に参加していた紀三井寺村民により、ほぼ現在と同じ姿で保全されてきた。

その後、吉祥水と楊柳水は、第2次世界大戦後の部分的な荒廃があったものの、再び地域住民により復興され、三井水の利用と保全活動は、古くから現在まで地域住民の生活の一部となっていることがうかがえる。

清浄水は、紀三井寺の参道石段の脇にあり、少なくとも江戸時代初期の整備以降、途切れることなく利用されてきたことが、取水口の周囲に建てられた数々の石碑からわかる。現在は地域住民の世話役や紀三井寺により維持管理され、参道の景観とともに保全され、参詣客に利用されている。

楊柳水は、江戸時代初期に整備されて以後、利用・保全されてきたが、戦後から昭和50年(1975)代にかけて覆屋や湧水口が一時荒廃していた。しかし、吉祥水の復興や環境庁(現環境省)の名水百選の選定を契機に、昭和60年(1985)に和歌浦の地元企業社長により覆屋や湧水口が修復された。現在は地域住民の世話役や紀三井寺、地元企業により保全され、湧水口に取り付けられた蛇口から人々が取水している。



吉祥水の水を汲む地域住民



吉祥水の保全活動の様子

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

吉祥水は、戦後の土砂崩落により一時埋没していたが、昭和55年(1980)に「紀三井寺吉祥水保存会」が発足し、埋もれていた江戸時代の湧水口・石垣・石製の水槽が再整備され、参道も新たに整備された。昭和58年(1983)3月には保存会により吉祥水の名の由来である吉祥水天女像が安置され、紀三井寺住職により開眼法要が執り行われた。昭和60年(1985)3月には環境庁により「紀三井寺の三井水」として全国名水百選に選定された。



吉祥水感謝例祭

保存会では、現在も三葛自治会と協力しながら、月2回清掃を行っており、毎年3月6日に吉祥水感謝例祭として紀三井寺住職により法要が執り行われている。毎年実施している水質調査でも、良好な水質が保たれていることが証明されており、地元だけではなく、遠方からも水を汲みに訪れる。

3-2 紀三井寺の年中行事と十一人衆の活動

紀三井寺の年中行事には、節分の豆まき、初午の餅まき、七夕の祇園祭、千日詣・灯籠供養等の盆行事、しまい観音の大根炊き等があり、それぞれの折には参道から境内にいたるまで、大勢の地域住民や参詣客で賑わう。

その年中行事には十一人衆という世話役を中心とした地域住民の尽力がある。紀三井寺の住職によると、世話役の制度は戦後の昭和20年(1945)代頃から七人衆として始まったといい、現在は拡大して十一人衆となっている。十一人衆は紀三井寺に関わる地域住民の中から互選される。この十一人衆を中心として

紀三井寺の年中行事

行事名	日程
初詣	正月三ヶ日
初観音	1月18日
節分(豆まき)	2月3日
初午(餅まき)	旧暦初午の日
春季彼岸会	3月18日より1週間
桜祭り	3月20日～4月20日
十三詣り	4月13日前後の日曜日午後2時より
春大会式	4月18日
水子供養会	5月18日～5月24日
七夕・祇園祭	7月7日
千日詣	8月9日
灯籠供養	8月15日
地藏流し	8月24日を含む日程
秋季彼岸会	9月20日より1週間
開山忌	11月13日
菊節句	旧暦重陽の日
七五三詣り	11月15日
しまい観音	12月18日

て多くの地域住民が初午の餅まきにおいては餅をついて準備をし、七夕ではお焚き上げの世話等、行事を行うための事前の準備や当日の世話を行い、行事を縁の下で支えている。

それ以前の地域住民の寺院活動への関わりとしては「法橋(仏教の僧位で一般の人々にも与えられた)」という制度があり、住民が住職の代理として法要を執り行い、西国巡礼の参詣客の接待を行っていたと『紀伊続風土記』に掲載され、江戸時代以前から戦前まで続いていたという。このように紀三井寺の活動には古くから地域住民も深く関わっており、『紀三井寺略誌』(昭和25年(1950)発行、昭和39年(1964)改訂)にも、上掲一覧のように年中行事が掲載され、現在も紀三井寺の年中行事はこの地域の生活の一部となっている。

【初午の餅まき】旧暦2月の最初の午の日で、元は稲荷神社の祭礼日。この日には、市内一円の

いくつかの寺社で一斉に餅まきが行われ、紀三井寺でも境内で盛大に餅まきが行われる。住職をはじめ寺関係者と十一人衆が壇上にあがり、吉祥の文句が朱書きされた福餅を、参詣者にむかって投げ配る。

【七夕・祇園祭】七夕は、本来は五節句の一つとして旧暦7月7日（新暦8月7日頃）であったが、現在は新暦7月7日で行われる所も多い。笹飾りは、江戸時代に夏越の大祓の茅の輪行事の際の飾りを民衆が取り入れ流行したものであるという。祇園祭は、釈迦が説法を行ったという祇園精舎を守護する牛頭天王をまつり疫病避けを祈願するもので、旧暦6月7日～14日（新暦7月7日～14日頃）に行われた。紀三井寺では元々、山門前にある祇園社で7月7日頃に祇園祭が行われていたが、戦後に新暦の七夕と合わせて行うようになり、現在は毎年7月7日に七夕・祇園祭として、地域の子もたちが笹飾りを持ち寄って参詣し、境内に飾られたのち、お焚き上げが行われる。

【しまい観音】毎年12月18日は、年内最後の観音縁日としてしまい観音とよばれ、厄除けの大根炊きが参詣客にふるまわれる。このときに炊かれる大根は、紀三井寺の南西に広がる広大な砂地である布引でとれた大根である。しまい観音の縁日は『紀三井寺略誌』にあるように昭和30年（1955）代から行われ、現在も地域住民がふるまいの大根炊きに協力している。



はつまつり
初午の餅まき



七夕祇園祭



とうろうくよう
灯籠供養

3-3 ぬのひき 布引の砂地農耕

布引では、江戸時代から水はけのよい砂地を生かした農産物が特産となっている。

『紀伊国名所図会』によると、承応年間（1652～1655）から砂地に適した西瓜が栽培され特産となった。また、江戸時代中頃に参勤交代で江戸から持ち帰ったという大根の栽培が始まり、その後広まっていった。そして近代になると、大正時代にしょうがの栽培が加わり、昭和40年（1965）代頃からはハウス栽培が導入され、生産力や品質が高まった。



きいのくにめいしよずえ ぬのひき ぬのひき
『紀伊国名所図会』布引の松 布引西瓜畑

現在ではしょうがは本市を代表する農産物の一つとなり、また、大根は布引を象徴する作物として、紀三井寺で12月のしまい観音で、地域住民によって炊かれて参詣客等にふるまわれる。

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



ぬのひき
布引の大根栽培



きみいでら
紀三井寺のしまい観音
ぬのひき
布引の大根炊き

4 まとめ

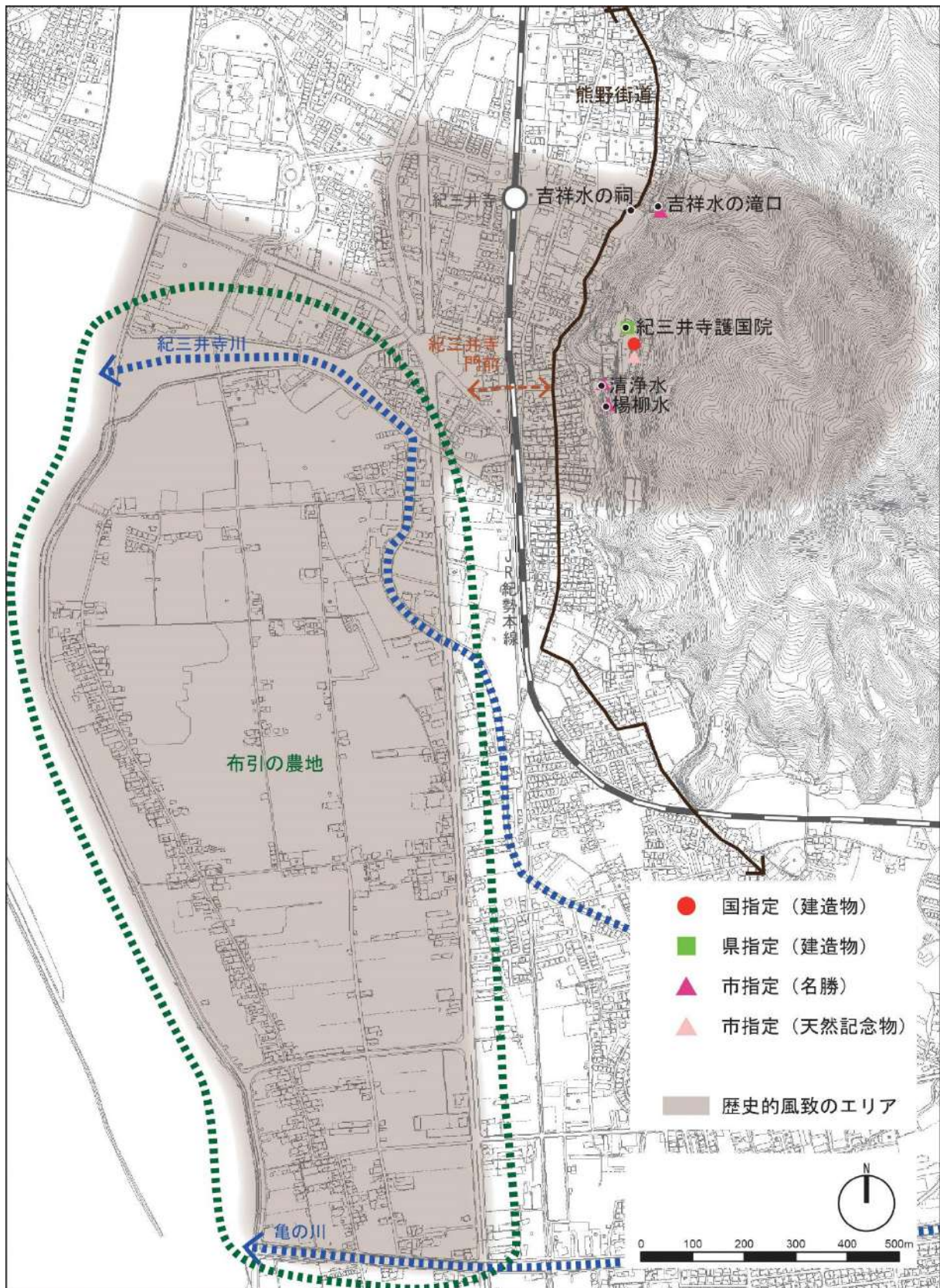
紀三井寺は西国二番札所の由緒深い寺である。紀三井寺の名の由来ともなった三井水は、紀州藩初代藩主徳川頼宣により整備され、紀三井寺境内と名草山の山腹に位置し、今も絶えることなく湧き出している。

三井水は、古来より紀三井寺の名所として、地域住民や寺の住職らにより守られてきた。名水百選にも選ばれ、今もこの水を汲むために訪れる参拝者がいる。

また、紀三井寺の年中行事は、十一人衆に代表されるように地域住民自身が行事に関わり、伝統を絶やさず受け継いでいこうという熱意があって今日まで継続されているといえる。

紀三井寺の麓、布引に広がる畑地で生産される農産物は、この地の特色となるとともに、名草山から和歌川干潟をはさんで対岸の和歌の浦までの景観の一部となっている。

紀三井寺と三井水、布引の畑地から名草山までの景観は、地域住民の活動により、今も多くの人々を惹きつける名所となり、歴史的風致を形成している。



歴史的風致のエリア

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

3) 和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風致

1 はじめに

和歌浦湾に面する和歌浦西部の出島から雑賀崎・田野浦の集落は、漁業集落として成り立ち、江戸時代から昭和40年(1965)代までは一本釣り漁法で九州から関東地方まで出漁するなど大いに発展した。現在まで漁業は生業として受け継がれ、雑賀崎で行われている船からの新鮮な水産物の直接販売は、他府県からも人々が訪れ、漁業の営みに活気を生み出している。また、出島・雑賀崎・田野浦の集落には、漁業に関する伝統行事が現在まで引き継がれている。

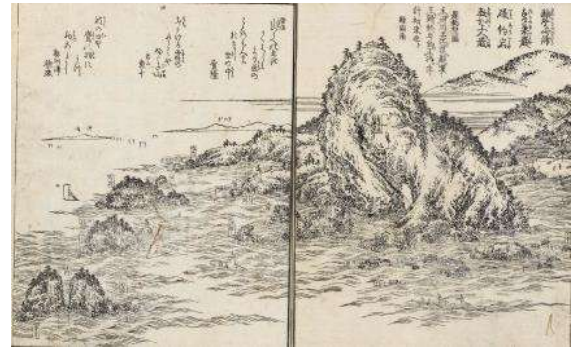
これら3つの集落の起源は古代にまで遡ると考えられる。『万葉集』には「紀の国の雑賀の浦に出で見れば海人の灯火波の間ゆ見ゆ」とうたわれ、古代から和歌浦湾沿岸の漁民の存在がうかがえる。また文明11年(1470)、和歌・蹴鞠の名門貴族である飛鳥井雅親が玉津島神社と和歌浦天満神社を訪れた記録から、その頃には天神をまつる漁民がいたと考えられている。

雑賀崎は、室町時代に大阪の泉南の漁師が移り住んだのが集落の始まりとの言い伝えがあるが、慶長16年(1611)浅野幸長による『加子米究帳』(年貢米を船で運ぶ荷役を負担する漁村のリスト)には「雑賀浦」の名があるため、少なくとも戦国時代末から江戸時代初めには集落が形成されたと考えられる。また、戦国時代の雑賀衆の砦があったという伝承や、雑賀衆が浄土真宗の要人をかくまったという伝承が、現在まで住民の意識に強く根付いている。

正保3年(1646)の『東照宮縁起絵巻』には出嶋(出島)・タノ浦(田野浦)・西の山(雑賀崎)の集落が描かれており、17世紀半ばには安定した漁業集落が営まれていたことがわかる。さらに宝永6年(1709)～正徳4年(1714)の『和歌山城下屋敷大絵図』には、雑賀崎と田野浦の集落が描かれている。『紀伊続風土記』には、雑賀崎は西浜からの分村であり、田野浦は雑賀崎の枝郷、出島は和歌浦の枝郷であると記載されている。

明治19年(1886)測量の仮製地図によると、現在の主要な移動の道である、湾に沿うように通る道路がなく、背後の山地の尾根線に沿って通る道が3つの集落を行き来する主要な道であった。現在も一部が遊歩道として整備され、和歌浦や浪早崎、高津子山に整備された遊歩道とともに人々の往来がある。雑賀崎の沖見の里につながる古道の一部は、通ると落ちそうなほど細い道であったことから「うっかり道」という愛称でよばれ親しまれている。

雑賀崎と田野浦は、古くより景勝地としてその景観が人々に親しまれてきた。和歌浦の西からは山地が海に迫り、両集落は、湾に面した結晶片岩の岩盤の傾斜地に張り付くように密集して民



『紀伊国名所図会』雑賀崎

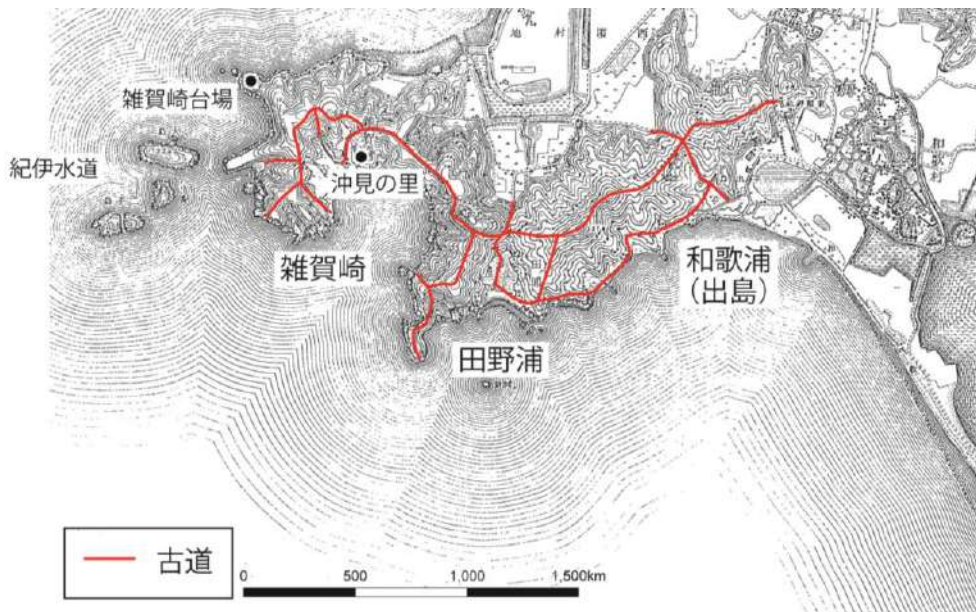


雑賀崎漁港内の直接販売

家が立地し、入り組んだ細い路地とともに、特徴的な景観をつくりだしている。

さらに、^{さいかざき}雑賀崎は紀伊水道に面して立地することから、江戸時代末期、岬の先に外国船に対する防備のための^{さいかざき}雑賀崎台場や番所が築かれ、現在も土塁や石積み遺構が残っている。また、断崖「鷹の巣」の頂上には^{さいかざき}雑賀崎灯台が設置され、船の指標としての役割を担っている。

また、後述する大漁祈願の神事・法事のほかに、彼岸の中日に夕陽を拝む「ハナフリ」という行事が受け継がれている。漁業関係者が沖の様子を眺める場所である、灯台や沖見の里がある小高い山上、台場跡や番所跡がある岬の先から、家族などで連れ立って、西に向かって「ハナが降る（夕陽の光が花びらのように散り輝く）」のを拝むという行事で、季節と潮の変わり目や天候の変化に敏感である漁業集落ならではの風習である。



^{さいかざき}雑賀崎・^{たのうら}田野浦・和歌浦の陸地測量部地図（明治19年（1886））



^{さいかざき}雑賀崎の町並み



^{たのうら}田野浦の町並み

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

2 建造物

2-1 雑賀崎衣美須神社

社伝によると中世雑賀ノ荘の雑賀山(現在の権現山～天神山)の西端に位置する雑賀崎の村落の中心部の高台に鎮守として創建され、江戸時代に入り海運が盛んになり、一層の神の守護を求めて、えびす社の総本社である西宮神社(兵庫県西宮市)から勧請されたと伝わる。『紀伊国名所図会』には集落の中央に社が描かれている。

本殿は木造入母屋造瓦葺、その背後にある金毘羅社は木造流造銅板葺で、その他に石鳥居・石灯籠・狛犬がある。拝殿の軒下に取り付けられた社頭の鈴は、拝殿前の扉に取り付けられた滑車につながる五色の布縄を引いて鳴らすという特徴的な構造になっている。現存する本殿の建築年代は不明であるが、狛犬台座には文化7年(1804)、本殿前の石階段には文政9年(1818)の銘があるため、少なくとも江戸時代後期には社地が現在の形に整えられていたことがわかる。参道脇の柵は昭和55年(1980)修築と刻まれており、ちょうど昭和45年(1970)～昭和55年(1980)頃が集落の人口の最盛期であった。



雑賀崎衣美須神社本殿



江戸時代の銘がある狛犬と石段

2-2 極楽寺

雑賀崎集落の中央で、衣美須神社の東方に位置する浄土真宗本願寺派の寺院である。極楽寺は寺伝によると、天正9年(1581)に建立、明治18年(1885)に和歌浦の五百羅漢寺の釈迦堂を移築し、本堂としたという。戦国時代末の大坂本願寺と織田信長の合戦後に本願寺を追われた顕如の息子・教如が、雑賀崎の海に突き出た断崖「鷹の巣」に隠れたといい、寺の北東の高台は、城の内・土塀とよばれ、雑賀衆の砦跡と伝わる。



極楽寺

2-3 田野浦衣美須神社

田野浦の集落の南西端で、田浦漁港に面した高台に、本殿(木造流造檜皮葺)、本殿外舎(木造入母屋造瓦葺)、境内社(木造流造銅板葺)、庁舎、鳥居がある。

社伝によると、衣美須神社は慶長2年(1597)に雑賀崎から勧請されたという。また、集落の西端にあって東に面する神社と対をなすように、宝暦3年(1753)に浄土真宗大谷派の妙楽寺が、集落の東端に西に面して建立された。神社



田野浦衣美須神社本殿外舎

の本殿を覆う外舎の内部正面上には、天保9年(1838)奉納の廻船模型の船絵馬が掲げられており、雑賀崎と同様に少なくとも江戸時代後期には漁業・海運集落として発展していたことがわかる。当時の廻船問屋として栄えた和歌浦の桑山家や関戸の慈幸家の関係の人々が奉納したものではないかと推測される。



船絵馬

2-4 和歌浦蛭子神社

紀州東照宮・和歌浦天満神社の南西で、現在の和歌浦漁港の北側に、出島の集落において海の守り神として信仰されてきた和歌浦蛭子神社がある。

『紀伊国名所図会』には集落中央の山際に「エヒス(えびす)」という社が描かれ、『紀伊続風土記』には祠と拝殿が存在していた記述があり、神社としては少なくとも江戸時代後期には存在していたことがわかる。現在の建物は、奉納された額より昭和13年(1938)に本殿が新築されたことがわかり、和歌浦漁業協同組合関係者によると、昭和24年(1949)に漁業協同組合執務室が増築されたとのことである。



和歌浦蛭子神社と漁業集落の町並み



昭和13年(1938)
本殿新築時に奉納された額

3 活動

3-1 雑賀崎の旧正月

雑賀崎は、現在も潮が変化する旧暦の正月に、漁業に結びついた伝統行事が残る数少ない地域である。旧正月の風習がいつ頃から行われたかは不明であるが、少なくとも雑賀崎衣美須神社の創建以降は、何らかの形で神事があり参拝されたと考えられる。

旧暦の正月三が日は休漁で、港に現在40隻ほどの漁船が揃い、大漁旗を掲げる。昭和30年(1955)～昭和40年(1965)代には100隻余が港を埋め尽くすように並び、それぞれ竹竿に大漁旗を連ねて掲げる様子は壮観であったという。大漁旗とは、起源は定かではないが江戸時代中頃から港に戻る船が大漁を知らせるため使われ始めたといい、戦後に現在見られるようなカラフルに染め抜いたものが流行した。『ふるさと和歌山市』掲載の昭和32年(1957)に撮られた古写真には、旧正月の大漁旗の様子が写っている。旗は、新しく船を作ったときに親類・友人から贈られ、船の名前・旗を贈った人の名前と、当地特産のアシアカエビや一本釣りの鯛、今はもう獲れない渡り蟹等が華やかにデザインされ、港町に風情を添える。雑賀崎漁業協同組合では、昭和30年(1955)～昭和40年(1965)代には年度ごとに漁獲量が最も多かった船に特賞として大漁旗が贈られた。

旧暦の大晦日から正月三が日には、神社に幕・提灯がつるされ、鳥居前には幟のぼりが立てられる。漁師は大晦日の朝に一年の感謝をこめて神様を船から神社にお送りし、新年があげた正月2日に

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

は極楽寺の朝事に参詣した後、一年の安全を祈願して神社から神様を船にお迎えする。

神社へは、屠蘇器（赤盆・銚子・盃台・盃）にお神酒・洗い米・お賽銭・「カケノイオ（かけのうお）」（鯛2尾を縄でくくったもの）もしくは海老をのせて参詣し、本殿前の石段にお賽銭と洗い米を供え、米にお神酒をかけ、その一年の安全と大漁を祈願する。参詣は雑賀崎衣美須神社境内の中の、本殿と、その背後にある、後に勧請された金比羅宮と、戦後に港の拡張のため埋め立てられたナラ岩・ナカ岩・トビコミ岩をまつるため建立された社の3ヶ所を順番に回る。神事は紀州東照宮の宮司が執り行い、漁業協同組合幹部を中心にお祓いを受ける。神社に参詣した後、屠蘇器・カケノイオと共に鏡餅を船に飾り、神様を船にお迎えする。



大漁旗の掲げられた漁船が並ぶ
旧正月の様子



特賞として贈られた大漁旗



雑賀崎衣美須神社に参詣の
人々が並ぶ



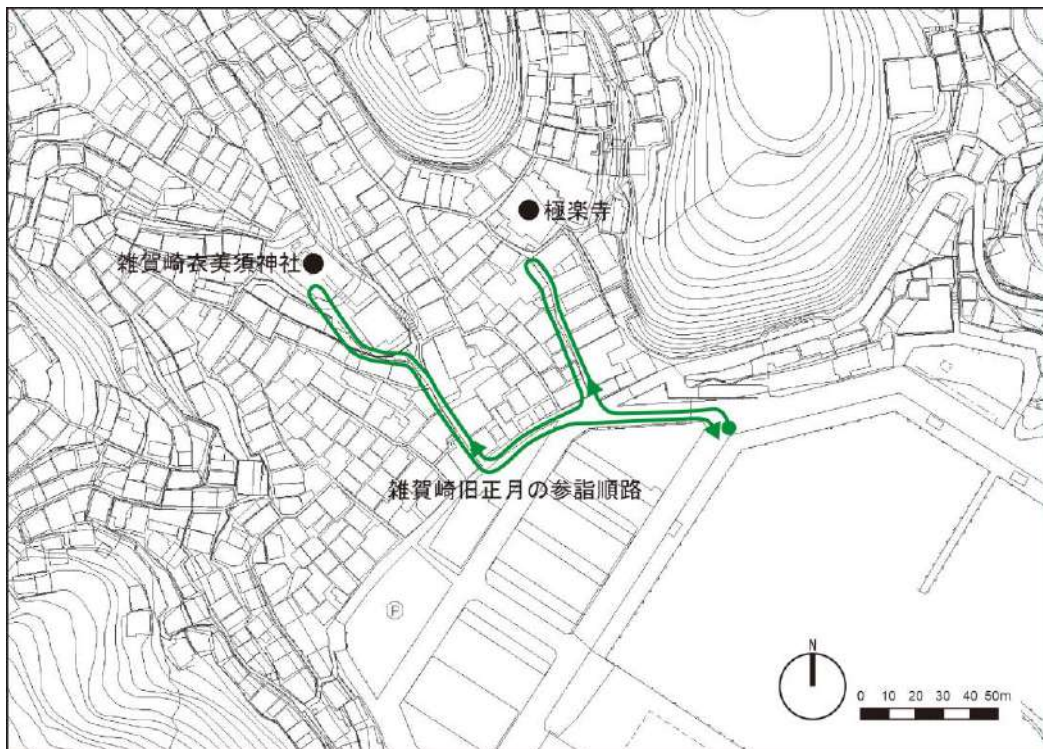
雑賀崎衣美須神社への参詣



供物



カケノイオ（鯛）



旧正月の参詣順路

3-2 魚供養・海難犠牲者供養の行事

雑賀崎の極楽寺では、魚供養・海難犠牲者供養の行事が行われる。魚供養・海難犠牲者供養の行事は、親鸞聖人の降誕会と共に執り行われ、その前後は休漁となる。この魚供養・海難犠牲者供養と降誕会は、寺伝によると明治期には現在と同様の行事となっていたという。降誕会は、親鸞聖人の生誕を祝って誕生日とされる5月21日に行われる法要で、親鸞聖人の祥月命日に行われる報恩講と並び、浄土真宗の年中行事で最も重要な法要であり、親鸞聖人が弘長2年(1263)に没した後、宗旨として確立していくなかで始まった。



緑・黄・赤・白・紫の五色の旗と提灯

当日は寺と町中の家々には五色の旗と提灯が掲げられ、人々は正装し、御影の前には赤飯と三色餅が供えられる。仏教行事であると共に、日々の糧となる魚に感謝し、海難犠牲者の霊を慰めるという、港の暮らしに根付いた行事である。



魚供養・海難犠牲者供養



親鸞聖人ご誕生日に集まる様子



家々に五色の旗が立てられる

3-3 田野浦衣美須神社の幟揚げ神事

田野浦衣美須神社では、毎年正月の初詣、十日戎、6月18日の幟揚げ神事、11月の湯立神事が行われる。

正月の初詣の時には、幟39本が神社周辺に並べ立てられ、その年一年の漁の安全と大漁が祈願される。

6月18日の幟揚げ神事では、明治時代から昭和初期は帆と艦で網を引く打瀬船であったため、良い風が吹き大漁となるよう祈願した。『ふるさと和歌山市』掲載の昭和38年(1963)の古写真には、田野浦の幟揚げの様子が写っている。近年は幟揚げは行われない年が多いが、毎年本殿には供物が置かれ、漁業関係者が集まり、並んでお祓いを受けており、大漁祈願の神事として継承されている。

幟揚げは、乗員が網を引く力を必要とされたことから、その力自慢を發揮しようと幟を揚げる勇壮な行事が行われるようになった。神事で掲げるものは2種類あり、船の帆柱2本を並行に組み合わせて、その中央に神木として樫の木を立て、願い事をかいた5色の布を飾ったものと、神社



大漁祈願の神事



幟揚げ(幟)

3-4 和歌浦蛭子神社の潮祭

和歌浦蛭子神社では、毎年正月の初詣、十日戎、5月の和歌祭、7月の潮祭で神事が行われる。7月23日に潮祭が行われ、翌日の24日・25日には和歌浦天満神社で天神祭が行われ、一連の夏の行事となっている。

江戸時代の出島の集落の成立や、蛭子神社の創建とともに、大漁祈願の神事は行われていたと推測できる。潮祭の主たる担い手である和歌浦漁業協同組合によると、現在の蛭子神社の社殿が、和歌浦漁業協同組合事務所と一体となった昭和24年（1949）頃には現在と同じ形で行われていた。

7月23日の潮祭では、神事とともに和歌浦湾で船渡御が行われる。船上に祭壇が設けられ、その船を先頭に、和歌浦漁業協同組合のすべての漁船が大漁旗を掲げ船団を組んで後に続き、和歌浦漁港を出航する。和歌浦湾に出ると雑賀崎方向から逆時計回りに周回し、中ほどの海上で神事を行う。神事は、和歌浦天満宮の宮司により祝詞奏上、供物奉納が執り行われる。供物は酒1升と鯛1尾で、大漁を祈願し海に捧げられる。その後、船団は浜の宮沖合いまで航行し、勇壮に湾内を周回する。

同日夕刻には、蛭子神社本殿で神事が行われる。鳥居前には幟が掲げられ、神社周辺には献灯が並び吊るされる。漁業協同組合関係者が本殿前に参列し、和歌浦天満神社の宮司により祝詞奏上、参列者のお祓い、巫女による舞奉納、参列者による榊奉納が行われる。参列者は一年の大漁と海上安全を祈願する。



船上神事 祝詞奏上



船上神事 献酒

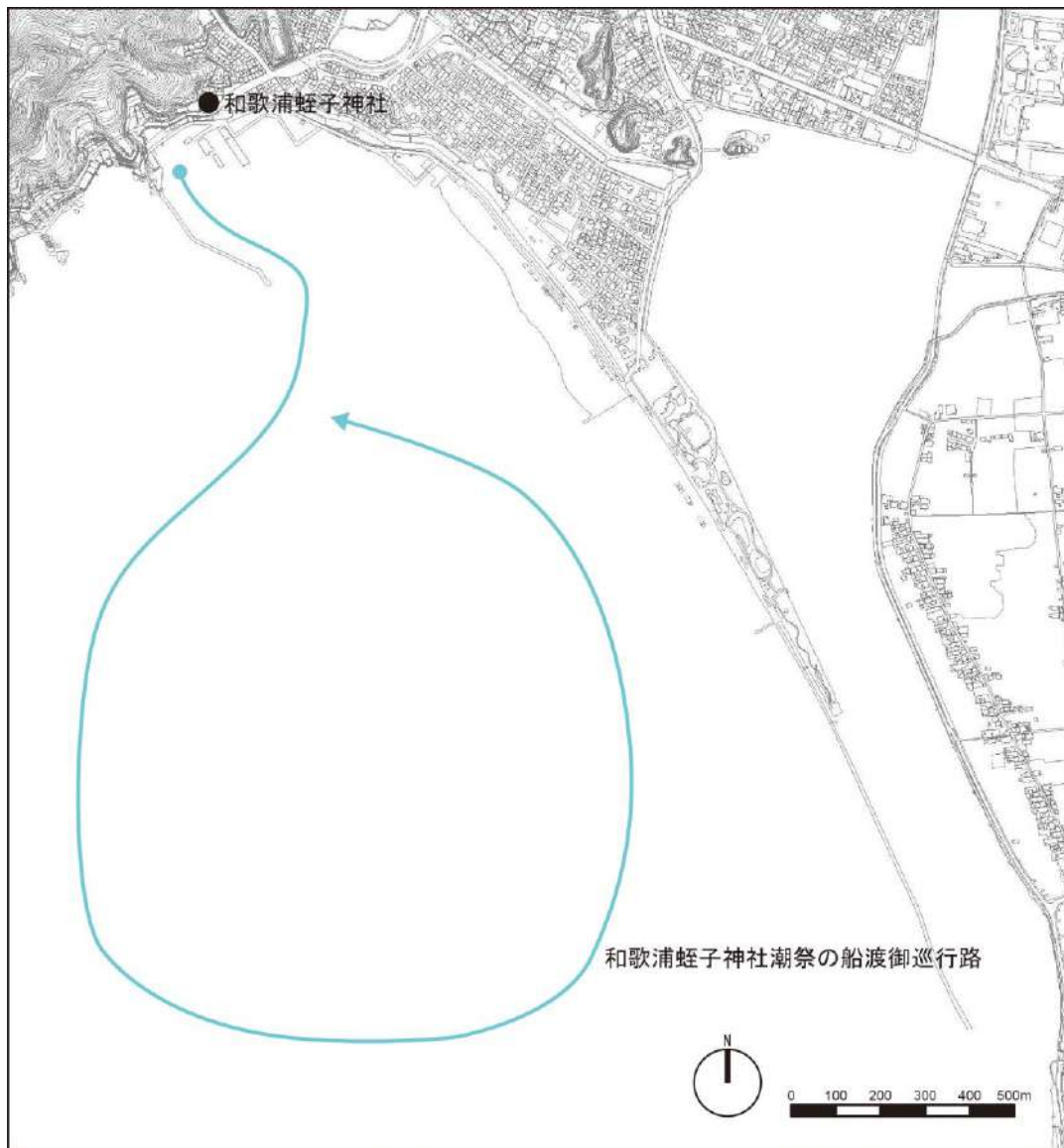


船渡御



和歌浦蛭子神社神事

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



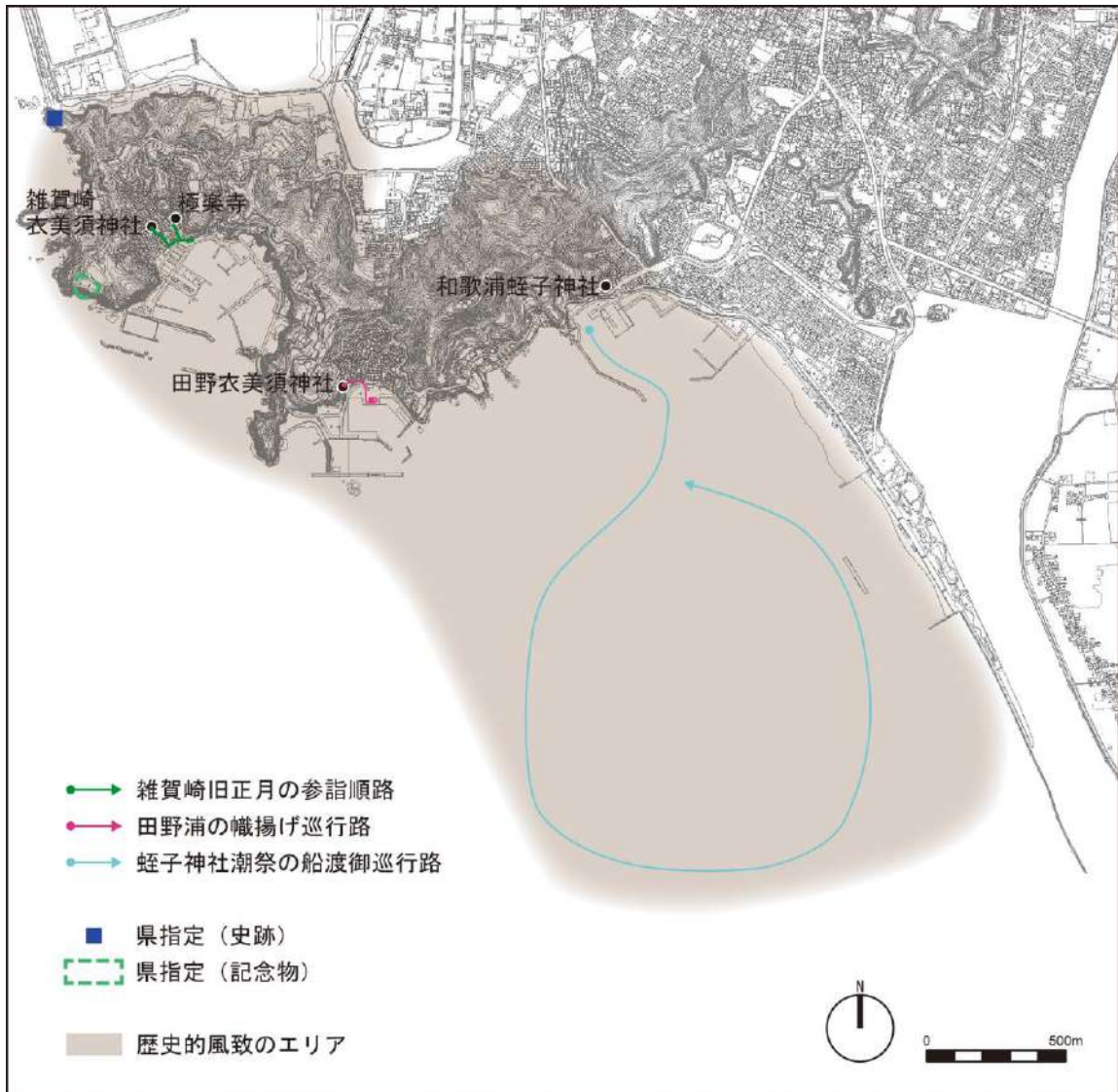
えびす しおまつり
和歌浦蛭子神社潮祭の巡行路

4 まとめ

雑賀崎・田野浦・和歌浦は、古くより漁業集落として成り立ち、集落には海の守り神として信仰されてきた神社が位置している。

それぞれの集落では、現在も漁業が生業として続けられるとともに、漁業に結びつく伝統行事が継承され、地域に根付いた行事として大切にされている。

雑賀崎・田野浦・和歌浦での暮らしは漁業とともにあり続け、漁業という生業が集落に息づいた地域として歴史的風致を形成している。



歴史的風致のエリア

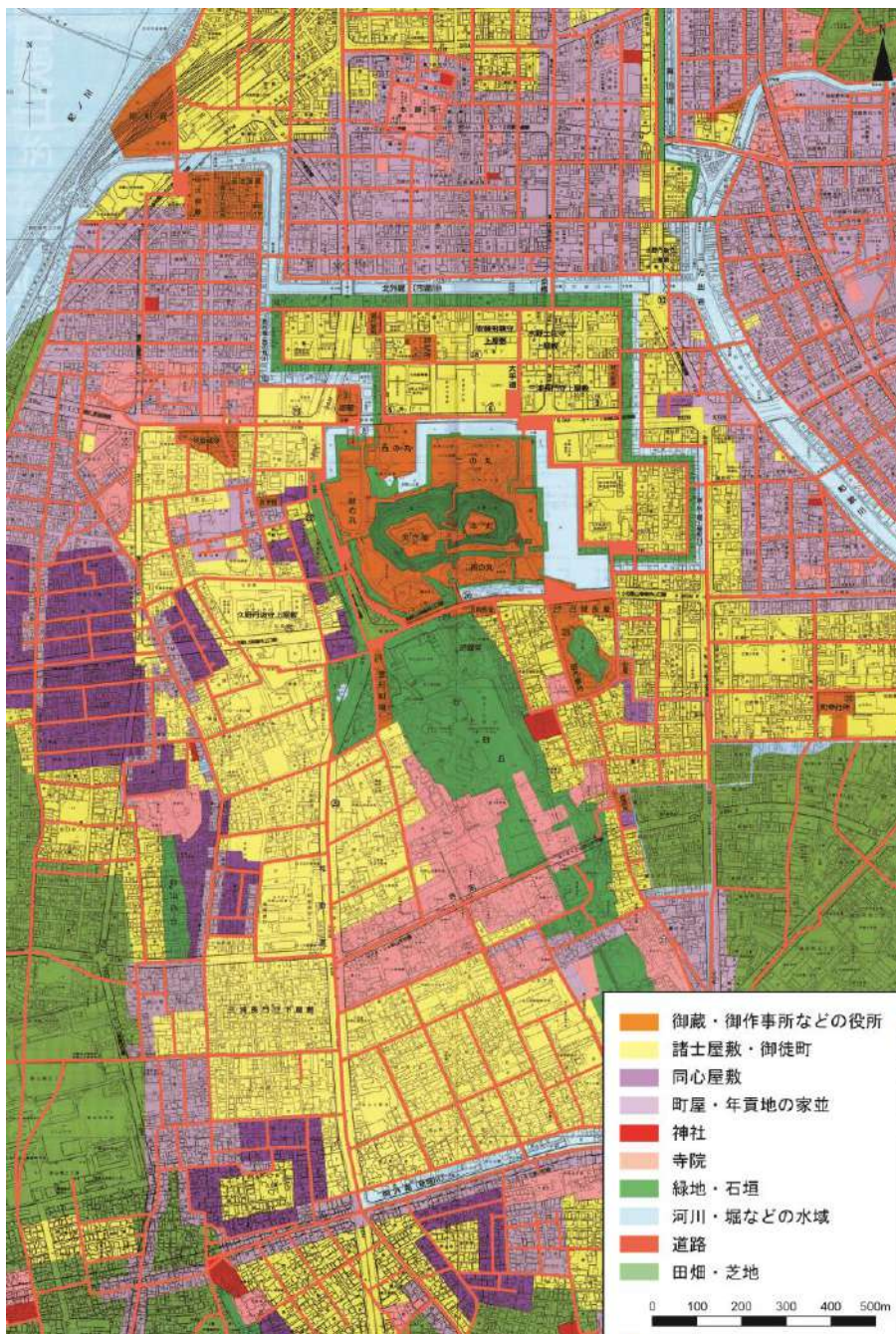
第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

4) 城下町和歌山にみる歴史的風致

1 はじめに

江戸時代、御三家紀州徳川家は、8代将軍吉宗^{よしむね}、14代将軍家茂^{いえもち}を輩出した。江戸時代の和歌山は、全国有数の都市に発展し、また明治以降の近代化も目覚しく、^{ぼうしよく}紡織を中心に産業が発達した。第2次世界大戦中の昭和20年(1945)には、和歌山大空襲で城下は北部を中心に大部分が灰燼^{かいじん}に帰し、和歌山城も天守等一部が被害を受けた。しかし、城下町の町割りや堀割りは現在も残っており、近世城下町の構造が現在の市街地の骨格を形づくっているといえる。さらに、被害を受けた和歌山城天守閣は、市民からの寄付金等により復興を遂げている。

また、和歌山公園として一般開放されて以降は、四季折々の風景が楽しめ、歴史や文化に親しむことができる公園として多くの人々に親しまれている。



安政2年(1855)の城下町絵図を現在の地形図に重ねたもの

2 建造物

2-1 和歌山城

天正13年(1585)、羽柴(豊臣)秀吉は紀州を平定し、弟の秀長に命じて岡山(虎伏山)に和歌山城を築いた。築城の名手・藤堂高虎が普請奉行を勤め、手がけた最初の本格的な近世城郭である。桑山重晴が城代を勤め、この時期に山嶺部分や当初の大手門として岡口を整備した。

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、浅野幸長が37万6千石で紀州に入国し、虎伏山の西峰に連立式天守閣、東峰に本丸御殿を建て、二の丸・西の丸に屋敷を造営した。また、大手を岡口門から一の橋門に変え、現在の本町通りを大手筋として城下町を整備した。

元和5年(1619)、徳川家康の10男頼宣が55万5千石を拝領して紀州藩が成立し、二の丸を西に広げ、砂の丸・南の丸を新たに造成した。山上の御殿は不便で手狭なため、江戸時代初期以降、藩政と生活の拠点は麓の二の丸に移る。西の丸は藩主が自然風雅を楽しむ場であり、内堀を池に見立てた庭園や能舞台、茶室等が営まれた。新たに造成された砂の丸は、藩の財政を担う勘定所が置かれていた。

藩主の遊楽の場である西の丸と、政治・生活の場である二の丸大奥の間の内堀には、両所を移動するための御橋廊下がかけられた。兩岸の高低差のため斜めにかかる全国的にも珍しい橋である。明治以後に撤去されたが、江戸時代の図面を基に平成18年(2006)に復元された。

明治4年(1871)の廃藩置県により、和歌山城は陸軍省の管轄となる。明治34年(1901)、和歌山公園として一般に公開され、昭和6年(1931)に国の史跡に指定された。



和歌山城 構成



和歌山城天守閣



御橋廊下

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

【天守閣】

浅野家が虎伏山の西の峰に、黑板張の天守閣を築造した。三層の大天守から時計回りに多門櫓、天守二之御門（楠門）、二之御門櫓、多門櫓、乾櫓、多門櫓、御台所、小天守へと続く連立式天守である。『南紀徳川史』によると、寛政10年(1798)、紀州藩10代藩主徳川治宝により白壁の白亜の天守に改築されるが、弘化3年(1846)の落雷で焼失、御三家ということで再建が特別に認められ嘉永3年(1850)に再建された。昭和10年(1935)、国宝に指定されたが、第2次世界大戦中の昭和20年(1945)7月9日、和歌山大空襲で天守閣が焼失した。戦後、市民からの強い要望により、昭和33年(1958)に焼失前の外観そのままに、鉄筋コンクリートで復元され、戦災からの復興の象徴となった。

【城門】

和歌山城には、北東に表門である大手門、南東に当初の大手であった岡口門、南に不明門跡、西に扇の芝に面した追廻門があり、江戸時代には北西に吹上門、吹上大門があった。

岡口門は、築城時は大手門（表門）だったが、浅野期の途中から搦手門（裏門）となる。現在の門は元和7年(1621)、徳川家が建造した2階建の門である。岡口門は空襲でも焼けずに残った旧藩時代の数少ない遺構で、北側の土塀とともに昭和32年(1957)に重要文化財に指定された。



岡口門

大手門は城の内郭に入る正面の門で、浅野期の途中から大手として機能した。当初は市之橋御門とよばれていたが、寛政8年(1796)に大手門と改称される。明治42年(1909)5月に倒壊し、昭和57年(1982)3月に再建された。

【石垣】

石垣の積み方の変化に和歌山城の時代の変遷をみることができる。創建期の石垣は自然石を積み上げた「野面積み」である。時代が進むと、大きな石の間に小石を詰めた「打ち込みハギ」へと変わり、さらに切石を積み上げた「切り込みハギ」となる。また、石垣には、石塔などの石造物が転用された石材や、約170種類、2,100個以上もの刻印を見ることができる。

【西之丸庭園（紅葉溪庭園）】

藩主が数寄や風雅を楽しむ西の丸に、江戸時代初期につくられた庭園は、虎伏山の急峻な斜面を利用し、滝石組を中心に立石を多く据え、豪快に作庭している。溪状地形を利用して小さい方の「上の池」を掘り、柳島を配置して内堀を大きな池に見立てた池泉回遊式の庭園である。



西之丸庭園

和歌山公園が明治45年(1912)に市の管理になり、大正時代頃から紅葉が見事なため「紅葉溪庭園」との通称されるようになった。大正期に整備されるが、その後維持が滞ったことにより荒れていたが、昭和48年(1973)に再整備され、昭和60年(1985)に「西之丸庭園(紅葉溪庭園)」として国の名勝に指定された。また、庭園整備を記念して和歌山市出身で現パナソニック株式会社の創業者・松下幸之助氏の寄付により、茶室「紅松庵」が庭園の一角に作られた。

2-2 内川

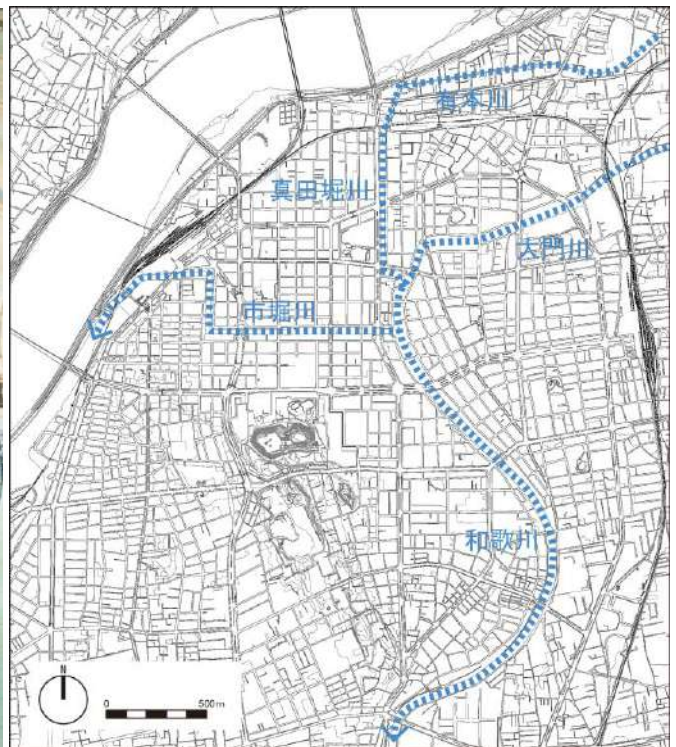
市堀川、和歌川、大門川、真田堀川、有本川の5河川を総称して「内川」とよばれている。

市堀川は近世初期に和歌山城の外堀の一つとして開削され、伝法川とよばれた。江戸時代の和歌山城下は市堀川を境にして、南岸に武家屋敷、北岸に町人地が広がっていた。

市堀川は、東外堀の屋形川と、西外堀にあたる西の丸川を経由して紀の川や和歌川とつながり、船運による物資の輸送路として使用された。市堀川北岸の納屋河岸では、紀の川を通じて各種産物が頻繁に荷揚げされて賑わい、納屋河岸北側には富裕な商家が集まっていた。明治維新の後、西の丸川、屋形川、新堀川は埋め立てられた。

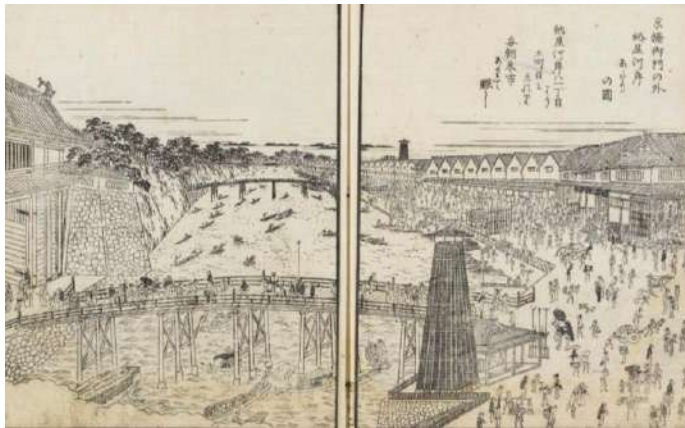


城下町時代の内川



内川位置図

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



『紀伊国名所図会』納屋河岸(市堀川を行きかう船)

2-3 岡山の時鐘堂

紀州藩5代藩主徳川吉宗^{よしむね}の時代の正徳2年(1712)に建立された。町民に刻限を伝えるほか、出火、出水、異国船の出没等、非常時をいち早く知らせる重要な役目をもっていた。木造2階建、寄棟造、瓦葺の建物で、石段を登ると西向きに出入口があり、1階は土間で、2階の大梁の中心から梵鐘^{ぼんしょう}が釣り降ろされ、撞木^{しゅもく}によって東西2ヶ所から鐘を鳴らす。



時鐘堂

2-4 茶道関係施設

和歌山城岡口門から南にある岡公園は、和歌山城築城の際には石切り場とされ、江戸時代には百間長屋等があった所で、明治以降に公園整備された。園内の天妃山の頂上には明治初期の四役戦没慰霊碑や、日清戦争時の征清記念碑が立つ。また、武徳殿や夜雨荘^{やうそう}(茶室)、旧大村家長屋門などの歴史的建造物が移築され、茶道や武道関係者をはじめとして、都市公園としても広く市民に親しまれている。

岡公園には、3つの茶室があり、市民茶会をはじめとして、茶道関係の活動に広く利用されている。また、和歌山城周辺には、個人住宅にも茶室を持つ住宅が見られる。

その他に茶道関係として、城下町を中心に数多くの和菓子店、茶販売店がある。

【夜雨荘】

夜雨荘^{やうそう}は、紀州徳川家の家老三浦長門守^{みうらながとのかみ}の下屋敷(現小松原通5丁目)にあった江戸時代後期の茶室で、昭和62年(1987)屋敷地とともに破却される前に岡公園に移築された。4畳半の主茶室、2畳の小間、3畳の寄付水屋でにじり口がない、武家茶室の特色を持つ珍しい茶室である。



夜雨荘

【芦鶴庵】

芦鶴庵は、昭和38年（1963）に和歌山市出身で現パナソニック株式会社の創業者松下幸之助氏により寄贈された茶室で、市制70周年記念に同氏の寄付により建設された児童女性会館と同時に岡公園に建設された。和歌山の歴史・文化の集中地である和歌の浦にちなみ、芦と鶴の名を冠する。現在にいたるまで、市内の茶道関係の活動の中心地として活用されてきた。



芦鶴庵

【岡陽軒】

岡陽軒は、昭和42年（1967）に芦鶴庵の控えとして建てられた茶室で、14畳と10畳の2間続きの和室がある。芦鶴庵と同様に、市内の茶道関係の活動の中心地として活用され、特に近年では市民茶会の際には大勢の茶会の客で賑わう。



岡陽軒

【加田家住宅】

加田家住宅は、昭和4年（1929）建築の木造平屋建、瓦葺建物である。道路に沿って青石の塀を構える。敷地の中央西寄りに主屋を建て、東側には広い庭園がある。庭園の中には茶室や腰掛待合、露地門を配置する等、茶の湯を楽しむための施設が整えられている。小間の「不老庵」と広間の「暁月亭」からなる茶室は、昭和6年（1931）に京都の数寄屋大工により建造された。

【山本家住宅】

山本家住宅は、大正13年（1924）建築の木造平屋建、瓦葺建物である。通りに面した大戸を入ると、玄昌石が敷き詰められやや斜めに振りながら奥に導かれる。正面には築庭があり、南に主屋が配置されている。茶室は三畳台目で赤松皮付きの床柱で、客畳と点前との間に中板を用いている。



加田家住宅茶室



山本家住宅茶室

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

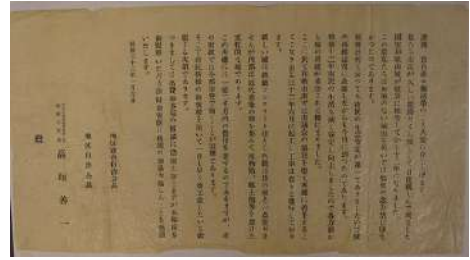
3 活動

3-1 城下町の再建と保全活動

【戦災からの復興】

和歌山公園は明治45年(1912)に和歌山市に払い下げられて以降、都市公園・市民の憩いの場として、多くの人々の手により維持されてきた。

和歌山公園は第2次世界大戦の戦災により、天守閣が焼失する等甚大な被害を被った。和歌山市は天守閣を再建するため、昭和31年(1956)に「和歌山城天守閣再建期成会」を結成して、寄付金を募集した。『和歌山市史 第3巻』によると、再建には約1億2,000万円の工費を要したが、そのうちの47%は市民からの寄附で賄ったのである。和歌山城が和歌山の象徴として、市民に愛されていたことが分かる。市民からの寄附制度は、現在も「史跡和歌山城整備基金」として存続している。



和歌山城天守閣再建期成会による
再建寄付金の願書



天守閣のない和歌山城
(昭和30年(1955)前後)



天守閣再建工事
(昭和31年(1956)～昭和32年(1957)頃)

【和歌山城の保全活動】

和歌山城は江戸時代後期の段階で既に城内に木々が生えていたことが、『紀伊国名所図会』の「^{きいのくに}大手御門辺の図」等からうかがい知れる。また、石垣もきれいに整備されていることが分かる。このような景観を維持するため、人の手が何らかのかたちで入っていたと考えられる。

明治45年(1912)に和歌山公園が市に払い下げられて以降、その景観を保全するため、地元企業、市民団体、市民ボラ



『紀伊国名所図会』江戸時代後期の^{きいのくに}大手御門^{おおてごもん}周辺

ンティア等により和歌山公園の清掃活動が行われてきた。昭和30年(1965)代の写真に和歌山

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

公園を清掃する人々が写っている。また、隣接する岡公園も市民を中心とした清掃活動が行われてきた。毎年約 60 件の活動が行われており、和歌山城が広く市民に親しまれ、市民を中心とした活発な活動のもと周辺も一体として守られてきたということがわかる。

また、和歌山公園の松は、毎年冬になると幹に藁で編んだこもを巻く伝統的な害虫駆除法であるこも巻きが行われる。昭和 33 年（1958）に作成されたパンフレット『城への招待』に掲載された写真でも松の丸の並木にこもが巻かれている様子を確認できる。毎年園内の約 270 本の松にこも巻きが行われる様子は、冬の訪れを告げる風物詩となっている。



市民による清掃活動（昭和 30 年（1955）代）



城内の美化ボランティア



松の丸におけるこも巻き

〔出典：『城への招待』〕



現在のこも巻きの様子

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

【内川の保全活動】

内川は、戦災の被害を受けた城下町和歌山において、城下町時代からの歴史を伝える貴重な資源である。内川は元は泳ぐことのできるほどの清流であったといい、また、市堀川は物資の輸送路として船が行きかき人が集まる賑わいの拠点の場であった。しかし、時代を経て、産業の変化や生活の変化に伴う工場排水や家庭排水の増加等の影響により、水質の悪化が顕著となり、昭和24年

(1949)には和歌川下流の養殖海苔が枯死し問題となった。こうしたなかで水質の改善のため、昭和39年(1963)に国は宇治取水場を建設し、紀の川からの浄化用水の導入に取り組んだ。

内川の水質の汚濁や悪臭については、周辺住民の誰もが身をもって感じており、内川の側に暮らしている住民が、水質悪化の状況に強い危機感を感じ、その改善の必要性を強く訴えた。

昭和42年(1967)には、県庁に内川浄化対策室が誕生し、その年の末に、県が中心となり内川に滞留していた木材の撤去を行い、昭和44年(1969)からは県が和歌川の浚渫等に取り組み、内川の浄化はさらに前進した。

また、同住民を中心として地域住民が主体となった内川の浄化に向けた取り組みも行われるようになり、昭和44年(1969)には、同住民の所属する社会奉仕団体が内川浄化を同年度の最高目標に置き、取り組むようになった。さらに、昭和47年(1972)には「内川をきれいにする会」が発足し、独立した会として広く市民等に働きかけることが可能となったという。同年には第1回の船上視察を行い、内川の汚濁状況について調査を行っている。

市は昭和32年(1957)から進めてきた特別都市下水道事業を昭和47年(1972)に公共下水道事業に編入し、都市計画決定の変更を行い、下水道整備を進めた。

昭和52年(1977)から県は、和歌浦からの浄化用水を和歌川に導入することにも取り組んだ。

国、県による導水による水質改善の効果は現れ、平成以降もこの取り組みは続けられる。

昭和55年(1980)からは、地域住民が中心に300人程度が集まり、大門川付近一帯の清掃を大々的に行った。このような地域住民が中心となった清掃活動や船上視察は現在も続けられ、学生等とともに挙行啓発活動にも取り組んでいる。清掃活動や船上視察のほか、ごみ投棄の防止を



昭和53年(1978)頃の市堀川



子どもと共に船上視察



船上視察(平成29年(2017))

訴え、環境週間には河川愛護の標語を掲げるなどの活動を展開している。それらの活動により市民の間にも関心が高まり、ごみの不法投棄もめっきり減少している。

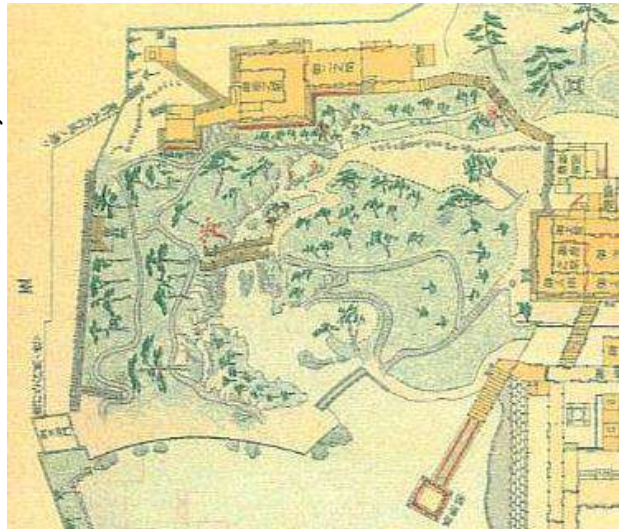
このように、内川の水質を改善し、人々の営みを感じる水辺環境を取り戻そうと、現在にいたるまで地域住民と公共が共に活動を続けている。さらに、現在は水辺を活かした賑わいづくりを目的として、より多くの地域住民や団体が参加しながら、船運の体験、清掃活動、河川に面した空き家のリノベーション等、河川空間をより活かし、親しむことができるような取り組みへと広がっていった。

3-2 徳川家時代以来の文化に親しむ人々の活動

【庭園景観の鑑賞と保全】

藩主が数寄や風雅を楽しんだ西の丸を中心として、徳川家時代の庭園景観が良く残り、近代に市民に開放されて以降、現在にいたるまで広く市民に親しまれてきた。

『紀伊国名所図会』には、西の丸の北側にある鶴の溪で、椿と山吹が名物となっていたことが記されている。鶴の溪の石垣上に並んで咲く山吹は、現在も春の風物詩として親しまれている。椿は江戸時代ほどの知名度はないが、現在も季節を感じる植栽の一つとして残されている。



和歌山西丸図

江戸時代の「和歌山西丸図」には、西の丸の庭園に紅葉等の植栽の表現がある。近代に和歌公園として市民に開放されてから、西之丸庭園は紅葉の名所となり、「紅葉溪庭園」とよばれ親しまれるようになった。大正から昭和初期の古写真には、秋に紅葉狩りを楽しむ人々が見られる。また、近代に公園整備される中で、桜（ソメイヨシノ）の植栽が盛んに行われ、和歌山公園は桜の名所として親しまれるようになり、昭和初期の古写真には多数の市民が花見に訪れ、その客を目当てに露店がずらりと出店している様子が写っている。現在も「さくらまつり」として引き継がれ、春を満喫する場として市民に親しまれている。



『紀伊国名所図会』 鶴の溪
(図の右に山吹、左に椿)



鶴の溪の石垣に咲く山吹

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



紅葉を見に訪れる人々
(大正～昭和時代初頭)



現代の紅葉狩り



桜が咲き誇る和歌山公園と訪れる人々 (昭和時代初頭)



さくらまつり

【茶の文化】

表千家^{おもてせんけ}は、千利休を祖とする茶道の流派のひとつであり、4代江岑宗左^{こうしんそうさ}が紀州藩初代藩主徳川頼宣^{よりのぶ}の招きで紀州徳川家に仕えた。以降代々の家元は紀州藩主である紀州徳川家の茶道頭として格式を誇り、和歌山城下の三木町堀詰橋^{みきまちほりづめ}南側に屋敷を構えた。文雅を好んだ紀州藩 10代藩主徳川治宝^{はるとみ}は表千家^{おもてせんけ}の皆伝を受けるほど茶道に通じており、和歌山では藩主から庶民にまで茶道が広がった。藩の庇護がなくなった近代以降にも、加田家や山本家などの個人宅にも茶室が建てられ、城下を中心に茶道の伝統が受け継がれてきた。

昭和38年(1963)年には、岡公園に茶の文化に親しむ場として茶室・芦鶴庵^{ろかくあん}が、昭和42年(1967)にはその控えとして岡陽軒^{こうようけん}が建てられ、建築以来、今日にいたるまで、各流派の茶会や茶の文化を学ぶ場として盛んに活用されてきた。こうした茶の文化に対する高い意識から、昭和62年(1987)には解体撤去の危機にあった三浦家の茶室・夜雨荘^{やうそう}が、岡公園に移築保存され、以後、岡公園の3つの茶室は様々な

茶会に利用されてきた。平成18年(2006)からは、毎年10月に各流派が一緒になった市民茶会が盛大に開催され、より多くの市民が気軽に伝統的な茶の文化に触れる機会となっている。茶会



市民茶会



市民茶会 (芦鶴庵の茶席の様子)

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

の際には紅白幕を張った岡公園に向かって、着物を着た人々が歩き集う様子が見られる。また、和歌山城西之丸庭園に建てられた茶室「紅松庵」でも来訪客に抹茶がふるまわれるなど、茶の文化は現在も和歌山城下を中心に多くの市民に親しまれている。

和歌山城下には、茶道文化の伝統を受け継ぎ、茶販売の店舗が数多くある。「諏訪園」は、文久2年（1862）、東ぶらくり丁に創業した茶販売店である。「玉林園」は元文元年（1736）創業で、現在の梶取付近で茶の製造と輸出を行い、城下の東鍛冶屋町で「河内屋」の屋号で煙草の輸入及び製造、塩干物の販売を営んだ。現在は抹茶・煎茶・茶葉の販売から、軽食等も提供している。

また、和歌山城下には和菓子の老舗「駿河屋」がある。「駿河屋」は、紀州藩初代藩主徳川頼宣の入国に従って和歌山城下に店を構えて以降、現在にいたるまで同じ場所で和菓子販売を続けており、その周辺は駿河町という地名にもなっている。

和歌山市には、「駿河屋」で職人として修行した経験を持つ和菓子店の創業者が多く、近代以降、「駿河屋」で修行した職人たちが独立して「鶴屋」などの店舗を構えていき、茶の文化の民衆への広がりとともに発展した。



「鶴屋」の店頭に並ぶ季節の和菓子

和歌山城周辺を中心として、茶室に向かう和装の人々や、季節ごとの和菓子が店頭に並ぶ様子は、江戸時代以来の茶の文化が現在も根付いていることを感じさせる。



茶室・茶葉販売店・和菓子屋の分布

4 まとめ

和歌山城とその周辺の歴史的・文化的環境は、戦災に遭いながらも人々の活動により今日まで維持されてきている。

和歌山城は、明治34年（1901）に和歌山公園として一般開放されて以来、四季折々の風景を見せる公園として、多くの人々に親しまれてきた。

また、外堀の一部は残り、城下町和歌山の特徴として保全しようと住民により活動が行われている。これらの活動のもと、茶道や西の丸を中心とした紅葉、山吹、桜の鑑賞等、文化に親しむ人々の活動が息づいているといえる。

このような活動が行われることにより、和歌山城とその周辺は今も多くの人々を惹き付ける場であり続け、歴史的風致を形成している。



歴史的風致のエリア

コラム

○ぶんだら節

ぶんだら節は、近世後期に生み出された新伝承の荒海に乗り出す江戸時代中期の豪商・紀伊国屋文左衛門の意気と壮挙をイメージしその名にちなんで「ぶんだら」と名付けられたという。文左衛門を何度も繰り返して言ううちに「ぶんだら」が出てきた、という一説もある。黒潮洗う南国紀州の美しさと豪快さを連想させると同時に、躍動力のある民謡である。

このおどりは、昭和44年（1969）に市政80周年を記念して作られた。郷土芸能の育成・市民相互の連帯意識・郷土愛護観念等を願い、誕生したものである。「ツレモツテコイコイ、ソリヤモツテコイコイ」という音頭が響き渡る。毎年10万人を超える人出で賑わう。



ぶんだら節を踊る様子

○嘉家作丁の町家

城下町への出入口である本町御門の東側には、江戸時代の大和街道に、寛永10年（1633）の紀の川大水害後に築造された堤防上から堤防の下側へと懸けるようにして建てられた白壁の家並みがあった。この構造は「懸造」とよばれ、「嘉家作丁」の地名として残る。現在は数件が残り、大部分が明治以後の建築であるが、本瓦葺の伝統的な町家の様式を残し、街道の風情を今に伝える。



嘉家作丁の位置



嘉家作丁の町家

○地蔵の辻の地蔵尊

大和街道（現在の国道24号）と上方街道（県道有功天王線）が交差する地蔵の辻は、古くから交通の要衝で、紀州藩初代藩主徳川頼宣の母お万の方（養珠院）が、八軒屋にあった刑場へ引き立てられる罪人のために建立したという高さ2mの地蔵尊がある。現在は、県道拡幅のため約200m南へ移転されたが、夏の地蔵盆では盛大に祭られている。



地蔵の辻の地蔵尊

5) 加太春日神社の海老祭にみる歴史的風致

1 はじめに

加太は、万葉の時代から瀧見の浦と詠まれていた景勝地で、紀淡海峡に面して美しい海岸線が続いている。『続日本紀』によると大宝2年(702)に、都から紀伊を通り淡路・阿波へ



『紀伊国名所図会』加太

といたる南海道の加太駅が置かれて以来、紀淡海峡の海上交通の基点として発展してきた。江戸時代には、加太をはじめとした和歌山の漁村から、関東地方等に広く出漁していた。江戸時代末には異国船への防備として沿岸に台場が築かれ、明治には大阪防備の要として紀淡海峡の両側に築かれた由良要塞の一部としての役割も担った。



加太の町並み

加太浦は、紀淡海峡の早い潮目を目の前にしており、こうした自然条件がこの地に水準の高い漁業技術を生み、中でも鯛の一本釣りやわかめの採集が盛んに行われている。

漁業を生業とする加太において、穢れを祓い清め、1年の大漁を祈願する加太春日神社の海老祭は、加太地区が一体となった祭礼として継承されている。

2 建造物

2-1 加太春日神社

加太春日神社は、創建年代は明確ではないが、『紀伊続風土記』の紀伊国造家旧記の記事によると、神話にいう神武天皇東征の際、紀国造氏の祖である天道根命が神鏡と日矛の2つの神宝を奉じて加太浦に上陸して頓宮を造営したといい、これが神社の始まりという。『紀伊国名所図会』によると、嘉元年間(1303~1317)に、藤原氏の祖神である春日三社を合祀し、春日神社と称するようになったといい、天正年間(1573~1592)に和歌山城代の桑山重晴が元は東の山中にあった社殿を現在の位置に遷したという。



加太春日神社本殿



臺股に施された海老の彫刻

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

これを裏付けるように、社殿の棟札には慶長元年(1596)に桑山重晴が建立したことが記されている。本殿は、檜皮葺、一間社流造、千鳥破風と軒唐破風付きの建物で、臺股・欄間・脇障子等に豪華な彫刻が施され、特に恵比寿、貝、海老等がみられることは海村の神社として注目され、重要文化財に指定されている。

2-2 稱念寺

稱念寺は西山浄土宗の寺院である。寛政7年(1795)の建築と伝わる木造平屋建、入母屋造の本堂は、和歌山城下の新中通にあった浄土真宗寺院の本堂が明治40年(1907)に移築されたものである。勾配の急な本瓦葺屋根が特徴で、内陣に壮麗な彫刻や彩色が施されている。



稱念寺

2-3 向井家住宅

向井家の現存する建物がいつ頃の建築かは不明であるが、向井家に伝わる文書によると江戸時代末に普請をした記録があり、その頃まで遡る可能性がある。建築様式からみると、明治時代以降に改修をしながら維持してきたようである。黒漆喰の塗り壁に屋根瓦を載せた塀を構え、格子窓と煙出し檜のついた二重屋根をもつ比較的大きな民家である。内部は通り庭の土間と田の字型の座敷をもつ。毎年4月の葛城修験の春の峰入りに際して最初に訪れるのが向井家である。



向井家住宅 表門

2-4 旧加太警察署

大正10年(1921)頃建築の木造二階建、瓦葺の建物である。警察署として使用されていた当時、敷地には本館をはじめ取調室等、小さいながらも警察署として必要なものは整備されていた。現在、警察署当時の本館等外観を保存し、下見板張りの洋風建築である。同時期に建設された他の警察署は現存しておらず、県内では貴重な建物である。



旧加太警察署

2-5 巡行区域周辺に残る伝統的建造物

加太地区内の巡行路周辺には伝統的な建造物が残っている。宮崎家住宅は、淡路街道に面する町家で綿布業を営んでいた。主屋は大正8年(1919)頃の建築で木造2階建の町家であり、壁は漆喰塗りで、2階は漆喰塗りの外壁に南面して3箇所大きな開口部があり、銅板張折雨戸が外観の大きな特色となっている。



宮崎家住宅

また、麻殖生家住宅は、江戸時代享保期以降の庄屋として加太地区をとりまとめた家柄の居宅であり、立派な門と庭が残っている。



麻殖生家住宅

3 活動

3-1 海老祭

【海老祭の歴史】

加太春日神社の例大祭を「えびまつり」とよんでいるが、当地では本殿の^{かえるまた}裏股の飾りに彫刻されているように、かつては伊勢海老が多く獲れ、例大祭（宵祭・本祭）の当日、神社の^{しんせん}神饌のほか各家庭でも神棚にお供えし、一族の祝宴に必ず用いたので、このようによばれるようになったという。

海老祭の^{とぎよ}渡御祭の起源は定かではないが、^{けいちょう}慶長2年（1597）に獅子頭が二頭奉納されたという記録が残っており、この頃には^{とぎよ}渡御行列に獅子が存在したことがわかる。

加太地区は漁家が多く、年に一度の例大祭において、氏神様を自分たちの住んでいる所にお迎えし、^{はら}お祓いを受けようと^{とぎよ}渡御祭が行われるのである。

現在のような^{みこし}神輿渡御が行われるようになったのは大正12年（1923）に^{みこし}神輿を購入してからということであり、それ以前は各地区から^{のぼり}幟上げを繰り出し、^{たいりょうのぼり}大漁幟を^{みたましろ}御霊代として台に乗せ、練り歩いたと伝えている。

現在は5月の第3土曜日に開催されているが、往時は旧暦4月20日に開催されている。^{みこし}神輿の担ぎ手の減少等により、平成16年（2004）に一旦休止したが、地域の伝統を残そうと、同20年（2008）に住民らにより再開された。近年は2年ごとの開催となっているが、^{みこし}神輿・獅子舞・鬼舞等の^{とぎよ}渡御行列には総勢500人近い人が集まり、町を挙げての行事となっている。

【海老祭の渡御行列】

海老祭の^{とぎよ}渡御行列は、^{かだ}加太地区の漁家の家々を回りお祓いするために、地区一帯を回る形で巡行する。

^{みこし}神輿へ^{みたましろ}霊代を安置したのち、鳥居前で行列が神事を奉納してから^{とぎよ}渡御を開始する。^{とぎよ}渡御は芸能披露である練り物の後に、神事の行列である^{とぎよ}渡り物が続く。列順は、1獅子舞（仲丁）、2獅子舞（^{えびす}戒・北ノ丁）、3獅子舞（向丁）、4手踊り：^{しんまちこうた}新町小唄、5子供^{みこし}神輿（新町）、6鬼舞、7子供^{みこし}神輿（北ノ丁）、8女神^{みこし}輿（^{えびすちよう}戒丁）、9よさこい（^{かだ}加太恋）、10^{なぎなたふり}薙刀振（^{しんで}新出）、11^{きたか}宝太鼓、12^{さるたひこ}猿田彦：天狗、13金棒、14^{からびつ}櫛台、15^{しんせん}唐櫃：^{しんせん}神饌、16^{みこし}賽銭箱、17^{しん}神輿、18^{しん}神主・^{わたふた}舞姫、19^{のぼり}綿蓋の順となっている（カッコ内は練り物を構成する地区割を示している。）。)

行列は、神社を出発した後、旧^{かだ}加太警察署を通り、^{かだ}加太地区のまちなかを練り歩く。北浜御旅所へと向かい、^{かだ}加太浦に沿って練り歩き、^{あわしま}淡島前御旅所に向かう。漁港の船には^{のぼり}幟が立てられ、

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

御旅所では各々の催しものが披露される。また、淡島御旅所では御旅所祭が行われ、祓いや祝詞、舞等が奉納される。その後、神社へと戻る経路を行き、稱念寺に寄った後神社へと戻る。

御旅所では海老祭の最大の呼び物ともいえる獅子舞が奉納される。加太の獅子舞は男獅子と女獅子の2種類あり、高場とよばれる地上3mの高さに組んだ、2本の丸太の上で舞う勇壮な獅子舞で、高度な技を披露する。女獅子は地上で蝶や花に触れる獅子舞で、太鼓を使わず笛だけで舞うのが特徴である。また、巡行路には住民らが祓い清めてもらうために待ち受けるとともに、子どもらはこの獅子に噛んで貰うと、無病息災になるという風習が伝わっている。



神社での神事を行う



神輿がまちなかを巡行する



獅子舞を人々が待ち受ける



御旅所にて催しものを披露する



男獅子の舞



女獅子の舞

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



かだ
加太大橋を練り歩く



御旅所祭



しょうわんじ
稱念寺に寄る



みこし
神社に神輿が戻る



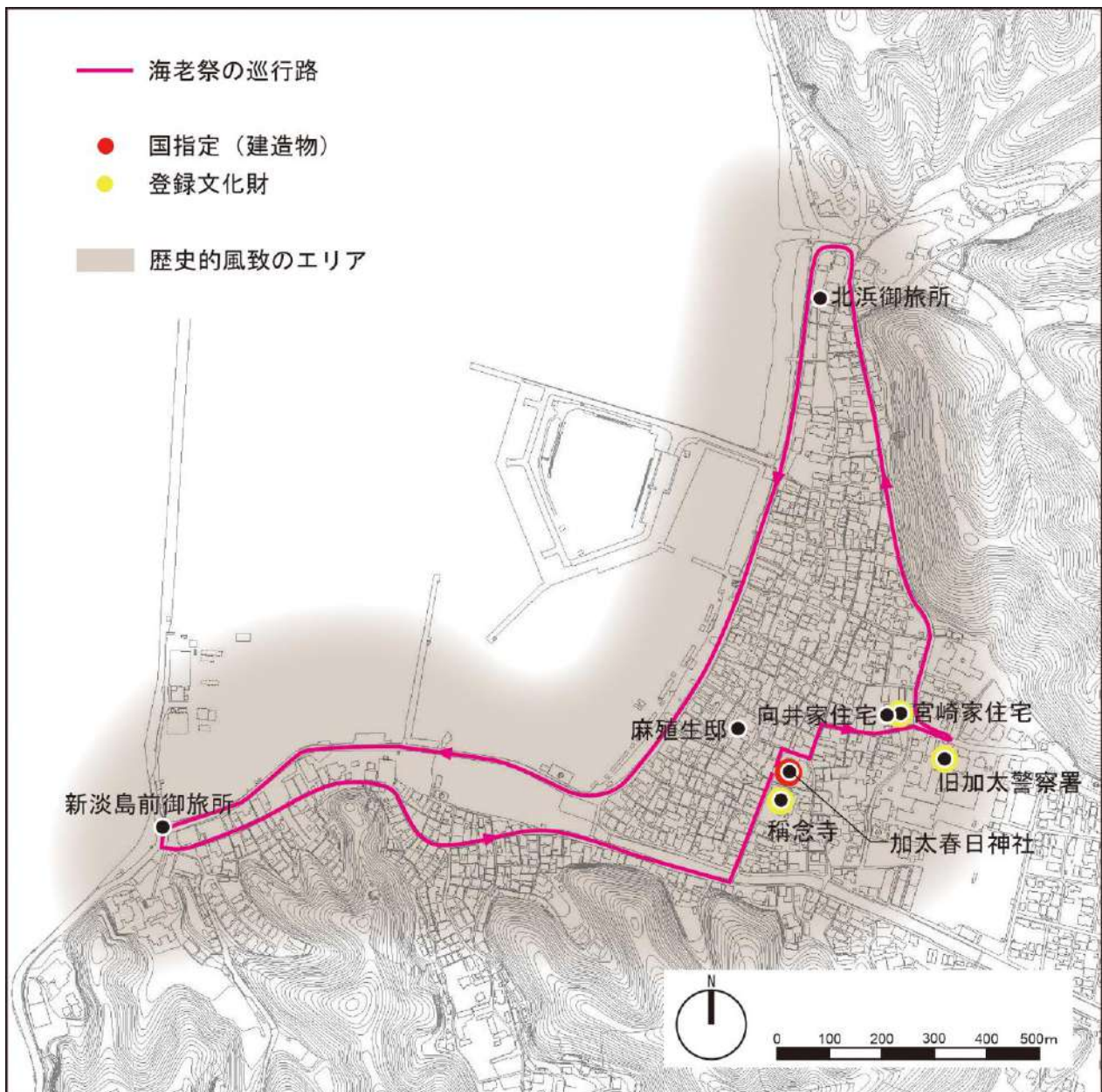
巡行経路

4 まとめ

加太春日神社の海老祭は、その歴史が400年以上とされている伝統行事である。

漁家が多い当地区において、各々の家へ神様をお迎えし祓い清めるため、地区一帯を神輿が巡行する。まちなかや加太浦に沿いながら巡行する祭礼を通じて、加太の人々の暮らしや生業の営みを感じることができる。また、加太の人々にとって海老祭を行うことは、伝統文化の継承とともに地区全体で取り組むことで一体感を醸成する場ともなっている。

加太春日神社の海老祭は、暮らしの場、生業の場と一体となり、歴史的風致を形成している。



歴史的風致のエリア

コラム

○淡嶋神社の雛流し

加太の沿岸部に位置する淡嶋神社は、全国に1,000社ほどあるという淡嶋神社の総本社で、「医薬の神様」である少彦名命を祀っており、『延喜式』神名帳（延長5年（927）成立）にも掲載されている。古くなった人形を供養する「人形供養」や「針供養」を行う神社として知られ、全国から供養のため様々な人形が送られてくる。境内一円には年間に奉納された2万體にも及ぶ人形が並べられ、その様子は圧巻である。

毎年3月3日に行われている雛流しは、古くから神社の行事として神官を中心に行われ、村人達参詣者の協力で進められてきた。人形供養の祭礼であり、祭礼当日には多くの見物客が訪れ、全国に知られる伝統行事として受け継がれている。

神前で雛納め式が執り行われた後、奉納された雛人形や古い人形を舟に積み、参詣者が担ぎ出して海に流す。なお、現在では海に流した後、回収して海岸で焼却している。人形には願い事が書かれ、人々の思いをのせた雛人形が潮の流れに乗り沖へ流れる風景は、加太の風物詩となっている。

また淡嶋神社には、友ヶ島北方の海底から引き揚げられた「海揚がり」と通称される中世から近世の中国陶磁器が所蔵されており、加太が海の文化と深いつながりがあることを感じさせる。



あわしま
淡嶋神社拝殿



雛流し

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

6) 葛城修験にみる歴史的風致

1 はじめに

和歌山・大阪・奈良の三府県の境にまたがる葛城山系は、古くより修験の修行場として位置付けられていた。畿内周辺の修験の修行場を記録した『諸山縁起』(鎌倉時代初頭成立)に葛城山系の修行場が列挙されており、葛城山系の修行場としての歴史は少なくとも平安時代末期に遡る。葛城山系を舞台とした修行は、和歌山市の西端に位置する加太の友ヶ島を起点に、終着点の大阪府柏原市・亀の瀬溪谷に



葛城修験二十八宿

いたるルートを駆けめぐる。そのルート上に修験道の開祖・役行者が法華経二十八品を分けて埋納したとされ、この28か所の経塚や行所をめぐり、修行することが修験道の目的である。法華経が埋納されている修行場は、「葛城二十八宿」と称されている。かつて2週間ほど掛けて葛城山系を横断していたが、現在は3日間の行程で、重要な修行場をピンポイントでめぐるという方式になっている。

葛城修験の起点に位置する加太、友ヶ島は、江戸時代以前にその周辺の修行場を管理した家が現在でも存続し、法華経の序章にあたる「序品」が埋納されている洞窟が良好な状態で残されており、葛城修験の主要な修行場である「葛城二十八宿」のなかにおいても、修験の歴史を現代によく伝える場所であると言える。そのため、現在でも本山派修験道の総本山である聖護院とのつながりが強く、毎年4月に行う春の峰入りの際に訪れる場所となっている。

2 建造物

2-1 向井家住宅

向井家の現存する建物がいつ頃の建築かは不明であるが、向井家に伝わる文書によると江戸時代末に普請をした記録があり、その頃まで遡る可能性がある。建築様式からみると、明治時代以降に改修しながら維持してきたようである。黒漆喰の塗り壁に屋根瓦を載せた塀を構え、格子窓と煙出し櫓のついた二重屋根をもつ比較的大きな民家である。内部は通り庭の土間と田の字型の座敷をもつ。

近世まで、南海電鉄加太駅の裏手には葛城修験の



向井家住宅 表門

「第一之宿」である伽陀寺が建っていた。向井家は中世以来現在地に居住し、「迎之坊」と称して伽陀寺や友ヶ島の修行場を管理していた。伽陀寺は明治初期の神仏分離令により廃寺となったが、向井家は現在も存続し、修験に関わる文物を現在に伝えている。

当家は本山派修験道との関わりが深く、毎年4月上旬聖護院の葛城への峰入りに際しては当家を訪れることが慣例となっている。



向井家に集う修験者

2-2 行者堂

修験の創始者である役行者像（江戸時代制作）を安置する堂舎であり、加太の行者講が管理している。春の峰入りの際には、ここを訪れる。

現在の建物は、向井家の記録によると昭和12年(1937)に再建され、その当時はこの前で護摩行を行っていた。



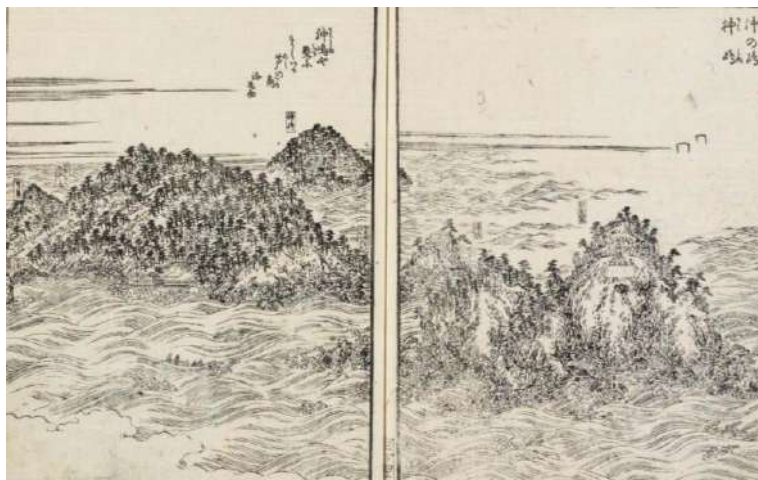
行者堂

2-3 友ヶ島

友ヶ島を構成する地ノ島、虎島、神島、沖の島の4つの島のうち虎島はとくに重要な修行場である。春の峰入りの際には、聖護院に所属する修験者が訪れる。

【麴伽井】

虎島を訪れる前に修験者が身を清めるために用いた湧き水で沖の島にあるが、現在は涸れており、その場所を示す石碑のみ残る。『紀伊国名所図会』に「海潮の上るところにして、今は井なし」とあり、幕末には水が涸れていたことがわかる。



『紀伊国名所図会』沖の島・神島（友ヶ島）



『紀伊国名所図会』友ヶ島五所石碑

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



虎島全景



関伽井

【序品窟】

虎島南側の海岸にある。修験の開祖である役行者が、法華経二十八品の序章にあたる「序品」を埋納したとされる奥行き約10m・幅0.5mほどの洞窟で、そのことを示す石碑がある。『紀伊国名所図会』等によると、「胎内潜」とも称したという。葛城修験の出発点にあたる。石碑には「熊野三山前検校二品親王道晃御筆／妙法蓮華経序品第一／三山奉行若王子晃海・勝仙院晃玄記」とある。



序品窟

【観念窟】

虎島の東側の岸壁を登ったところにある洞窟であり、聖護院門跡の道晃法親王(1612～1679)筆とされる石碑がある。この観念窟へ登るための岸壁修行は、葛城修験におけるハイライトのひとつとなっている。観念窟にいたる岸壁には、友ヶ島に存在する5つの修行場を書き上げた「友嶋五所額」が刻まれている。この額は紀州藩お抱えの儒学者・李梅溪筆とされ、文字は大きいもので120cm、小さいものでも60cmである。



観念窟



五所額

【深蛇池】

沖ノ島の修行場で、石碑が立つ。



深蛇池

【劔之池】

神島の修行場。石碑が立つ。対岸の加太の淡嶋神社の旧社地であるという。



劔之池

2-4 阿振利賀不動

葛城修験のルートは、加太の北2kmにある深山の集落から山に分け入っていくことになる。阿振利賀不動は深山から3kmほど山中へ入った地点にある修行場で、不動明王をまつ。向井家に伝来する『葛城嶺中記』・『葛城峯中記』といった葛城山系に点在する修行場を列挙した江戸時代の古文書



堂前で礼拝する修験者

や、紀州藩が編纂した地誌『紀伊続風土記』に深山村の山中に序品を納めていた「阿布利寺」があったことを伝える。それが現在まつられている阿振利賀不動の前身に該当すると推定される。

3 活動

3-1 本山派修験道・春の峰入り

修験における巡行は、友ヶ島が第一歩である。まず「閼伽井」で水垢りをし、干潮を見はからい虎島に渡り、岩伝いに「序品窟」で勤行し、岩をぬけ、急傾斜の一枚岩をロープを頼りに登る。岩の中程には「五所額」の文字や「観念窟」があり、これらを拝して登る。岩壁の山上に行者像があり、読経して虎島での修行は終わり、沖ノ島の深蛇池に向かう。以上が往時から続く友ヶ島の巡行である。



春の峰入りの様子

室町初期の『葛城峯中記』によると、友ヶ島を勤行した修験者は、加太の迎之坊（向井家）から伽陀寺とその山腹にある鳩留八幡社から尾根伝いに北東へいくとされている。

友ヶ島の行者修行をすませた修験者一行を迎えてくれるのが、加太のまちなかにある向井家であり、この向井家が古くから加太一帯の多くの修験の行所や所領を管理し現在にいたっている。現在も毎年春の峰入りの際には、里の行者講の講元として接待するのが、恒例となっている。

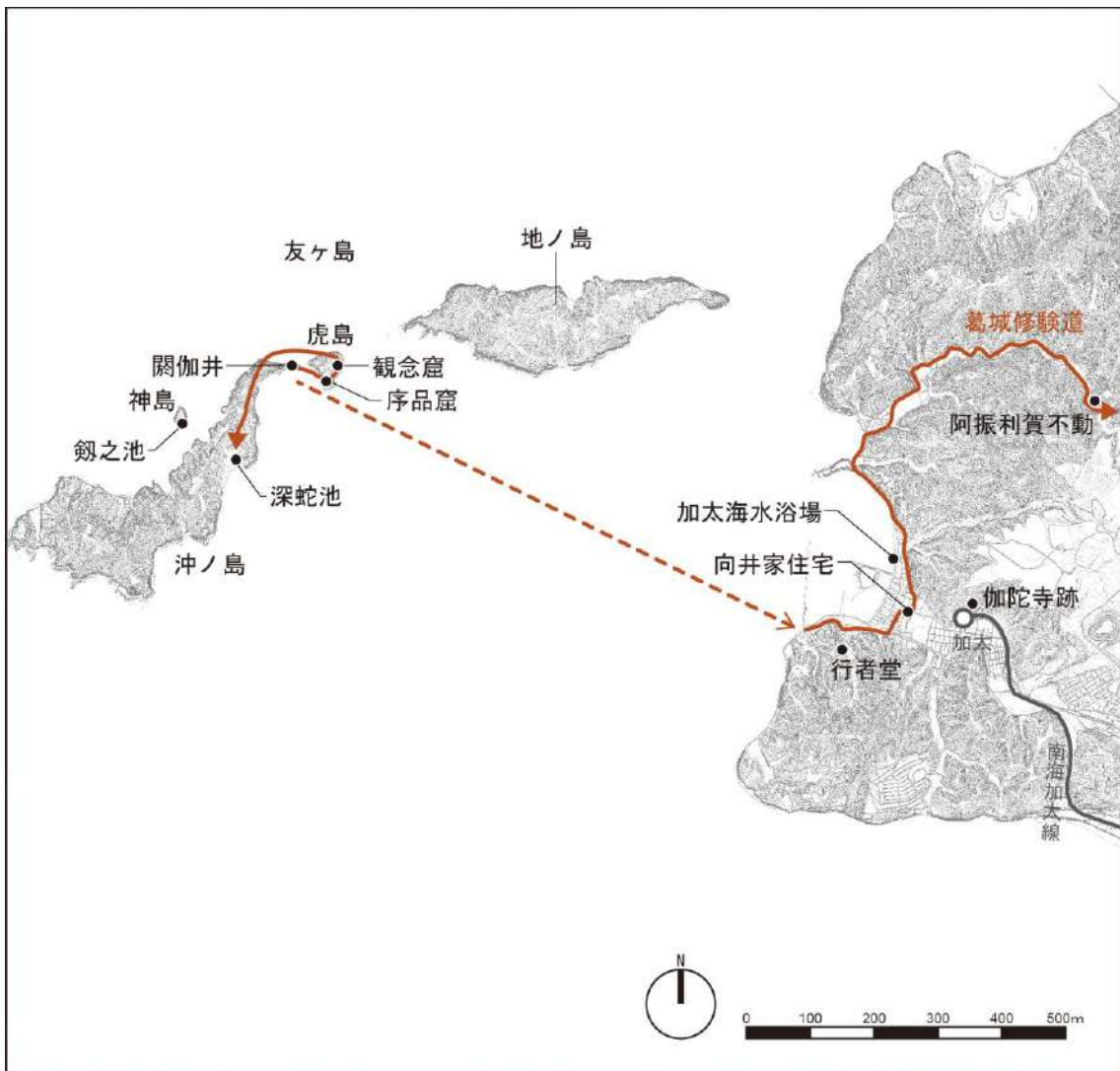
第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



かた しゅげん
加太 修験者の行列



友ヶ島 岸壁修行



しゅげん
修験に関連する建造物とルート

しゅげん
修験道における重要な修行のひとつに護摩行がある。春の峰入りの際、友ヶ島での修行を終えた後、大規模な護摩行が執り行われる。
進行は次のようになる。

- 一、結界を張る。
- 二、修験者^{しゅげん}が結界に入るための問答が行われる（山伏問答）。
- 三、結界の四隅に弓を射て、邪悪を追い払う。
- 四、願文を唱え、五穀豊穰・天下泰平・海上安全、そして世界平和を祈る。
- 五、採火（護摩壇^{ごま}に点火）。この間、修験者^{しゅげん}たちは般若心経等を読誦する。



山伏問答



弓を射る



願文を唱える



護摩壇^{ごま}の周囲で読誦

向井家に残る古文書では、江戸時代には行者堂で護摩行^{ごまぎょう}が執り行われていたことが確認できる。地元での聞き取りによると、その後、行者堂が民家に近く、火を使用するうえで危険なことから、友ヶ島へ渡る汽船の発着場で行われるようになった。それから昭和30年（1955）代までは汽船の発着場で行われていたが、50年にわたり休止していたという。平成26年（2014）に地元の有志により再開し、加太海水浴場で執り行われている。護摩行^{ごまぎょう}の際には、加太地区の護摩頭彰会の人々が護摩壇の準備を行う。そして、加太地区の住民が集まり、願いを書いた護摩木を護摩壇に供える。護摩行^{ごまぎょう}をはじめとして、加太、友ヶ島における修行は、加太地区の住民の協力のもと成り立っていることがうかがえる。

友ヶ島^{かだ}と加太で修行を終えた修験者^{しゅげん}は、海岸沿いの道を北へ進み、さらに阿振川^{あぶりがわ}沿いの山中の道をたどって阿振利賀不動^{あぶりかふどう}に向かう。

葛城修験^{かつらぎしゅげん}全体の形式としては、時代と共に形が変わった部分もあるが、出発点である友ヶ島には必ず訪れ、修行を執り行い、加太の向井家にて接待を受けるということは変わらない。修験者^{しゅげん}が友ヶ島へ渡り、その後加太に戻り町中を練り歩き、修行する様子は、当地の春の風物詩のひ

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

とつとなっている。

4 まとめ

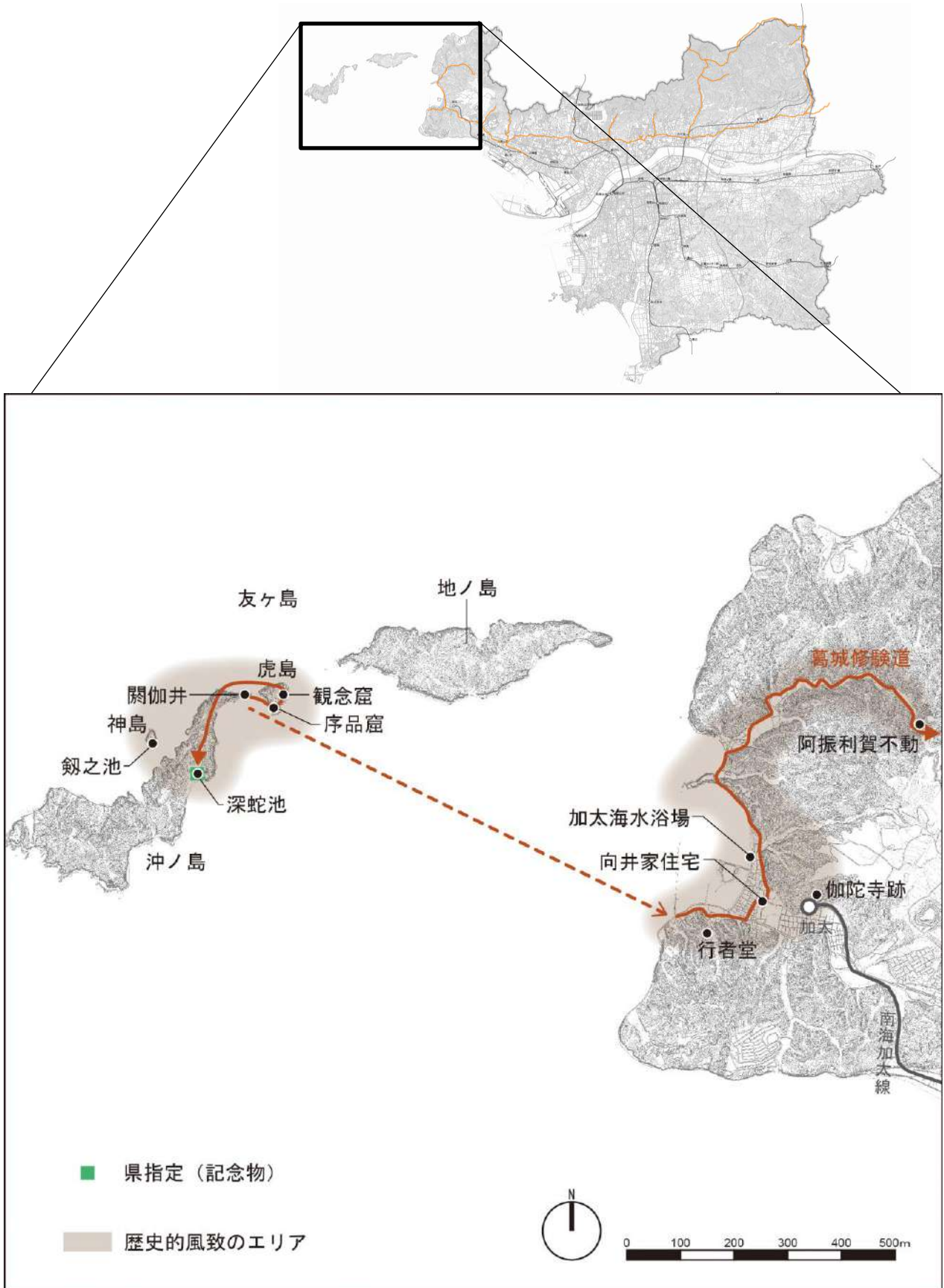
平安時代末期から続く葛城修験において、修験の形式は一部変容しているものの、自然を信仰の対象とし、自然から力を得るといふ人々の目的は変わらず受け継がれている。

友ヶ島は葛城修験の出発の地であり、加太には葛城の行所を管理する迎之坊である向井家が残る。友ヶ島は、切り立った岩壁等の自然環境が修行の場とされ、修験にまつわる遺跡が多数残る。

春の峰入りの際、修行の前には向井家を訪れ、挨拶をすることとなっている。その後、海を渡り友ヶ島で厳しい修行を行うのである。友ヶ島から加太に戻り、向井家を再訪した後、護摩行を執り行う。このような修行が、部分的に形をかえつつ、往時より現在にいたるまで行われているのである。

加太、友ヶ島で修行を終えた修験者は、葛城山系に分け入り「葛城二十八宿」をめぐるながら第二十八宿「亀の瀬」(大阪府柏原市)を目指した。「葛城二十八宿」の修行場の多くは、現在でも寺院や祠として残っており、修験の歴史を現代に伝えている。

そのなかでも、加太、友ヶ島は、修験の歴史を今に伝える建物や遺跡が、修験の活動とともに残り、歴史的風致を形成している。



歴史的風致のエリア

コラム

○和歌山市周辺の葛城修験にまつわる遺跡

和歌山市周辺には他にも葛城修験にまつわる遺跡とそれをつなぐ修験の道が存在している。

【方便品経塚】

葛城修験のルートは友ヶ島の序品窟から始まり、加太、深山を通り、役行者が法華経の第二巻「方便品」を埋納したとされる経塚がある地点に向かう。現在祀られている方便品経塚の祠は、県立和歌山北高校西校舎の北側の県境（大阪府側）に建っている。

このあと、修行のルートは峠道を越えて大阪府側に入り、しばらく修験者たちは和歌山市域から外れたところを通行する。

【鳴滝不動尊】

開祖が役行者と伝わる修行場で、滝の側に護摩壇がある。毎月28日に護摩行を行っている。

【譬喩品経塚】

役行者が法華経第三巻「譬喩品」を埋納したとされる地点で、和歌山県・大阪府の境にある大福山の頂上に祠が建つ。

【墓の谷行者堂】

役行者の母親の墓があったという伝承から「墓の谷」と称される場所が和歌山市直川の山中にある。行者堂も建てられている。

【信解品経塚】

役行者が法華経第四巻「信解品」を埋納したとされる地点で、和歌山県・大阪府の境にある雄ノ山峠（大阪府側）に祠が建つ。

7) 熊野古道にみる歴史的風致

1 はじめに

熊野古道(世界遺産登録名は「熊野参詣道」)であるが、和歌山市では「熊野古道」と称しているため、以下、「熊野古道」という。)は、熊野三山(熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社)へと通じる参詣道である。和歌山県・三重県・奈良県にまたがる3つの霊場(熊野三山、吉野・大峯、高野山)と参詣道(熊野参詣道、大峯奥駆道、高野山参詣道)が、平成16年(2004)に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された。平成28年(2016)に中辺路・大辺路の一部とその周辺の文化財が追加登録された。河内・和泉から紀伊の沿岸を南下する紀伊路は、世界遺産の範囲には含まれていないが、同じ熊野古道の一部として注目度が高まっている。和歌山市内の熊野古道は市街地化された箇所も多いが、山間部を中心に参詣の歴史を物語る王子社跡や関連の文化財が残っており、参詣の歴史を伝える活動が続いている。



熊野古道



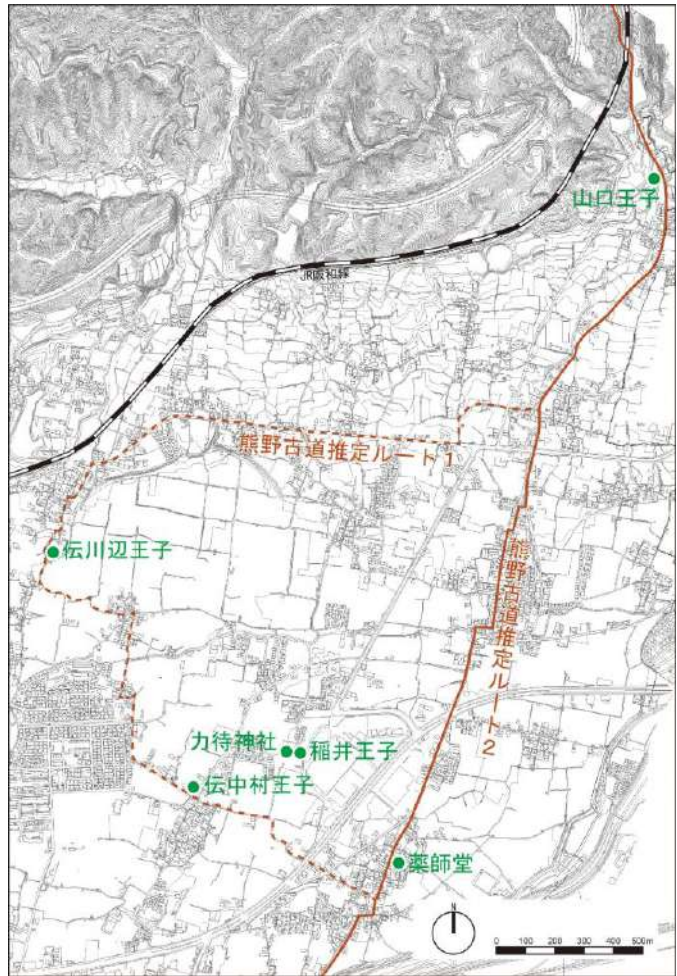
紀伊路の王子社

[出典『熊野参詣道王子社及び関連文化財学術調査報告書』]

【川辺王子・中村王子】

『後鳥羽院熊野御幸記』には川辺王子・中村王子の記述があるが、場所は定かではない。熊野古道が山口王子からしばらく南下し東西方向の淡島街道（県道粉河・加太線）と合流するあたりからの熊野古道の推定ルートには2説ある。一つは、淡島街道に沿って西方へ進み、上野の川辺王子推定地から南東方向にたどり、紀の川渡し場へいたるルートであり、もう一つは、山口王子からまっすぐに南下して川辺の渡し場にいたるルートである。上野の川辺王子、川辺の中村王子等の存在と古道の伝承からみて、時代によりいくつかのルートが存在したものと推定される。紀の川を渡った南岸の渡し場とされる地点についても、複数の場所があり、古道ルートが複数あったことを裏付けている。

『紀伊続風土記』によると、現在川辺にある力侍神社は、始めは川辺の神波にあって一帯の産土神であったが、上野の八王子神社（元の川辺王子の跡地に建てられた神社）に移され、さらに両社とも現在の川辺の地に移されたという。そのため、力侍神社境内が川辺王子跡として県の史跡に指定されている。また『紀伊続風土記』に掲載された街道地図によると、江戸時代には川辺より北の熊野古道は、大阪方面に向かう「上方街道（大坂街道）」となっている。



熊野参詣道の復元図
【出典：『和歌山市史』】

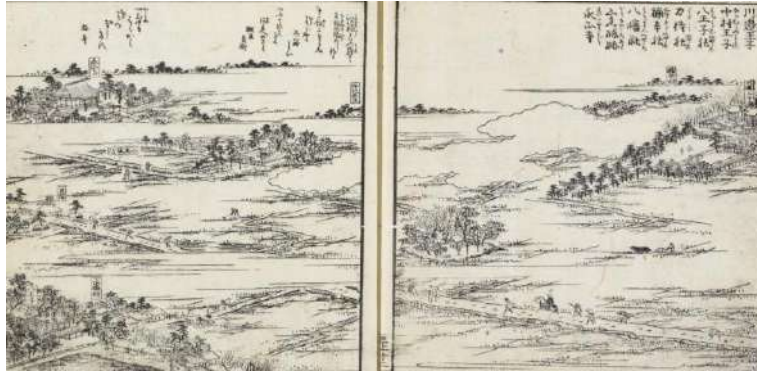


川辺王子跡



中村王子跡

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致



『紀伊国名所図会』川辺王子・中村王子

【吐前王子】

最も東部に位置するのは吐前王子跡で、『後鳥羽院熊野御幸記』に中村王子の次に名前があり、鎌倉時代には存在していたことが知られる。吐前王子跡の西方には布施屋の地名があるが、かつてこのあたりの人々が熊野詣での旅人を接待したことに由来する街道上の要所である。王子社は小倉神社に合祀されている。



吐前王子跡

【川端王子】

集落内に川端王子社があり、二基の石灯籠にはさまれるように石の基壇の上に祠があり、周辺の人々により、いつも丁寧に祀られている。『後鳥羽院熊野御幸記』には「川端王子」の名前がみえず、それ以降に設置された王子社とも考えられる。



川端王子跡

明治13年(1880)に神社合祀によって高積神社に合祀されたが、第2次世界大戦中の昭和10年(1935)代に、出征兵士の武運長久を高積神社へ祈るための遥拝所として祠を建てて整備された。しかし、時代は変わっても地元ではなお権現さんとよび、交代で清掃を行う等手入れを欠かさず、大切に扱っている。

【和佐王子】

『後鳥羽院熊野御幸記』には和佐王子・平緒王子の名は記されるが、「参らず」とある。川端王子社から南西方向に約2km進むと和佐王子にいたる。緑色片岩に「和佐王子」と刻まれた石碑が残されており、江戸時代のものであると考えられる。和佐王子は川端王子と同じく高積神社に合祀されている。



和佐王子跡

『紀伊続風土記』に掲載された街道地図によると、江戸時代には紀の川の渡河地点は川辺一布施屋間より下流側の田井ノ瀬の渡しになっており、熊野古道の渡河地点周辺の川辺王子・中村王子・吐前王子・川端王子の間は街道ではなくなっていた。紀の川と並行して東に向かう小倉街道と交差する井ノ口より南の熊野古道は、「小栗街道」とよばれていた。



『紀伊国名所図会』和佐王子

【平緒王子】

『紀伊続風土記』には「昔は五尺ばかりの社や拝殿もあり、社領も五段半ありしを、秀吉の紀州攻めで荒廃した」と記されている。しかし、明治時代の記録には、「社殿あり」とされていて小祠があったことをうかがわせている。明治41年(1908)に平緒王子は都麻津姫神社に合祀され、現在は掲示板で王子跡をしのぶしかない。

和佐王子から平緒王子までの熊野古道は、峠を越える山道へとつながり、往時の熊野古道の佇まいをよく残している。



平緒王子跡



和佐王子から平緒王子へと向かう道中の熊野古道

【奈久知王子】

『後鳥羽院熊野御幸記』には「なくち王子に参ず」とある。奈久知王子は伊太祁曽神社に合祀されている。



奈久知王子跡

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

2-2 熊野古道沿いの伝統的建造物・関連文化財

熊野古道周辺には、伝統的な建造物が数多く残っている。重要文化財の旧中筋家住宅、登録有形文化財の平松家住宅、宇藤家住宅、長多家住宅、中筋家住宅といった農家建築が点在している。

また、熊野古道沿いには力侍神社、歓喜寺、満願寺、伝法院といった熊野参詣と関係が深い神社があり、さらに紀伊国一宮である伊太祁曾神社を中心として古道沿いに大屋都姫神社、高積神社、都麻津姫神社といった伊太祁曾三神を祀る神社が分布する。市域南部から海南市にかけては、小栗街道とよばれ、小栗判官の伝承に関連する文化財が残っている。また、市域北部から阪南市にかけては、大坂街道（紀州街道）とよばれ、江戸時代に紀州藩の別邸として山口御殿が築かれ、その跡地は遺跡となっている。

これらの建造物は、周囲の田園とともに熊野古道沿いの落ち着いた景観形成に寄与している。また、住民による熊野古道を案内する活動の際には、これらの建造物が立ち寄る場所となっている。

【力侍神社】

社伝によると、中世に熊野本宮大社の旧社地である大斎原にあった天手力男神社を、現和歌山市神波に遷座したとされ、熊野参詣との深いつながりが窺える。祭神の天手力男命から力士の名が生じ、それが転じて力侍神社の名となり、中世には15町余を領有したが、天正13年（1585）の秀吉の紀州攻めにより没収されたという。また、『紀伊続風土記』によると、天正以後に神波から上野の八王子神社境内（伝川辺王子跡）に遷座し、さらに寛永年間（1624～1645）にその八王子神社（元の川辺王子の跡地に建てられた神社）とともに現在の川辺の社地に遷座したという。その経緯から、現在の力侍神社の社地は地理的には中村王子推定地の付近にあるが、遷座されてきた川辺王子社とみなされ、昭和33年に県指定の史跡となった。境内には大正14年建立と、昭和33年建立の2つの川辺王子跡を示す石碑が立っている。また、力侍神社本殿と撰社の八幡神社本殿は、ともに江戸時代初期の重要な作例の一つとなっている。



力侍神社

【平松家住宅】

安政3年（1856）に建てられた大規模な農家で、主屋は木造平屋建入母屋造本瓦葺であり、重厚な長屋門は和歌山城下から移築したと伝わっている。



平松家住宅

【宇藤家住宅】

明治前期の農家建築で、大正前期に増築、平成12年(2000)に改修されている。木造平屋建、^{さんかわらぶき} 棧瓦葺の主屋の棟は東西方向とし入母屋造^{いりもやづくり}で下屋庇^{げやひさし}をまわしている。西に入母屋造^{いりもやづくり} ^{しころぶき} 鋳葺の座敷を付け、正面は上部壁を黒漆喰^{しっくい}仕上げとし、下部は腰板張で黄漆喰^{しっくい}仕上げとしている変化に富む外観をもつ。



宇藤家住宅

【長多家住宅】

明治前期の農家建築で、東西棟の切妻造本瓦葺で、^{さんかわらぶきしころ} 棧瓦葺鋳屋根の下屋庇^{げやひさし}をまわし、西に寄棟造^{よせむねづくり} ^{さんかわらぶき} 棧瓦葺の座敷を付けている。



長多家住宅

【旧中筋家住宅】

和佐地区に位置する旧中筋家住宅は、江戸時代の大庄屋屋敷であり、敷地の東側が熊野古道に面しており、江戸時代後期の^{わさ}和佐組大庄屋にふさわしい屋敷構えを残している。嘉永5年(1852)建築の主屋は、3階の望山楼、20畳敷きの大広間や広い接客空間等が特徴で、紀の川流域随一の大規模民家である。昭和49年(1974)、主屋のほか表門・長屋蔵・北蔵・内蔵・^{おなりもん}御成門の付属建物が、重要文化財に指定された。現在は和歌山市が管理団体となり、平成12年(2000)から約10年間にわたって保存修理事業を行い、平成22年(2010)8月から一般公開されており、寄席や演奏会等、催し物も定期的で開催されている。



旧中筋家住宅

【中筋家住宅】

和佐地区の大庄屋中筋家から文政10年(1827)に分家した家で、本家から熊野古道沿いに約300m南に位置する。主屋は明治20年(1998)建築の大規模な木造平屋建、^{さんかわらぶき} 棧瓦葺の建物である。高さの高い差鴨居、桜材の座敷縁等ふんだんに良材を用いて高度な技能で造られた建物である。



中筋家住宅

【大屋都姫神社】

祭神の^{おおやつひめのみこと} 大屋都比売命は、^{いたけるのみこと} 五十猛命の妹姫であり、共に木種播殖につとめたとされる。住宅・船・炭等木製品の守護神とされ、寛治元年(1087)堀河天皇の熊野御幸の際、奉幣されたと伝わる。木造銅板葺の本殿は、^{いっけんしやすみぎいりかすがづくり} 一間社隅木入春日造で17世紀中頃の建築である。熊野古道沿いに伊太祁曾神社を中心として、^{おおやつひめ} 大屋都姫神社・^{たかつみ} 高積神社・^{つまつひめ} 都麻津姫神社のように、木の神である

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

伊太祁曾三神をまつる神社が分布する。

【高積神社】

高積神社は熊野古道を見下ろす高積山にあり、都麻都比売命・五十猛命・大屋都比売命の三神をまつる。『紀伊国名所図会』によると江戸時代には高津比古神・高津比売神・気鎮神ともいわれた。山上の本殿としての上の宮、山麓の遥拝所としての下の宮は17世紀中～後期の建築である。

【歓喜寺】

禰宜地区の山裾奥まった所に位置する歓喜寺は、熊野参詣道の和佐王子の少し手前に所在し、このため、鎌倉時代から南北朝時代にかけて熊野詣の人々に便宜をはかる目的で接待所なる施設を設けて、宗教活動も行っていった。13～17世紀にいたる多くの中世文書が伝わり、県の文化財に指定されている。また、歓喜寺の庭園にある柏楨が市指定の天然記念物となっている。

【伝法院】

中世山東荘は根来寺（大伝法院）領であり、伝法院は根来寺の有力末寺で、山東荘の中心であった。山東には、根来寺開山の覚鑿上人が拓いたとされる溜め池等の伝承が残る。山東の地主神である伊太祁曾神社と深い関係があり、現在も伊太祁曾神社の神輿巡行が行われている。

【都麻津姫神社】

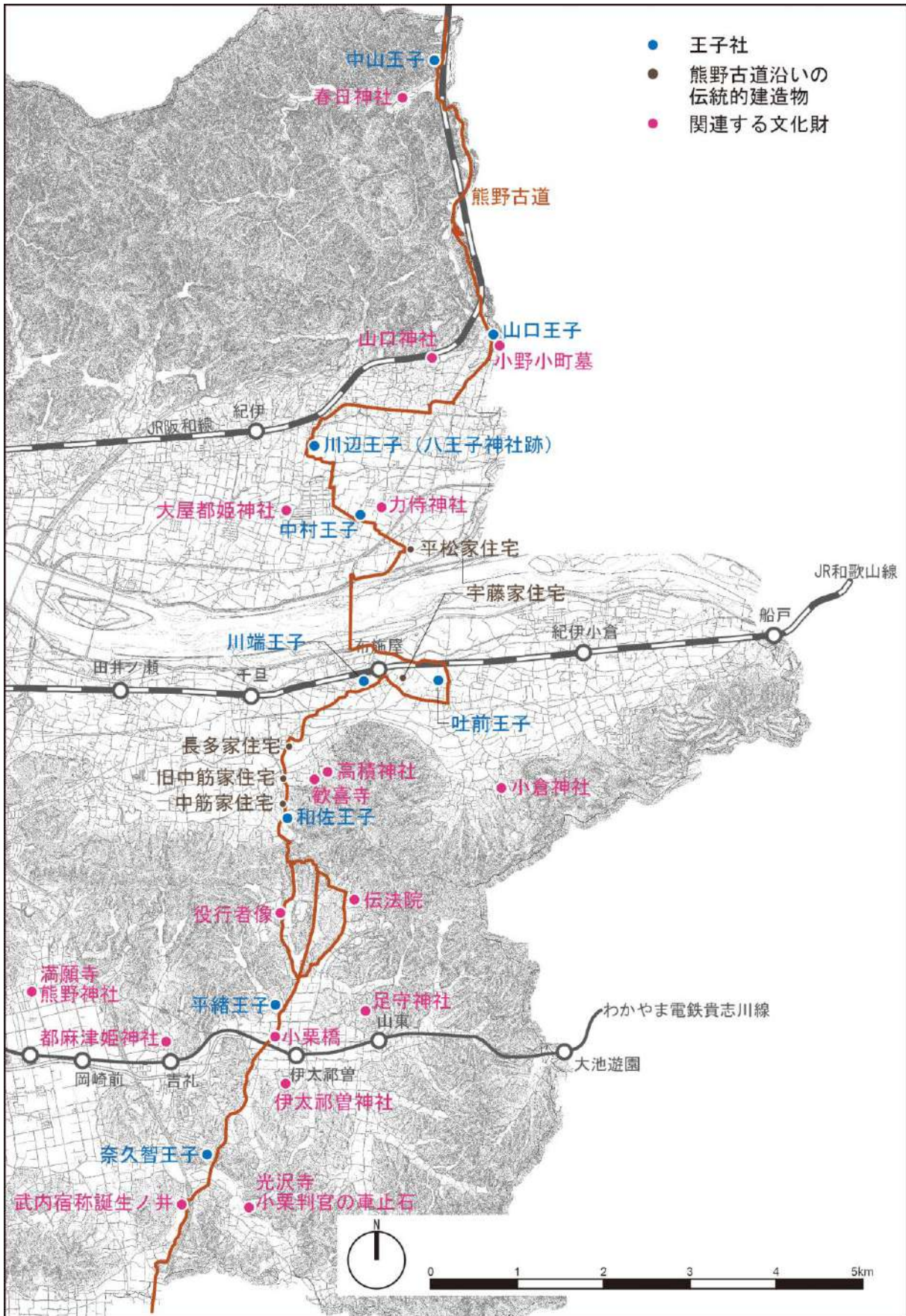
祭神の都麻津比売命は、五十猛命・大屋都比売命の妹姫であり、共に伊太祁曾三神としてまつられている。吉礼の集落の中心にあり、『紀伊国名所図会』によると江戸時代には吉礼津姫神社ともよばれた。熊野古道沿いに伊太祁曾神社を中心として、大屋都姫神社・高積神社・都麻津姫神社のように、木の神である伊太祁曾三神をまつる神社が分布する。

【満願寺跡・熊野神社】

満願寺は、天治2年（1125）の鳥羽上皇の熊野御幸の際、上皇が霊夢によって僧頼広を開山としたといい、境内の熊野神社に熊野権現を勧請したという。『後鳥羽院熊野御幸記』によると、建仁元年（1201）に後鳥羽上皇が熊野古道から西に向かい、満願寺を通過して日前宮に奉幣したと記される。

【小栗判官伝承の関連遺構】

小栗判官は、妻・照手姫の一門に殺されたが閻魔大王の計らいで蘇り、姫と再会し一門に復讐するという物語で、浄瑠璃や歌舞伎等にもなった。熊野古道は小栗判官が通った道として「小栗街道」ともよばれ、各地に伝承が残っている。市域南部から海南市にかけて、小栗橋や小栗判官の車止め石等、小栗判官関連の遺構が点在する。



熊野古道と王子社、関連する寺社

3 活動

3-1 熊野参詣と熊野古道の歴史を伝える活動

【熊野参詣の歴史】

熊野周辺は、『日本書紀』にも登場する自然崇拜の地であった。熊野三山（熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社）は、天皇から貴族、庶民にいたるまであらゆる階層の人々の信仰を集め、『日本紀略』によると、皇室で参拝したのは、延喜7年（907）の宇多法皇の熊野御幸が最初と言われる。熊野三山への参詣が盛んに行われるようになったきっかけは、寛治4年（1090）の白河上皇の熊野御幸からとされている。白河上皇はその後あわせて9回の熊野御幸を行った。これにより京都の貴族の間で熊野詣が行われるようになった。

室町時代になると、貴族のほかに武士や庶民の間でも熊野詣が盛んになり、後世に「蟻の熊野詣」とまでいわれるほどの大勢の参詣者がいたといい、熊野三山の繁栄も頂点に達し、その参詣道（熊野古道）も広域道路として整備された。

江戸時代に入ると、和歌山城下が街道の起点となり、雄ノ山峠越えの熊野古道は大坂街道（または上方街道、大阪側からは紀州街道とよばれた）となり、田井ノ瀬の渡しで紀の川を渡って和歌山城下にいたった。和歌山城下からは紀三井寺方面に向かう熊野街道を南下して、海南の藤白で熊野古道に合流する道が主要街道となった。そのため、熊野古道における紀の川の渡河地点周辺の中村王子・吐前王子などは主要街道からはずれ、王子社は衰退していった。江戸時代後期の『紀伊国名所図会』では、細い道筋に小さな祠があり、まばらに行き交う旅人が描かれている。

その後、明治39年（1906）の「神社合祀令」（複数の神社の祭神を一つの神社に統合して祀ることで、神社の経営を安定させ威厳を保つための政策）により、一部の王子社は周辺の神社へ統合され、元の場所が判明できなくなったものもあった。

【王子社の歴史を守る活動】

このような状況の中でも、いくつかの王子社は、熊野古道の歴史を伝えるとともに、由緒のある場所として大切に扱われてきた。

山口王子では、明治42年（1909）に山口神社に合祀され廃社となった後も、地元の青年会により祠の場所が荒れないように柵が建てられた。

上野の八王子神社（元の川辺王子の跡地に建てられた神社）は、江戸時代の初めに力侍神社とともに川辺に遷座したが、跡地に祠が建てられ、祀られていた。その上野の祠は、明治45年（1912）に力侍神社に合祀され、廃社となったが、祠はその地に残っており、現在も「お宮さん」とよばれ、由緒ある祠として、地域の人々に大切に祀られており、8月16日の宵宮には子どもたちが参詣している。

江戸時代の初めに八王子神社とともに川辺に遷座した力侍神社では、地域の人々を中心に王子社としての歴史を伝える意識が高まり、大正14年（1925）に「川辺王子跡」と刻んだ石碑が建てられた。また、県の史跡に指定された昭和33年（1958）にも同様に「川辺王子跡」と刻んだ石碑が地域住



昭和33年に奉納された
力侍神社の川辺王子跡の石碑

民により奉納された。江戸時代後期の『紀伊国名所図会』には川辺王子社は毎年9月10日に祭礼を行うとあり、少なくとも江戸時代以降、力侍神社では、熊野本宮から遷座された天野手力男命を祀る例大祭（秋祭）が行われている。現在は、旧暦9月10日の祭日を10月10日に定めて行われている。また、その年の豊作を祈る祈年祭（春祭）、夏祭、収穫に感謝する新嘗祭など、農村の生活に根付いた祭礼が行われ、8月18日の宵宮では子どもたちが参詣している。このように、力侍神社としての歴史とともに、川辺王子としての歴史も今に伝えている。



王子社の歴史を伝える活動（川端王子）

川端王子では、明治末頃に高積神社に合祀され廃社となったが、昭和10年（1935）代、その跡地に遥拝所として再び祠が建てられた。そして、現在にいたるまで「権現さん」とよばれ、集落の鎮守として日々丁寧に手入れされている。

【熊野古道の歴史を伝える活動】

明治以降の急激な近代化や開発により、歴史文化遺産が危機にさらされたことに対し、保存の気運が高まり、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年（1919）施行）にもとづく調査が大正12年（1923）から始まった。これにより、熊野古道の王子社について来歴や現状が総合的に把握された。さらに、昭和15年（1940）の皇紀二千六百年記念の一環の事業で行われた『和歌山県聖蹟』（昭和12年（1937）～16年（1941）調査、昭和17年（1942）刊行）の調査により熊野古道の詳細なルートと王子社の場所が推定された。このような郷土の歴史文化遺産を見直す動きが、熊野古道の復興が進む原動力となった。

近代に形成された熊野古道と王子社が地域の誇るべき歴史文化遺産であるという意識は、第2次大戦後にも引き継がれた。高度経済成長期には、再び開発により歴史文化遺産が危機にさらされたこともあり、保存の気運が高まった。そして、地域の人々により熊野古道を含む郷土史研究が進み、蓄積された調査・研究成果は、和佐地区に住む郷土史家・秦野南嶽氏による『和佐五千年史』（私家版、昭和41年（1966）出版）などにまとめられている。さらに、昭和52年（1977）から、総合的な「歴史の道」調査の一環で、地域の人々の協力を得ながら、熊野古道が調査され、現状を把握するだけでなく保存及び活用の基礎資料とされ、古道全体の整備に向けた動きも始まった。

このように、大正12年（1923）から続く調査や郷土史研究により蓄積された成果が現在まで受け継がれ、地域の人々の熊野古道全体に関する認識、保存の意識の向上に貢献し、案内活動や史跡の清掃活動へと引き継がれている。

熊野古道が通る和佐地区においては、平成5年（1993）に和佐歴史研究会が発足し、和佐地区の歴史を伝える取り組みが行われ、熊野古道の歴史を伝えるために案内板が設置された。平成11年（1999）には、旧中筋家住宅の保存活用を契



王子跡の案内板

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

機として、和佐地区活用活性化推進委員会が発足し、伝統文化の披露や地域の親睦を目的とした文化祭を開催するなど、歴史的な資源を活用した活動が行われている。また、和佐王子と平緒王子の間にある矢田峠では、住民や古道散策の関係者により草刈りなどが行われ、古道の風情が残る場所として守られている。

熊野古道が全国的に注目を集めるきっかけとして、平成11年(1999)に開催された南紀熊野体験博があり、それに向けて市内の熊野古道の分岐点等要所の計63ヶ所に埋込標が設置され、すべての王子社跡に共通の案内板が設置された。同時に、熊野古道を歴史文化遺産として活用を希望する地域の人々の要望により、和佐王子跡に柵や案内板などが整備された。

整備が進んだ熊野古道は、大辺路、中辺路などが平成12年(2000)に国の史跡に指定され、平成16年(2004)には世界遺産に登録された。それにより紀伊路も注目されるようになり、熊野古道の歴史を感じるために歩く人々の数も増加していった。力侍神社では、地域の人々の要望により熊野古道を歩く人々のためのトイレが整備された。

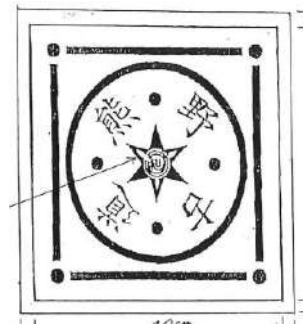
さらに、住民が語り部となり地域を案内する取り組みとして、「和歌山市語り部クラブ」(平成3年(1991)設立)が、案内板を活用しながら、王子社をめぐり、江戸時代の大庄屋である旧中筋家住宅や、小野小町墓、武内宿称誕生ノ井などの沿道の名所旧跡を案内し、熊野古道の歴史を伝えている。

これらの様々な取り組みにより、熊野古道の歴史が伝えられ、熊野古道を歩く際には王子社を順次訪れるという作法も受け継がれている。

4 まとめ

熊野参詣の歴史は古代にまで遡り、江戸時代の街道の変更や明治時代の合祀等の経過を経ながらも、現在も人々の往来は続き、熊野古道の歴史を伝える活動として王子社を順次訪れるという作法も受け継がれている。王子社跡は熊野古道の歴史を伝える貴重な文化遺産であり、地域の人々の誇りとして大切に守られている。また、その周辺には農村景観の中に伝統的な民家や建造物が数多く残り、熊野古道とともに地域の歴史の深みを感じさせる一つの要素となっている。

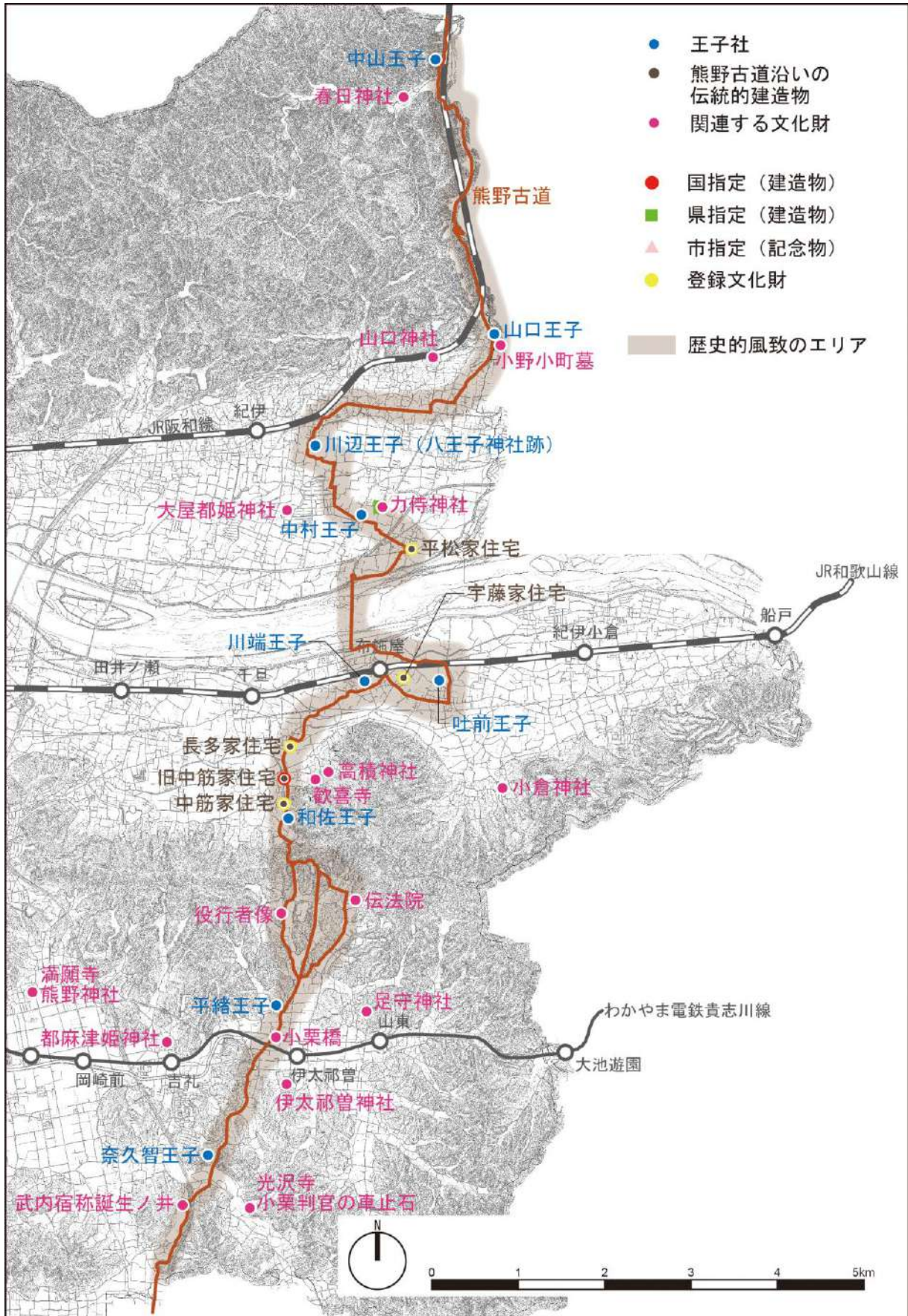
熊野古道は、その歴史を伝える活動とともに、地域住民にとって特別な存在として継承され歴史的風致を形成している。



熊野古道の埋込標



熊野古道を案内する活動(旧中筋家)



歴史的風致のエリア

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

8) 三社詣にみる歴史的風致

1 はじめに

和歌山市には、『古事記』『日本書紀』や『延喜式』神名帳に記された歴史が古い神社である日
前国懸神宮、伊太祁曾神社、竈山神社の三社を正月の初詣として詣でる三社詣の風習がある。

明治時代の近代社格制度のもとで、日前国懸神宮、伊太祁曾神社、竈山神社は官幣社に位置
づけられて以来、三社は改めて篤く崇敬され、三社を通過して貴志川にいたる山東軽便鐵道（現和
歌山電鐵貴志川線）の設置とともに三社詣の風習が盛行した。『ふるさと和歌山市』には、昭和
40年（1965）代に三社詣で賑わう日前宮の様子が撮影された写真が掲載されている。そして平
成に入り、貴志川線廃線の危機を乗り越え、三社は沿線の名所・歴史遺産の象徴となり、三社詣
の風習とともに住民の誇りとして現在に受け継がれている。

2 建造物

2-1 日前国懸神宮（日前宮）

日前国懸神宮は、『日本書紀』神代上にも記述
された、最も由緒のある神社の一つである。紀の
川南岸の和歌山平野の北部に立地し、境内に並び
建つ日前神宮と国懸神宮の二社を合わせて
「日前宮」と総称される。

日前神宮は日像鏡を神体として日前大神をま
つり、国懸神宮は日矛鏡を神体として国懸
大神をまつっている。

『日本書紀』に神代、天照大神が天岩戸に
隠れた際に、大神を象った鏡を作り、初めに鑄
造した日像鏡を日前宮の神体として、後に鑄造
した八咫鏡を伊勢神宮の神体としてまつたと記される。

古代には朝廷から伊勢神宮に次ぐ崇敬を受け、朱鳥元年（686）には奉幣を受けている。

延長5年（927）に成立した『延喜式』神名帳に名神大社として記載され、後に伊太祁曾神社、
丹生都比売神社とともに紀伊国一宮とされている。平安時代の資料には「名草上下溝口神」や「溝
口大名神」と記され、和歌山平野を潤す宮井用水の取水口にあたり水利を掌る神であったとさ
れる。また、代々神職を務めた紀伊国造家は、名草郡の郡司を兼ねた。

天正13年（1585）に秀吉による紀州攻めの際、日前宮の北西に位置した太田城の周囲に堤が
築かれて水攻めされ、日前宮も社領没収のうえ社殿が取り壊されたという。江戸時代には紀州藩
初代藩主徳川頼宣により社殿が再興された。

明治4年（1871）には近代社格制度のもとで官幣大社に列格され、大正8年（1919）には内務
省神社局により境内は再整備され、社殿は一新された。



日前宮

2-2 伊太祁曾神社

伊太祁曾神社は、四方を山に囲まれた盆地である山東地区の熊野古道と龍神街道が結節する交通の要衝に立地し、江戸時代には旅館や茶屋等が立ち並び、にぎわった。

祭神は五十猛命・大屋都比売命・都麻都比売命の三神である。『日本書紀』では五十猛命は木の種をもたらした神とされ、『先代旧事本紀』によると紀の国でまつられ大屋毘古命と同一であるという。社伝によると、垂仁天王16年に元の秋月の社地に日前宮に譲り渡して、現在の社地の近くの「亥の森」に遷座し、さらに和銅6年(713)に現在の社地に遷座したという。『延喜式』神名帳では名神大神として記載され、後に日前宮、丹生都比売神社とともに紀伊国一宮とされ、古代・中世を通して日前宮に次ぐ社領を有したが、天正13年(1585)の紀州攻め後に没収され、紀州徳川家により20石が寄進された。明治時代には近代社格制度が確立し、大正7年(1918)に伊太祁曾神社は官幣中社に列格された。昭和13年(1938)に内務省により社殿が大規模に整備された。その際できるだけ古材を用い、配置や構造も旧景を踏襲している。



伊太祁曾神社

2-3 竈山神社

竈山神社は神武天皇東征の途上で戦死したという皇兄彦五瀬命をまつり、その陵墓とされる竈山墓は紀伊国では唯一『延喜式』諸陵式(平安時代中期)に記載される。中世には紀伊国造家から任じられて鶺鴒家が代々神職を務めた。天正13年(1585)の紀州攻めにより、社殿焼失のうえ社領も没収された。その後入国した浅野幸長や紀州藩初代藩主徳川頼宣により社殿が再興されたが、江戸時代には寺社奉行直轄で氏子や社領がなかったため衰退した。明治維新後に神道政策が進むなか



竈山神社

で、明治14年(1881)に竈山墓の墓域が画定され、明治18年(1885)には村社から官幣中社に、大正4年(1915)には官幣大社に昇格された。昭和13年(1938)には内務省神社局により、境内地が大規模に拡大され社殿が一新された。本殿・拝殿・回廊から社務所にいたるまで、当時の世相を反映する一連の神社建築が良好に残る。

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

2-4 和歌山電鐵貴志川線でんてつ きしがわに関連する歴史的建造物

【和歌山電鐵貴志川線伊太祁曽駅でんてつ きしがわ いたきそ検査場】

大正5年(1916)、山東さんとう軽便鐵道てつどうとして大橋さんとう～山東さんとう(現伊太祁曽いたきそ)間が開通した当時から使われている車両の検査場である。木造平屋建で、開業時に完成した中央部、後に増築された南側の片流屋根の側廊部からなる。中央部の屋根は、三角形構造の木造トラスで支えられている。整然と並んだ28連の木造トラスの内部空間を持つ。登録有形文化財に登録されている。

【和歌山電鐵貴志川線でんてつ きしがわプラットフォーム及び上屋】

開業当時の石積みホームの姿を残している。ホーム上には昭和戦前期までに造られた中古レールを骨組みとした上屋が残り、登録有形文化財となっている。

【和歌山電鐵貴志川線でんてつ きしがわ西第二橋梁】

西第二橋梁は、交通センター前駅に隣接する農業用水路に架かる長さ14mの桁橋で、英国製鋼材の桁が使われており、登録有形文化財となっている。



和歌山電鐵貴志川線伊太祁曽駅検査場



和歌山電鐵貴志川線伊太祁曽駅
プラットフォーム及び上屋

3 活動

3-1 三社詣

和歌山市では、正月の初詣として日前宮、伊太祁曾神社、竈山神社の三社を詣でる三社詣の風習がある。

三社詣の起源や由来は定かではないが、江戸時代には三社の位置づけは明確ではなく、紀伊国一宮の三社といえば日前宮・伊太祁曾神社・丹生都比売神社であったし、『延喜式』神名帳に記され名神と称された伊達神社・志摩神社・静火神社が紀三所社ともよばれた。

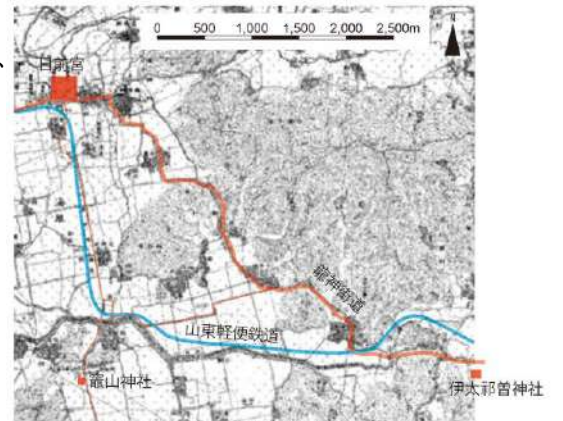
契機となったのは、明治維新以降の近代社格制度で、日前宮、伊太祁曾神社、竈山神社が官幣社に列格され、国費により社殿が一新されたことと推測できる。特に竈山神社は、明治初年には村社であったが、竈山墓の陵墓画定後には官幣大社にまで昇格し、大幅な興隆を遂げた。そして昭和15年(1940)の皇紀二千六百年記念を前に、皇兄彦五瀬命をまつる竈山神社では昭和13年(1938)に社殿の一新と二千六百年大祭が挙行されて大きく注目され、益々崇敬を集めることとなった。

明治19年(1886)測量の仮製地図には、和歌山城下から日前宮、伊太祁曾神社を通過して龍神・高野山へいたる龍神街道が主要道路となっている。その後大正4年(1915)に竈山神社が官幣大社に昇格し、大正5年(1916)に山東軽便鐵道が開通した。また、昭和13年(1938)には竈山神社の社殿が新築され、その後には県道秋月海南線、和歌山橋本線が敷設された。このように、竈山神社の興隆とともに三社詣の経路が確立していった。

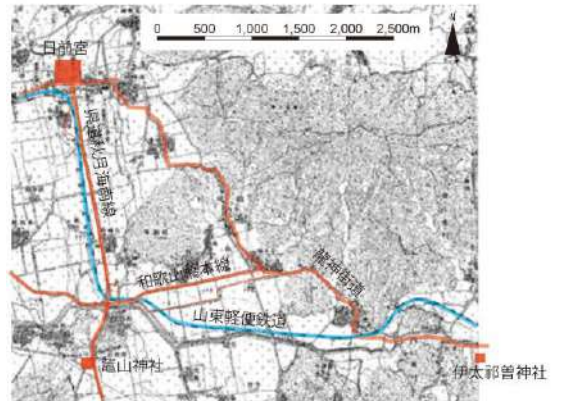
山東軽便鐵道は、發起趣意書に「(前略)斯くの如く靈跡に富み、物産の豊富、土地の肥沃、人口の密度又他に譲らざる此地方に対し、交通運輸の便を図らんか、年々日前・伊太祁曾・竈山の三大神社に参詣する数多の旅客に便利を与ふるのみならず、地方の富源を開発し産業を發達せしむるや明らかなり(以下略)」と書かれている。このことから、大正初期以前には既に三社詣が行われており、この三社をつなぐように山東軽便鐵道が通ったことがわかる。さらに昭和11年(1936)の和歌山鐵道沿線案内には、「三大社詣で」という案内があり、山東軽便鐵道を使い、三社をお参りするということが根付いていたことがうかがえる。『和歌山市民俗歳時記』によると、和歌山平野の集落では特に戦前から、病氣平癒の願掛け等でも三社詣が篤く信仰されてきた。



明治19年(1886)測量 2万迅速図・仮製図「秋月村」



大正11年(1922)測量 2万5千地形図「和歌山」



昭和22年(1947)測量 2万5千地形図「和歌山」

主要経路となる街道と鐵道

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

第2次世界大戦後に、官幣社等の社格も廃止となったが、神社と人々の関係は容易に断ち切れるものではなく、三社は最も歴史が古い神社として変わらず崇敬され続けた。

そして南海電鉄貴志川線が廃線の危機を迎えた平成16年(2004)、沿線住民を中心として「貴志川線の未来をつくる会」が結成され、路線の存続を求める活動が行われる中で、沿線の呼び物として「たま駅長」に話題が集まるとともに、三社という歴史資源が改めて注目された。平成17年(2005)より和歌山電鉄貴志川線として再出発し、貴志川線をまちおこしの軸として地域振興の機運が高まっていく中で、三社と三社詣は、沿線の名所・歴史遺産として重要な位置を占めてきた。



<p>定期乗車券並ニ團體割引率</p> <p>定期乗車券並ニ團體割引率</p> <p>定期乗車券並ニ團體割引率</p>	<p>ハイキングコース</p> <p>一、鷲冠山コース(約五軒) (山東大地舞下車)</p> <p>二、伊太部神社コース(約三十軒) (伊太部神社下車)</p> <p>三、伊太部神社コース(約三十軒) (伊太部神社下車)</p> <p>四、伊太部神社コース(約三十軒) (伊太部神社下車)</p> <p>五、伊太部神社コース(約三十軒) (伊太部神社下車)</p>	<p>遊覧コース二、三の例</p> <p>○三大社詣(日前宮詣、日前宮詣、日前宮詣)</p> <p>○佛蘭詣(佛蘭詣、佛蘭詣、佛蘭詣)</p> <p>○伊太部詣(伊太部詣、伊太部詣、伊太部詣)</p> <p>○新四國八十八ヶ所巡拝及聖蹟</p> <p>○貴志川線沿線巡拝</p>
---	--	---

『和歌山鐵道沿線案内』(昭和11年(1936))

和歌山市の中でも歴史の古いこの三社と、和歌山市の風習として根付く三社詣を今後も残し伝えるため、市民団体や電鉄等が三社をめぐる案内する取り組みを行っている。また、和歌山市では、「語り部クラブ」が設立され、住民が語り部となり、地域を案内する取り組みを行っている。三社をめぐる案内する際は、この語り部により歴史の説明が行われる。

三社詣は和歌山市に根付いた風習であり、山東輕便鐵道が通ったことによりさらに盛んとなり、また現在にいたるまで受け継がれてきたといえる。



三社詣案内板



駅前に掲げられたのぼり



三社をめぐるウォーク&ハイキングイベント

3-2 三社の祭礼

【日前宮】

日前宮は、紀伊国一宮であり、和歌山県で最も由緒ある神社の一つとして、正月の初詣では多くの人々で賑わう。江戸時代にも同様に別格の崇敬を集め、『紀伊国名所図会』には初詣の裸詣りの様子が描かれている。

現在摂社となっている市戎神社は、『紀伊国名所図会』によると享保6年(1721)以前は境内の外の芝原にあり、周辺に市が立ったため市戎とよばれ、人形に災厄を移し7ヶ所の水辺で流す七瀬の祓の神事が行われたという。現在は七瀬の祓は行われていないが、十日戎の1月10日の祭日には、縁起物の熊手や箕を求める参拝客で賑わう。

毎年6月30日には、一年の半分の災厄を祓い無病息災を祈る夏越の大祓として、人形へ災厄を移して祓い、茅の輪くぐりが行われる。元の大祓の祭日であった旧暦6月晦日近くには、現在は7月26日に夏祭の神事能として薪能が行われており、夏の風物詩として定着しつつある。

9月26日には、創建当初から伝わるという祭神である天照大神をまつる祭事が行われる。米、酒、餅、海の幸、山の幸等が11台の三方(器)に盛られて神前に供えられ、五穀豊穡が祈られる。



『紀伊国名所図会』 日前宮裸詣



『紀伊国名所図会』 七瀬の祓



日前宮 薪能

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

【伊太祁曾神社】

伊太祁曾神社は、木の神として崇敬を集めるとともに、^{さんどう}山東一円の地主神として地域に根ざした祭礼行事が受け継がれている。

毎年1月15日の^{うづなまつり}卯杖祭は、^{まじらひ}魔除け・^{うづな}厄除けの卯杖の儀、その年の農作物の作柄を占う^{かゆらひ}粥占、一年間の無病息災を願う小豆粥の3つの要素が合わさった祭礼である。

14日夜に、^{おおかなえ}大鼎で小豆粥を炊き、その中に節を取った竹筒を沈めて、残った粥の量で今年の農作物の豊凶を占う^{かゆらひ}粥占神事が行われる。15日早朝に、昨晚本殿にお供えした竹筒を割り、今年の占いの結果を確認し、本殿に奉納する。その後、^{うづな}魔除けの卯杖を用いた邪気祓いの儀式が行われる。^{うづな}卯杖の儀は平安時代に宮中で行われていた行事に由来する。祭典が終了すると、^{かゆらひ}昨晚の粥占神事で炊かれた小豆粥が参拝者に振る舞われる。



『紀伊国名所図会』伊太祁曾神社祭礼

^{ちのわまつり}茅輪祭は、旧暦6月晦日では現在は7月30日・31日に行われる^{なごし}夏越の^{おほらえ}大祓である。30日夕刻に^{ちのわ}大茅輪のくぐり初め神事が行われる。宮司が^{のりとそうじょう}祝詞奏上し、参列者は人形で体を撫で息を吹きかけて^{けが}罪穢れを移す。宮司が^{ちのわ}大茅輪の^{しめなわ}注連縄を切り、まず宮司、^{ちのわ}氏子総代等が3度大茅輪をくぐる。その後に参列者が続き、祭壇に人形を納める。

^{しんこうさい}神幸祭は『紀伊国名所図会』によると、旧暦9月15日に行われてきた例大祭で、^{みこし}神輿と祭礼行列が^{とぎよ}渡御する。現在は^{みこし}神輿の担ぎ手が集まりやすいように10月15日の神事直後の日曜日に行っている。

午前11時に^{しんこうさい}神幸祭の出御が執り行われ、^{とぎよ}渡御行列の所役の召し立てが行われる。その後、出発の準備を整えて正午にお祓いを受け、3km北にある奥宮（伝法院・丹生神社）を目指す。

行列には、道開きの神である猿田彦神に扮した猿田彦役が先頭に行く。猿田彦役は明年が本厄となる年令の男性から選ばれる。獅子頭も雌雄1対が付き従う。獅子に頭を噛まれると1年間無病息災であるといわれ沿道の人たちは近寄って獅子に頭を噛んでもらう。そして、^{さしは}弓や^{さしは}翳、四神旗等の行列の威儀を正す^{いぎもの}威儀物が続く。

幼子の稚児行列は神社から県道の交差点まで^{みこし}神輿を見送る役目である。子供^{みこし}神輿は15日の例祭と、その後の^{しんこうさい}神幸祭の両日出る。女性は華車という山車を曳いて行列に参加する。

最後に^{みこし}神輿が続く。江戸時代に造られた3基の^{みこし}神輿がそれぞれ^{だし}氏子・崇敬者に担がれて進む。奥宮直前の急勾配は^{とぎよ}渡御行列前半の一番の見せ場である。^{みこし}神輿が奥宮に到着すると奥宮祭を行う。

そして、元来た道を通って神社へ戻り、到着すると^{かんこうさい}還幸祭を執り行い、^{とぎよ}渡御行列の執り納めとなる。奉仕者一同で^{なおり}直会を賑やかに行き、祭が終わる。



ちのわまつり
茅輪祭



猿田彦役



獅子舞



みこし
神輿

【^{かまやま}竈山神社】

『紀伊国名所図会』に「四時祭礼」として3月16日・6月13日・9月13日・11月13日と行われる季節ごとの祭礼が挙げられている。現在も「四時祭礼」の流れをくむ祭として、4月の春祭、7月の夏祭、10月に行われる例大祭が行われている。

^{かまやま}竈山神社は、^{じんむ}神武天皇の東征の途上に紀伊国で戦死した皇兄^{ひこいつせのみこと}彦五瀬命をまつり、神社の背後には彦五瀬命を葬っている^{かまやま}竈山墓が存在することから、国家神道が興隆した戦前期に多くの人々の崇敬を集めるにいたったという歴史がある。

祭神の^{ひこいつせのみこと}彦五瀬命は紀伊国で戦死したとされ、『古事記』『日本書紀』によるとそのときに雄叫びをあげて亡くなったという。この神話は古くから知られており、国学者・^{もとおりのりなが}本居宣長は「をたけびの 神代の御声 おもほえて 嵐はけしき ^{かまやま}竈山の松」という歌を詠んでいる。『日本書紀』には5月8日に亡くなったと記されており、昭和13年(1938)の皇紀二千六百年大祭は5月8日に執り行われている。以降、^{ひこいつせのみこと}彦五瀬命の命日である5月8日に祭礼が継続して行われている。



『^{かまやま}紀伊国名所図会』
^{ひこいつせのみこと}五瀬命 矢疵をたまへる図

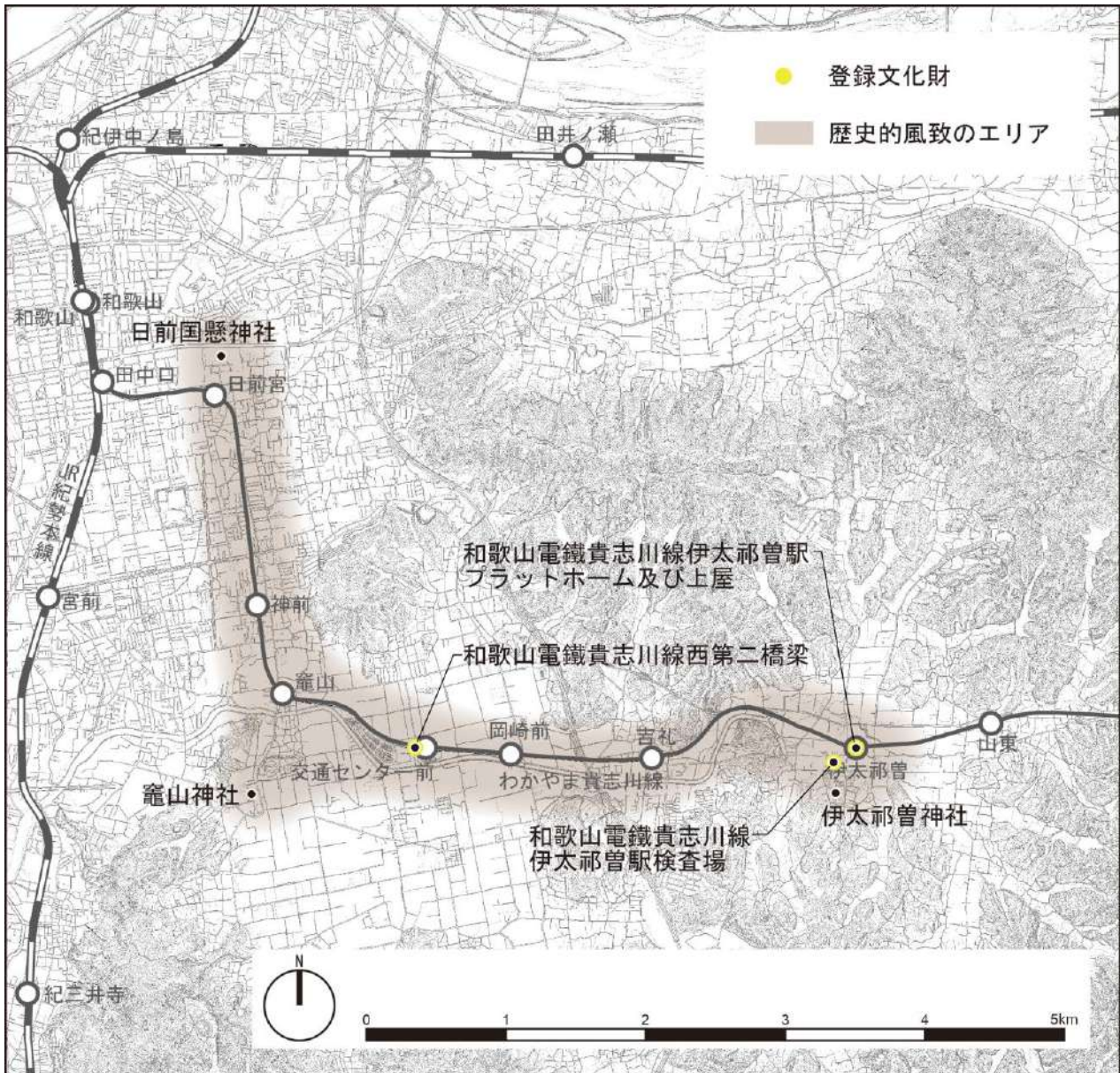
第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

4 まとめ

日前宮、伊太祁曾神社、竈山神社の三社は、和歌山市の中でも特に由緒深く多くの人に知られた神社である。

和歌山市では、初詣にはこの三社に参詣することが当然のことのように行われている。順番や経路に決まりはないが、古くより三社をお参りする人が多く、この三社を結ぶことを目的に和歌山電鐵貴志川線が通った。

三社詣は和歌山市の風習として根付いており、日前宮、伊太祁曾神社、竈山神社は、地域に限らず市民全体の歴史遺産となり、後世に守りたい歴史的風致を形成している。



歴史的風致のエリア

9) 木ノ本の獅子舞にみる歴史的風致

1 はじめに

木ノ本から西庄にかけての地域は、古くは今から1300年前に奈良の大安寺領として開拓され、平安時代には東大寺末寺崇敬寺領木本庄となった。そして八幡宮が木ノ本・西庄一円の鎮守となり、中世にかけて多くの田畑の寄進を受けた。

社伝によると、木本八幡宮の例大祭は500年の伝統があると伝わり、祭礼で奉納される木ノ本の獅子舞は、青年2人が雄獅子の胴衣に入って演ずる、勇壮活発な獅子舞である。特に地上5mに渡した2本の青竹の上を舞うというダンジリ上の舞いが有名であり、木ノ本・西庄一円の地域に根ざした行事として現在まで受け継がれてきた。



『紀伊国名所図会』木本八幡宮

2 建造物

2-1 木本八幡宮

木本八幡宮は、応神天皇、神功皇后、天照大神を祭神とする。社伝によると神功皇后の三韓遠征の帰途、武内宿禰が皇后の息子であった応神天皇を奉じて、この地に頓宮(仮の宮)を造り、しばらく駐留したことにはじまり、欽明天皇の時代に現在の宮ノ原の地に社殿を創建し、「芝原八幡宮」と称したという。

天正13年(1585)秀吉の紀州攻めの際、社殿が焼失し、のち元和4年(1618)に再興され、巖櫃山に木本宮と芝原八幡宮を合祀して、木本八幡宮と称するようになった。

本殿は三間社流造檜皮葺で、建立当時の建築部材が良く保存され、桃山期に続く江戸時代初頭の様式を伝える建物として県指定文化財となっている。

社叢は典型的な照葉樹林として貴重であり、森厳な景観をつくり出している。



木本八幡宮

2-2 木ノ本の町並み

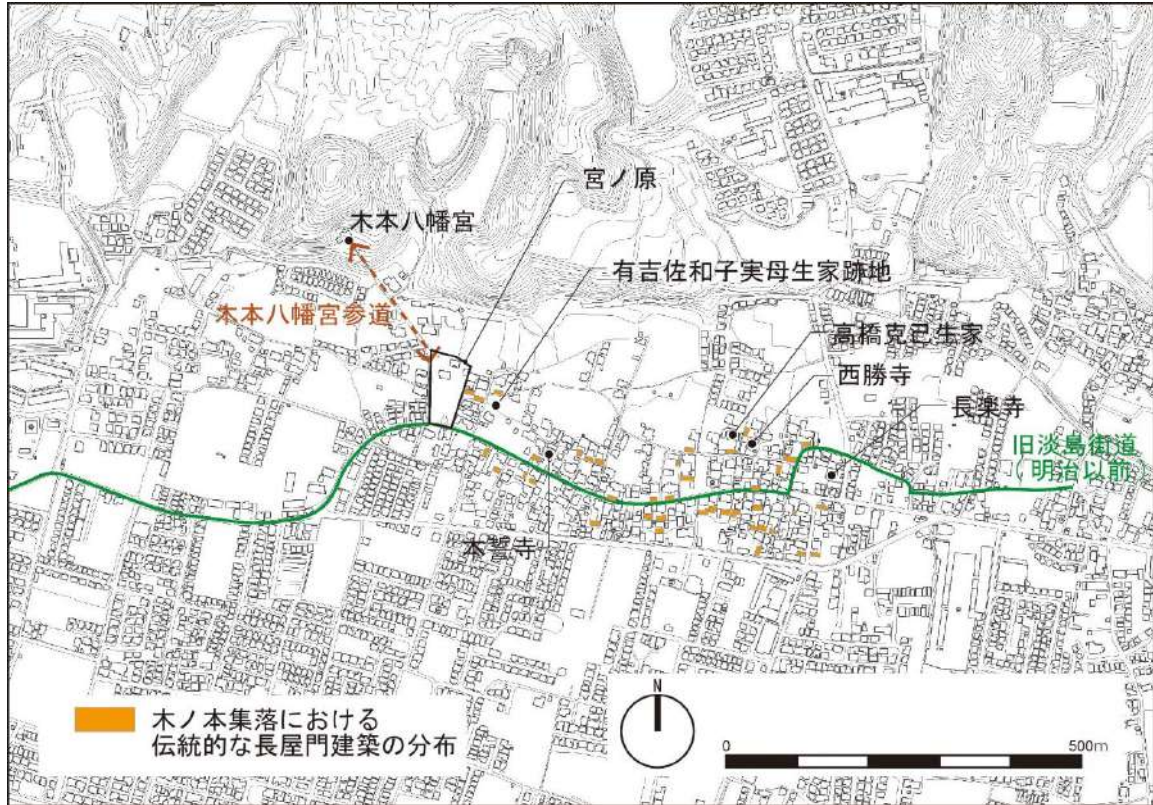
木ノ本の旧集落は、淡島街道(淡路街道)沿いに形成されている。明治時代の地図によると集落の南はかつては古代・中世の条里型地割(格子状に区画された耕地)が良好に残る一面の水田地帯であったが、高度経済成長期以降に新興宅地化が進んだ。現在は宅地に残る地割と点在する水田が往時を偲ばせる。木ノ本の旧集落に入ると、有吉佐和子や高橋克己など本市の偉人先人に縁の地や、浄土宗の本誓寺、浄土真宗の西勝



木ノ本の町並み

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

寺・長楽寺など古くからの寺院があり、伝統的な長屋門を備える農家建築が多く残り、和歌山平野の古くからの農村集落の景観を伝える。



木ノ本における歴史的建造物の分布
(長屋門建築は航空写真により確認)



木ノ本の陸地測量部地図 (明治19年 (1886))

3 活動

3-1 木ノ本の獅子舞

【例大祭の歴史】

例大祭は、社伝によると、神亀元年（724）、聖武天皇の玉津島行幸に際して芝原八幡宮で放生会を行ったことに由来し、古くは「放生祭」と称し、海の方に渡御するのが習慣となっていたといい、豊作と豊漁を祈願した祭礼であった。祭礼としては室町時代から500年余り続くといい、獅子舞の起源や由来については定かではないが、古くから祭礼行列の渡り物としてあった可能性がある。現在のような形となったのは、紀淡海峡沿いに分布する梯子獅子の類例からみて、少なくとも江戸時代中期以降とみられる。

昭和41年（1966）には「木ノ本の獅子舞」が県の無形民俗文化財に指定された。また、昭和30（1955）～昭和40年（1965）代には和歌山城周辺で行われた商工祭の演し物としても披露された。

【例大祭の内容】

例大祭は、宵宮祭と本祭で構成される。

宵宮祭では、宮ノ原にて、子獅子による地上の舞と親獅子による地上の舞、ダンジリ上での舞が行われる。獅子は獅子を曳く者数名とともに社務所よりでて権殿に拝礼し、宮ノ原西中央に設けられた獅子舞を演じる場所に駆け込んできてくる。その間、笛・太鼓・鉦のお囃子が続く。地上の舞は筵を敷いたところで演じられるが、舞の最初に清めの塩が獅子になげつけられる。子獅子の舞は地上だけで終わるが、親獅子はダンジリ上へと移っていく。親獅子は、梯子により青竹の舞台にのぼり、そこで舞う。舞は「谷のぞき（見下ろす動き）」「居眠り（伏せる動き）」「それる（横に振れる動き）」という所作を順に行う。これらが終わると、逆立ちをしてから梯子をおり、退場する。

本祭は、10時から宮ノ原で、子獅子による地上の舞と親獅子による地上の舞、ダンジリ上での舞が行われる。13時から、三道の辻にて宮ノ原と同様に舞を行う。獅子は舞を演じる場所に駆け込んできてくるまで、近所の家で準備し、そこに控えて待つ。このあと、旧街道を西にむかって練り歩き、四箇所の辻までくるととまり、そこに筵を敷き、子獅子・親獅子による地上の舞を行う。そして宮ノ原にもどってきて、鳥居前に筵を敷き、再びダンジリ上に青竹を設営する。16時頃から一の鳥居前で地上の舞を親子各一回行う。それが終わると、筵を二の鳥居前に移す。最後の舞は、二の鳥居前で地上の舞が行われる。



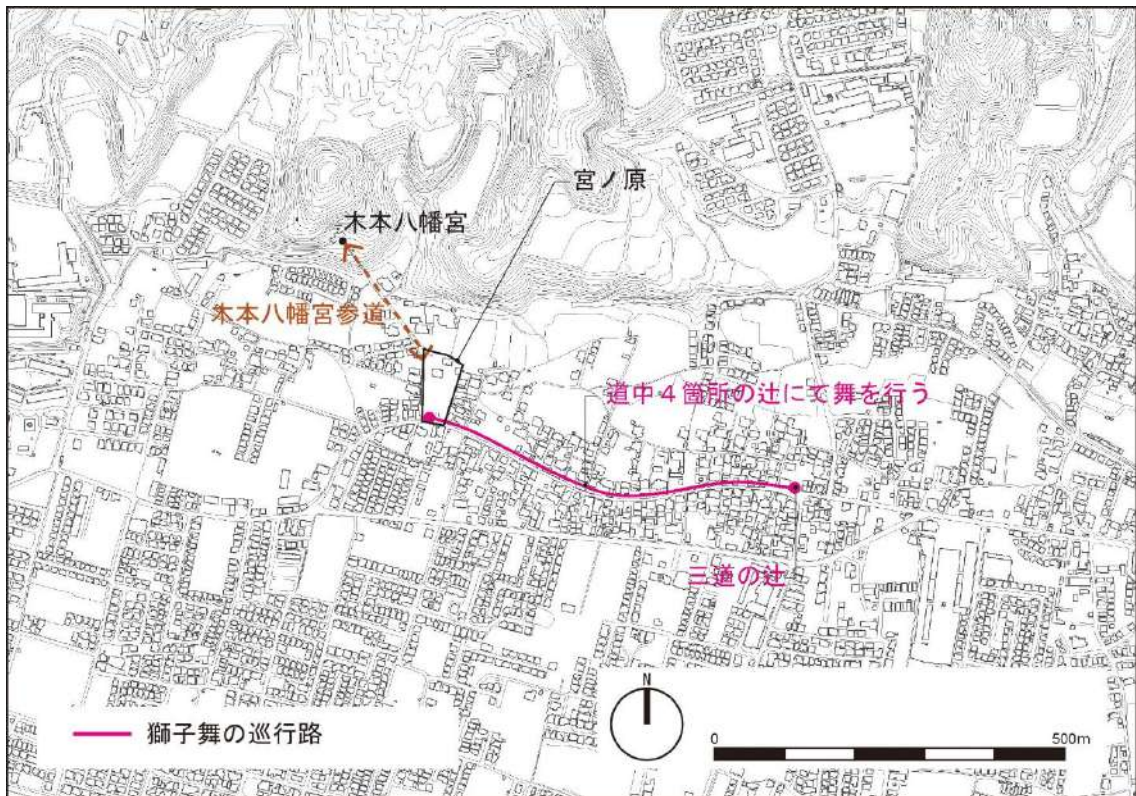
宮ノ原で行われる地上での獅子舞



宮ノ原の会場の様子



ダンジリ上での獅子舞



獅子舞の巡行路

【獅子舞の継承】

かつて獅子舞は氏子たちの中の青年団により行われていたが、戦後氏子組織が徐々に高齢化しつつあり、昭和41年(1966)に氏子のうち特に木ノ本地区の有志が中心となって木ノ本の獅子舞保存会が組織され現在にいたっている。

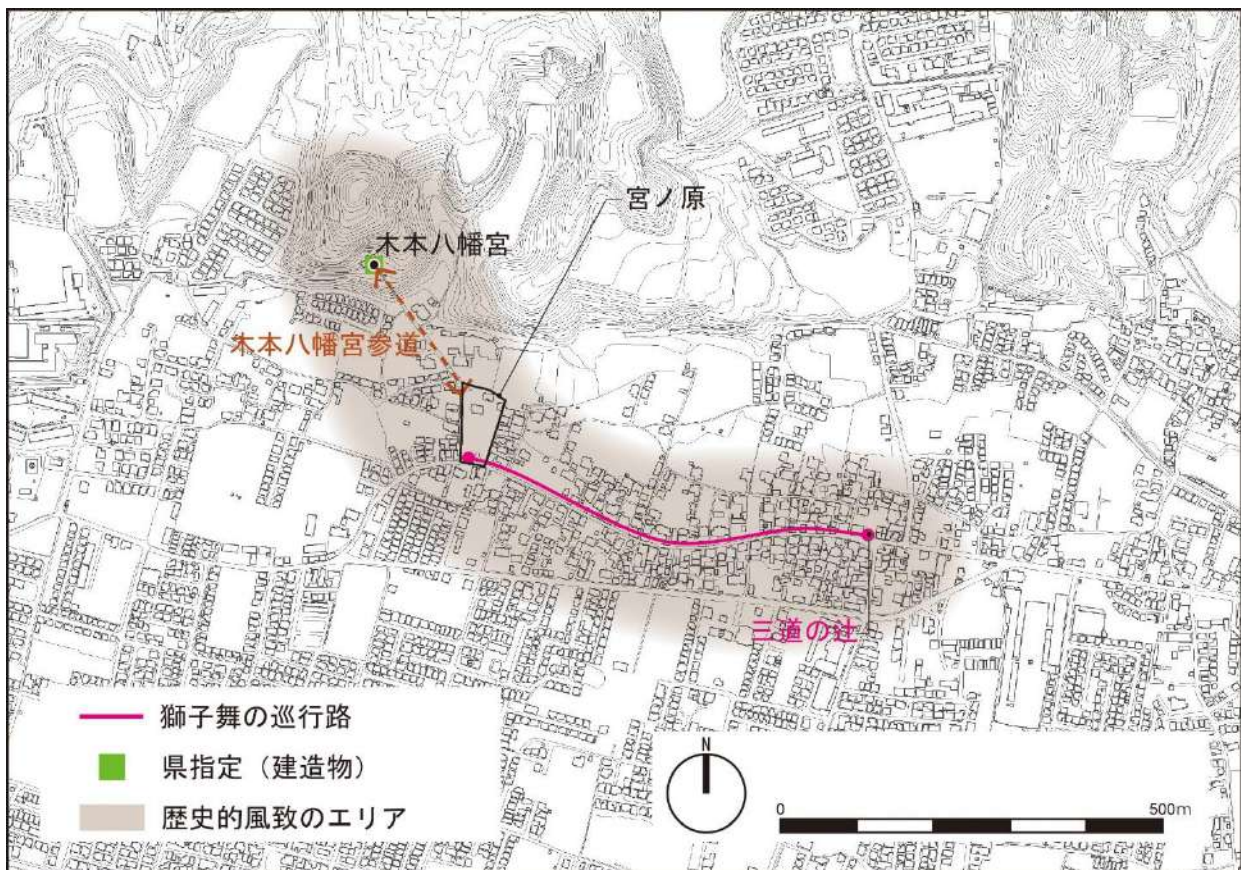
木ノ本西自治会館では、子どもから大人までが集い、太鼓や笛、^{かね}鉦のお囃子に合わせて獅子舞の練習が行われ、^{ばやし}笛や太鼓の祭囃子が地区内に響き渡る。

4 まとめ

木本八幡宮^{きのもと}の例大祭は約500年継承されている伝統行事であり、例大祭で奉納される獅子舞は県の無形民俗文化財に指定されている。

笛や太鼓の音に合わせた豪快な舞いは、木ノ本地区の人々にとっての誇りであり、子どもの頃から教えられることで、次の世代へと受け継がれてきた。

木本八幡宮^{きのもと}を背景として獅子舞が舞う風景、そして獅子舞を守る人々の活動、これらは将来にわたって受け継いでいきたい歴史的風致である。



歴史的風致のエリア

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

10) 団七踊^{だんしちおどり}にみる歴史的風致

1 はじめに

団七踊^{だんしちおどり}は、古くから水田が広がる農村集落として形成されてきた和歌山平野東部の岡崎地区（西・森^{もり}小手穂^{おてぼ}・寺内^{てらうち}）から神前地区^{こうまき}に伝わる盆踊りである。和歌山には浄土真宗の寺が多く、そのためお盆の行事も真宗門徒のしきたりによって質素に行われるが、団七踊^{だんしちおどり}はそのようななかで盛大に行われ、各地区の一大行事として行われてきた。西熊野神社で行われる団七踊^{だんしちおどり}は、西集落を中心に行われる。



岡崎地区の農村集落

2 建造物

2-1 西熊野神社

西熊野神社は、岡崎地区で福飯ヶ峯南麓^{ふくいがみね}の西集落の中央に位置する。社伝には「紀岡前^{きのおかまき}来目連^{くめのむらじ}、岡崎を領して城山に居住せし時、鎮守の神として当地に熊野三神^{くまのさんじん}を勧請^{かんじょう}す」とあり、5世紀^{ごうりゃく}の雄略天皇の頃に新羅で戦死したという来目連^{くめのむらじ}としているが、『紀伊続風土記』では他に記録にないため不明としている。また、『紀伊続風土記』では十二社権現社と記載され、元は岡崎一帯^{うぶすながみ}の産土神であったが、この東の寺内集落にある満願寺の七社権現（現在の熊野神社）が一帯の守護神となったため、当社は西村の氏神となったという。



西熊野神社拝殿

満願寺の熊野神社は、天治2年（1125）の鳥羽上皇の熊野御幸の際に熊野三神^{くまのさんじん}を勧請^{かんじょう}したとされる。そのため当社も、熊野神社と同時期頃^{かんじょう}に勧請^{かんじょう}されたと推測される。現存する本殿の建築年代は不明であるが、少なくとも団七踊^{だんしちおどり}が県の民俗文化財として指定された昭和30年（1955）代には現在と同様の景観となっていた。

2-2 岡崎地区（西集落）の町並み

和歌山平野の農村集落の特徴として、長屋門を備える農家建築が多いことが挙げられる。これは、山地や河川、海岸によって平野部が限られる県内の他の地域にはない特徴となっている。また平野部には、古代・中世からの条里型地割の水田が良好に残る。

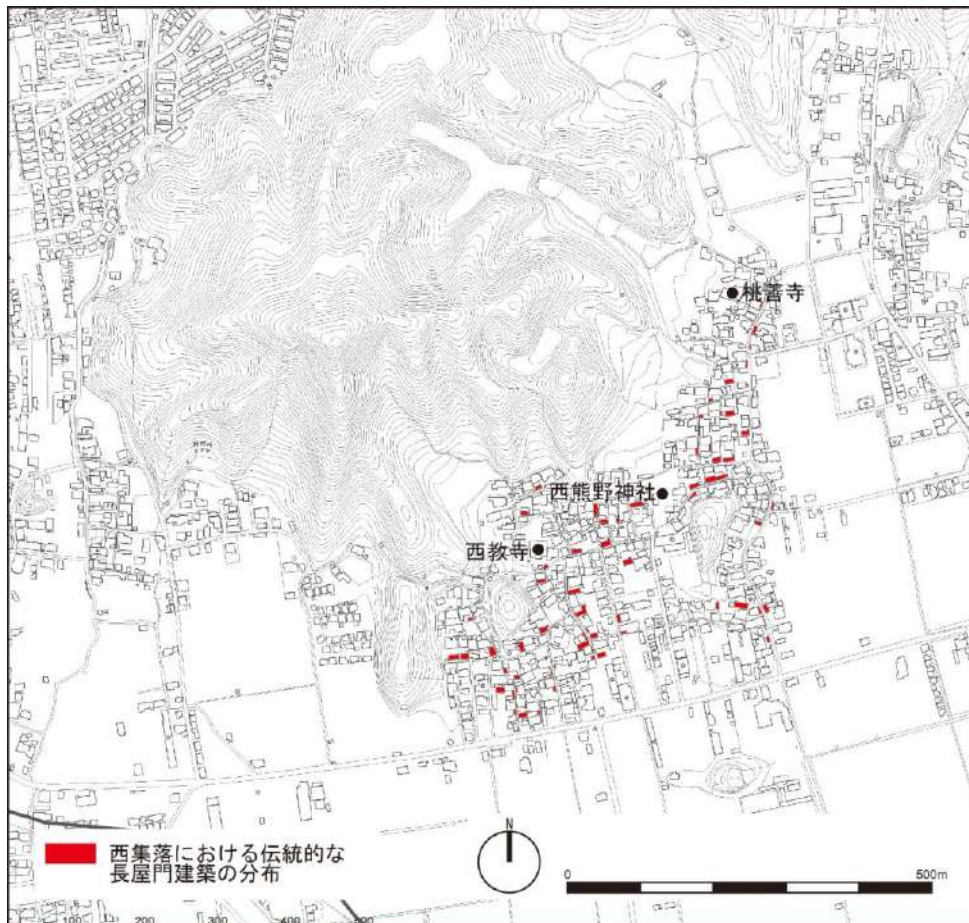
広い平野部に格子状の水田が広がり、山裾に長屋門を備えた農家が集合した農村を形成しているという伝統的な景観は、岡崎地区に良く受け継がれている。また、団七踊^{だんしちおどり}の中心となっている西熊野神社



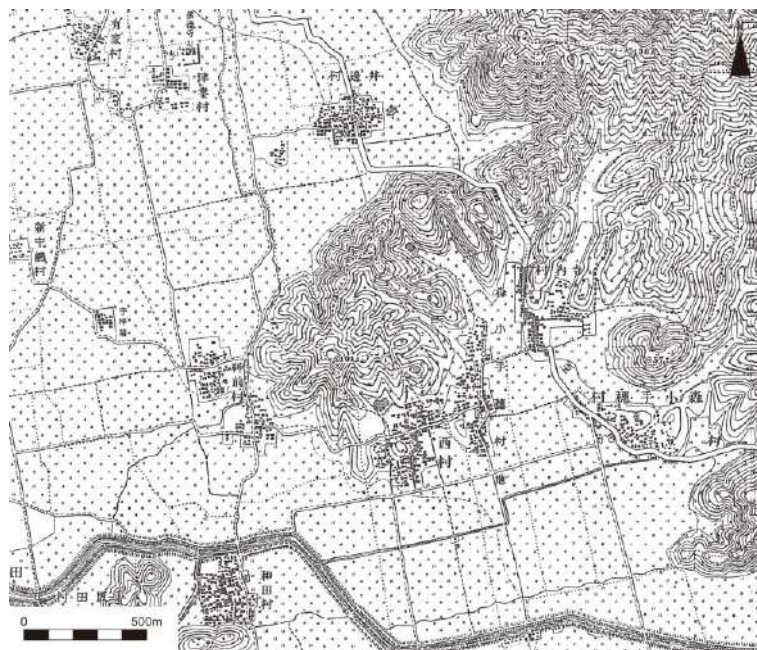
西集落の町並み

第2章 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

がある西集落では、西側に西教寺、東の森小手穂側に桃善寺という浄土真宗本願寺派の寺院があり、浄土真宗の寺が多いという和歌山平野ならではの地域性を示している。



岡崎における歴史的建造物の分布（長屋門建築は航空写真により確認）



3 活動

3-1 団七踊

【団七踊の由来】

団七踊（以下固有名詞は踊とし、動作を示す言葉は踊りとする）は、江戸時代に仇討ちを題材とした歌舞伎や浄瑠璃をもとに、各地で踊り口説として成立した。

岡崎の団七踊は、江戸時代の寛永年間（1624～1645）に、奥州白石郡坂戸村で悪代官志賀団七に殺された与太郎の娘が仇討ちを遂げた事件が浄瑠璃や歌舞伎となり、江戸時代後期に紀州藩9代藩主徳川治貞の参勤交代に従って江戸出府をした岡崎の郷土たちが、これを観賞し、深い感銘を受けた。帰国後、それを踊り口説に仕組んで地区の人たちに伝えたものだといわれており、『岡崎郷土誌』によると安永9年（1780）より岡崎で団七踊が始められていたという。

岡崎の団七踊は、仇討ちの武術を題材とした盆踊りという点で珍しく、さらに江戸時代後期から伝わる型を継承する貴重な踊りであり、昭和34年（1959）に県の民俗文化財として指定された。口説当日は、西熊野神社の境内に櫓が設置され、日が暮れる頃、集落中の家々から踊りの装束を身に付けた人々が神社に集ってくる。そして夏の宵の農村中に、口説の音色が響き渡る。

【団七踊の構成】

岡崎団七踊は、道場で鎖鎌の練習に励む信夫を表現した「さらし踊り」及び姉・宮城野の薙刀練習を表現した「薙刀踊り」、その後に仇討ちの場面となる「団七踊り」の3部で構成されている。

「さらし踊り」は1人ずつ、同じく「薙刀踊り」も1人ずつ、「団七踊り」は団七役1人、さらし踊りと薙刀踊りの姉妹役各1人ずつの計3人が踊り手である。おはやし、音頭とり、太鼓、鉦、拍子木、口上それぞれ1人、計6人が加わり、それぞれの踊りをリードしていく。「さらし踊り」では参加者たちはめいめいに、妹の信夫の鎖鎌の練習を表す踊りを手拭いを使って踊り、櫓台で音頭を取る人を中心に輪になって右回り



神社境内に櫓が設置される



家々から団七踊の衣装で神社に集う



子どもたちによるさらし踊り



団七踊り

で進んでいく。

「薙刀踊り」は姉の宮城野の薙刀の練習を表し、それぞれ薙刀の模型を使用して同様に輪になって踊る。

「団七踊り」は、団七役を挟んで、姉の宮城野役が前に、妹の信夫役が後で3人1組となって仇討ちの攻防を表しながら踊り、8組程度で檜台中心に輪になって回っていく。

【団七踊りの継承】

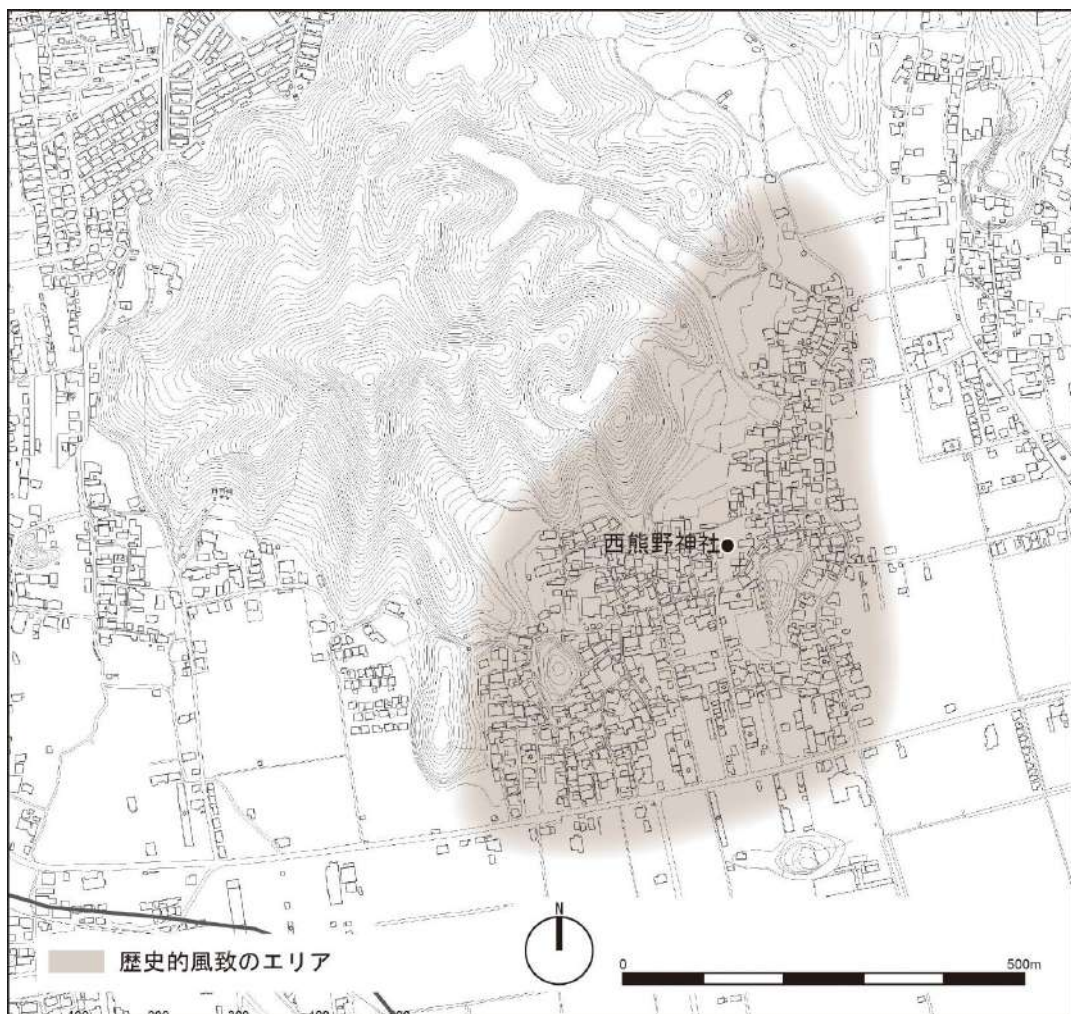
音頭については、口承の形で伝承されてきたが、伝承できる人が少なくなり、岡崎西地区の団七踊り保存会では、次代の若者たちにも継承していこうと毎年7月から1ヶ月程度、小・中学生を対象に踊りの型を教えている。

4 まとめ

団七踊りは江戸時代から続く郷土芸能であり、県の無形民俗文化財に指定されている。

毎年西熊野神社では団七踊りが上演され、地域に音頭や太鼓の賑やかな音が響きわたる。

子どもから大人まで踊る風景は、地域の人々にとって馴染み深い風景であり、一体感を感じさせる行事として大切に受け継がれ、歴史的風致を形成している。



歴史的風致のエリア

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

本市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、城下町をはじめとする市街地だけでなく、海辺の漁業集落や紀の川流域の農業集落にも存在している。また、指定・登録文化財である建造物の他にも歴史的な価値のある建造物も多数存在しており、これらが今日も受け継がれていることで本市の歴史的風致を醸し出している。

こうした歴史的建造物の所有者の高齢化が進んでおり、後継者が不在であること、修理や修復には多額の費用を要することから、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいるものも存在している。また、これらの歴史的建造物は所有者に保存・活用を依存する状況にあり、滅失や改変等によりその価値が失われたものもある。

近年では、国登録有形文化財であった「吾妻屋旧本館」が、老朽化の進行が著しいことから、所有者と協議を続けたものの維持が困難であることから解体され、登録解除となった例がある。また、『和歌山県の近代化遺産』に掲載された建造物で、旧和歌山無尽（紀陽銀行）、和歌山天文館についても、同様に維持が困難であることから解体、撤去されている。これまで、本市の文化財行政においては重要文化財や県・市の指定文化財、登録文化財等に指定・登録し、補助等を通じて歴史的建造物の保存・維持管理に順次取り組んできた。最近では、和歌山市堀止東にあった武家屋敷「旧大村家住宅」の長屋門が、周辺の住宅開発に伴う取り壊しの危機にさらされたことから、移築保存を決定、和歌山城の南にある岡公園内に移築されているが、このような取り組みは部分的にとどまり、広く市民にその価値を知ってもらうための活用方策まで手が届いていない状況にある。

また、本市には、文化財保護法に基づく文化財以外にも、近代建築・農家建築、土木遺産等多数の歴史的建造物が存在している。これらは大半が文化財指定等の手立てが講じられない状態で、調査も部分的にとどまっており、建造物が有する歴史や文化の価値が十分に共有されていない。そのため、所有者の事情によっては適切な維持管理が行われず、滅失や改変の危機にさらされる可能性がある。

歴史的建造物の保存はもとより、歴史的建造物は、地域が有する歴史や文化を伝える役割を有しており、その活用が重要である。にもかかわらず、多くの人々が、歴史的建造物に触れ、その歴史や文化の価値を感じる機会を十分に得られていない。

(2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する課題

本市では、10の歴史的風致ごとにそれぞれ固有の伝統文化を反映した活動があり、歴史的建造物を有する神社仏閣等につつまる祭礼や、農漁業集落において生業と結びついた伝統行事・慣習等が継承されてきている。

一部には保存会等が結成される等の動きもあるが、地域住民の任意の活動に委ねられているも

のも多く、近年の少子高齢化や若年層の減少、あるいは価値観の多様化等の影響等により、伝統文化活動の担い手の減少、あるいは担い手の固定化に伴う負担感の増大が大きな問題となっている。

例を挙げると、和歌祭の担い手は、最盛期の20～30年前と比較すると、約1,000人から800人まで2割程度減少している。また、かつてはすぐに集まる状況であったが、最近では募集をかけなければなかなか集まらない状況にあり、慢性的に人材が不足している状況にある。岡崎団七だんしち踊おどりは、昭和34年以前の最盛期にはその踊り手が30組(3人1組)いたというが、昭和34年(1959)の県の民俗文化財指定時には10組にまで減少し、平成29年現在は8組になっており、踊りの担い手不足が顕著になっている。

これまで、本市では、博物館等における地域に息づく伝統行事・慣習の紹介や、市民活動団体や学校等と連携して文化財についての認識を深める、学習する機会の提供、さらには既往調査による情報収集、実態把握、成果の情報発信等を行ってきたが、文化財に対する認識や保護活動に対する理解は十分に浸透しておらず、全市にわたる取り組みとして広げるには至っていない。

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物を拠点としつつ、伝統文化を反映した活動の行われる周辺市街地の環境を一体的に捉えるものである。

歴史的建造物と周辺市街地を一体的な観点からみると、歴史的風致を構成する建造物等が単体で保存されていたとしても、その周囲に位置する建築物・工作物が景観にそぐわないものであったり、空き地・空き家のまま放置され維持管理がされていない状態になったりすることにより、結果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることができない現状も見受けられる。



紀州東照宮前の老朽化した歩道橋

また、周囲の道路の美装化等、十分な整備が行われていなかったり、動線が確保されていなかったりすることにより、散策しにくい環境にある現状や、文化財へのアクセス環境も整っていない場所も見受けられる。

そのほか、自然環境と一体となって特色ある歴史的風致を形成しているものが多いが、自然環境が適切に維持管理されていない現状も見受けられる。

(4) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物のみならずその周辺市街地や伝統文化を反映した市民活動を包摂したものであるが、市民や来訪者に、歴史的建造物と一体となった活動、周辺も含めた総体としての歴史的風致についての情報が適切に提供できておらず、歴史的風致の価値が認識されていない現状がある。

例えば、平成24年10月に実施したインターネットモニター(253名)を対象に行ったアンケート調査によれば、国指定重要文化財「旧中筋家住宅」については回答者の37.1%が「知らない」

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

と回答しており、市指定文化財「湊御殿」については同 54.5%が「知らない」と回答している。

また、和歌の浦や和歌山城、紀三井寺等は、従来からよく知られた本市を代表するスポットであるが、歴史的建造物とその周辺に位置する市街地、そして伝統文化の継承やそれらと関連した市民活動が一体となって構成される歴史的風致についての情報を伝える手段の整備はなされておらず、来訪行動も施設のみの「点」にとどまっている。

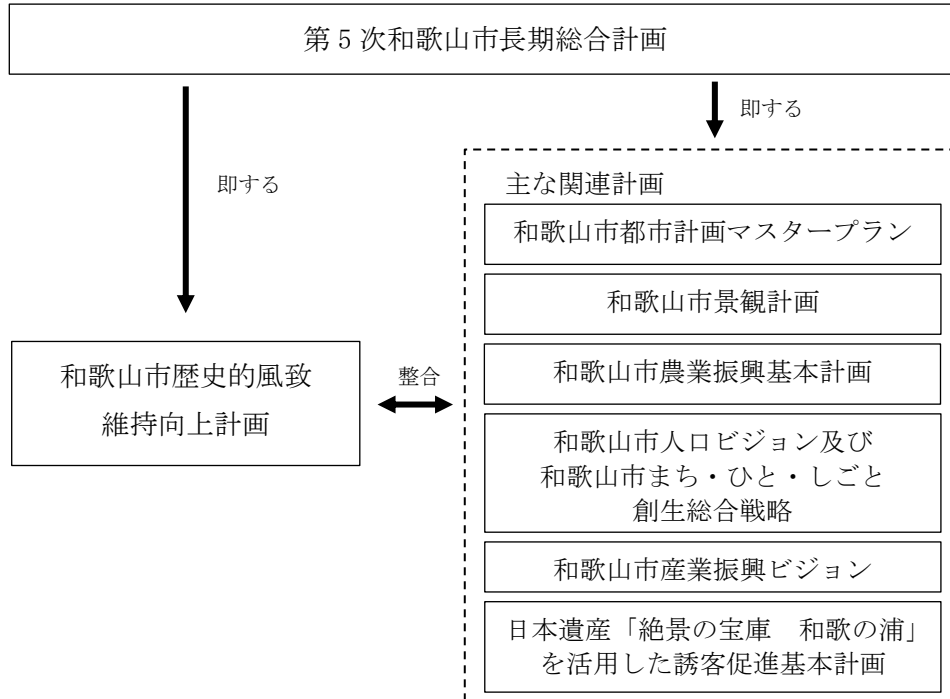
来訪を観光行動にとどめることなく、地域の活動団体等とも協働しながら、その場所が持つ歴史的風致をより広く、深く理解する機会を提供することは、歴史的風致の認識向上を図るうえで重要だが、活動団体と市との連携が十分ではない。

また、本市では、既存の市立博物館に加え、和歌山城に隣接するわかやま歴史館の整備等により、市内の伝統文化や活動の情報発信に努めてきたところであるが、とりわけ和歌の浦において、和歌祭をはじめとした歴史的風致にまつわる伝統文化活動の価値や情報を展示、発信するとともに、活動を支援する拠点となる施設が不足している。

2. 既存計画との関係性

本計画は、「第5次和歌山市長期総合計画（平成29年3月）」に即する計画である。

歴史的風致の維持向上にあたっては、都市計画、景観、観光等関連施策との連携が重要であることから、これら関連分野の諸計画とも整合した計画とする。



本計画と上位・関連計画との関係

(1) 第5次和歌山市長期総合計画

本市では、平成29年度から平成38年度までのまちづくりの方向性を示す「第5次和歌山市長期総合計画」を策定し、その実現に向けた各種取組みを進めているところである。

10年後の将来都市像を「きらり輝く 元気和歌山市」と定め、それを実現するための4つの分野別目標として「安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」「子供たちがいきいきと育つまち」「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」を設定している。

分野別目標「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」の中では、「郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」を政策として掲げ、市民が生涯を通じて芸術・文化活動に親しむ状態をめざす姿とする「芸術・文化の振興」と、文化遺産が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されている状態をめざす姿とする「文化財の保護・活用」を、施策として推進していくこととしている。

芸術・文化の振興については、芸術・文化活動を行う団体の活動支援や、児童生徒が芸術・文化に触れる機会の創出等の人材育成の取組みとともに、芸術・文化活動環境・施設の整備充実が位置づけられている。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

文化財の保護・活用については、各種の文化財の調査・研究、貴重な文化財を継承するための指定・保護への取り組みや、旧中筋家住宅等において地域の文化財をはじめとする歴史・文化に触れる機会の充実、文化財を生かした本市の魅力発信や郷土愛の醸成等が位置づけられている。

また、分野別目標「安定した雇用を生み出す産業が元気なまち」の中では、「観光の稼ぐ力の強化」を掲げており、市民・事業者・行政による心のこもったおもてなしや魅力的な観光資源により、観光客が気軽に訪れ、安全、快適に旅を楽しんでいる状態をめざす姿とする「観光客受入体制の整備」と、国内外からの観光客が増加し、観光消費が増大することで、新たな雇用が創出される等市内経済が活性化している状態をめざす姿とする「観光客の誘致」を、施策として推進していくこととしている。

概要

将来都市像	
きらり 輝く 元気和歌山市	
分野別目標	政策
1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち	地域を支える既存産業の振興 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進 農林水産業の活性化 観光の稼ぐ力の強化 国際交流の推進 産業を支える「人」の確保
2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち	中心市街地の魅力向上 各地域における魅力的なまちづくり 魅力ある都市景観の創出 自然と共生する環境にやさしい社会の形成 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進
3 子供たちがいきいきと育つまち	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備 社会を生き抜く子供たちの学力の育成 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成 安全・安心な教育環境の整備 家庭や地域における教育力の向上
4 誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち	コンパクトシティの実現 都市機能や市民生活を支える道路網の整備 豊かな暮らしを支える住環境の整備 防災体制の充実 消防力の充実 安全で安心な市民生活の確保 健康で元気に暮らせる環境づくり 人権尊重・男女共同参画の推進 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成 地域コミュニティの充実

(2) 和歌山市都市計画マスタープラン

和歌山市都市計画マスタープランは、平成29年3月に策定された、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す計画である。

第5次和歌山市長期総合計画で定めている将来像“きらり 輝く 元気和歌山市”を実現するため、都市計画上の課題を踏まえて7つの基本目標を定め、「多極型のコンパクトなまちづくり」をめざすこととしている。

基本目標の一つ「自然や歴史文化を活かした観光と交流のまちづくり」では、和歌山市にある資源である紀の川とその支流、和歌浦等の水辺環境や、紀州徳川家の居城であった和歌山城、紀三井寺等の歴史文化施設を効果的に活用するとともに、和歌山らしい景観の創出に努め、多様な魅力の連携により、広域の都市圏との交流を進め、まちの活力を高めることを掲げたものである。

これを受け、観光交流を牽引する観光レクリエーション地区として、和歌山城周辺、加太・友ヶ島・磯ノ浦、和歌浦・紀三井寺・和歌山マリーナシティ、和佐・山東周辺を、「観光レクリエーション機能ゾーン」に位置付けている。

概要

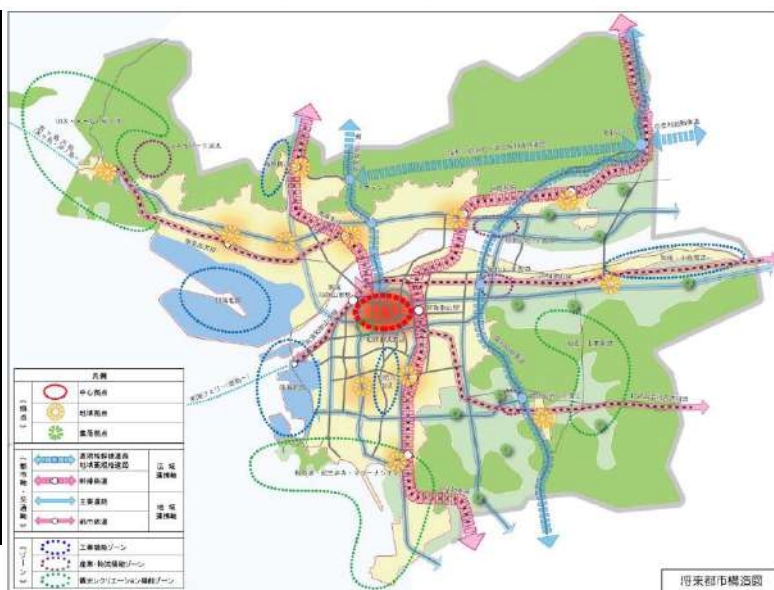
<p>【都市づくりの基本目標】</p> <p>①中核都市として多様な機能と魅力を持つまちづくり</p> <p>②多様な拠点が共に高め合うまちづくり</p> <p>③交通ネットワークの充実による連携のまちづくり</p> <p>④誰もが安心・安全で快適に住み続けられるまちづくり</p> <p>⑤自然や歴史文化を活かした観光と交流のまちづくり</p> <p>⑥環境に配慮し、次世代に継承するまちづくり</p> <p>⑦市民の多様な主体と連携で行うまちづくり</p>

【将来の都市構造と土地利用の方向性】

【方向性】 多極型のコンパクトなまちづくり

【将来都市構造】 中心部と各拠点とのネットワークによる連携型の将来都市構造

中心 拠点	○商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとする多様な機能の集積地区
地域 拠点	○地域の特性に応じた暮らしや活動を支える機能の集積地区
集落 拠点	○集落地の生活において必要となる生活サービス機能の集積地区 ・市街化調整区域における駅周辺や特定集落

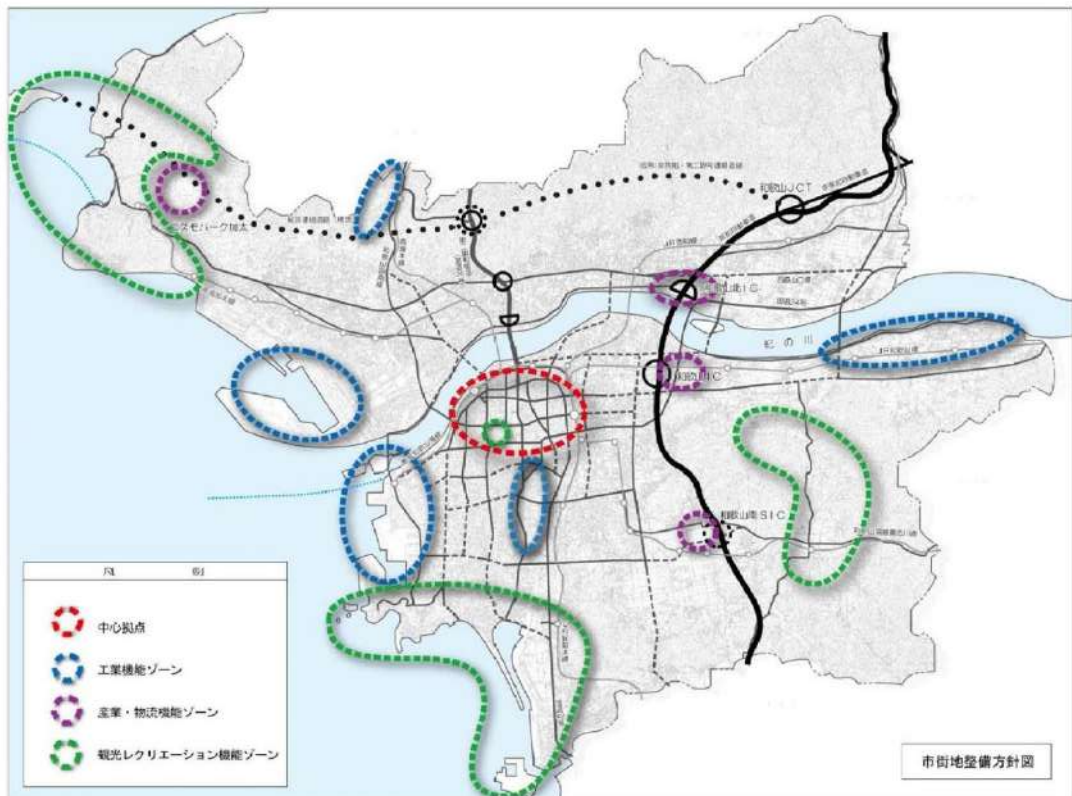


将来都市構造図

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

【観光レクリエーション機能ゾーンについて】

ゾーン	取組み方針
加太・友ヶ島地域	戦前の史跡の保全・活用を行うとともに、マリンレジャーや磯釣り、キャンプ等の様々な観光を楽しめる地域づくりを行う。案内板や標識・栈橋等の基盤施設の保全・充実を図る。
和歌浦湾地域及びその周辺地域	歴史的・文化施設の保全・活用を行うとともに、観光遊歩道や海水浴場の駐車場整備等の基盤施設の保全・充実を図る。また、宿泊客の増加に向け、施設のリニューアルや周辺整備についても検討していく。多様なレジャーを楽しむことのできる和歌山マリーナシティも含めた観光施設間の連携による新たな観光ルートの検討や施設のPR活動など、ソフト面の充実も図る。
紀伊風土記の丘及び四季の郷公園を含むエリア	周辺の自然・農村環境に加え、熊野古道や旧中筋家住宅を活用した観光拠点の形成に向けた検討を行う。
和歌山城	既存施設の保全・管理を進めるとともに、イベントや美化活動によるイメージアップを図り、集客力を高めていく。



市街地整備方針図

(3) 和歌山市景観計画

和歌山市景観計画は、平成23年9月に策定された、良好な景観形成に向けた基本的な枠組みを定める計画である。

景観形成の目標の一つとして、「古墳・万葉の時代から城下町を経て永く積み重ねられてきた歴史・文化を再認識し、まちづくりに活かす」が掲げられ、良好な景観の形成に向けて、市民、事業者、行政が力をあわせてまちづくりに取り組んでいくこととされている。

中でも、市を象徴する景観として重要な地区として、和歌山城周辺および和歌の浦の2地区が「景観重点地区」として指定されている。地区の特性に応じた景観形成基準が定められ、小規模なものも含めた建築物等の届出制度を運用し、よりきめ細かな景観形成に取り組まれている。

概要

【景観形成の基本理念】

紀の川・紀伊水道の豊かな自然、
古墳・万葉・城下町の歴史・文化を礎とした
美しく風格のある和歌山市の景観づくり

【景観形成の目標】

- ①紀の川の下流域に形成された山地や川、海（湾）などの豊かな自然を大切にする
- ②古墳・万葉の時代から城下町を経て永く積み重ねられてきた歴史・文化を再認識し、まちづくりに活かす
- ③日々の暮らしや活動の中で育まれる景観にもまなざしを向け、まちとの関係を意識した景観形成に取り組む
- ④良好な景観の形成に向けて、市民、事業者、行政が力をあわせてまちづくりに取り組む

(4) 和歌山市農業振興基本計画

和歌山市農業振興基本計画は、平成29年6月に策定された、農業の振興に向けた基本的な枠組みを定める計画である。

将来像を「みんなで支え、次世代に繋ぐ、和歌山市農業」と定め、それを実現するための5つの基本方針を「担い手の育成・確保」「農地の保全と生産基盤の充実」「豊かな産地の育成」「農業と環境の共生」「農業振興のためのネットワーク強化」と示し、施策項目ごとに平成33年度の目標値を定め、諸施策を体系的に実施し、農業の振興を図っていくこととされている。

概要

【基本目標】

みんなで支え、次世代に繋ぐ、和歌山市農業

【基本方針】

- 1 担い手の育成・確保（人）
- 2 農地の保全と生産基盤の充実
- 3 豊かな産地の育成
- 4 農業と環境の共生
- 5 農業振興のためのネットワーク強化

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

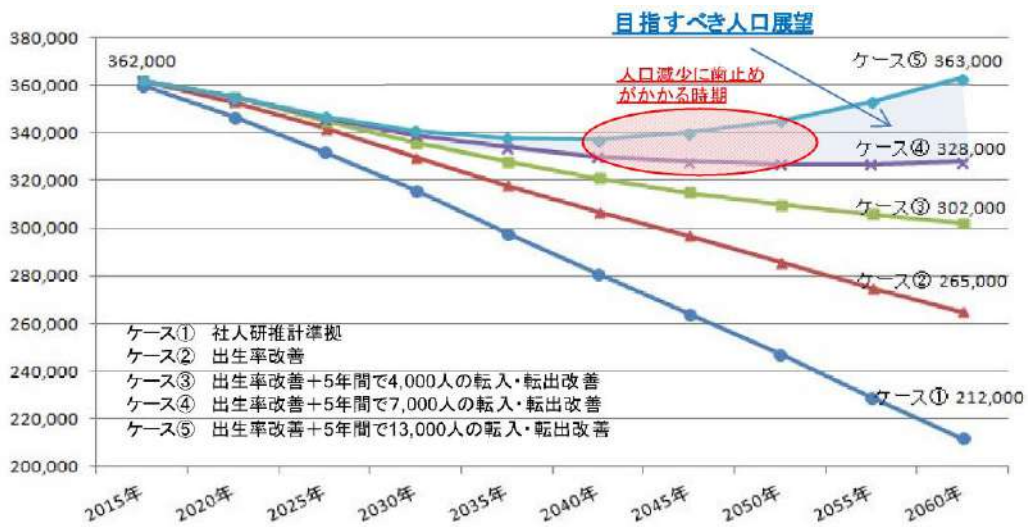
(5) 和歌山市人口ビジョン及び和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

①和歌山市人口ビジョン

和歌山市人口ビジョンは、人口増減の要因や課題を明確にし、平成72年(2060)までの本市のあるべき将来人口の推計を定める計画である。平成27年10月に策定された。

平成25年(2013)3月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、本市の2060年の人口は約21万人まで減少すると示されているが、将来にわたって30万人を確保するため、人口減少に歯止めをかける施策を積み上げ、平成72年(2060)に約33~36万人をめざすこととしている。

なお、国土交通省の「国土のグランドデザイン2050~対流促進型国土の形成~」においては、主要な都市の機能を維持するためには30万人程度の人口規模が必要であると考えられている。



総人口の推移、推計

②和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、急激な人口減少に歯止めをかけ将来に向かって活力を維持するための、まち・ひと・しごとの創生を一体的に推進する上で必要となる施策についての基本的な計画である。平成27年10月に策定された。

第5次和歌山市長期総合計画で定めている将来像“きらり 輝く 元気和歌山市”を実現するため、4つの基本目標を定めている。

基本目標の一つである「和歌山市への新しいひとの流れをつくる」では、「シティプロモーションの推進」として、本市の歴史を含めた魅力を積極的に発信することや、地域資源を活用した新たな“わかやましブランド”を確立することを掲げている。

概要

【基本目標と基本的方向性】

国及び和歌山県の総合戦略を勘案した上で、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える和歌山の「まち」を元気にするため、次の4つの基本目標を掲げ、『きらり 輝く 元気和歌山市』の実現に向けた具体的施策に全力で取り組む

【基本目標Ⅰ】 安定した雇用を創出する

【基本目標Ⅱ】 和歌山市への新しいひとの流れをつくる

【基本目標Ⅲ】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標Ⅳ】 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(6) 和歌山市産業振興ビジョン

和歌山市産業振興ビジョンは、平成28年3月に策定された、本市の経済の活性化および魅力あるまちとしての維持・発展をめざすための、目標やその実現に向けた取組みを位置付ける計画である。

戦略の一つとして「地域資源の再評価等によるブランド力の強化と観光資源の創出」を掲げ、地域資源の再評価、ストーリーづくりや、市民の地域資源に対する誇りや愛着の醸成を施策として位置付けている。

地域資源の再評価においては、和歌山大学、鉄道事業者、旅行会社等の関係機関と連携し、歴史、文化、自然、産業、食等を対象に地域資源の洗い出しと再評価作業を行い、さらに再評価した資源はテーマ別、体系的に整理して組み合わせ、ストーリーづくりを行うこととしている。

概要

【和歌山市の産業の目指すべき姿】

- ・事業者、産業関係団体、教育機関等、金融機関、市民及び市が相互に協力して総合力を発揮し、地域資源を最大限に活用することにより、本市経済の活性化が実現された状態。
- ・本市の観光資源の良さを市民が認識し、愛している。そして、本市独自の魅力が国内外に伝わり、多くの観光客を惹きつけることで、観光業は本市の成長を牽引する産業の一つになっている状態。

テーマ① 既存産業の更なる成長促進

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 戦
略 | 【1-1】製造業の強みを次世代に引き継ぐための中核的企業の発掘と成長促進 |
| | 【1-2】歴史と伝統ある産業の持続的な発展を目指すためのブランド化 |
| | 【1-3】地域の生活を支えるサービス産業の生産性向上 |

テーマ② 新事業創出と産業間連携等の促進

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 戦
略 | 【2-1】生活を豊かにする新ビジネスの創出と創業者の育成 |
| | 【2-2】和歌山の特産品・特性を活かしたコラボレーションの促進 |
| | 【2-3】和歌山の魅力を総動員した企業立地の推進 |

テーマ③ 観光の稼ぐ力の強化

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 戦
略 | 【3-1】地域資源の再評価等によるブランド力の強化と観光資源の創出 |
| | 【3-2】和歌山観光の効果的プロモーションによる滞在型観光の促進 |
| | 【3-3】外国人観光客の誘客拡大 |

テーマ④ 産業を支える「ひと」の確保と「まち」の形成

- | | |
|--------|----------------------------|
| 戦
略 | 【4-1】和歌山を愛し、暮らし働く人材の育成・確保 |
| | 【4-2】女性・高齢者など誰もが働きやすい環境づくり |
| | 【4-3】産業を支えるまちづくりの推進 |

(7) 日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」を活用した誘客促進基本計画

平成29年度に「絶景の宝庫 和歌の浦」が日本遺産に認定されたことに伴い、認知度の向上を図るため国内外に向け積極的に情報発信するとともに、観光客を受け入れるためのさまざまな対策を講じることで、日本遺産観光を目的とした誘客と和歌の浦地域の周遊・滞在を促進し、もって、地域の経済活性化を図ることを目的とした計画である。

和歌山県、和歌山市、海南市、和歌山県観光連盟、和歌山県文化振興財団、和歌山市観光協会、和歌の浦観光協会、海南市観光協会からなる「和歌の浦日本遺産活用推進協議会」では、日本遺産認定を和歌の浦地域における観光振興の絶好の機会と捉え、そのストーリーを構成する文化財を中心に新たな観光ルートを形成し、効果的に情報発信を行うことで誘客を促進する。

また、日本遺産は新たな観光資源であるため、案内看板の整備や地域における人材育成等を併せて行い、観光客の利便性と認知度の向上を図る。

さらに、熊野古道等の観光資源と隣接する立地を活かし、周遊ルートを効果的に情報発信することで、和歌の浦エリアでの滞在時間の延長を促進する。

そして、日本人の精神文化の源ともいえる和歌に始まり、いつの時代も人々を魅了し、様々な芸術を育んできた和歌の浦の情景を未来に継承していくための普及啓発を行うこととしている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画では、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承や歴史的建造物の保存・活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図る。また、これらの取り組みと併せて歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

指定文化財は文化財保護法等に基づき保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物は修理等への支援を実施するとともに、新たに文化財指定すること等により歴史的建造物の保存を図る。

指定文化財の建造物は、文化財保護法や和歌山県文化財保護条例及び和歌山市文化財保護条例に基づき、今後も保存・活用を図る。損傷が進行している指定文化財については、文化庁や和歌山県教育委員会、専門家等の指導を仰ぎながら、適切な修理を行い保存するとともに、積極的な活用を図る。

指定文化財以外の建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定するとともに、和歌山市文化財保護条例に基づく文化財の指定、または文化財保護法に基づく登録有形文化財への登録を検討し、今後の保存・活用を図る。加えて、これら建造物の積極的な活用を推進していくことによって、市民に対して広く建造物の価値を示していくものとする。

なお、損傷が進行している建造物は、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。

市が所有・管理する歴史的建造物については、指定文化財・未指定文化財の別に関わらず、必要に応じて耐震診断、耐震工事、公開や活用のためのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、周辺の散策路等を整備することなどにより活用しやすい環境を構築することを目指す。

(2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の活動は、地域住民のみで対応するには限界があり、行政をはじめ多様な主体の参画と協働を得る中で、地域の歴史文化資源の保全や伝統文化を反映した活動に関わる人々や各種団体等への支援の充実に取り組みながら、継承を図る。

また、市民が伝統文化活動に触れることのできる機会づくりやイベント等の実施や、市民活動団体等が主体となった取り組みが継続していけるよう必要な支援の実施により、これらの活動への積極的な参加と、将来の担い手の育成を図っていくこととする。

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する方針

歴史的建造物等を取り巻く環境は、可能な法制度の活用や、事業の実施、景観計画に基づく景観重点地区の指定や町並みルール策定への支援等により環境の保全を図る。

周辺環境の価値の顕在化や地域住民等の理解醸成のため、町並みの調査や情報発信等の取り組みを進める。

また、一体的な歴史的町並み周辺の歴史的環境を向上させるために、各種のまちづくり施策と連携を図りながら、建造物の外観修景、道路美装化、電柱電線類の地中化や移設を推進すると

もに、周辺部におけるバス交通の改善や駐車場の整備等アクセス環境の改善を推進する。その際は町並みに配慮したものになるよう、計画的な整備を目指すものとする。

歴史的建造物やそれらを取り巻く建造物で空き家となっているものについては滅失の防止や景観の観点から、地元組織等と連携しながら、空き家に関する情報共有や対策の検討を行う。

本市の歴史的建造物にはその周辺の自然環境と一体をなして総体として歴史的風致を形成しているものが多いことから、自然環境の適切な維持管理を図る。特に和歌の浦の干潟、海浜、島嶼等についてはその自然環境を壊さないように計画的に保全を図っていくこととする。

さらに、地域ならではの風習や歴史・文化に触れることができ、自然環境の良好な眺望景観を楽しみ、また、回遊することにもつながる公園や広場、遊歩道の整備を行う。

(4) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する方針

歴史的風致の認識を高めるための取り組みは、歴史的建造物付近や交通結節点等での説明板や誘導サイン等の設置、観光マップ等の作成を行う。情報発信の拠点となる施設についても、今ある施設の活用と、新たな拠点整備を進めることにより、より歴史的風致の認識を高めていくことを目指す。誘導サイン等の公共サインについては、歴史的風致を醸し出す景観に配慮しつつ、周遊路としての一体感を生み出すため、デザインについては関連機関とともに協議を行いながら、計画的に進めることとする。

また、市立博物館やわかやま歴史館における歴史に触れられる企画展示や講座とあわせて、本市の歴史的風致に関係する市民活動団体等と協働によるイベント等の開催を継続して行う等、各種団体と連携した情報発信を行うことで、市内外の人々を問わず歴史的風致の認識を積極的に高めていく。

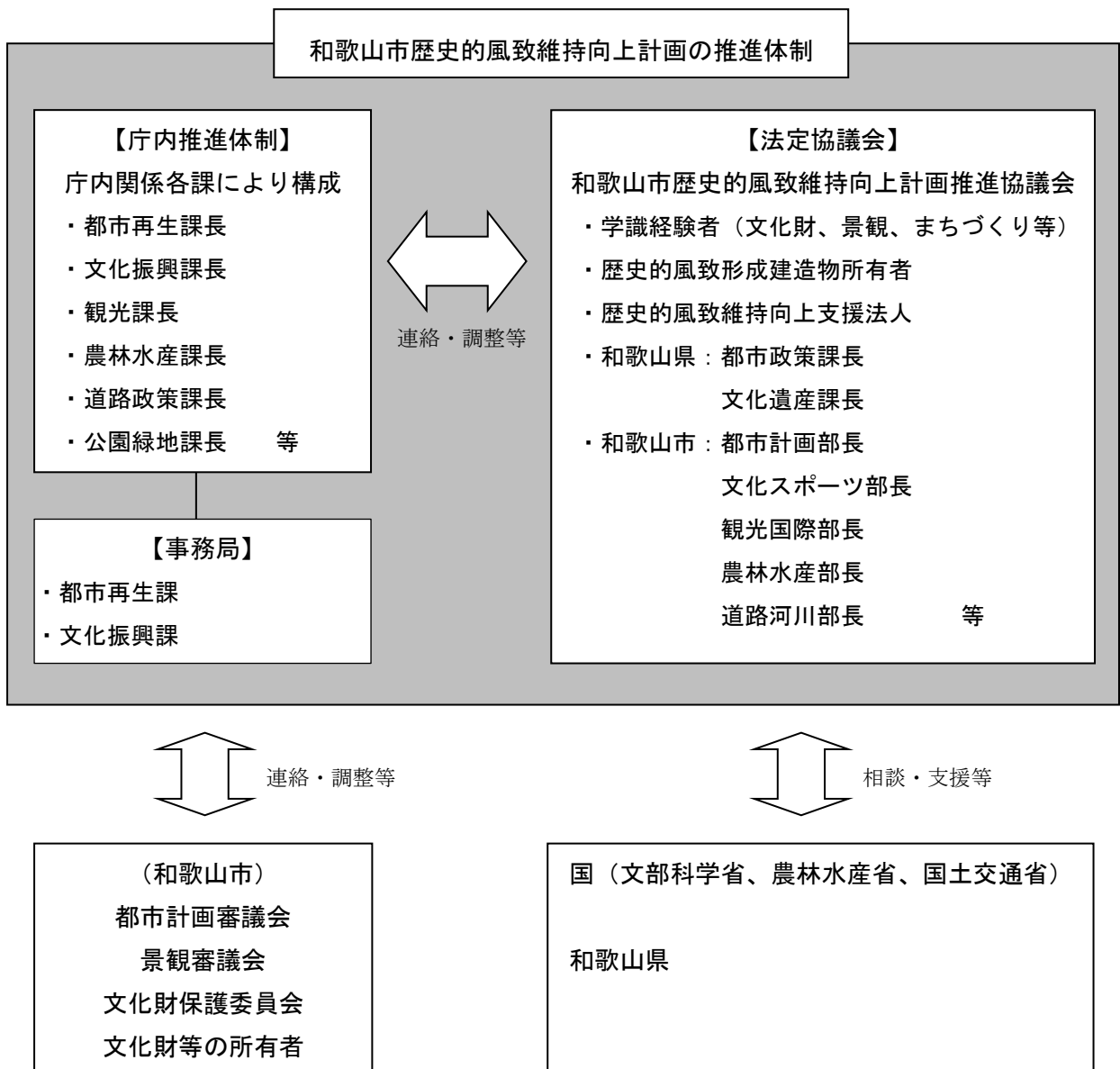
歴史的風致に関係する文化財等の調査成果等については、市民等に積極的に公開する機会を通じて普及啓発を図る。

そのほか、それぞれの歴史的風致において、地域の歴史や文化、伝統、価値に関する理解や周知が十分でないこと等から、パンフレットや冊子、ホームページや動画コンテンツ等を作成し、認識の向上を図る。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進体制については、都市計画部都市再生課と教育委員会文化振興課を事務局とした庁内推進体制を設置するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「和歌山市歴史的風致維持向上計画推進協議会」において計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。

また、必要に応じて、本市の都市計画や景観、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。



歴史的風致維持向上計画の実施体制

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

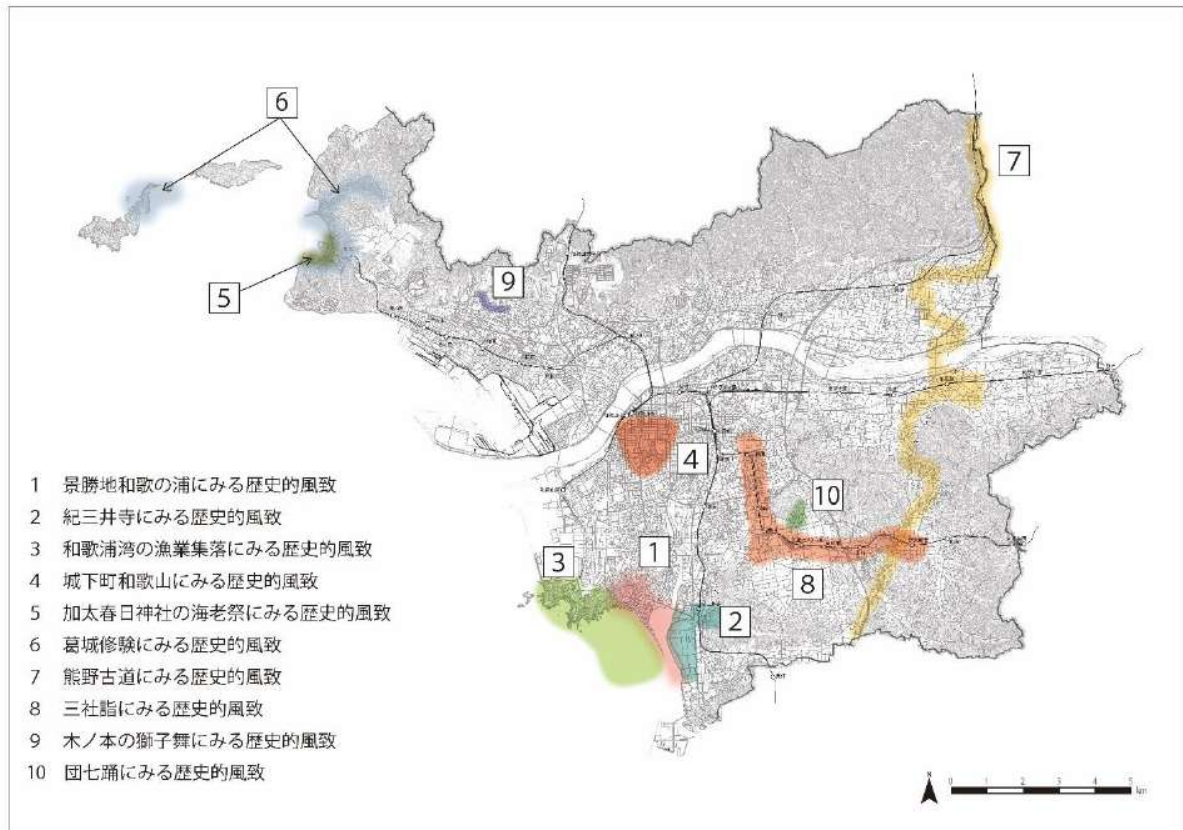
本市の歴史的風致は、古代から都に近い海の景勝地として発展した経緯と密接に関連し、形成されてきた。「和歌の浦」はその代表的なものであり、和歌の歌枕、風光明媚な景勝の地としてその名を広く知られ、江戸時代の紀州徳川家の整備によって現在の形となった。

名草山^{なぐさやま}に位置する西国三十三所観音巡礼二番札所の紀三井寺^{きのみいでら}を望み、また、隣接する漁村文化を育んだ田野・雑賀崎^{さいかざき}集落とも一体となって、和歌浦湾を取り囲む一帯には多くの歴史的建造物が位置し、それらを取り巻く人々の生業、祭礼が受け継がれてきた。昨今においては国指定名勝として指定されるとともに、日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」としてその類い希な景観の価値が認められ、周辺の自然とも一体となった本市の特徴を良く現す歴史的風致を形成している。

また、豊臣秀吉が築城を命じた「和歌山城」を中心に、徳川御三家の城下町として整備されるとともに、周辺都市とは街道で結ばれ、物資・人々の往来が盛んとなり、城下町は大いに繁栄した。戦災によって市街地の大半を消失したものの、寄付によって天守閣の復興がなされ、桜や紅葉に彩られる地として長く親しまれており、現在においても市民にとって愛着のある歴史的風致を形成している。

さらに、本市には海や山、平地において人々の信仰、生業、文化とともに形成された風習、行事が広く分布している。江戸時代に藩をあげての祭礼であった和歌祭をはじめ、和泉山地を修行の場とした葛城修験^{かつらぎしゅげん}は古代末から続き、紀三井寺^{きのみいでら}では地域住民が西国霊場を支えてきた。沿岸部の漁村文化、荘園に端を発する農耕文化も栄え、雑賀崎^{さいかざき}の旧正月、加太^{かた}の海老祭、木ノ本の獅子舞等、各地で豊漁や五穀豊穰を祈念する伝統行事が生まれ、地域住民によって現在にまで受け継がれてきた。また、近代の世相を反映した三社詣^{さんしゃまいり}も盛んとなった。これらは、今なお市民の暮らしに身近な活動として、脈々と継承されている。

第4章 重点区域の位置及び区域



2. 重点区域の位置

重点区域は、重要文化財等として指定された建造物を中心に、歴史的価値の高い建造物が集まり、歴史的・地域的關係性に基づく一体性をもって良好な市街地環境を形成している範囲であつて、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な範囲とする。

本市の歴史的風致としては第2章にて10の歴史的風致を掲げているが、中でも本市の代表的な歴史的風致として維持向上すべき重点区域の設定の考え方として、

- ・価値の高い歴史的建造物や重要文化財・名勝等の指定が集積しており、それらが人々の生活や活動の中で長きにわたり継承されている区域
- ・海浜、湾や山等の自然環境と一体となって歴史的風致が形成されており、その価値が広く認められた区域
- ・複数の歴史的風致が相互に關連性を有している区域

を設定する。

上記の設定の考え方に基づき、和歌浦湾を囲む形で形成され、相互に關連性を有する「景勝地和歌の浦にみる歴史的風致」「紀三井寺にみる歴史的風致」「和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風

致」を包括する範囲を重点区域として設定する。

和歌の浦においては、万葉の時代以来の景勝の地として、江戸時代の紀州徳川家による整備がなされ、その景勝美を求め遠くから人々が訪れる場となり、紀州東照宮の例大祭「和歌祭」が創建以来継承されている。

また、和歌の浦の干潟を挟んで対岸に位置する紀三井寺は、西国巡礼の第二番札所として熊野参詣と並び盛んとなった西国巡礼の拠点として栄えた。春には早咲きの桜を求めて訪れる花見客が、名草山から対岸の和歌浦の春の景色を楽しんでいる。

隣接する田野・雑賀崎の漁業集落は、和歌浦十景にも数えられ、近代には奥和歌とよばれ、和歌浦にも含まれる地域でもあった。

これらが一体的な環境として認識されたのは参拝や物見遊山が活発化した近世においてであり、江戸時代17世紀初頭の作である名古屋城本丸御殿対面所次之間の障壁画には、東は名草山・紀三井寺から西は雑賀崎までが描かれ、和歌の浦を正確に描いた住吉如慶の「紀州若浦ノ図」でも同様の範囲が描かれている。歴史上、和歌の浦の範囲は、和歌川河口部一帯を指し、北側は高松、東は名草山、南は片男波の砂嘴、西は雑賀崎までを含むと考えられる。

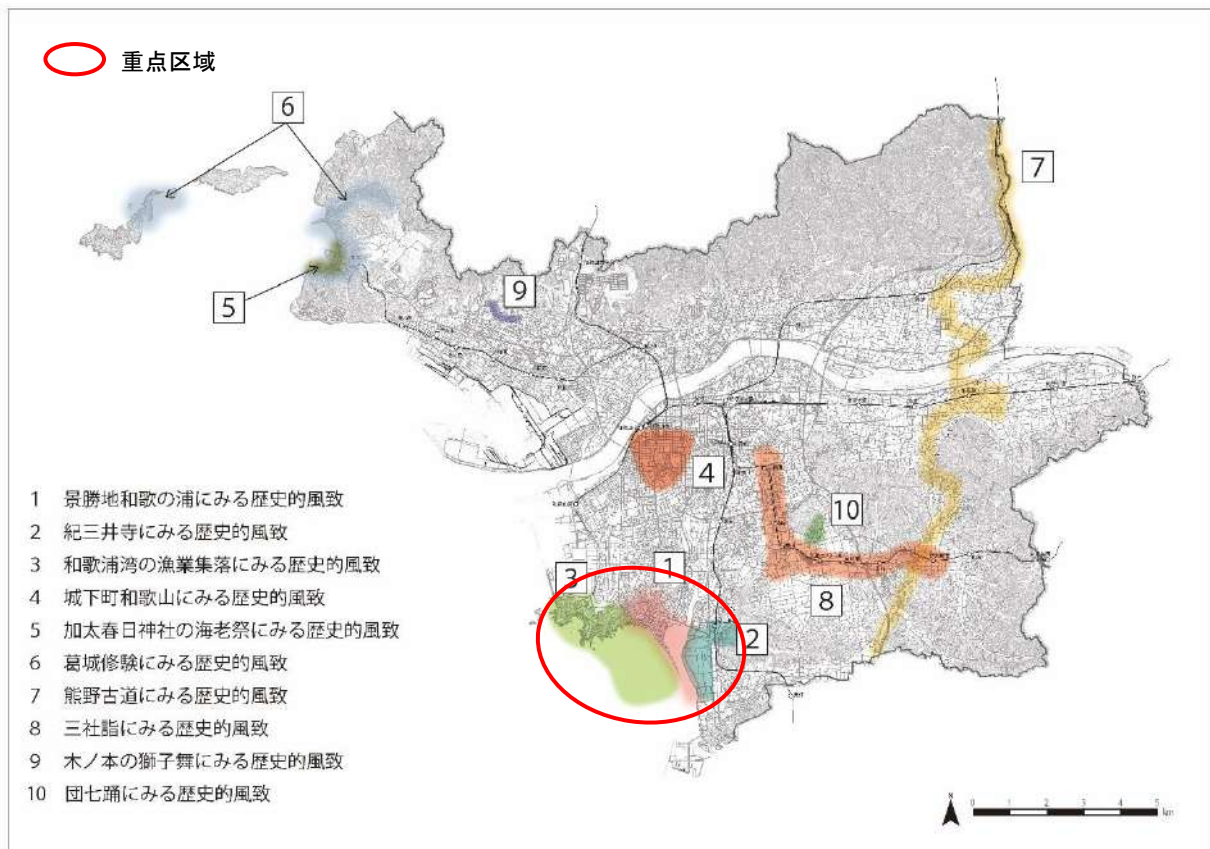
現在においても、和歌浦湾を中心としたこれらの範囲は、歴史的建造物や重要文化財・名勝等の指定が集積し、自然環境をも含めた総体としての歴史的風致を形成しており、かつ、密接に関連性を有している区域であり、日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」として、その一体的な価値が広く認められた区域でもある。

これらの区域においては、文化財保護法に基づく重要文化財・名勝の指定といった保護措置のほか、都市計画（風致地区）や景観法（景観計画における景観重点区域の指定）、屋外広告物法等に基づく規制・誘導、あるいはソフト面を含む文化政策や、住民の手による伝統文化を継承する活動等により維持向上を図ってきたところであるが、少子高齢化に伴う地域コミュニティの弱体化、和歌祭や三井水の保全活動、雑賀崎の旧正月や田野浦衣美須神社の幟揚げ神事といった地域に息づく伝統行事や伝統文化等の継承者不足、歴史的な建造物の毀損等により、本市固有の歴史的風致が失われる懸念がある。また、これらの区域が持つ歴史的風致がもつ価値や重要性についての共通認識が十分に醸成されていない。

重点区域においては、文化財や歴史的な建造物等とそれらに結びついた人々の活動の維持や発展に重点的に取り組み、当該区域の歴史的風致の維持向上を効果的に推進するものとする。また、これを通じて、その他の歴史的風致の維持向上にも効果を波及させ、ひいては本市全域の歴史的・文化的魅力の向上を目指すものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合等に適宜見直すものとする。

第4章 重点区域の位置及び区域



重点区域の位置図

3. 重点区域の区域・名称・面積

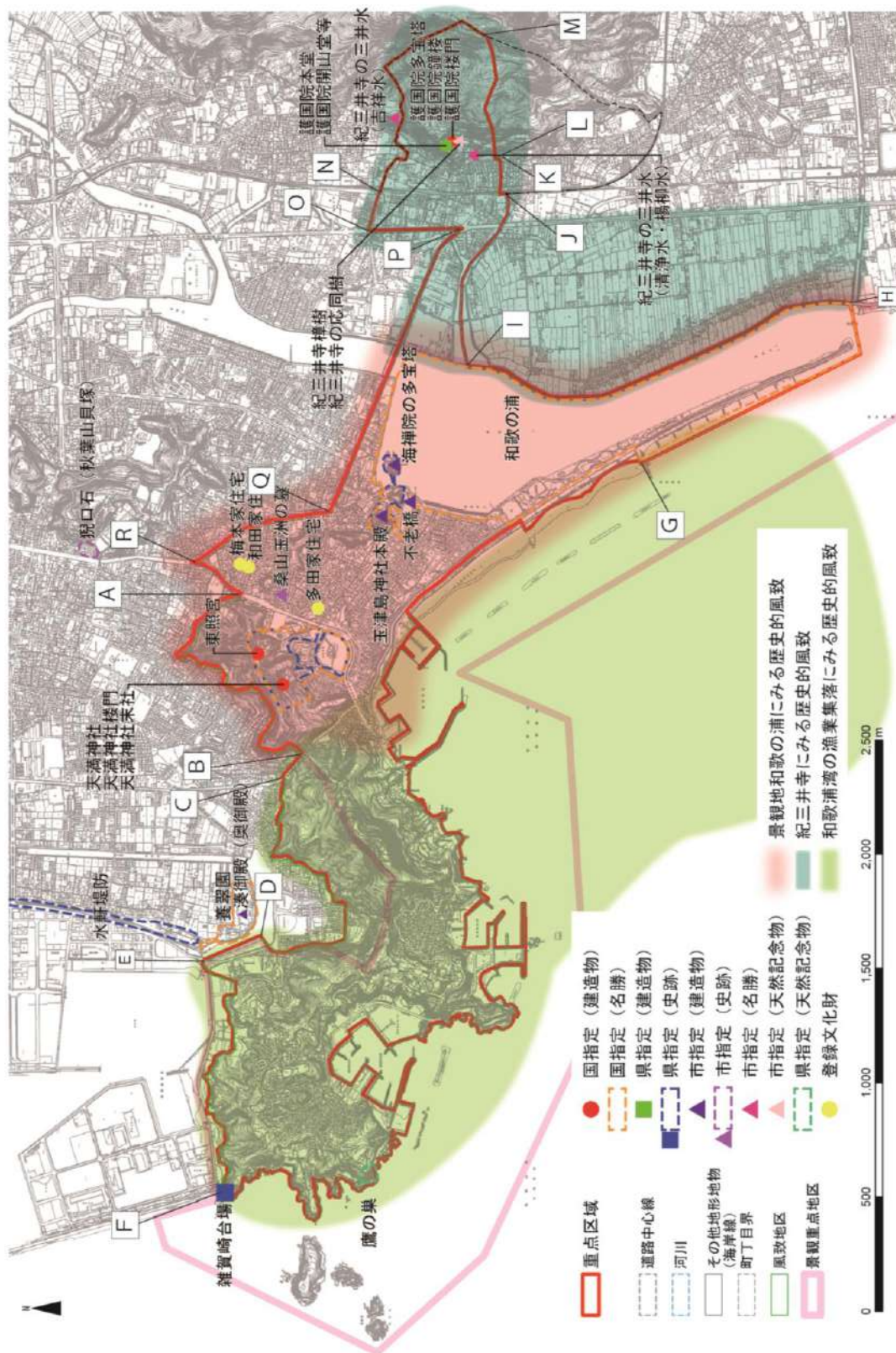
重点区域は、国指定名勝和歌の浦の指定地を中心とし、そこから連担する紀三井寺の歴史的建造物や三井水、参詣のルートとなる参道・街道を包含する範囲、さらには田野・雑賀崎の漁業集落を含めた範囲で設定する。

具体的な区域の境界は、和歌浦を囲む、田野・雑賀崎、和歌浦の背後に位置する高津子山、ならびに紀三井寺の背後に位置する名草山の尾根線（風致地区界、町丁目界）を結び、和歌浦内の市街地や集落、干潟や漁港等を包含した範囲を重点区域として、次のように定める。

重点区域の名称	和歌の浦区域
重点区域の面積	約384ha

重点区域は、新和歌浦雑賀崎風致地区の界線に沿って進み、新和歌浦中之島紀三井寺線を北上し、また新和歌浦雑賀崎風致地区の界線に沿い、水軒川を北上する。さらに、新和歌浦雑賀崎風致地区の界線に沿って進み、和歌浦湾の海岸線を東へと進み、和歌の浦の国指定名称区域境界線を南下する。臨港道路毛見1号線、市道名草136線を北上し、紀三井寺川を上流へと進む。遍照院に続く道路に沿って進み、遍照院の敷地境界に沿い、名草山の尾根線に沿って上がる。さらに

尾根線（和歌山市紀三井寺の町丁目界）に沿って進み、市道紀三井寺駅前線を西へ、県道和歌山・海南線を南下する。国道42号に沿って西へと進み、和歌浦口雑賀崎線を南下した範囲とする。



重点区域範囲

第4章 重点区域の位置及び区域

区域の境界

A～B	新和歌浦 ^{さいかざき} 雑賀崎 ^{さいかざき} 風致地区 第一種風致地区と第三種風致地区の界線	J～K	遍照院に続く道路中心線
B～C	新和歌浦中之島 ^{きみいでら} 紀三井寺線の道路中心線	K～L	遍照院の敷地境界
C～D	新和歌浦 ^{さいかざき} 雑賀崎 ^{さいかざき} 風致地区 第三種風致地区と第四種風致地区の界線	L～M	尾根線
D～E	水軒 ^{すいげんがわ} 川の河川中心線	M～N	尾根線・道路中心線（和歌山市紀三井寺 ^{きみいでら} の町丁目界）
E～F	新和歌浦 ^{さいかざき} 雑賀崎 ^{さいかざき} 風致地区 第二種風致地区の界線	N～O	市道紀三井寺 ^{きみいでら} 駅前線の道路中心線
F～G	海岸線	O～P	県道和歌山・海南線の道路中心線
G～H	国指定名勝区域境界線	P～Q	国道42号（中央通り）の道路中心線
H～I	臨港道路毛見1号線、市道 ^{なぐさ} 名草136線の道路中心線	Q～R	国道42号（中央通り）の道路中心線
I～J	紀三井寺 ^{きみいでら} 川の河川中心線	R～A	和歌浦口 ^{さいかざき} 雑賀崎 ^{さいかざき} 線の道路中心線

4. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域は、本市の歴史的風致のなかでも本市を代表する「景勝地和歌の浦にみる歴史的風致」「紀三井寺にみる歴史的風致」「和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風致」を対象としている。これらは、本市の歴史的背景から見ても中枢をなすものであり、歴史・文化の厚い蓄積があることに加えて、観光や都市機能の面でも枢要な区域であり、景観イメージの形成にも重要な役割を果たしている。

このため、重点区域での施策の推進は、当該区域の歴史的風致の維持向上並びに全市的な歴史文化的魅力の向上に寄与し、市民の郷土意識の向上、歴史文化への誇りの醸成につながるものである。

さらに、「和歌山市長期総合計画」や「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に位置づけられた関連施策との連携により、観光・産業・地域コミュニティ・都市プロモーションといった分野においても相乗効果が期待され、市民や活動団体との連携が促進され、また、観光客等の来訪者に対する利便性や満足度の向上にもつながっていくことが期待される。

こうした広範な分野にわたる効果を求めることによって、交流人口の増加や外部目線からの地域の再評価がもたらされ、市民の歴史文化への認識やふるさと意識を一層深めることにつながり、ひいては地域の伝統文化への理解や参画が促進されてそれらの維持継承に好影響が生まれることも期待される。

5. 良好な景観の形成に関する施策との連携

本市では、都市計画の指定のほか、「和歌山市景観計画」「和歌山市景観条例」「和歌山市屋外広告物条例」等に基づいて良好な景観の形成に関する施策を推進しており、重点区域における取り組みも、これと連携して推進するものとする。

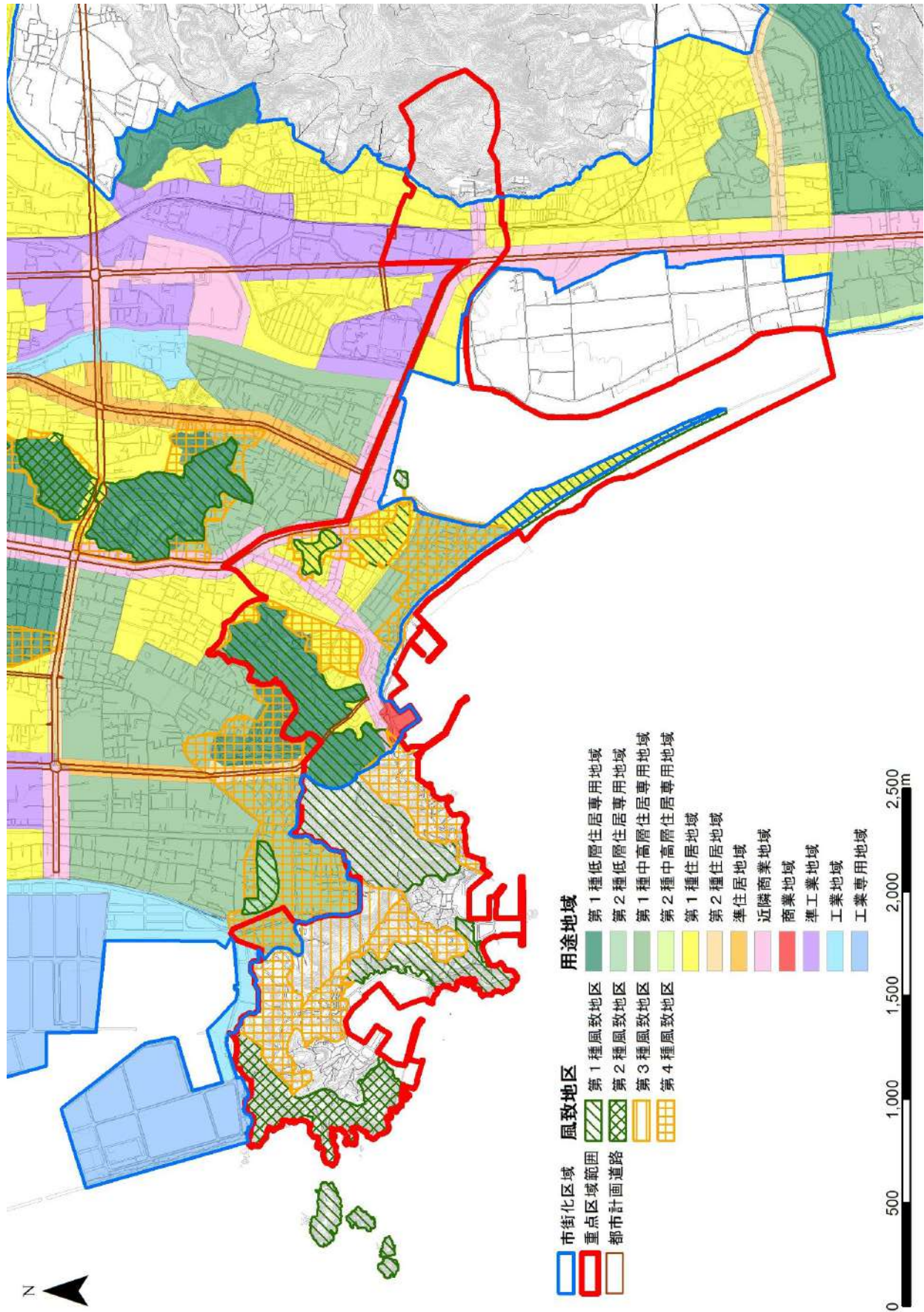
(1) 都市計画

本市は市域全域が都市計画区域になっており、重点区域は、市街化区域と市街化調整区域にまたがっている。

また、都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地等の自然環境やこれら自然環境と調和した良好な住環境が形成されている地区の維持を目的に風致地区を指定しており、「和歌浦風致地区」「新和歌浦雑賀崎風致地区」の2地区を指定している。

引き続きこれらの地域地区等を運用し、良好な景観形成を推進するものとする。

第4章 重点区域の位置及び区域



都市計画総括図と重点区域の範囲

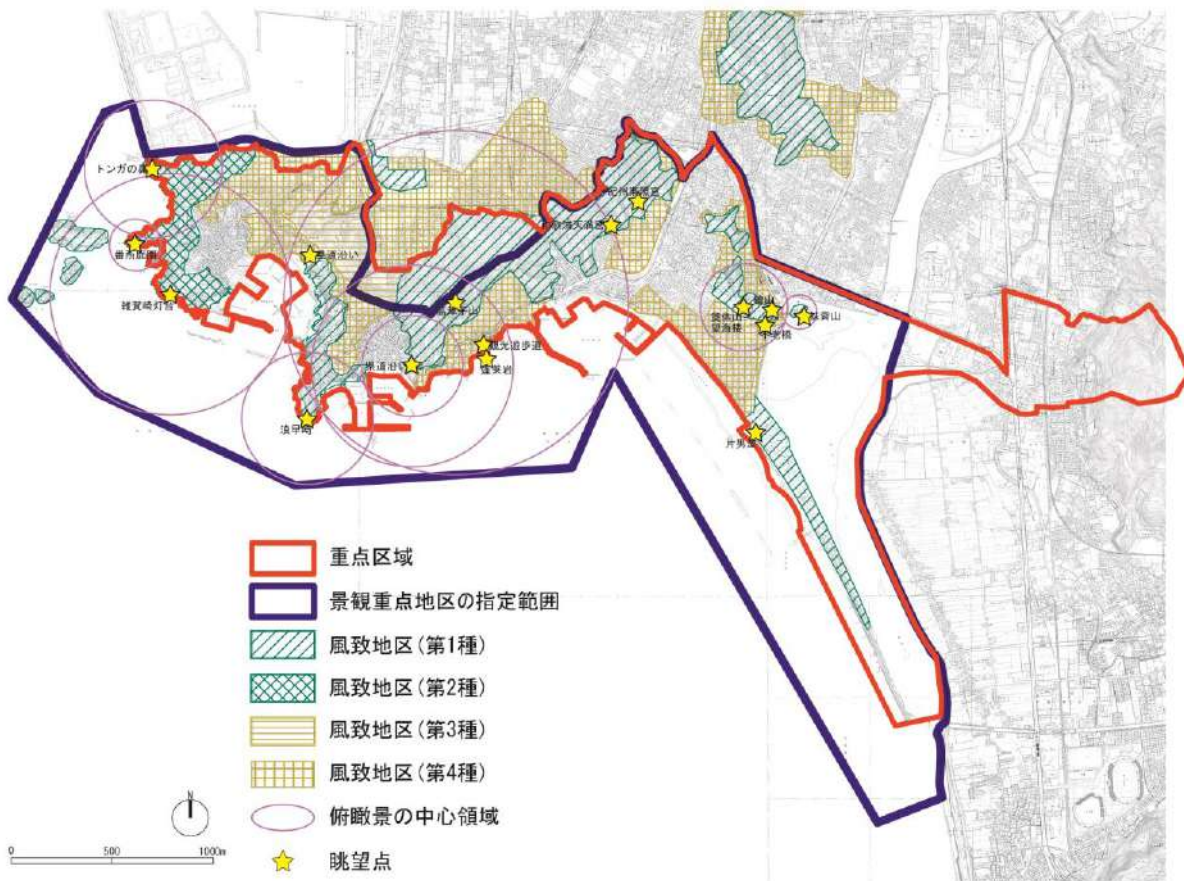
(2) 和歌山市景観計画

和歌山市景観計画により、市域全域を景観計画区域と定め、良好な景観の形成に関する方針や建築物等の行為の制限に関する事項等を定めている。

その上で、市を象徴する景観として市民の関心も高く、市の顔となる景観上重要な地区を景観計画における「景観重点地区」として、規制誘導方策等を含めた積極的な景観形成を図っており、その一つとして「和歌の浦景観重点地区」を指定し、地区固有の景観の特性に即した景観形成の目標及び方針、さらにはきめ細かな建築物等の行為の制限に関する事項を定めている。

これらはいずれも本計画の重点区域内に位置していることから、引き続き「景観重点地区」として、行為の制限による良好な景観形成を推進するものとする。

【景観重点地区の指定】	
和歌の浦景観重点地区	
<p>【目標】 湾・島しょといった独特の地形・自然の中で、人々の営みが調和して創り育ててきた眺望景観を未来に継承する</p>	<p>【方針】 ①高台から湾を見下ろす（俯瞰する）眺望景観の保全 ②海際から見上げる（仰瞰する）・見わたす眺望景観の誘導 ③眺望を阻害する要因の改善</p>



風致地区・景観重点地区区域図

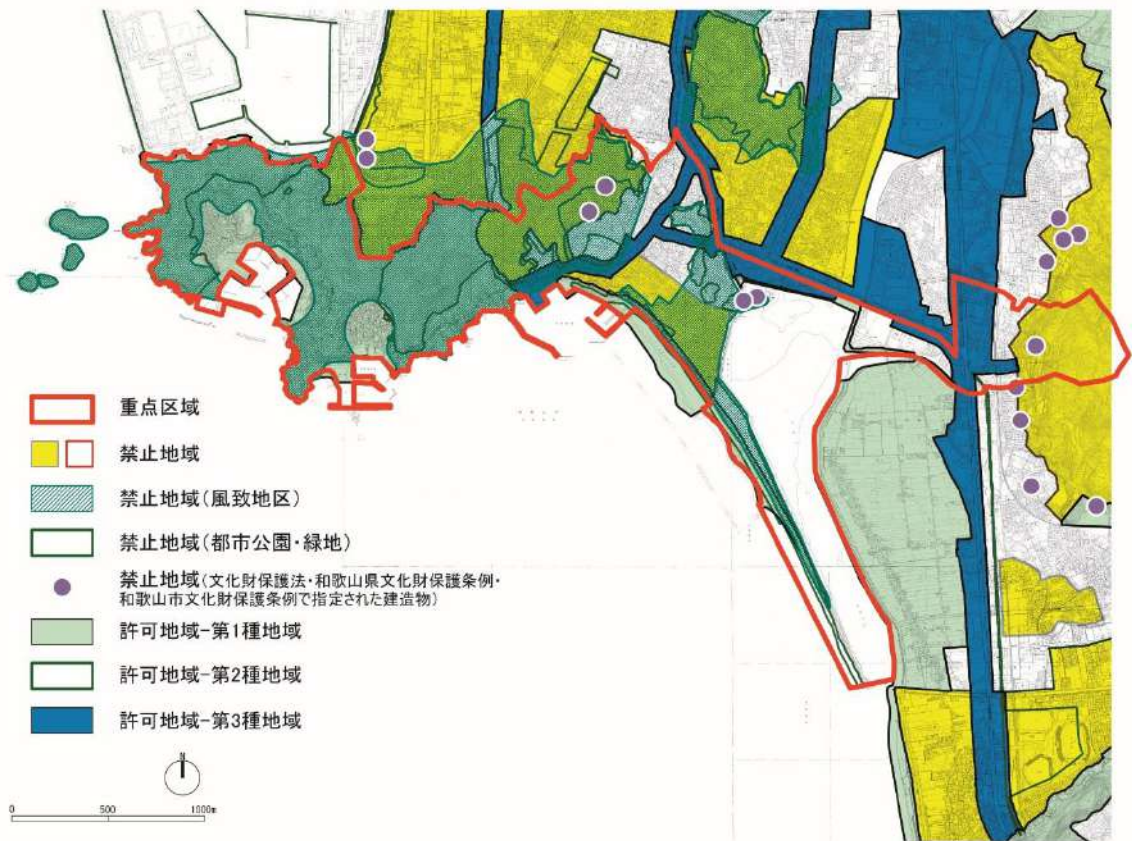
第4章 重点区域の位置及び区域

(3) 和歌山市屋外広告物条例

和歌山市屋外広告物条例により、市域全域を対象として運用を図っており、掲出区域に関する規制（許可地域、禁止地域の設定）と、掲出物件に関する規制を行っている。

重点区域のうち、和歌浦・田野・雑賀崎^{さいかざき}においては、大半が風致地区の指定によって同条例の禁止地域に指定されており、良好な景観を形成し又は風致を維持するために、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止している。また、紀三井寺^{きみいでら}及びその周辺の区域についても大半が禁止地域に指定されている。

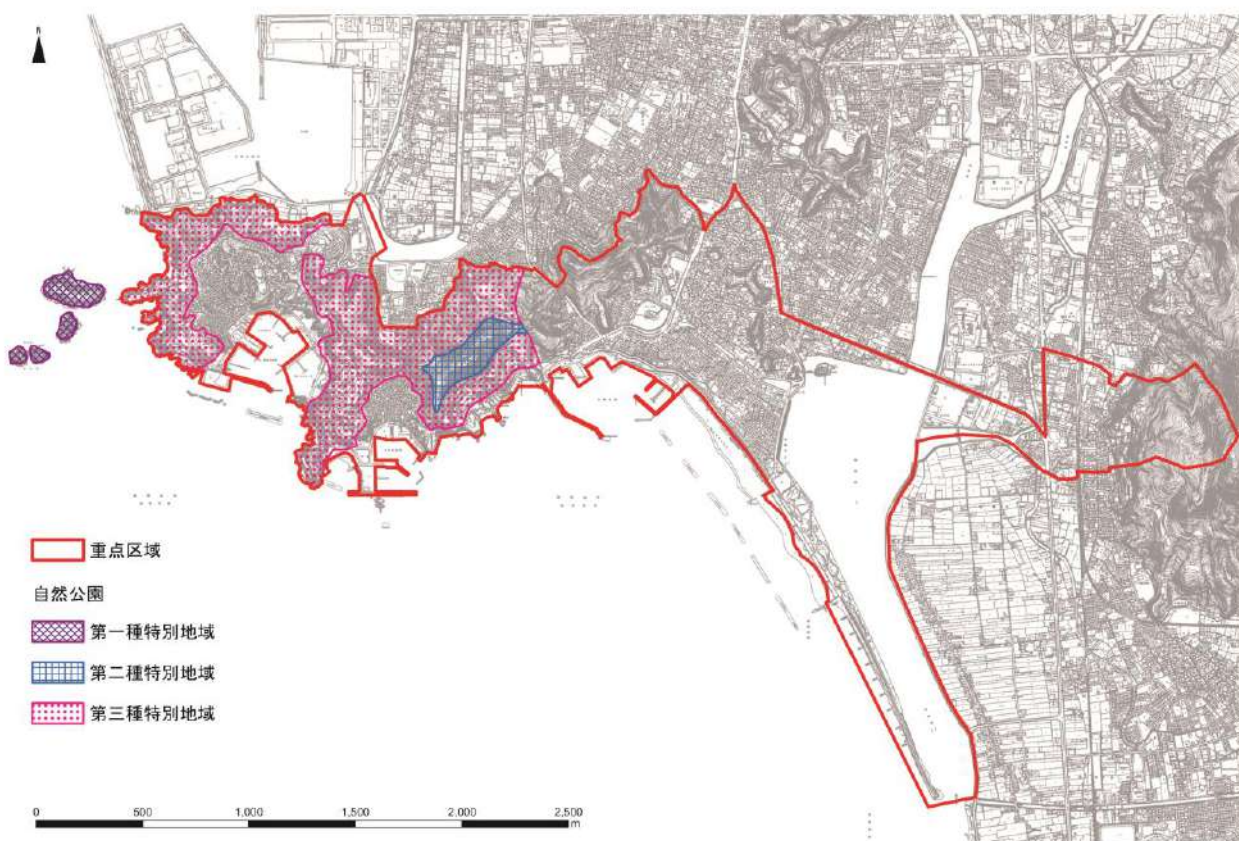
これらの屋外広告物の誘導の取り組みを継続し、良好な景観形成を推進するものとする。



屋外広告物条例指定区域図

(4) 国立公園

本市の沿岸部は自然公園法に基づく国立公園（瀬戸内海国立公園）として、環境大臣により指定されており、和歌の浦区域の沿岸部も含まれている。当公園は、自然公園法に基づき、区域内は第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域に区分されており、公園事業の執行として行う行為等を除き、次ページの表のように、建物の新築、土地造成、樹木伐採等、風景地に影響を与える行為の規制が適用されている。今後も環境省と協議を行いながら、これらの自然環境の保全の取り組みを継続し、良好な景観形成を推進するものとする。



自然公園区域図

第4章 重点区域の位置及び区域

地域区分と行為の規制

地域区分	説明	行為の規制
第一種特別地域	特別保護地区（特に嚴重に景観の保護を 図る必要のある地区）に準じ風致を維持 する必要性が高い地域であって、現在の 風致を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区（学術研究のための行為等極めて限定さ れた範囲の行為のみ許可）に準じた扱い。
第二種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整 を図ることが必要な地域	許可制 林業は 30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活 動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施 設は原則として許可している。 地形、水利上他には設置できないダム、水力発電所 については、各種の条件を付して許可することがある。
第三種特別地域	通常の農林漁業活動については原則とし て風致の維持に影響を及ぼすおそれが少 ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第 二種特別地域とほぼ同様。

許可申請・届出を要する各種行為の一覧（●：許可 ▲：届出）

行為の種類	特別地域 法第20条第3項
工作物の新築、改築、増築	●
木竹の伐採	●
指定区域での木竹の損傷	●
鉱物の掘採や土石の採取	●
河川、湖沼等の水位・水量の増減	●
指定湖沼等への汚水の排出等	●
広告物の設置・表示	●
屋外での指定物の集積・貯蔵	●
水面の埋立等	●
土地の形状変更	●
指定植物の採取等	●
指定区域での指定植物の植栽・播種	●
指定動物の捕獲等	●
指定区域での指定動物の放出	●
屋根、壁面等の色彩の変更	●
指定区域への立入	●
指定区域での車馬等の乗り入れ	●
政令で定める行為	●
地域指定の際の既着手行為	▲ 法第20条第6項 事後（3月以内）
非常災害のための応急措置	▲ 法第20条第6項 事後（14日以内）
木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く）	▲ 法20条第8項

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市における文化財指定の現況は、国指定文化財 50 件、県指定文化財 66 件、市指定文化財 61 件の合計 177 件の文化財が指定され、市内各地に広範にわたり点在している。

国・県・市指定文化財においては、これまでも、文化財保護法、和歌山県文化財保護条例、和歌山市文化財保護条例に基づく保存管理を実施するとともに、その所有者等に対して保存管理に向けた助言等を行っている。

今後とも、上記の法令に基づき、適切な保存管理を行い、所有者や管理者とも連携のもと、保存や修理、修復等の取り組みを推進する。また、所有者等の理解のもと、その価値を広く認知してもらい後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開等の活用や情報発信に取り組む。

さらに、文化財の指定・登録への取り組みが進むよう、大学他の研究機関や民間団体とも連携し、歴史的建造物等に関する調査成果の共有を図るとともに、調査を継続して実施し、その価値が認められたものについては、文化財指定・登録制度を活用し、保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備、防災対策等を実施する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理（整備）にあたっては、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検により損傷の早期発見に努めるとともに、所有者等の意識向上のための適切な助言を実施する。

また、文化財の修理にあたっては、文化財の持つ価値を損なうことなく適切な保存修理等が施される必要があることから、過去の改変履歴や調査記録等の活用を図るとともに、専門家等と連携のもと詳細な調査を実施のうえで、保存修理のために必要な措置を講じる。

指定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や和歌山県・和歌山市の文化財保護条例に基づいて適切に行うとともに、必要に応じて文化庁に指導を仰ぎながら、関係機関や専門家と連携して実施する。

未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理にあたっては、所有者等と協議しながら、また、関係機関や専門家と連携して実施する。

その際、修理（整備）に要する所有者等の財政的な負担の軽減を考慮し、文化財の修理・整備等に関わる各種補助制度を積極的に活用する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の保存・活用を図るうえで、展示を行うための施設や、文化財を総合的に情報発信する拠点となる施設が重要であり、本市においても、文化財を保存・活用する施設として、和歌山市立博物館、わかやま歴史館が整備されてきた。また、市内に立地する県施設である和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘、万葉館とも連携を図ってきた。今後も、これらの施設におい

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

て文化財の展示や情報発信を実施し、市民への文化財への理解と保存又は活用に向けた気運の醸成を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は周辺環境と一体となってその価値を有するものであり、文化財の単体としての保全だけでなく、文化財と周辺環境の一体的な保全に取り組む。

都市計画法や景観法等の関連法令と連動した保全に取り組むとともに、各種整備事業や建築行為等が実施される際に、文化財や周辺の環境との調和の配慮を促すように取り組む。また、文化財周辺の景観を阻害する要素が見られる場合には、所有者や管理者との協議のうえ改善を講じる。

住民等の発意により、文化財及びその周辺環境の保全に積極的に取り組みたい意向が示された場合は、本市景観計画・景観条例に基づく各種制度等を活用しルールづくり等の取り組みの支援を行う。

(5) 文化財の防災に関する方針

木造家屋等の文化財の火災に対し、日頃から所有者や管理者による防災対策を徹底するとともに、万が一発生した場合に迅速な対応が可能となるよう、消火体制の確保や防火訓練の実施、津波発生時の避難経路の確認と避難訓練の実施等、日頃からの備えの実施に取り組むよう促す。

あわせて、文化財の所有者等に対する防災面での啓発活動や、文化財防火デーにおける消防訓練等の実施等に、自治会や市民団体等と協働で取り組む。

歴史的建造物においては、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置を促すものとする他、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施等の地震対策への支援を行う。

さらに、万が一の被災に備えた文化財の詳細の記録の整備や、被災時の被災履歴の記録等、文化財の被災後を見据え将来的な復元に資する史料等の整備に努める。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市における文化財の保存及び活用の普及・啓発については、市内文化財の情報を一覧できる文化財ポータルサイトの運用を行う他、各種講座や文化財の展示・公開の実施とともに、教育委員会や学校と連携した歴史・文化教育の推進、市民等が実施する勉強会・講演会等への支援を実施している。

今後も、市内に点在する文化財について市民や事業者によく知ってもらうため、上記の事業を継続するとともに、講演会・シンポジウム等のイベントの開催等による普及・啓発を図る。また、将来の担い手である子どもたちに対する支援を強化し、学校や教育委員会、博物館とも連携した市内の歴史学習事業の展開を図る。

加えて、地域の住民や活動団体による歴史的風致を生かしたまちづくり活動への支援や、地域住民や活動団体の発意による新たな歴史的風致の発掘・育成に対する支援を行う。

より多くの人々に興味・関心を持ってもらうため、未指定文化財を含め文化財の情報を広く情

報発信し、その重要性を発信していく。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を進める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には文化財担当課との連携によって市内の埋蔵文化財保護に関する業務を行う埋蔵文化財センターがあり、埋蔵文化財包蔵地における記録保存のための発掘調査や史跡整備のための確認調査を実施している。また、埋蔵文化財包蔵地の状況を和歌山市埋蔵文化財包蔵地所在地図で公表し、遺跡保存についての協議や土木工事の際の手続きを明示している。

今後とも、上記に継続して取り組み、埋蔵文化財包蔵地においての届出等の徹底を図るとともに、文化財担当課の指導のもとでの保護を徹底する。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

文化財の保存活用については、文化財担当課が主な役割を担い文化財の保存活用に関する業務全般と、文化財の所有者・管理者に対し文化財の管理・修理についての指導助言等を実施し、埋蔵文化財については埋蔵文化財センターが大規模な発掘調査等に対応している。

また、和歌山市立博物館において、郷土和歌山の歴史・文化遺産に関する市民の理解と認識を深め、教育・文化の発展に寄与することを目的とした展示、市博講座・体験学習・史跡散歩等の事業を実施している。

今後は、歴史的風致維持向上計画の策定を契機として、文化財担当課、博物館に加えてまちづくり担当課や事業担当課等関係部局との連携、調整を図りながら、文化財の保存・活用に取り組む。

また、文化財行政の諮問機関としては、和歌山市文化財保護条例に基づき、和歌山市文化財保護委員会が設置されており、諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、答申する役割を担っている。引き続きこの体制を運営し、文化財保護委員会の意見を文化財保護施策等に反映する。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

市内には、歴史に着目し、文化財にまつわる活動を展開しその保全や活用に取り組む団体が存在しており、それらの活動を活性化させるため、必要な情報提供や広報、人材交流、人材育成等の積極的な支援を講じる。

また、祭礼等の伝統文化の担い手は保存会といった団体以外の地域住民組織が活動しており、後継者の育成を図るための組織強化等を支援する。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

和歌山市の文化財の保存等活動に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
和歌祭保存会	和歌浦	和歌祭（渡御行列）の継承と運営、多方面への啓発等
名勝和歌の浦 玉津島保存会	和歌浦	名勝和歌の浦の自然・歴史・文化を守る活動、講座等
和歌の浦万葉新能の会	和歌浦	新能の開催、高津子山の整備、セミナーの開催、能狂言ワークショップ、和歌の浦の諸団体と協働で名勝和歌の浦の清掃、狂言鑑賞会の開催等
トンガの鼻自然クラブ	雑賀崎	県指定史跡雑賀崎台場周辺の草刈りと里道の整備、トンガの鼻周辺の環境整備、“夕日を見る会”の開催等
和歌の浦語り部の会	和歌浦	和歌の浦の名所の案内等
名勝和歌の浦クリーンアップ隊	和歌浦	名勝和歌の浦の清掃・環境保全等
水軒浜に松を植える会	西浜	県指定史跡水軒堤防の保全・活用等
吉祥水保存会	名草	吉祥水の維持管理、吉祥水感謝例祭の開催等
内川をきれいにする会	本町、城北、雄湊、中之島、新南、大新、広瀬、芦原	内川を清浄化するための啓蒙運動・講演会の開催、紀の川清流の導入に関する研究等
和歌山市語り部クラブ	市全域	観光客に対する歴史や文化等に関する観光ガイド
和佐歴史研究会	和佐	熊野古道王子跡の案内板作成、史跡・偉人の調査・伝承への取り組み等
加太浦大護摩顕彰会	加太	護摩修行の継承等
加太まちづくり株式会社	加太	施設の管理運営、海産物販売、イベント企画、空き家対策等
木ノ本の獅子舞保存会	木ノ本	獅子舞の継承等
NPO しゃかのこし	木ノ本	車駕之古址古墳の保全・活用等
岡崎団七踊保存会	岡崎	県指定民俗文化財団七踊の継承等
神前団七踊保存会	神前	県指定民俗文化財団七踊の継承等
岩倉流永法保存会	新南・大新・広瀬・芦原	県指定民俗文化財岩倉流永法の継承等
孫市の会	市全域	孫市まつりの開催、講習、普及啓発、PR等
山東まちづくり会	山東	四季の郷公園でのイベント開催、耕作放棄地の活用、里山整備、貴志川線の利用促進等
関口新心流道場新心館	野崎	県指定無形文化財関口新心流柔術・居合術・剣術の継承等
表千家同門会和歌山県支部	全域	茶道文化の継承等
裏千家淡交会和歌山支部	全域	茶道文化の継承等
和歌山地方史研究会	全域	歴史・文化財の調査研究・普及
紀伊考古学研究会	全域	歴史・文化財の調査研究・普及
和歌山県国登録有形文化財所有者の会	全域	文化財に関する情報交換・普及等

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内においては、和歌浦干潟や妹背山、玉津島神社に加え、紀州東照宮・和歌浦天満神社や御手洗池公園を含む範囲が国指定名勝及び県指定史跡に指定されているほか、重要文化財（建造物）12件、史跡6件、名勝3件、登録有形文化財（建造物）29件、県指定有形文化財（建造物）8件、県指定史跡11件、県指定天然記念物11件、そのほか市指定有形文化財（建造物）11件、市指定史跡8件、市指定名勝1件、市指定天然記念物4件が存在している等、時代の異なる多数の文化財が集積している。

今後は、重点区域内の指定文化財について、保護、劣化・破損が見られる物件の計画的な修理の実施を図るため、保存管理計画を策定し、多数の文化財が集積する拠点を中心に、計画に基づく適切な保存管理を行う。

加えて、所有者等の理解のもと、その価値を広く認知してもらい後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開等の活用や情報発信に取り組む。

さらに、重点区域内の文化財の調査の実施、未指定の文化財について、大学他の研究機関や民間団体とも連携し、歴史的建造物等に関する調査成果の共有を図るとともに、調査を継続して実施する。そのうえで、その価値が認められたものについては、市の指定・国の登録制度を活用し、保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備、防災対策等を実施し、重点区域一帯での総合的な文化財の保存・活用を図る。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

所有者や管理者とも連携のもと、とりわけ石段や灯籠の劣化や破損が進む紀州東照宮や、屋外で毀損が進みやすい不老橋、三断橋等の文化財の保存修理、修復の取り組みを順次推進するとともに、妹背山にある観海閣や玉津島神社の鳥居等、歴史的風致の維持向上に資する文化財の復元に取り組む。

整備に際しては、過去の改変履歴や調査記録等を活用するとともに、文化財保護法や和歌山県・和歌山市文化財保護条例に基づいて実施する。

未指定の有形文化財は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用について支援を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域の歴史的風致を学び、体感できる機能を強化するため、国名勝に指定されるとともに、「絶景の宝庫 和歌の浦」として日本遺産に認定されたことを踏まえ、干潟の景観や和歌祭等を中心とした歴史的風致や景観に関する展示及び情報発信を強化するとともに、住民や各種活動団体の交流と情報発信の拠点とすべく、新たなガイダンス施設の整備を行う。

あわせて、歴史を感じながら滞在できる公園施設の再整備、付随する駐車場やトイレ等の便益施設の整備や、回遊バスの運行等アクセス環境の整備等により、来訪者をもてなす環境整備を行う。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

また、文化財の説明板等の整備、総合案内板や誘導サイン等の設置による回遊性やガイダンス機能の向上を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は、湾岸の優れた景勝地の自然環境やこれら自然環境と調和した良好な住環境の維持を図るべく風致地区に指定している他、眺望景観を保全するために和歌山市景観計画に基づく「和歌の浦重点景観地区」等に指定しており、引き続き都市計画法、景観法等の法制度を適切に運用しながら、良好な景観の保全を図る。

和歌浦天満神社や紀州東照宮、御手洗池公園周辺、また、玉津島神社や不老橋、妹背山・観海閣周辺、さらに紀三井寺周辺、これら3つのエリアは、重点区域の中でも特に歴史的建造物が集積し、さらにそれらを守り育てる活動が密度高く展開されているエリアである。

紀州東照宮と妹背山を結ぶあしべ通り沿道、紀三井寺参道である大門通り沿道等、これらのエリアを結ぶルートにおいては、歴史を体感しながら回遊を促す重要な軸として相応しい、良好な町並み景観に向け、道路舗装の整備や電線類の地中化等、周囲の景観と調和を図るための修景整備の実施を行うとともに、景観を阻害する要因の改善（道路付属物等の修景）を図る。

あわせて、沿道の住民等との協働により、良好な歴史的建造物を核とした沿道のまちなみ形成に向け、本市景観計画・景観条例に基づく各種制度等を活用しルールづくり等とあわせて、歴史と調和した建築物の修景整備への支援を行う。

また、活動団体等とも連携しながら、眺望景観等文化財の周辺環境の価値を再認識し、回遊行動等へとつなげていくための啓発等の取り組みを展開する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域においては海拔が低い地域が多く、津波発生時の対処が特に重要となり、海拔や避難場所等の標示板の設置や、地域との連携による避難経路の確認と避難訓練の実施に取り組んでおり、引き続き、日頃からの備えの実施に取り組むよう促す。あわせて、日頃から所有者や管理者による予防対策を徹底し、火災や盗難等の発生抑制に努める。

歴史的建造物においては、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置を促すものとする他、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施等の地震対策への支援を行う。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内の和歌祭保存会ほか地域の活動団体と連携し、市内外の人々、将来の担い手である若者や児童・生徒を対象とした学習イベントの実施等に取り組む。

重点区域内の文化財や活動団体を結びつける情報発信のための案内パンフレット等を作成するとともに、地域の活動団体による和歌の浦の歴史的風致、文化財情報の発信への支援を行いながら、文化財の保存・活用に向けた普及・啓発を図る。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、重点区域内に4箇所存在しており、引き続き、埋蔵文化財包蔵地における届出等の徹底、文化財担当課の指導のもとでの保護を徹底する。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内には、和歌祭の保存・継承に尽力している和歌祭保存会や、^{きつしようすい}吉祥水をはじめとした^{きみいでら}紀三井寺の^{さんせいすい}三井水を維持管理する地元の団体をはじめとして、下記に示す多数の団体が和歌の浦区域の文化財の保存・活用等に息長く取り組んでいる。

和歌祭に代表される地域に根付く伝統行事・風習等について、その継続が可能となるよう担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施するとともに、将来的な歴史的風致維持向上支援法人の認定を視野に入れた育成、協働事業に取り組む。

また、^{さいかざき}雑賀崎地区、^{きみいでら}紀三井寺周辺地区において、地域の歴史や景観等の資源に着目し、それらの活用による地域づくりを目指すワークショップを開催し、地域の課題や方向性の共有、具体的な事業・活動の検討を実施し、その成果をもとに自治会等の地域団体、活動団体や大学、行政との協働による実践を進めている。

これらの成果を発展させて、協働の活動・事業の展開を図るとともに、検討成果を和歌の浦区域全体で共有、交流しながら、新たな担い手の確保・育成にもつなげていく。さらには、これらの蓄積を活用し、重点区域内の他の地区にも取り組みを広げながら、重点区域全体での活動の連携、交流を図っていくことを展望する。

重点区域に関わる文化財の保存等活動に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
^{わかまつり} 和歌祭保存会	和歌浦	^{わかまつり} 和歌祭（ ^{とぎよ} 渡御行列）の継承と運営、多方面への啓発等
名勝和歌の浦 ^{たまつしま} 玉津島保存会	和歌浦	名勝和歌の浦の自然・歴史・文化を守る活動を実施、講座、清掃活動等
和歌の浦万葉 ^{たきぎのう} 新能の会	和歌浦	^{たきぎのう} 新能の開催、 ^{たかつしやま} 高津子山の整備、セミナーの開催、能狂言ワークショップ、和歌の浦の諸団体と協働で名勝和歌の浦の清掃、狂言鑑賞会の開催等
トンガの鼻自然クラブ	^{さいかざき} 雑賀崎	「 ^{さいかざきだいば} 雑賀崎台場遺跡」に通じる里道及び遺跡周辺の草刈りと里道の整備、トンガの鼻周辺（ ^{なだの浜} なだの浜、 ^{なかやまの浜広場} なかやまの浜広場）の環境整備、“夕日を見る会”の開催等
和歌の浦語り部の会	和歌浦	和歌の浦の名所の案内等
名勝和歌の浦クリーンアップ隊	和歌浦	名勝和歌の浦の清掃等
^{きつしようすい} 吉祥水保存会	^{なぐさ} 名草	^{きつしようすい} 吉祥水の維持管理、 ^{きつしようすい} 吉祥水感謝例祭の開催等

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行うとともに、国や県の補助を有効に活用していくよう検討していくものとする。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課等と十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

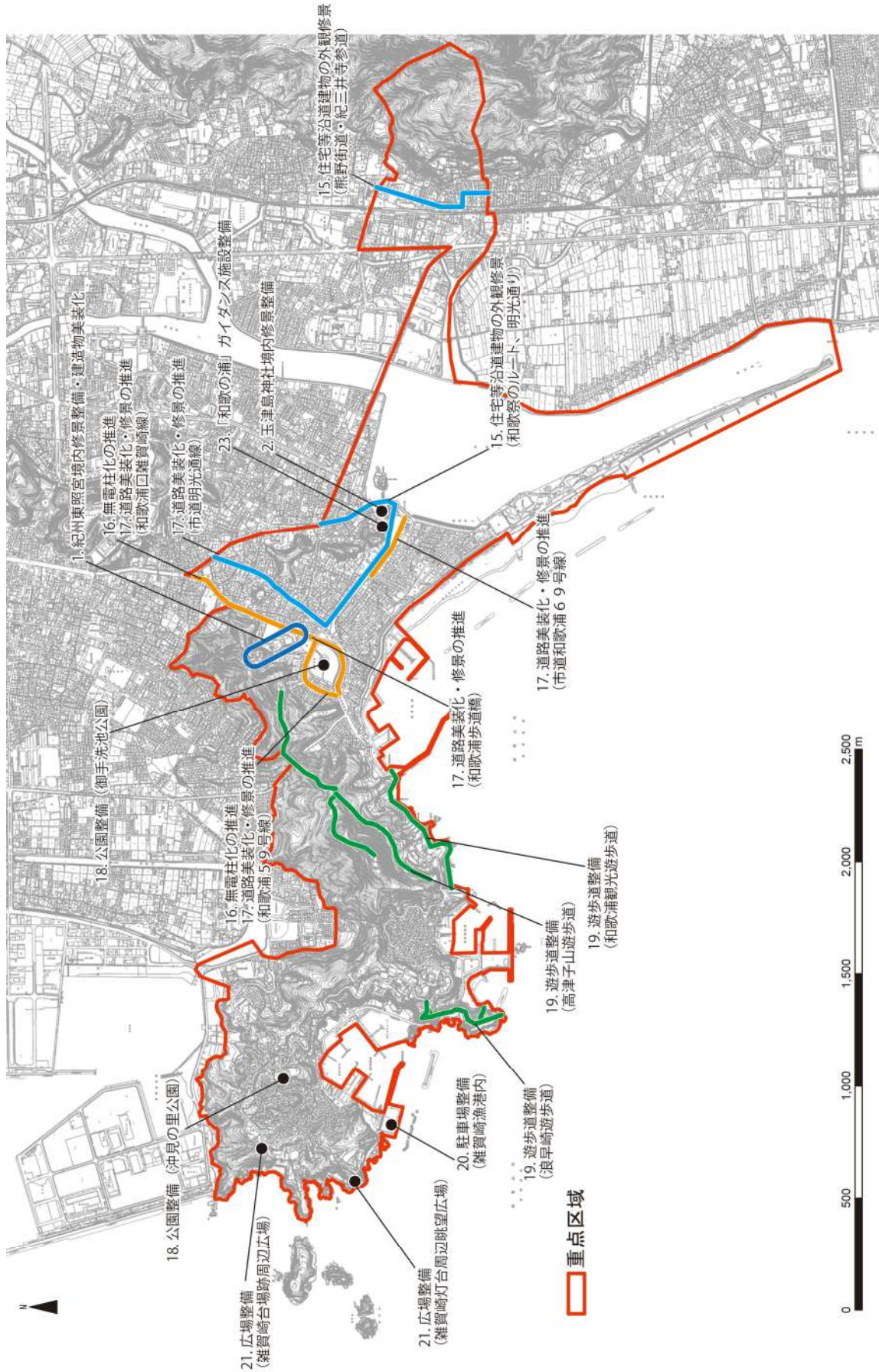
上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

- (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 1. 紀州東照宮境内修景整備・建造物美装化
 2. 玉津島神社^{たまつしま}境内修景整備
 3. 文化財の保存・修復と活用
 4. 歴史的風致形成建造物保全活用事業
 5. 市域の文化財調査
 6. 歴史的建造物等の公開・活用
 7. 和歌山城の整備・活用
- (2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業
 8. 歴史的風致維持向上支援法人への活動支援
 9. 次世代の担い手育成事業
 10. 歴史・文化に関する意識醸成・担い手拡大のソフト事業
 11. 歴史・文化に着目したまちづくり支援事業
 12. 和歌祭^{わかまつり}の祭礼衣装等の新調・修繕
 13. 無形民俗文化財の継承
- (3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業
 14. 街なみ調査（整備方針・事業計画策定）
 15. 住宅等沿道建物の外観修景（和歌祭のルート、熊野街道・紀三井寺^{きみいでら}参道、明光通り）

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

16. 無電柱化の推進（和歌浦 59 号線、和歌浦口^{さいかぎき}雑賀崎線）
17. 道路美化・修景の推進
18. 公園整備（御手洗池^{みたらいけ}公園、沖見の里公園）
19. 遊歩道整備（和歌浦、高津子山^{たかつしやま}、浪早崎^{なんぼぎき}）
20. 駐車場整備
21. 広場整備
22. 周遊バス事業
- (4) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業
23. 「和歌の浦」ガイド施設整備
24. 博物館歴史展示・講座の実施
25. 和歌の浦の文化財説明板、まち歩き案内板設置
26. 日本遺産の魅力発信
27. 歴史・文化のプロモーション事業
28. 遺跡の普及・啓発

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項



各事業の位置（重点区域内、図示できるもののみ）

2. 歴史的風致の維持向上に資する事業



(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	1. 紀州東照宮境内修景整備・建造物美装化
事業主体	紀州東照宮・和歌山市
事業手法 (支援事業名)	美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和元年度～令和9年度) 史跡等総合活用整備事業
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	紀州東照宮敷地内 
事業概要	<p>重点区域の重要な文化財である紀州東照宮の境内において、東照宮創建400周年(2021年)に向けて、文化財建造物の美装化を行い、修景整備(経年劣化が進む石橋、石階段、参道の修繕及び機能改善や神輿舎の改修(和歌祭の神輿や衣装の展示、公開活用)、燈籠の修繕等)を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>紀州東照宮本殿</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>紀州東照宮神輿舎</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>紀州東照宮石橋</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>紀州東照宮石灯籠</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	建造物の美装化・修景整備を行うことで、歴史・文化を生かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	2. 玉津島神社境内修景整備
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和元年度～令和9年度)
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	玉津島神社敷地内 
事業概要	<p>重点区域の重要な文化財である玉津島神社の境内において、修景整備(玉津島神社の鳥居の復元、電線の地中化、参道整備等)を実施する。あわせて、奠供山への進入路や眺望を楽しめる広場の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>玉津島神社の参道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>玉津島神社の鳥居</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	修景整備を行うことで、歴史・文化を生かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	3. 文化財の保存・修復と活用
事業主体	和歌山市・民間
事業手法 (支援事業名)	重要文化財修理、防災事業 史跡等総合活用整備事業 県文化財保護費補助事業 市単独事業
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>長年の風雨等により劣化、破損が見られる指定文化財等の適切な保存修復を図り整備を行う。特に、屋外の文化財建造物は劣化が著しいため、保存処理を行ったうえで、活用を図る。</p> <p>その際、文化財建造物の整備・修復過程など文化財の通常見られない面も公開に努めるとともに、整備後の維持管理や活用についても市民や関連団体等の協力を得られるよう働きかける。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ふろうばし 不老橋 (石材劣化部分の保存修復、 全体の構造調査)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>さいかざき 雑賀崎台場跡 (史跡整備)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を適切に保存修復し、文化財の魅力を維持向上することで、より多くの市民、来訪者が文化財を体感することとなり、文化財に対しての理解を高められることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	4. 歴史的風致形成建造物保全活用事業
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和元年度～令和4年度)
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	<p>文化財指定を受けていないものの歴史的な価値を有し、重点区域における歴史的風致を形成している建造物については、歴史的風致形成建造物に指定のうえ保全、活用を図る。</p> <p>歴史的風致形成建造物の候補(抜粋)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>和歌浦^{えびす}蛭子神社</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>和歌浦天満神社関連施設 (石段・参道ほか)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財指定を受けていないものの歴史的な価値を有する建造物を保全活用することにより、滅失や改変の回避だけでなく、活用することでより多くの市民、来訪者が歴史的建造物を体感することとなり、歴史的建造物に対しての理解を高められることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	5. 市域の文化財調査
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 埋蔵文化財緊急調査事業
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>市域には、歴史的価値がありながら文化財指定に至っていない建造物・民俗文化財・美術工芸品等が多数存在するため、それらを調査把握し、文化財指定や登録の候補を選定するとともに、未指定文化財を含めて市域の歴史遺産全体として普及啓発を行っていく。</p> <p>また、通常は地下に埋蔵されて実態が目に見えない埋蔵文化財（遺跡）については、確認調査により遺跡の実態を把握し、開発等から保護するための資料を作成する。</p> <p>合わせて、和歌道・御成道、熊野古道、葛城修験<small>かつらぎしゅげん</small>の道をはじめとした歴史の道についても、その重要性を明らかにし、共有していくため、文献や古地図等の歴史資料を基に調査究明する。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>古文書・美術工芸品調査</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>建造物調査</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>遺跡確認調査</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>民俗文化財調査</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地域の潜在的な歴史文化遺産を調査把握し、保護につとめるとともに、普及啓発することで、地域住民の文化財保存に対する意識が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	6. 歴史的建造物等の公開・活用
事業主体	和歌山市・民間
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成18年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の建造物（旧中筋家住宅）を維持管理しながら、地域住民や来訪者等に公開し、長唄・三味線、琴の演奏会や茶道体験等の公開事業を実施する。 ・和歌山の歴史的建造物の映像記録の上映会を開催し、普及啓発を行う。 ・岡公園に移築された江戸時代の武家屋敷である旧大村家長屋門を公開・活用する（平成29年度～）。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>旧中筋家住宅での 歴史的建造物の映像上映会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧大村家長屋門の公開活用</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財等の歴史的建造物の適切な維持管理により、良好な歴史的景観が形成されるとともに、建造物の公開・活用を図ることで、より多くの市民、来訪者が文化財を体感する貴重な機会となり、文化財に対しての理解を高められることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	7. 和歌山城の整備・活用
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	史跡等総合活用整備事業 市単独事業
事業期間	平成29年度～令和8年度
事業位置	和歌山城(国指定史跡)内
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物の修繕や植栽の管理等、史跡の適切な維持管理、公開・活用を行う。 ・ 段階的な整備計画に基づき、短期的な整備事業として、老朽化が進む建造物等を補修しながら、二の丸西部・西の丸を一体的に整備し、大名の生活文化を体感できる見所の整備を行う。 <div data-bbox="711 965 1193 1326" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">二の丸大奥の発掘調査</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	城下町和歌山のシンボルとして、和歌山の歴史・文化に身近に触れ、学ぶことができる環境を整備することにより、市民を含む多くの人に本市の歴史・文化に対する理解が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

(2) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

事業名	8. 歴史的風致維持向上支援法人への活動支援
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>歴史・文化に携わる活動団体を歴史的風致維持向上支援法人に指定し、伝統文化の継承、施設の管理運営、市民及び行政との協働による情報発信等の各種事業に対する助成を実施する。</p> <div data-bbox="715 781 1177 1090" data-label="Image"> </div> <p>例：歴史・文化に携わる活動（和歌祭保存会）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。本事業の実施によって、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の担い手の意識向上が図られ、活動が継続されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	9. 次世代の担い手育成事業
事業主体	和歌山市・民間
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業） 伝統文化親子教室事業 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度）
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>伝統文化・民俗芸能を普及・啓発させていくために、その担い手として重要な次世代の子どもたちを対象とした事業を重点的に展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の小中学生等を対象に、本計画策定を契機とした歴史まちづくりに関連するパンフレット（副読本）の製作・配布を行うとともに、各学校や教育委員会と連携して講師を招いた授業等を実施する。 市内の歴史的風致維持・向上を担う活動団体（和歌祭保存会、^{だんしちおどり}団七踊保存会、木ノ本獅子舞保存会）等と連携し、子どもたちと民俗芸能の内容・歴史等を学ぶワークショップ等を実施する。 子どもたちが、親とともに伝統文化・民俗芸能に親しみ、修得できるよう親子教室を開催する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">活動イメージ（子どもへの普及啓発） 子ども向けパンフレットイメージ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。本事業の実施によって、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の担い手の意識向上が図られ、伝統文化活動を担う次代の人材を育成することで歴史的風致の維持向上に寄与する。


第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	10. 歴史・文化に関する意識醸成・担い手拡大のソフト事業
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業） 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度）
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>伝統文化を普及・啓発させていくために、とりわけ一般市民を対象として活動団体等による情報発信、各種団体と連携したイベント、普及・啓発や人材育成のソフト事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財等に関わる調査の蓄積や新たな調査結果について積極的に公開し、歴史研究団体等と連携して市民と専門家等が意見交換するようなイベントを実施する。 ・歴史的風致の維持向上に携わる市民や活動団体等と連携して、歴史的風致の情報交換・情報発信等を行うイベントを開催する。 <div data-bbox="699 965 1177 1323" data-label="Image"> </div> <p>活動イメージ（シンポジウム等）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。本事業の実施によって、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の担い手の意識向上が図られ、伝統文化活動や地域固有の生業を担う次代の人材を育成することで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	11. 歴史・文化に着目したまちづくり支援事業
事業主体	和歌山市・民間
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成30年度）
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>これまで本市で取り組んできた景観まちづくりワークショップ等の取り組みも生かしながら、地域において歴史・文化等に着目したまちづくり活動を支援するため、ワークショップ等の取り組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域のまちづくりワークショップ等を通じて、歴史的風致の再発見、再認識を促すとともに、それらを生かした活動についての情報提供や支援を行う。 ・文化財保護活動や生業等の地域の活動団体による歴史・文化に着目した活動の支援を行う。
	
	活動イメージ（ワークショップ）
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。本事業の実施によって、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の担い手の意識向上が図られ、伝統文化活動を担う次代の人材を育成することで歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

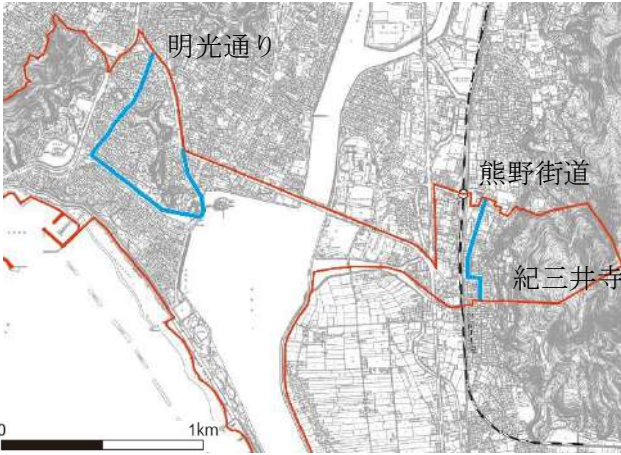


事業名	12. 和歌祭 ^{わかまつり} の祭礼衣装等の新調・修繕
事業主体	和歌祭 ^{わかまつり} 保存会
事業手法 (支援事業名)	文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業）
事業期間	平成30年度～令和5年度
事業位置	紀州東照宮敷地内 
事業概要	<p>和歌祭^{わかまつり}本来の鮮やかさを復原するため、祭で使用する伝統的な祭礼用具や衣装等の新調・修繕を行う。</p>  <p>和歌祭の祭礼衣装</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業の実施によって、和歌祭という伝統行事の保存・継承に寄与し、歴史・伝統を生かした住民活動がさらに活性化され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項



事業名	13. 無形民俗文化財の継承
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 文化遺産総合活用推進事業
事業期間	平成20年度～令和9年度
事業位置	木ノ本の獅子舞(木本)・ ^{だんしちおどり} 団七踊(岡崎)
事業概要	<p>県指定、無形民俗文化財である木ノ本の獅子舞・^{だんしちおどり}団七踊について、保存会組織による無形民俗文化財の保持・継承事業に支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>木ノ本獅子舞</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>^{だんしちおどり}団七踊</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	古くから受け継がれ、市内で広く知られる地域の伝統芸能を維持・継承することにより、地域の魅力向上や地域活性化にも繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

(3) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

事業名	14. 街なみ調査（整備方針・事業計画策定）
事業主体	和歌山市
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成30年度
事業位置	<p>和歌の浦地区（<small>めいこうどお</small>明光通り～あしべ通り沿道） <small>きみいでら</small>紀三井寺地区（<small>きみいでら</small>紀三井寺参道、熊野街道）</p> 
事業概要	<p>重点区域内において、紀州東照宮等の歴史的建造物を結ぶ主要なルートでもあり、民家等の歴史的建造物も残る和歌の浦、及び<small>きみいでら</small>紀三井寺周辺の町並みを調査・把握するとともに、地域住民の意見等も反映しながら、修景整備のための整備方針、事業計画を策定する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">あしべ通り <small>めいこうどお</small>明光通り</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地域住民の町並み形成への意識が高まるとともに、歴史・文化を生かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

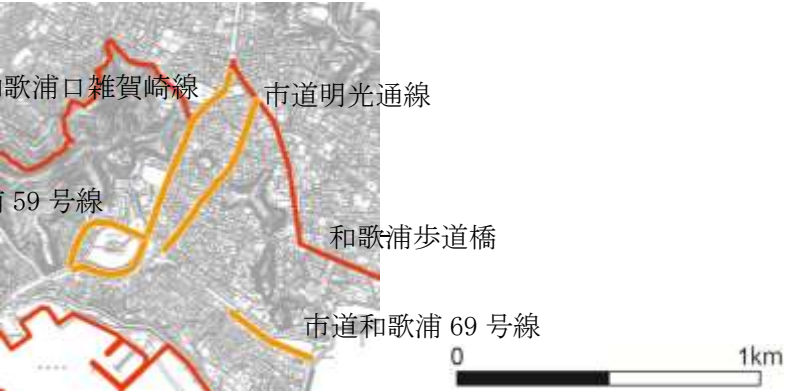



第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	15. 住宅等沿道建物の外観修景（和歌祭のルート、熊野街道・紀三井寺参道、明光通り）
事業主体	和歌山市
事業手法 （支援事業名）	市単独事業 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（令和6年度～令和9年度）
事業期間	令和6年度～令和9年度
事業位置	和歌の浦地区（明光通り～あしべ通り沿道） 紀三井寺地区（紀三井寺参道、熊野街道） 
事業概要	重点区域内において、紀州東照宮等の歴史的建造物を結ぶ主要なルートでもあり、民家等の歴史的建造物も残る和歌の浦、及び紀三井寺周辺の町並みの形成に向けて、助成等を通じて修景整備を行う。  修景整備のイメージ（出典：街なみ環境整備事業パンフレット（国土交通省））
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域の重要な文化財とつながるルートにおいて町並みの修景整備を行うことで、歴史・文化を生かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。



第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	16. 無電柱化の推進（和歌浦口雑賀崎線）
事業主体	和歌山市
事業手法 （支援事業名）	市単独事業 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（令和元年度～令和9年度）
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	和歌浦口雑賀崎線 
事業概要	<p>和歌祭の巡行経路である和歌浦口雑賀崎線において無電柱化と美装化を行う。</p>  <p>和歌浦口雑賀崎線</p>  <p>整備イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無電柱化を行うことで、歴史・文化を生かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。





第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	17. 道路美装化・修景の推進
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和元年度～令和9年度) 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(令和元年度～令和9年度)
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	<p>市道和歌浦口雑賀崎線、市道和歌浦59号線、市道和歌浦69号線、和歌浦歩道橋、市道明光通線</p> 
事業概要	<p>重点区域の重要な文化財である紀州東照宮、御手洗池公園、和歌浦天満神社を結ぶルートである市道和歌浦59号線や、歴史的建造物である民家が点在し、地域住民の生活空間となっている市道明光通線等において、歴史的な街並みに調和した道路の美装化、修景(歩道橋の塗り替え)を進める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="480 1205 842 1447">  <p>市道明光通線</p> </div> <div data-bbox="890 1205 1254 1447">  <p>和歌浦歩道橋</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>美装化のイメージ</p> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>道路美装化、修景整備を行うことで、歴史・文化を生かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

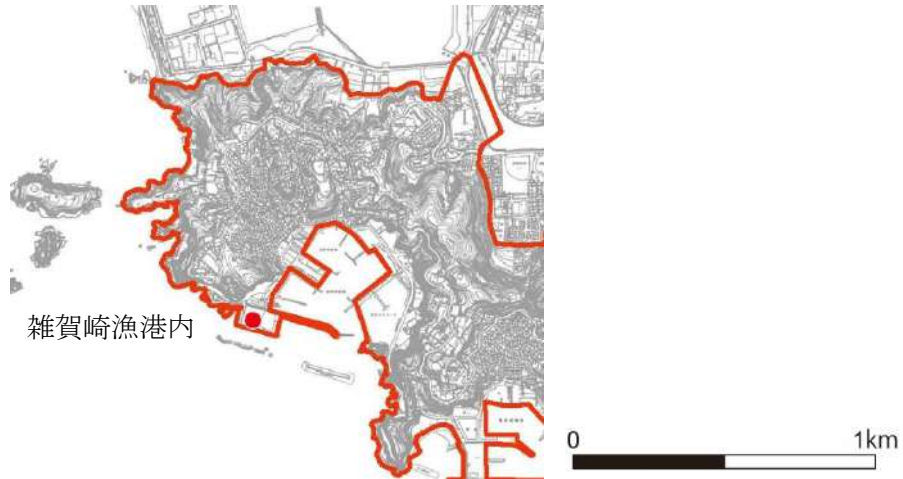
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	18. 公園整備（御手洗池公園、沖見の里公園）
事業主体	和歌山市
事業手法 （支援事業名）	市単独事業 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（令和元年度～令和9年度）
事業期間	令和元年度～令和9年度
事業位置	御手洗池公園（和歌浦西）及び沖見の里公園（雑賀崎） 
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・紀州東照宮参詣者の禊ぎの場であり、和歌浦天満神社と紀州東照宮とを結ぶ回遊動線上重要な位置にある御手洗池公園の歴史・景観等に配慮した整備（護岸修繕による修景整備、遊歩道の整備、水質浄化施設設置）を行う。 ・漁業関係者が沖の様子を眺める場所であり、季節と潮の変わり目や天候の変化に敏感である漁業集落ならではの風習である「ハナフリ」という行事で、彼岸の中日に太陽が沈む際、夕陽の光が花びらのように散り輝くのを拝む沖見の里において、公園の整備（敷地造成、園路広場整備、サービス施設の整備等）を行う。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> 御手洗池公園 沖見の里公園用地 </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	景勝地として親しまれてきた和歌の浦の魅力を向上させる公園の整備、漁業集落ならではの風習に触れることができる公園の整備により、多くの市民、来訪者が歴史・文化を感じ、回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。


第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	19. 遊歩道整備（和歌浦、高津子山、浪早崎）
事業主体	和歌山市
事業手法 （支援事業名）	市単独事業 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（令和元年度～令和9年度）
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	和歌浦観光遊歩道、高津子山遊歩道、浪早崎遊歩道 
事業概要	<p>○和歌浦観光遊歩道（約900m）：遊歩道に設置している防護柵を景観に配慮したものに変更する。加えて、遊歩道内に照明を設置し、夜間の視認性を上げるとともに、情緒のある雰囲気 연출し夜間の散策スポットとなるよう整備する。</p> <p>○高津子山遊歩道（約1,640m）：高津子山の良好な眺望景観が望める場所として来訪者の散策を促すため、地権者等との調整のもと、散策路の整備を行う。</p> <p>○浪早崎遊歩道（約500m）：道標や夜間の視認性を確保する街灯、風景を眺めながら休憩できるベンチを設置するなど、良好な眺望景観が望める場所として来訪者の散策を促すため、散策路の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>和歌浦観光遊歩道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>高津子山遊歩道</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>浪早崎遊歩道</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	雑賀崎、田野浦、和歌浦の漁業集落や漁港、沖の様子を眺める場所を結び、人々の往来の中心であった古道を遊歩道整備することで、多くの市民、来訪者が漁業集落の歴史・文化を感じ、回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

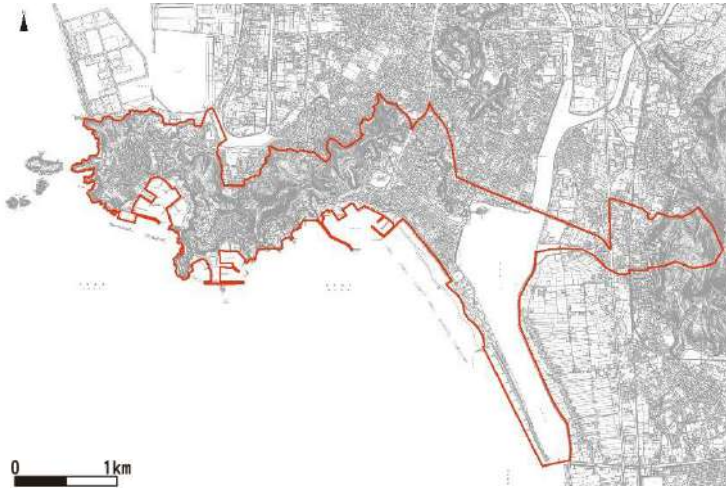


第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	20. 駐車場整備
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)
事業期間	平成30年度
事業位置	<p>雑賀崎漁港内</p> 
事業概要	<p>重点区域における沖見の里公園等へのアクセス環境を向上させるため、雑賀崎漁港内において駐車場を整備する。</p> <p>雑賀崎漁港では、究極の産地直産として「漁船からの直接販売」を実施しており、新鮮な魚介類を買い求める来訪者が多いことから、それらを受け入れる駐車場の整備を行う。</p>  <p>雑賀崎漁港内の直接販売</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>漁業集落への来訪の起点となる駐車場を整備し、多くの市民、来訪者を呼び込み、漁業集落の歴史・文化を感じることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	21. 広場整備
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成30年度)
事業期間	平成30年度
事業位置	<p>さいかぎまき 雑賀崎灯台周辺</p>  <p>雑賀崎灯台周辺</p>
事業概要	<p>漁業関係者が沖の様子を眺める場所であり、季節と潮の変わり目や天候の変化に敏感である漁業集落ならではの風習である「ハナフリ」という行事で、彼岸の中日に太陽が沈む際、夕陽の光が花びらのように散り輝くのを拝む雑賀崎灯台周辺において広場を整備する。</p> <p>○雑賀崎灯台周辺眺望広場(面積:660㎡)</p> <p>雑賀崎灯台の隣接地において、沖の様子や漁船の様子、夕陽を眺める良好な眺望スポットとなる広場、市民や来訪者の憩いの空間となる広場を整備する。</p>  <p>さいかぎまき 雑賀崎灯台の夕日</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>漁業集落ならではの風習に触れることができる広場の整備により、多くの市民、来訪者が漁業集落の歴史・文化を感じ、回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	22. 周遊バス事業
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	令和8年度～令和9年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	<p>来訪者の利便性を高め、和歌の浦の主要な歴史的建造物等や、^{きみいでら}紀三井寺を周遊し、歴史的風致を体感できるよう、周遊バスの運行（社会実験による効果検証、本格導入に向けた車両導入）を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">事業イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内に点在する歴史文化遺産を周遊する交通手段を整備し、アクセス環境を向上させ、市民、来訪者を呼び込むことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業

事業名	23. 「和歌の浦」ガイドンス施設整備
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成30年度～令和9年度)
事業期間	平成30年度～令和6年度
事業位置	<p>たまつしま 玉津島神社隣接地</p> 
事業概要	<p>重点区域における歴史的風致、日本遺産の価値やその成り立ち等を情報発信する施設や、様々な市民団体の交流・情報発信の場となるガイドンス施設と、来訪の起点となる駐車場を整備する。</p> <p><ガイドンス施設の導入機能(予定)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の施設案内 ・和歌の浦内の資源、歴史的風致、日本遺産に関する情報展示(パネル、衣装、模型等) ・住民や市民活動相互の交流 ・滞在・休憩  <p style="text-align: center;">イメージ図</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>施設の整備により多くの市民、来訪者呼び込むことで、和歌の浦の持つ歴史的風致への理解が進むとともに、「不老橋」「妹背山」「玉津島神社」「紀州東照宮」「和歌浦天満神社」等の歴史文化遺産をめぐる拠点ともなり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

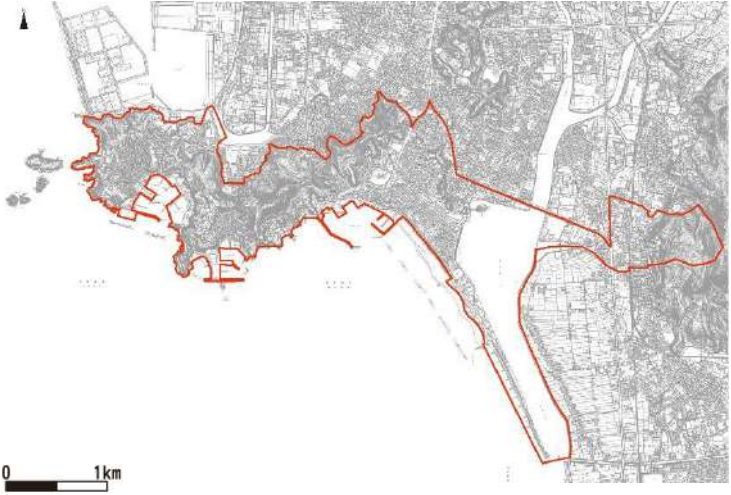

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	24. 博物館歴史展示・講座の実施
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業期間	平成30年度～令和9年度
事業位置	和歌山市立博物館（雄湊）
事業概要	<p>市立博物館において、和歌山城下町や和歌の浦、加太等^{かた}和歌山市域の歴史に関する常設展示を行い、和歌山の魅力を伝えるとともに、夏と秋に開催する特別展において、和歌山に関する特定のテーマについて掘り下げた展示を行い、和歌山の歴史の奥深さを紹介する。</p> <p>あわせて、和歌山市域の歴史に関する歴史講座を開催し、和歌山の魅力を伝えるとともに、「史跡散歩」と題したまち歩きイベントを定期的で開催する。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>展示の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>史跡散歩</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	和歌山市内の歴史に関する展示や、歴史を取り上げた講座を通じて、市民の歴史に対する興味を喚起することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	25. 和歌の浦の文化財説明板・まち歩き案内板設置
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	日本遺産魅力発信推進事業 市単独事業 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成30年度～令和9年度)
事業期間	平成29年度～令和6年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	重点区域内の日本遺産の文化財や観光地に、来訪者を誘導する為の案内板や文化財の魅力进行解説する説明板を設置する。  文化財説明板・まち歩き案内板のイメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市民等の来訪者の目にとまる場所に適切な案内板等を整備し、文化財の魅力を伝える説明板を設置することで、より多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。


第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	26. 日本遺産の魅力発信
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	日本遺産魅力発信推進事業
事業期間	平成29年度～令和元年度
事業位置	重点区域全域 
事業概要	<p>和歌の浦の持つ歴史的な価値に加え、歴史的建造物や自然景観を楽しめる魅力を発信すべく、様々な情報発信ツールを活用したPRを積極的に展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌の浦の観光情報を網羅したホームページの作成と、PR動画の配信 ・誰もが理解できる分かりやすいガイドブック（日本語版・英語版）の制作と、国内外からの誘客促進のため文化・芸術に関心の高い人々が集まる拠点施設等へのガイドブックの配置  <p>日本遺産PR用のチラシ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	和歌の浦の魅力の発信と認知度の向上、さらには地域の歴史的風致に対する気運の向上を図ることができるとともに、より多くの市民、来訪者が回遊することにもつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	27. 歴史・文化のプロモーション事業
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	市単独事業 文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業） 日本遺産魅力発信推進事業（平成29年度～令和元年度）
事業期間	平成29年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>市民のみならず、市外や外国人来訪者等をもターゲットに据えて、歴史的風致を含めた地域の魅力を発信し、訪問や回遊、滞在行動へとつなげる事業を展開する。</p> <p>特に、和歌の浦においては、日本遺産認定を契機に、和歌の浦の魅力を伝える人材を発掘・育成する事業を展開するとともに、普及啓発のためのイベント等を集中的に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産ガイドを養成するための講習会の開催 ・地域のキーマンとなる人材の掘り起こし、専門家による研修会の開催 ・シンポジウム及び構成文化財をめぐるウォークイベントの開催 ・日本遺産のストーリー・構成文化財の展示ブースの設置 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">活動イメージ（まち歩き）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">日本遺産 PR 用のチラシ</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要であり、外部からの評価もその原動力となりうる。本事業の実施によって、歴史文化遺産の保存・活用に係る住民等の担い手の意識向上が図られ、伝統文化活動を担う次代の人材を育成することで歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	28. 遺跡の普及・啓発
事業主体	和歌山市
事業手法 (支援事業名)	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
事業期間	平成25年度～令和9年度
事業位置	市内全域
事業概要	<p>・市内各所の発掘調査が行われた遺跡について、説明板設置とパンフレット作成を行い、普及啓発を図る。</p>  <p>パンフレット（ジュニア用）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	遺跡の説明板の設置、学校や博物館等でのパンフレットの配布を行うことで、学習機会が増えるとともに、市民や来訪者は本市の歴史・文化に触れ合う機会が増加する。地域の文化財への理解・愛着も深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物のうち指定文化財については、文化財保護法をはじめとして県並びに市の文化財保護条例に基づいて、保存・活用に取り組んできた。

今後、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、建造物の所有者と協議のうえ、同意を得られたもの（民間が所有する物件については、当該建造物の所有者が、今後適切な維持管理をする意向を持っていることを確認する。）を前提として、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

また、重点区域において、歴史的建造物の調査を行い、随時追加指定を図るものとする。ただし、重点区域内における重要文化財は除く。

【指定対象の要件】

- ① 和歌山県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ② 和歌山市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物
- ⑤ その他本市の歴史的風致の維持向上を図るため重要なもので市長が必要と認めたもの

【指定基準】

- ① 建造物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握するうえで重要な建造物
- ③ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。

- ・概ね築50年程度経過しているもの
- ・所有者又は管理者等により今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
- ・所有者の同意が得られているもの


3. 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

歴史的風致形成建造物の候補（案）

番号	名称	所在地	所有者	築年
1	護国院本堂（県指定文化財） 	紀三井寺 きみいでら	護国院	宝暦9年
2	護国院開山堂（県指定文化財） 	紀三井寺 きみいでら	護国院	江戸時代
3	護国院六角堂（県指定文化財） 	紀三井寺 きみいでら	護国院	江戸時代
4	護国院大師堂（県指定文化財） 	紀三井寺 きみいでら	護国院	江戸時代

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

番号	名称	所在地	所有者	築年
5	護国院三社権現 (県指定文化財) 	紀三井寺 きみいでら	護国院	江戸時代
6	護国院書院 (県指定文化財) 	紀三井寺 きみいでら	護国院	江戸時代
7	三井水 (市指定文化財) さんせい 	紀三井寺 きみいでら	護国院	江戸時代
8	護国院関連施設 (石段・参道ほか) 	紀三井寺 きみいでら	護国院	江戸時代
9	紀州東照宮関連施設 (神輿舎・ 石段・石橋・石灯笼・参道ほか) とうらう 	和歌浦西2丁目	紀州東照宮	江戸時代

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

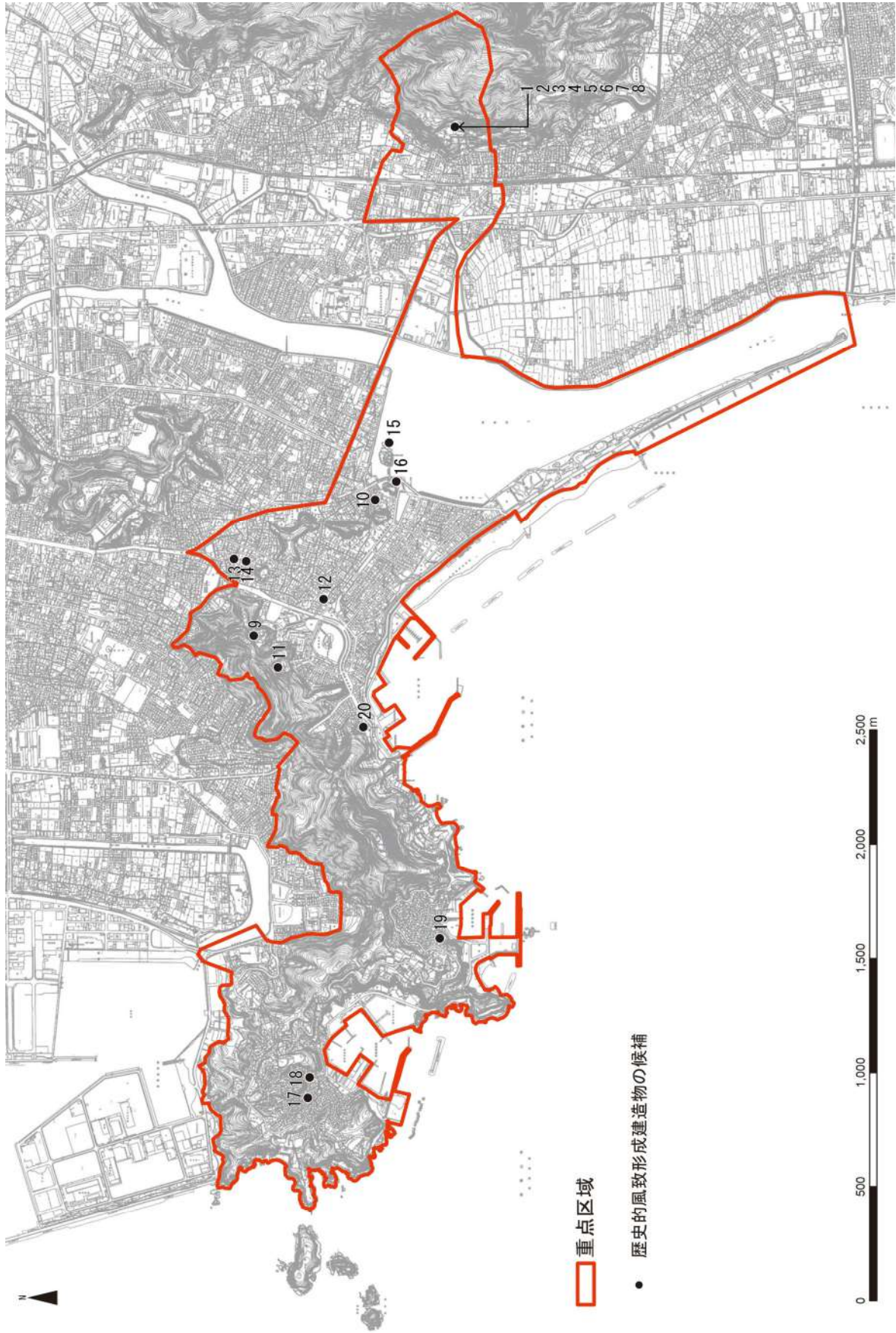
番号	名称	所在地	所有者	築年
10	<p>たまつしま 玉津島神社本殿（市指定文化財） 及び関連施設（鈴門・瑞垣・参道ほか）</p> 	和歌浦中3丁目	たまつしま 玉津島神社	江戸時代
11	<p>和歌浦天満神社関連施設（東西廻廊・石段・参道ほか）</p> 	和歌浦西2丁目	和歌浦天満神社	慶長11年
12	<p>多田家住宅（登録有形文化財）</p> 	和歌浦中2丁目	個人	明治初期
13	<p>梅本家住宅（登録有形文化財）</p> 	和歌浦中1丁目	個人	大正2年
14	<p>和田家住宅（登録有形文化財）</p> 	和歌浦中1丁目	個人	明治36年

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

番号	名称	所在地	所有者	築年
15	観海閣 <small>かんかいかく</small>		和歌浦中3丁目 和歌山県	慶安年間（昭和36年に台風で倒壊し、翌年にコンクリートで再建）
16	塩竈神社 <small>しおがま</small>		和歌浦中3丁目 しおがま塩竈神社	大正6年
17	雑賀崎衣美須神社 <small>さいかざきえびす</small>		雑賀崎 さいかざき雑賀崎衣美須神社	江戸時代
18	極楽寺 <small>ごくらくじ</small>		雑賀崎 ごくらくじ極楽寺	明治18年
19	田野浦衣美須神社 <small>たのうらえびす</small>		田野 たのうらえびす田野浦衣美須神社	慶長2年

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

番号	名称	所在地	所有者	築年
20	和歌浦蛭子神社 	新和歌浦4丁目	和歌浦蛭子神社	江戸時代



歴史的風致形成建造物の候補の位置

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、和歌山県や和歌山市の文化財保護条例に基づき指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行ううえで修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 県及び市指定文化財

県及び市指定文化財は、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観及び内部を対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

文化財の保護の為に必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で行うこととする。

特に、民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財

登録有形文化財は、文化財保護法に基づき、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、所有者との協議のうえ、保存に努めることとする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(3) その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち指定文化財等でない建造物は、計画期間後も建造物の保護を図るため、登録有形文化財や市指定文化財として登録・指定するよう努めるものとする。

これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。

民間が所有する建造物の修理等は、補助制度を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議機関や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施するものとする。

(4) 県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者等による必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第4条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 和歌山県文化財保護条例の規定に基づく県指定重要文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ② 和歌山市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物(名勝地関係)について、同法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ⑤ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合

第9章 歴史的風致を生かしたまちづくりの展開

今後、本計画に基づいて歴史的風致を生かしたまちづくりを着実かつ積極的に推進するにあたり、以下に掲げる事項を念頭に置き、取り組むものとする。

1. 歴史的風致の維持向上に向けて

本計画で位置づけを行った歴史的風致以外に、現段階では指定要件を満たさないものの、今後、歴史的建造物を取り巻く活動を蓄積することによって歴史的風致を形成するものとして本計画に追加できる可能性があるものも存在する。これはひとえに本市が重層的な歴史の蓄積を有する都市であるがゆえであり、また、それらの価値を後世に継承しようと活動する市民のたゆまない努力によるものである。

そのため、「歴史まちづくり法」の趣旨に則り、今後とも歴史的風致を生かしたまちづくりの取り組みを積極的に展開する。

2. 市民等との協働による歴史まちづくりに向けて

歴史的風致の維持向上には、その根本として歴史的風致への理解が不可欠である。本計画を契機として、より、本市の歴史・文化の価値が広まり、理解が浸透することを期待したい。そのために、本計画に位置づけた歴史・文化を知る機会の増加、次世代の担い手の育成等の各事業を通じて、歴史まちづくりへの意識の醸成に注力して取り組む。

加えて、本市では、各地域での景観まちづくりワークショップ等、歴史・文化に限らず、地域の資源を守り、育み、生かす活動を支援する取り組みを続けており、市民等との協働による歴史まちづくりを展開すべく、本計画にも位置づけた市民等との協働の場づくりや、活動を後押しする支援を通じて、市民等との協働による歴史まちづくりに力を入れて取り組む。

3. 観光施策等とも連携した歴史を生かしたまちづくりに向けて

歴史的風致を地域の魅力として顕在化させることで、訪れたい、滞在したい場所となること、また、外部の評価によって地域の人々が自らのまちや歴史に誇りと愛着を持つことは、「歴史まちづくり法」を活用したまちづくりとして重要である。

本計画策定を契機に、本市の重要な都市経営戦略の一つとして歴史を基軸としたまちづくりを推進していくものとし、各種施策の充実、強化に取り組む。

4. 歴史まちづくりの推進体制強化に向けて

歴史を基軸としたまちづくりを推進していくうえでは、その推進体制強化が重要となる。とりわけ、本計画においては、文化財保護の充実はもとより、歴史を生かしたまちづくりへと拡張、展開していくことに重きを置いており、景観、交通、産業、観光等、多様な分野から歴史まちづくりを進めるものである。従って、本計画で位置づけた推進体制のもと、庁内関係各課が、歴史的風致の維持向上という共通の目標に向かって、必要に応じて国や県とも連携しながら進めていくこととする。また、地域住民等と連携を密に図りながら、活用を企画、調整、実行していく専門人材の育成や、人員の充実、さらには歴史的風致の維持・継承を担う人材の確保や育成等、歴史まちづくりを担うことができる人材づくりが重要である。

文化財に命を吹き込むのは「人」であり、人の営みや支える活動があつてこそ、「歴史まちづくり」が実現できるものであり、その担い手づくりも含めた推進体制強化に取り組む。

主な参考資料

資料名	編著者・発行者 ※（）内は発行者。 記載ない場合は編著者と同一	発行年
紀伊続風土記	仁井田好古編	文化3年(1806)～ 天保10年(1839)
紀伊国名所図会	高市志友・加納諸平編	文化9年(1812)～ 嘉永4年(1851)
南紀徳川史	堀内信編 (南紀徳川史刊行会)	明治21年(1888)～ 明治34年(1901) 昭和8年(1933)刊
和歌山市要	和歌山市役所	大正4年(1915) 初版 昭和40年(1965) 増補5版
和歌山県の文化財 第2巻	安藤精一編(清文堂出版)	昭和56年(1981)
日本歴史地名体系 和歌山県の地名	下中邦彦編(平凡社)	昭和57年(1983)
角川日本地名大辞典 和歌山県	角川日本地名大辞典編纂委員会 編(角川書店)	昭和60年(1985)
図説 和歌山県の歴史	安藤精一編 (河出書房新社)	昭和63年(1988)
和歌山県神社誌	和歌山県神社庁神社誌編集委員会 編 (和歌山県神社庁)	平成7年(1995)
寺院神社大事典 大和・紀伊	平凡社地方資料センター編(平凡社)	平成9年(1997)
和歌山市史 第一巻 自然・原始・古代・中世	和歌山市史編纂委員会編 (和歌山市)	平成3年(1991)
和歌山市史 第二巻 近世	和歌山市史編纂委員会編 (和歌山市)	平成元年(1989)
和歌山市史 第三巻 近現代	和歌山市史編纂委員会編 (和歌山市)	平成2年(1990)
和歌山市史 第四巻 古代・中世史料	和歌山市史編纂委員会編 (和歌山市)	昭和52年(1977)
大谷古墳	京都大学文学部考古学研究室編 (和歌山市教育委員会)	昭和34年(1959)
岩橋千塚	関西大学文学部考古学研究室編 (和歌山市教育委員会)	昭和42年(1967)
和歌山市民俗歳時記	和歌山市伝承文化調査委員会編 (和歌山市)	昭和63年(1988)
和歌山県史 人物	和歌山県史編纂委員会編 (和歌山県)	平成元年(1989)
和歌山県の近世社寺建築 -近世社寺建築緊急調査報告書-	奈良国立文化財研究所 編 (和歌山県教育委員会)	平成3年(1991)
定本 和歌山県の城	水島大二監修 定本和歌山県の城刊行会編(郷土出版社)	平成7年(1995)
和歌山県中世城館跡詳細分布調査報告書	和歌山県教育委員会	平成10年(1998)
和歌山県の祭り・行事 -和歌山県の祭り・行事調査報告書-	和歌山県祭・行事調査委員会(和歌山県教育委員会)	平成12年(2000)

資料名	編著者・発行者 ※ () 内は発行者。 記載ない場合は編著者と同一	発行年
わかやまワクワク探検隊 -明治・大正・昭和たてもの物語-	中西重裕 (和歌山新報社)	平成 14 年 (2002)
和歌山市今昔写真帖 保存版	神坂次郎監修 (郷土出版社)	平成 16 年 (2004)
和歌山県の近代化遺産 -和歌山県近代化遺産 (建造物等) 総合調査報告書-	和歌山県教育委員会	平成 19 年 (2007)
写真にみる戦後の和歌山 -復興と人々のくらし-	和歌山市立博物館	平成 21 年 (2009)
写真にみるあのころの和歌山 -本町編-	和歌山市立博物館	平成 21 年 (2009)
ふるさと和歌山市 -和歌山市制施行 120 周年記念写真集-	神坂次郎監修 (郷土出版社)	平成 21 年 (2009)
城下町の風景 -カラーでよむ『紀伊国名所図会』-	額田雅裕編、芝田浩子彩色 (ニュース和歌山)	平成 21 年 (2009)
和歌山県の近代和風建築 -和歌山県近代和風建築総合調査報告書-	和歌山県教育委員会	平成 22 年 (2010)
写真にみるあのころの和歌山 -和歌浦編 (戦前) -	和歌山市立博物館	平成 23 年 (2011)
写真にみるあのころの和歌山 -市外電車編 (戦前) -	和歌山市立博物館	平成 24 年 (2012)
写真にみるあのころの和歌山 -加太・東和歌山・紀三井寺編 (戦前) -	和歌山市立博物館	平成 24 年 (2012)
和歌浦の風景 -カラーでよむ『紀伊国名所図会』-	額田雅裕編、芝田浩子彩色 (ニュース和歌山)	平成 24 年 (2012)
市電が走っていた街 -開業から廃止まで-	和歌山市立博物館	平成 25 年 (2013)
国登録有形文化財建造物マップ 和歌山県	和歌山県文化遺産活用活性化委員会・和歌山県国登録有形文化財所有者の会	平成 26 年 (2014)
城下町の風景Ⅱ -カラーでよむ『紀伊国名所図会』-	額田雅裕編、芝田浩子彩色 (ニュース和歌山)	平成 28 年 (2016)
和歌山市の偉人・先人	和歌山市教育委員会	平成 29 年 (2017) 改訂版
平成 27 年度和歌山市市勢要覧	和歌山市	
和歌山市都市計画マスタープラン	和歌山市	平成 29 年 (2017)
和歌山市景観計画	和歌山市	平成 23 年 (2011)
わかやま発見	和歌山県教育委員会	平成 21 年 (2009)
和歌山市人口ビジョン	和歌山市	平成 27 年 (2015)
和歌山市産業振興ビジョン	和歌山市	平成 28 年 (2016)
江戸・明治前期、和歌の浦の社会史々料 -景観保全・水産業両立化への歩み-	藤本清二郎 (和歌山大学紀州経済史文化史研究所)	平成 2 年 (1990)
和歌の浦不老橋	和歌浦を考える会	平成 4 年 (1992)
和歌浦玉津島神社 -名宝・歴史・風景-	和歌山県立博物館	平成 4 年 (1992)
和歌の浦百景 -古写真でみる「名勝」の歴史-	藤本清二郎 (東方出版)	平成 5 年 (1993)
万葉 和歌の浦	村瀬憲夫 (求龍堂)	平成 5 年 (1993)
和歌の浦 -歴史と文学-	藤本清二郎、村瀬憲夫共編 (和泉書院)	平成 5 年 (1993)
和歌浦物語	柏原卓編 (和泉書院)	平成 8 年 (1996)

資料名	編著者・発行者 ※ () 内は発行者。 記載ない場合は編著者と同一	発行年
よみがえれ和歌の浦 -景観保全訴訟全記録-	和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録刊行会 (東方出版)	平成 8 年 (1996)
和歌浦 -その景とうつりかわり-	和歌山市立博物館	平成 17 年 (2005)
和歌祭 -祭を支えた人々、祭に込めた思い-	和歌山県立博物館	平成 18 年 (2006)
和歌浦天満宮の世界	和歌山大学紀州経済史文化史研究所編 (清文堂出版)	平成 21 年 (2009)
和歌祭 -風流の祭典の社会誌-	米田頼司 (帯伊書店)	平成 22 年 (2010)
和歌の浦 -その原像を求めて-	和歌山大学紀州経済史文化史研究所編 (清文堂出版)	平成 23 年 (2011)
和歌の浦学術調査報告書	和歌山県教育委員会	平成 22 年 (2010)
名勝和歌の浦保存管理計画書	和歌山県教育委員会	平成 24 年 (2012)
名勝和歌の浦	和歌山県文化遺産活用活性化委員会	平成 24 年 (2012)
歴史的景観としての和歌の浦	藺田香融、藤本清二郎 (ウイング出版部)	平成 25 年 (2013) 増補版
和歌の浦の誕生 -古典文学と玉津島社-	村瀬憲夫、三木雅博、金田圭弘 (清文堂出版)	平成 28 年 (2016)
玉津島 -衣通姫と三十六歌仙-	和歌山市立博物館	平成 28 年 (2016)
文化財担当者と学ぶ名勝和歌の浦	玉津島保存会	平成 29 年 (2017)
紀三井寺略誌	宮本不空編 (紀三井寺事務所)	昭和 25 年 (1950) 初版 昭和 49 年 (1974)
重要文化財護国院多宝塔、鐘楼、楼門修理工事報告書	和歌山県文化財センター	平成 20 年 (2008)
創立百周年記念誌	和歌山市立雑賀崎小学校編 (雑賀崎小学校創立百周年記念事業)	昭和 51 年 (1976)
雑賀崎のハナフリ	トンガの鼻自然クラブ	平成 29 年 (2017)
内川とともに二十年	原峯三郎	昭和 60 年 (1985)
近世都市和歌山の研究	三尾功 (思文閣出版)	平成 6 年 (1994)
史跡和歌山城整備計画報告書	史跡和歌山城整備計画策定委員会編 (和歌山市経済労働部和歌山城管理事務所)	平成 7 年 (1995)
改訂増補 城下町和歌山百話	三尾功 (宇治書店)	平成 13 年 (2001)
城下町の片隅で	三尾八朔	平成 13 年 (2001)
史跡和歌山城御橋廊下復元及び二之丸西部・西之丸第一期整備報告書	和歌山市まちづくり推進室和歌山城管理事務所	平成 19 年 (2007)
南海の鎮・和歌山城	和歌山市立博物館	平成 19 年 (2007)
知ろう歩こう和歌山城	松下千恵編 (わかやま絵本の会)	平成 19 年 (2007)
続 城下町の片隅で	三尾八朔	平成 20 年 (2008)
城下町が息づく和歌山を歩こう! 紀州徳川家五十五万五千石の城下町	和歌山地理学会	平成 20 年 (2008)
和歌山県内の 3 城下町における和菓子文化の研究 -地域文化としての和菓子文化の再評価とまちづくり-	鈴木裕範 (和歌山大学経済研究所)	平成 22 年 (2010)

資料名	編著者・発行者 ※（）内は発行者。 記載ない場合は編著者と同一	発行年
小梅さんの日記 -幕末から明治を和歌山に 生きた、川合小梅の見た風景-	中村純子企画・構成 (小梅日記を楽しむ会)	平成 24 年 (2012)
美尽し善極める -駿河屋の菓子木型-	和歌山市立博物館	平成 29 年 (2017)
重要文化財加太春日神社本殿修理工事報告書	和歌山県文化財研究会	昭和 50 年 (1975)
加太春日神社例大祭 (ゑびまつり) 渡御祭の 説明書	加太春日神社社務所	平成 14 年 (2002)
歴史の道調査報告書 (VI) -修験の道-	和歌山県文化財研究会 (和歌山県教育委員会)	昭和 57 年 (1982)
中世の村落 紀伊国賀太荘の場合	伊藤正敏 (吉川弘文館)	平成 3 年 (1991)
葛城の峰と修験の道	中野榮治 (ナカニシヤ出版)	平成 14 年 (2002)
葛城修験と中津川の山里	粉河町文化財保護審議委員会編 (粉河町教育委員会)	平成 17 年 (2005)
和歌山縣史蹟名勝天然記念物調査潰會報告 第四輯	和歌山県	大正 14 年 (1925)
和歌山県聖跡調査資料	伊藤只人編 (紀元二千六百年奉 祝会和歌山県支部)	昭和 17 年 (1942)
和佐五千年史	秦野南嶽	昭和 41 年 (1966)
歴史の道調査報告書 (I) -熊野参詣道とそ の周辺-	和歌山県文化財研究会 (和歌山県教育委員会)	昭和 54 年 (1979)
くまの九十九王子をゆく 第一部紀路編 - 京都から田辺まで-	西口勇 (燃焼社)	平成 10 年 (1998)
中世根来の内と外 -中世都市根来寺内周辺 における荘園景観の復元研究-	海津一朗編 (和歌山大学教育学 部海津研究室)	平成 21 年 (2009)
熊野参詣道王子社及び関連文化財学術調査報 告書	和歌山県教育委員会	平成 24 年 (2012)
熊野古道を歩く	高木徳郎 (吉川弘文館)	平成 26 年 (2014)
竈山神社と彦五瀬命	官幣大社竈山神社社務所	昭和 13 年 (1938)
伊太祁曽神社の特殊神事	和歌山民俗学会編 (和歌山市)	平成 5 年 (1993)
住民の心をつないで 10 周年 -貴志川線の未来を“つくる”会 10 年間の歩 み-	貴志川線の未来を“つくる”会	平成 27 年 (2015)
吾郷木本荘の歴史	松本喜六 (木本荘の歴史刊行会)	平成 19 年 (2006)
木本八幡宮御田祭・木ノ本の獅子舞	和歌山民俗学会編 (和歌山市)	平成 6 年 (1994)
岡崎村史	小坂浅三 (小坂和生)	昭和 50 年 (1975)
岡崎地区の「団七踊り」	和歌山民俗学会編 (和歌山市)	平成 3 年 (1991)
和歌山市 岡崎郷土誌	和歌山市岡崎地区連合自治会	平成 15 年 (2003)



和歌山市歴史的風致維持向上計画

平成 30 年 3 月 認定 令和 7 年 3 月 変更

発行：和歌山市
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
H P <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>
編集：都市再生課
T E L 073-435-1048 F A X 073-435-1117
E-mail toshisaisei@city.wakayama.lg.jp
文化振興課
T E L 073-435-1194 F A X 073-435-1294
E-mail bunkashinko@city.wakayama.lg.jp
